回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な言葉はない。
1件1件解決して行くしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方局は本庁の指示どおり仕事をしており
このような事態になっているとは知らなかった。
この問題は今回の騒動で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁局より指示されたことを確実に実行するようにした。
本庁に保険者として保険制度を運営している自覚がなかったことが問題

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人、時間がかかるが解決していき、信頼をとり戻す必要がある。
具体的には、一番流れや事実を知っている OB の活用が一番と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者全員に年金権をと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何とか一体、一体解決をと対応した。
(問題は、解決していく方法がわかりかけた時、息口を去った)と

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識はありません
報道があってから

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

氏名・生年月日等基本的事項について、国等について公的機関まで確認されるが、それについては、本人(知事等)の届出に基づいていたため、事実との相違が生じる、この点の取扱いについて、政府管掌の要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金については、住民票あるも本人の居住確認できない(国保についても同様)の者(=未加入者)の存在は承知していた。
(別管理)
(オンライン入力用)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記については本人からの申出のない限り対応できない。これは本人の認識以外に対応の手段はないと考える。これは厚年の複数手帳番号の取得も同様で、本来の第一と思うが、個人の問題から対応不可能であると考える。
これに対応する専任職員を新たに配置すべきと考える。
(年金相談対応以外の職員)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

取扱の定数が不足している状態であり、もう少し多くの予算で早期に解決することが必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号がスタートした時点で統合不能となる記録もでると考えられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号がスタートする時点で、国民に対する徹底した広報が不足していたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

多じよげません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

着実に一件一件片づけるより他に方法はないのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

初めて重大な問題と認識してた。

退転後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そういった転勤を一生懸命遂行してきたのみです。

大きい流れの中で特段反省すべき点は見当たりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

✓

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道にこつこつと実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①知った時……各報道により（平19年5か6月頃）

②問題……戦時中からの記録（なくて、焼失）なので
むつかしい問題

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・職員の派遣、窓口体制の充実
相談

・制度の不備（・各種年金制度によっての番号振り
・統一的な管理

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健保、厚生年金に加入が義務づけられている事業所に勤務しながら個人の身勝手な要望により未加入者が事業所により多く見受けられていた。
昭和30年頃は年金には関心がなく健康者に特に多く見られた。
昭和36年頃は女子については年齢制限なくて5年以上の加入者は殆んどの者が脱退一時金を受給していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳(帳票名の名称)よりマイクロフィルムに移行の際の整備が不充分で未了となっているケースが多いのでは短期間に民間に依頼したのが問題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知らされてない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

そもそも5千万件の誰のものとも分からない年金記録と報道されているが、内訳がよくわからない、何年頃から～何年頃までのが多いとか、どんな内容なのか、制度発足当時は全ての被保険者は一連の名簿方式(連名簿と称していた)であった、この連名簿の一部が戦災にあい消失していた、戦後だと思うが制度が次々と改正される中で事業所作の名簿管理と個人台帳(被保険者台帳或いは紙台帳とも言う)に移行し、昭和32年10月31日をもってこの紙台帳を社会保険庁に移管し、社保庁が一括集中管理することになり(機械管理を前提としたものと思料するが、コンピュータによる管理の走りがはだったと思う)膨大な全国からの紙台帳の入力業務は職員の増員や外注に出し処理したもの想像しますが、それなどで多くの誤りが出ているのではとも思います。自分はその進達の前提とした名簿と被保険者台帳との突合事務は昭和30年7月25日から2週間しか携わっていないので昭和32年の移管時にどのような状態で移管したのかは存知しない。しかし番号の不明、生年月日の不明などの欠陥台帳は移管せず保険課に残存していたと思う。

次に、昭和35年5月？名簿方式から原票方式に移行し、資格喪失記録や資格記録の中間記録を週2回社保庁に進達し統合処理がなされていたが、統合できないものが事故リストとして返戻され調査して再進達したが、どうしても確認できないのが何件か有り、それはそのまま進達されていたと思います。これらが消えた記録になっているのではないかと思う、国民年金記録についてはあまり存知しない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度が未成熟であった時代は、年金に対する期待や信頼は薄く健康保険だけあれば良いと思われいたのも事実です、昭和28～9年？国民皆保険制度そして36年国民皆年金制度の施行で国民が年金を認識してきたと思います。しかし、この内でも5年年金、10年年金の被保険者が被用者保険に加入するとその期間は通算されないため2重加入して、年金につながらない厚生年金期間の記録が数多く有るとおもいます。

国民年金については詳しくありませんが、厚生年金の被保険者を住所管理するようになったのは昭和60年代前半、基礎年金番号の導入は平成9年1月からです、年金記録特別便等でそれ以前の記録については一応整理がされたとして、後は本人、家族の申し出により徹底調査するしかない。

5千万件の年金記録、既に死亡してる者の記録、年金につながらない記録等を早期に整理して5千万件の5分の1にでもなったとかでマスコミの報道で国民に安心感を持たせるのが肝要と思います。

現役を退いて16年余現実を知りません、どのような解決方策をと問われても答えようがありません、しかし、現職の人達が毎日9時過ぎないと自宅へ帰ってない程ご苦労されているのも事実です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者は職場を変わる都度、過去の勤務先を隠し新規に年金番号の交付を受ける者、或いは既交付の厚生被保険者証が見当たらない、紛失などの理由で、（昭和30年代前半までは小さな被保険者証なので紛失しやすいものであった）過去はW.M（端末機）の時代でなく、既交付済みの年金番号の検索ができないため新規取得として新番号の払い出しも止むを得ないものであった、ただし、年金の請求時には職歴の記入により重複番号の取消しをして記録の統合をしなければならないとは思料していた。

以上の状態は将来の年金請求時に、現にいう記録問題が生じるとは感じていた。（いつ頃とは答えられない）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

複数の手帳番号を有していた者については、その都度重複番号の取消届けの提出を促していた。（将来の年金請求のために）

反省点　被保険者の住所管理の取組み、施行の遅れ

行政庁（社保庁、社会保険事務所、職員等）の指導不足、一般的な広報指導は行っていたが、事業主、総務担当者程度で被保険者にまでの指導教育に欠けていたのでは、？

被保険者自身の認識不足、報告義務の怠慢、事業主にも責任あり。

（戦前、戦後の記録を留める名簿等の紙質はお粗末で何度もめくったため破けていたものや資格喪失年月日が定かでないものも（擦り切れて）あった、それらが事故被保険者台帳になったものと思う、それらの歴史は小生より先輩からの回答をお願いしたい。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「この問題の解決」とはどのくらいに言われても回答に苦慮する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

若い頃、社保大学校の研修で、コンピューター精度が話題になった。「機械の精度は高いが100%ではない。それより怖いのは人的ミス」との説明を受け、それが合っているのなら、年金側・受理側(事務所等)が積極的に基礎的な確認を行うべきではないかと質問した。これに対する説明者(方)の回答は、既政当局から年金に関しては請求時本人申し立により最終確認の方法が残っているので費用対効果を考えれば認められないと言われているという事だった。これを聞いて、何十年も昔のことを覚えている人が居るのだろうかと疑問を持った記憶がある。当時感じたことも一因となっているような気がしてならない。既政当局とはどこの誰だったのか更に深く質問しておけばよかったと悔んでいる。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時間

記録管理一点に絞れば、必要な人、資金を惜しめば足ざるように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の洩れがあるとは思っていなかった。
平成18年？

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

0日職員をもって速用して、調査すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在実施されている対応でよいと思う。

2. 今後の対策としては、国民総背番号制の導入が不可欠であると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成4年に退職しており、このような年金記録問題が発生するとは、予想もしながら全く認識していなかった。
また、そのような問題が存在していることについては、新聞・テレビ・雑誌等で初めて知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不詳。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　退職者
所属	本　庁　・　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金制度は本来老後の所得保障の最も重要な制度であるが、特に若年者にとっては昔も今も遠い将来の問題で、制度に対する認識が甘くなり勝ちであり年金行政に直接携わった者は、もとより政治・行政・事業主・被保険者等関係者全員の問題である。
戦前の制度創設から、戦後の混乱期を経て長い間の背景があり、一社会保険庁だけの問題ではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦前、戦後から今日に至るまでの長期間に亘る加入者記録に関する問題であり、膨大な作業であるが、時間と労力、経費を費やしても効率的に一件ずつ確認をして完結する以外に方策はないと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の所得保障の基礎となる非常に重要な記録と認識していた。また、そのように指導されてきた。
その気持ちで精一杯取り組んで来たと自負している。
コンピューターもない時代からの事務処理システムからして間違いが発生するだろうとは、早い時期に痛感していたが、公表されたような膨大な件数になっていたとは、全く知るすべもなく、知り得なかった。
これまで職務に専念して来た一職員として至極残念であり、言いようの無い憤りを禁じ得ない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１．コンピューター導入による的確・迅速な作業の推進
２．年金制度加入記録の統一化（基礎年金番号採用）の早期実施
３．戸籍、住民票と連動して氏名、生年月日、住所、生死等の確認可能なシステムの導入

時代の色んな事情、背景があり、止むを得なかったとはいえ、いずれも対策が遅れたことが大きな要因である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ねんきん特別便の未回答者に対してお元が大変な事務量と思いますが、重要と思います。
・現職者は事務量増となり大変な状態にありますので、職員の増員をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国与は'42年の住民基本台帳法の発令されて手帳番が入るようになり重複は減少していたが、国与は多くの手帳を持っているケースがあり、将来(請求時)は確認等が大変な事務量になると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◎退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去に加入していたが、申立て以外に方法がなくて解決できない、他人で未統合記録の所有者に接触できるが非常に困難と思われる。
私はかつて相談コーナーにおいて当該記録者の受理に携ったことがありますが、請求者に全ての記入を記入してもらい、持参の受け取った記憶記録と突合し、もし漏れや不突合があれば、徹底調査のうえ受理していた。
いずれにしても、年金制度の運営には加入者からの定められた正しい届出が不可欠であると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年か19年頃マスコミ報道等により知った。
それ以前「国会議員の国年保険料未納問題に係る職員の記録確認のみ問題」「脱税社会保険庁の問題」「職員全体からの申告書等流用問題」「国年保険料横領問題」等々社保庁バッシングの嵐であった。
年金記録問題とそのバッシングの流れの中で5000万件の「消えた年金」と大々的に喧伝された。政局にも利用された、消えてはいない。統合できなかっただけで加入者が請求があれば正常に対応できるものと認識している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号への未統合記録の発生については、①登録時それぞれ一人一番主義の不徹底、不徹底。②年金手帳(国民年金手帳)と年金請求書までの保存方法等。③国から加入者の氏名ふりがな、住所の未把握 ④国年加入時の基礎年金番号の大きな問題と思われる。
地方の人々数の職員は、法令と省庁からの指導指示に基づき誇りと情熱をもって業務に従事してきたと自負している。社保庁職員と十把一絡げにしたマスコミ等による過大なバッシング、ひいては犯罪者集団よばわりには強い憤りを覚えます。社保業務所職員は、窓口、電話相談等に際しては現在も過剰なまでのバッシングを受け、心の病による退職者、長期欠勤者が多くいると聞いている。悲しい限りです。又、年金制度への信頼を失わせ、転職のDとその家族へ汚名と屈辱をよせた。
今回のこの要請文書にしても、「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく……」とは恫喝ではないでしょうか。失礼千万である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金審議会で処理する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されているものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成１２年３月３１日退職する時点では、宙に浮いた年金記録の存在は知らなかった。

(年金記録問題は新聞報道等で初めて知った)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法

・ 該当者に連絡(文書)し、年金記録の確認をしてもらう。
(ただ、被保険者の住所を全部管理していないので届かない場合もある。又、郵便が着いても開封しない方も多数おられると思う。)

広報により周知を図る

・ テレビ・新聞等による正しい年金通知の報道
(興味本位の報道が多いので)

年金請求する時点で、職歴が漏れないよう確認
(第三者による、委任請求をする場合は請求した年金期間を本人に確認させることにより記録漏れの防止。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金しか担当をしたことがないが、事業主の届出を基に処理をしていたので、個人によると重複した年金番号を持つ可能性はあるが、年金を請求する時点で職歴により年金加入期間が漏れる心配はないと考えていた。

昭和４０年頃（事業所の担当になった時）事業主からの資格取得届に厚生年金番号重複取消届が添付されていて一人の方が複数持っていることを知った。（生年月日の訂正届が添付される場合もあった）
（被保険者の申出等により事業主が手続きする仕組みなので）

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

提出された資格取得届等を正確に処理することを心がけた。

５，０００万件もの年金記録を、早く処理しなかったのか理解できない。

一人の方が、年金番号を複数持てる仕組みを無くしない限り又おこる可能性がある。
（完全な年金記録を管理するには、プライバシーの問題はあるが背番号制するしか方法はないと思う。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入後、未統合、納付期間に誤りがあることは承知していたが、取り扱いの中では、件数的にも少なく、報道されている事態にびっくりしている。

又中の年金記録問題の事象中、
・ご人から保険料を納付した旨の申出があるにもかかわらず納付記録に反映されていない。
・事実に基づかず、又は報酬訂正、資格喪失させているケースに関しては承知していない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最終的には、年金裁定時にご人からの納付期間の申出があり、又、戸籍、住民票により氏名、生年月日の確認をしていた。(最終的に確認訂正)

問題は、上級庁との関係、全ての事務がご人からの届出、申請主義となっている点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本・庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年代は事業主、事務担当者、被保険者は年金について特に感心がうすかった。
被保険者も就職するのに有利(取得なし)なように訂正の届出がなされおり一人が何枚も年金証書をもっていた。また結婚しても氏名変更が届出されず、生年月日も若く届出されているケースが多かった。(女性)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 当時は事務講習会を開催(年一回)して届出の説明をしていたが出席しない事務担当も多く徹底しなかった面もある。広報紙(月1回)も事業主へ配付していた。
- 生年月日訂正、氏名変更、重複取消等の届出が相当あり処理していた。(届れのないものが記録もれとなっているかも?)
- 広報不足もあった(事務担当者、被保険者に年金の感心があまりなかった) 今は年金の意識が高まり感心も多いので改善はされていると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和43年当時の保険場で採用され、昭和44年に退職、すでに30年から60年の年月が経過しており、ご質問に対して記憶をたどることには自信がありませんのでお答えの件については回答できません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本・庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 社会保険庁が、公務員等の
[illegible]
2. 期限内(当該年)者について
[illegible]
3. 法律等の考え方
[illegible]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. [illegible]
2. [illegible]
3. [illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

組織人として、常に切磋琢磨し、業務に全力を尽くすのは、ごく、ごく、あたりまえでした。
今回の不始末は、予想外でありますが、個人的には、業務上の不正、過失の発生は想定内でした。~~今回の事態は、~~ 残念ながら、言い訳のきかない人災。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

我々の非は、認めざるをえないと思います。
1つは、歴代、住基ネット、天皇が、永年保存する。
新聞にみる言動、結果はどうあれ、一生懸命、お育てする主婦の人間にて、あるまじき思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁において方策を取られていると思うので、その方策にしたがったらと考えます。
すでに退職後20年以上が経過し、最近の事務処理も不明でこれといった方策もありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①当年の被保険者台帳を社会保険庁へ移管する前に、年金の裁定事務を行っていたが、年金は被保険者の一生の問題であるから事実に基づき、いかに正確に算出するかを念頭においていた。
従って、今のような記録問題は考えが及びつかなかった。
裁定にあたっては、当年の被保険者期間は本人の申し分と照合し、比較分析し、精査し本人の利益を排除すべく努力していた。
現在の問題がもずることは、われわれが取って替わるべきである。
社会保険庁の記録はミスがあったにしても正確に記録されているものと信じていた。

②この問題を知ったのは、新聞等で報道されてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①のように対応しようとしたかの問いには、2の年金は今の問題があろうとは全く考えず答えがありません。
新機構の職員は被保険者一生の問題であるから、十分な意識改革と緻密な作業に専念し、正確さを期すべく教育してほしいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

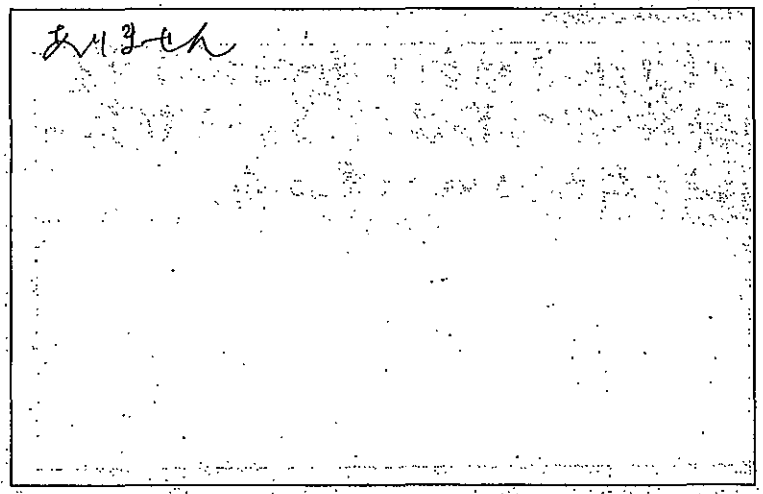
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の未統合は、最終的には年金請求時における勤務先に見つかた記録の統合で対処できるものと考えていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１人に対して年金手帳が複数枚交付されたことによって生じた問題で記録統合を早期に実施すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている問題以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便、定期便の未回答の解消を図る。

紙申告とオンライン申告を組合せても効果は少ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は、年金記録問題があるとは認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号導入時に未統合データの解消に関する努力が不足していた。
・当時は投資時代からの個人主義だったから。
・転職した場合、同じ年金番号を使用することが徹底されていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時代の変化でお方策不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

皆年金時代とはいえ、国民の年金に対する意識は薄弱で納入奨励に苦労した時代であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度のお得を国より今後の教育課程での基礎知識と会得すべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

死亡された方、無年金と理解されている方、過去の職歴の記憶のない方、無関心な方等の対応が困難であり、完全解消は無理と考える。範囲と人により、ある程度その解決はできると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入時・厚生年金は庁所・国民年金は住民票の住所の差・以前には厚生年金は住所をは握していないなかで、1人いくつもの手帳を持っている者等の統合は時間がかかると思った。年年月日の相違等本人申し立てによる適用のため統合は困難だし、本人確認時の解決しかないと思慮した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者との記録の差異を残していない事、疑義なしの確認を確保できなかったこと。

社会保険(厚生年金・健康保険)は事業主に対しもう少し責任を持たせることが必要であった。被保険者に対しても事業主が責任を持って説明する制度の成り立ちであったと思慮している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金問題、記録相談等素人(アルバイト等)では無理と思考します。指導に職員の投入が必要であり、即戦力とはいかず時間がかかると思います。したがって全部でなく急ぐ事案が処理されるが、即解決はできないと思考します。
各生の際、事業主、被保険者が各々に申請していることも事実ですから、~~年金期間~~それぞれに責任を負ってもらい、もう少し長期的に解決する問題と思考します。
国民年金について市区町村でさえ、難しい処理、収納業務を国に移管して少人数で整理整頓不能です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、大変悔まれる事なものであることは認識し報道等に努めてきましたが、昨今報道されている程ひどいのかと疑っております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以上。
地方事務所ですので社保庁、保険料、国民年金等の指示通り、当時としては人員不足の中一生懸命努力したと思っております。
（特に厚特会計）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に申し出て頂く以外ないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号以外に手帳番号を持っているケースがかなり多いことは認識していたが、それ以外には新聞報道等で取り上げられる様になってから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現行の制度にではどうにもならない。
複数持つことが(が)得ない国民総背番号制の様な制度が必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

少々時間がかかっても、年金の信頼回復のために真実の年金記録にしてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、事実と相違ないものと信じて仕事をしていましたので、特にこのような問題は想定していませんでした。

平成18年以降からの色々な報道や社会保険事務局からの連絡などにより問題を認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は社会保険事務局からの指示に従い、職員一丸となって一生懸命に年金の信頼回復に努力しました。

一般に、人の作業には間違いがつきものでありますから点検と確認が必要であると思います。間違いをフォローするための組織体制が必要であると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

保険課長
保険指導室長

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1つの年間に一度、この期間中に資格取得、喪失の該当者に資格期間証明書の交付を行うと、よいのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識は全くなかった。
この問題の存在を知ったのは、舛添厚生大臣当時からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特記事項はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者(○)
所属	本　庁　地方庁(○)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

申立て勤務事実の徹底調査が必要と思います。
○業務の事実がなかったか？
○本人が改竄に加入しなかったのではないか？
○任条件を行う為、(入社、退金)に年令(生年月日)を詐称していないか？
○勤務したところが判らない(○○会社、○○商店、○○工業、支店等々)社保加入名称が不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠意が

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上「医療管理官」 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題となるような事案は知りません。
私は昭和40年から48年まで、社会保険事務所の業務課に勤務し、適用事務から届出される報酬月額などの内容を記録する事務も行いました。
先輩方のご指導により、誠心誠意(後はおそくまで、土日も出勤の日が多かったと思います。)やってきました。私の周辺の転記もみんなそうでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録については、1人ずつ解決していく方法しかないと考えます。
・記録のもとになる事務所からの届出について本人が内容を確認して届出るようにした方がよいと考えます。(ほとんどの加入は、自分の内容を、その時点で知りません。給付を受けるときに、わかるのが今のシステムです。)
・業務内容のチェック、届出内容の年金事務所への調査、どれも、もっと人材が必要です。
・1人ひとりの教育(特に人間としての高いモラルを養う教育)が最も重要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、年金記録問題は、業務上でのミス（確認ミスも含めて）事務からの届出ミス、意図して事実と異なる届出（絶対ないとは言えないシステムですが）など様々と考えます。

２、知ったのはマスコミ報道が多くなった頃と思います。私の場合、年金事務の仕事しかしていて、年金はほとんど経験がありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「質問２」の答と同様になりますが

１、人間教育

２、ミスを防ぐシステム

この２つが疎かになったことが反省点と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題については
全くありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者又は年金被保険者の申立に、年金記録の訂正する正当な資料があるのか一番良いが、資料がない場合でも申立が妥当と認められるかと審査を行う機関が容認出来る場合は記録を訂正して良いと考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. ①自分も共済年金の被保険者であり，将来年金受給者になる身分ですから，年金記録は大事なものであると認識しておりました。(自分の場合，将来に備えて給与明細を全て保管していました。)
② 国民年金被保険者，厚生年金被保険者の年金記録については，記録を社会保険庁へ送信したときは担当者が入力したものを係長なり課長がチェックして誤りがない様に努めていたと思う。
2. 小泉総理の任期末に国会で取り上げ議論された頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 自分は [redacted] として勤務しておりましたので，年金相談あるいは，ほか被保険者の年金記録について実会と誤りがないか確認としておりました。
2. 現時点でみた場合は，年金受給が近づいた人だけでなく，若い被保険者であっても，せめて5年に1回程度でも本人宛に年金記録を送付し，確認のうえ返送して貰う様(至便なHPが望ましい)制度化すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の問題解決の方法は思いつかない。
(原因の所在が多岐にわたるため。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所等の現場では、厚生省(当時)社会保険庁の通知、通達に沿って、どおりに、被保険者データを進達、報告してきており、今回のような問題が生じるとは、全く考えていなかった。収録されていると思っていた。

今回の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○トップダウン式の業務命令であり、地方、個人単位で、できることは無かったと認識している。

反省

○現場の声を、中央が聞こうとしなかった。

○基礎年金番号制を導入当時、中央では
・被保険者自身の申告を優先して年金請求を受付ければよいと、ある意味で過信していたのではないか。
・繰り返し、一報ごとに報告すべきであったのではないか。早い時期に統合するよう周知するべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は本人の請求事項であるため、裁定請求時に本人の職歴(納付記録)と照合すれば、未収録未統合問題は解消されると聞いていた。
(基礎年金番号等への ころ)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1). 社保庁(本庁)の認識のあまさと問題の先送り。

(2). 解決に向けての予算措置不足。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) 〈事務所長〉 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者(受給者)の意志を尊重することがベターと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金業務が多忙でもあり、それほど大きな問題が発生するとは思っていなかった。
・年金手帳を複数持っていたり名前を漢字だけで合わせるなど少し疑問もあったが、年金裁定時にほとんど解決できると思っていた。
・国民年金未納が国会で取り上げられたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時の年金法令や規則・通則に従って事務処理を行なってきました。
・日本の年金制度は国民皆年金であり大変立派な制度だと思っています。早急に現在の記録の問題を解決することはもちろん、今後は国民総番号制にすべきであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件々確実な処理しかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

まったくこの様になるとは認識していませんでした

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 役所が管理している記録に不備があっては国民不信を招くことになる
- 平成19年度

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 加入者等が記録を確認する機会を増す
- 事業主が手続処理についてのチェック体制

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不詳

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような事は知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　＊平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①一刻も早く「年金制度とシステムに精通したプロ職員」の育成が急務である!
・「生活費稼ぎ」のOBは採用すべきでない!(人材低下になる)
・早期の解決のためには、土曜日・日曜日や1日2000円くらいで働いてくれる気骨のあるOBを採用してやらせるべきである!
・郵便局の活用は全く意味がない!明らかに税金の無駄遣いである
・60歳前後のOB職員を中心に活用し(職員には相当の準備を要求させる)
②社会保険労務士の活用はその場しのぎで問題解決にならず!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題だけが大きく取りだたされているが、オンピア等の施設作りに無駄な税金を使った責任の方が大である!
本来やるべき事業に対する職員のパワーが業務に直接関係のない無駄な施設業務等に費やされていたことは社会保険庁の責任である! このような無駄な事業のため、現場の職員に被害が生じ十分な業務の検証(年金記録の事後確認)ができなかったため起こるべくして起こった問題である!

基礎年金番号導入時から問題が存在することは知っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は国の責任として在職中は記録問題に真摯に取り組んだ。

職員の危機意識が低い! 昭和30~35年代に採用された先輩職員のレベルが低すぎた。(特に地方の)
また、記録問題発生後の業務センター職員のやる気の無さには驚いた。特にある程度の年令にあるセンター職員のやる気の無さはひどい! 業務センターは姥捨て山か!
(男性)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるが1件1件具体的対応をとる以外方法はないものと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代中頃から50年代にかけ厚生年金被保険者記録申立リストの件数が増えてきたこと。また、それらの記録の確認(整理)が困難なものが相当数あったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時点においては、自分としては具体的な対応策を見いだすことはできなかった。
ただ、全労会事務所の問題として対応していく必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・街頭相談(拡充)
・施設等の訪問相談
・町内会相談
・電話相談(世帯員単位)
・国勢調査の活用

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[在職中はありませんでした。退職後平成19年頃知りました。]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[制度上の問題があり地方公共団体の対応はできなかった。]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応で早期の解決を願っている

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道により知った
在籍当時この様な事があったことは知らない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本　庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

規模にそって的確に仕事をしていたつもりなので特に問題との認識はなかった。
但し
年金番号の二重了番の払出（同一人）
氏名・生年月日の会話と異る届出
厚生年金加入者の住所を管理していない
等により番号統一により同一人との判定がむずかしくなる

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

研修会、講習会、説明会等において、正しい届れを行うよう依頼した。

もっと早くから神保険者の住所管理を行う必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別添の年金記録問題の事項以外に承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者等の積極的な協力のもとに現方策でよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金裁定時においても本人の記録と庁の記録等で何の問題も生じてなく適正な事務処理が行われているものと認識していました。
なお、最終となる裁定申請時点において食い違いが生じた場合はその際に訂正するという事務処理で支障はなかったと思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務多忙の中にあっても行政サービス業として対応してきたところですが、請求することが前提になっているため、お役所的な事務の取扱いを行ってきたところがあったのかも知れません。
そのため、今後も、定期便、インターネット等の活用を含む情報提供の徹底を図っていくことが必要であると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

ただし、数十年前の紙の記録の保存状態などは、世間一般には知られていないのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今だに、手帳の記号番号で、取得や喪失の記録がWMで見られない記録が多数ある。いわゆるカセットオープン等を完全に済ませて、調べやすい体制が必要である。WMの増設も必要であろうし、より熟知した人も重要である。人員数だけで解決できるものではないと常々考える。短期間で期限を短かくして、件数だけ上げても、その中に、見おとし、調査不足があったりすると、同じくり返しとなる。多くのデータ類の整備と共に調査にあたっている方々の研修も、より効率を上げるためには必要であろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していたことはない。
問題として、マスコミ報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人の反省点でなく、社会保険庁全体の反省と考える。特に地方においては、常に庁の方針に基づき正確な処理に長年努めてきた。また、住民に対しては常に公平を第一に日々の業務に務めてきた。第三者委員会が設置されたことはいいとしても、その中で国民に対して公平を欠くような扱いがされてはならないと考える。はじめに払い、国年の保険料を納めてきた方々との間に不公平が生じないよう強く望む。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが及ばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公務員として自信をもって、社会保険行政に取り組んできた。
現在問題になっている様な事象は考えも及ばない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ノーコメント

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の記憶を大切にすればよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳番号をたくさん冊も持っている被保険者がいた（就職するたびに前の所を届けずに新しい年金番号を作っていた被保険者は多くいた。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人から昭和36年4月以降の記録を参考にしながら本人が就職した年令に近のぼって職歴を聞いて対応し、重複番号を整理しながら対応した。出来るだけ相談者の記憶を引き出す努力をして本人確認するようにした。

昭和60年以前は就職する時に年令をいつわっている者と氏名をいつわっていた者が多く本人確認するのに大変だった。又手書台帳や記録検索が解読するのが困難を極めた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和24年社会保険庁に転職以来年金記録に関する仕事に直接従事したことは無いが厳格の物差不足のため台帳の閲覧は勿論よほど特殊な方のご分等と長期に亘る年金記録としては当然ではなかった。それ以来数次に亘る機構化が図られ現在に至っておりますが転勤は一生涯公と仕事として責を負うべき現在一般に周知とされていることは誠に心外に思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

転勤を続けて35年を過ぎた現在申しようがありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間で解決する効率的な方法は考えられません。
年金記録問題解決に向けて現在計画している方法により地道に一歩一歩解決していく以外方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在するのを知ったのは、いわゆる年金記録問題がマスコミで大々的に報道されたH19年6月頃だと思います。
基礎年金番号が導入された時点で、年金記録と本人の記録がはなれすと照会したにもかかわらず本人からの回答がなく統合できていない記録があるとは知っていたが、報道されているような「記録の統合は裁定請求時でよい」という認識は全く持っていなかった。また報道であるような膨大な記録が未統合であるとも マスコミ報道と同じく知ったので、年金記録問題の解決には膨大な時間と手間がかかると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本庁よりの指示に従って対応していた。
・反省点としては、記録の管理方法に問題があった。
例えば、本庁において保管している紙媒体による記録を磁気媒体に変換して保管しておき、同一人の記録であるかどうかを磁気媒体どおしで短時間で容易に確認できるようにしておくべきであった。
(紙台帳による記録を磁気媒体化しようとしたが予算が認められずできなかったと聞いている。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている問題以外は特には知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件を地道に調査するしか解決はむずかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職期間40年のうち約30年間が国民年金特別会計に所属していたため、厚生年金の問題についてはほとんど分りません。
国民年金については、オンライン化された当時、紙台帳もマイクロ化して下が、これが全件についてマイクロ化されなかったのが残念です。
予算要求するも、庁(業務センター)の考え方により認められなかったと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全部マイクロ化できるよう要望しましたが予算内では無理でした。
現時点で「納付したはず」「免除申請したはず」等々訴える人に生の姿で回答(対応)ができると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・大切な年金の記録なので正常にもどできなければならないと思いた
・平成22年　19年4月頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員一丸となって対応しようとした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全般的に総務、企画関係の仕事が多かったためとコンピューターによる打鍵処理が社会保険庁で行なわれていたため余り意識しませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最近はIT社会になって事務的にはかなり中間管理監督者がいなくなりチェック体制が遅らせている様に思われます。制度上止むを得ませんがこれを補うためには研修による意識とスキルの向上が大切と思います。[redacted]笑顔でオープンに人づくりを考えブレーンストーミングを始め年間20回を超える研修、ミーティングを行ない、従業員全員に営業活動を行なわせ意識の昂揚とスキルアップをする事なった結果だと思っています。

年金問題についても単なる事務と考えずに、経営の中の一部であり、大・中・小の目的意識の中で考え処理していくことが肝要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年代の初め頃 厚生年金の被保険者名簿と旧台帳の突合確認をしており、確認の済んだものには（済）の印を押しており適正な処理がなされていたと確信しております。
それが発足した頃は また年金意識の低かった頃で「健康保険には入っても年金には入らない」とか「退職したら直ぐ脱退手当金（一時金）の方を選ぶ」といった風潮で「加入期間が短縮になる」と言っても「結婚資金の足しに」といった意識の強い時代でした。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金事務というのは、全国民相手で膨大な量となります。又長年に亘って継続されるものであるから出来る丈省力化も図らなければなりません。その為には先ず国民の意識の昂揚（PR）に力点を置くことが一番で事務は出来る限り省力化を測るべきだと思います。本人が在任（報酬月額は記入しない）も記入したものも就職及び退職時に申告所号で確認を兼ね自己管理するのも一方法と思います。
国民背番号と共に。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在すすめておられる方策以外に特に良策はないのではないでしょうか。
30年も前に遡れておりますので、よい智恵も浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録とか、未収金の記録とかある事など想像もしておりませんでした。

マスコミ等で報道された時点。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の現場の第一線で業務に精進してきた者として、こんな内容加えてること自体憤慨しております。

私は、厚生年金関係のみの経験しかありませんが、地方の現場職員は皆それぞれの業種の多くの中で、自分を信じ、仲間を信じ、組織を信じて精一杯頑張ってまいりました。従って今回このような内容加筆した事自体、悔しいやら情けないやら一杯でございます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	○本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主から
・既に年金番号を持つ人を、初めて資格を取得する人として届出をする場合があるなど。（年金番号重複取得）
・氏名、生年月日等が誤って届出されることがあるなど。（未統合記録の発生）

知った時期を特定することはできません。定かではありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主（事務担当者）の指導の徹底。

最近の事務処理システムを承知しておりませんが、
・資格取得届に本人の資格関係が確認できる書類の添付を求めることは出来なかったか。
・受付書類事務処理後のチェックを一層充実することが出来なかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一生着説が発目に。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務講習会、その他機会のある都度具体的な例をあげ説明をした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録処理のミスは昔からあり、判明した時に訂正していた。
仕事(業務処理)は一生懸命していてもミスは発生する。
問題と認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長い歴史の中で種々の問題が複合的に絡み発生した問題と考える。
(判明)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、正確に処理されていたと思っていたので、別段これという認識はしていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時代年金記録について、問題は生じなかったので、対応は考えていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　㊟退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ㊟ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金については、制度発足当時から紙台帳により記録が管理されていた。市町村から回付された年金手帳の検認台紙から、その後は納付済証明書（正式名は備忘）から手作業で転記していた。従って、人為的ミスは当然考えられた。しかし、40年ごろから納付記録のオンライン化に伴い「さん孔テープ」による納付記録の進達（社会保険庁へ）が行われるようになってからは、毎年、又は数年毎に市町村が保管する納付記録と突合して正確性を保持していたため、現在の記録が世間で言われるほどの間違いがあるとは思われない。ただ、社会保険庁の収録作業の段階で発生する記録の不突合分（必須項目の氏名がカタカナであったり、生年月日との２項目のみであったため発生する疑重複など）については、社会保険事務所で再調査を行っていたが、住民票が不在者扱いの者やその後市町村からの転出して新住所地での届出がない者は、確認のしようがなく社会保険庁に返戻していた。それがどのようになったかは不明であるが、社会保険庁では年金の裁定請求時に本人の申告に合わせて、修正して給付すればいいと解していたのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金制度は、自営業者や農林漁業従事者など不特定層の方を対象としており、加入から年金の請求まで本人請求主義が採られたのはやむをえない。そのため、我々国民年金制度従事者は、市町村・納付組織をはじめあらゆる広報媒体を利用して制度の周知に努めてきたところである。また、記録の管理についても万全を期してきたところである。

今になって制度を知らなかったとか、加入届や住所変更届の未届のため、納付要件を満たさず、欠格者になるのは本人の責任であると思う。また、制度には不服申立て制度があり、決定に不服がある者は、申立て者側が、反証の材料を準備するのは、訴訟法の建前から当然のことであり（他省庁の処分も同様）推測で処分を覆したり、時効を撤廃するなどと行えば、現場の職員も立場がないし、ごね得がまかり通り、将来的に行政を進めていくことが出来なくなる。幸い国民年金では、社会保険事務所や市町村では記録の保存をしており、記録も正しく反映されているので、従来どおり、法律に基づいて、自信を持って事業を進めていけばよいと判断する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和41年に社会保険事務所の国民年金担当者となって、市町村から送られてくる検認台紙から紙台帳への記録の転記作業に従事した。その際、紙台帳の配列順の誤謬等により転記ができないものがあり、職員総動員で台帳を探して記録を行っていた。また、42～43年ごろに始まった賃金による納付記録の進達（鑽孔テープによる）の際、職員との読みあわせを行っていたが、十分にできていたかというと自信が持てない。しかし、職員は年金記録が将来、被保険者の給付につながる大切な記録であるという認識から、毎年（大きな市では数年毎に）、市町村との記録の突合を行って、正確を期していた。

その当時、未納徴収や未適用者の個別勧奨が行われており、戸別訪問をする中で、年金制度拒否者の説得や納付拒否者及び貧困等による未納者が多数存在した。拒否者には長時間にわたり制度の必要性を説いたが、説得に応じなかった者が無年金者になることは本人責任である。また、貧困者には、玄関先で納付書を数枚に書き換え分割納付させ（とりあえず、手持ち額のうち数か月分、あるいは奥さんの分だけとか）後日の完納を説得したが、後日わざわざ自分で納付した者は少なかった。従って、現在問題となっている配偶者は完納で、本人が未納というケースは多々あったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度が多種多様の階層の方の年金制度であり、将来、生活保護制度に替わるものと認識しており、我々は、誠心誠意、住民の年金権確保に努力してきたもので、国民の皆さんから後ろ指を指されるいわれはない。特に、地方職員は、すべて年金法、通知、通達集、社会保険庁の研修制度などで知識を習得し、個々の判断を要する問題については、厚生省、社会保険庁の指示の下、進めてきたもので「社会保険事務所の職員が・・・」といって批判されることはないと思っている。ただ、60年代に入って、国民が年金離れを起こし、国民年金の未加入者や未納者が急増してきたにもかかわらず、社会保険庁が組織防衛のため、保険料方式に固辞してきたのは、問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別に考えた事なし。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法に従い正しい届出のできている被保険者には
問題は起きていないではないでしょうか。
社保の事務処理ミスは大変多くに思います。
おれだけ一生懸命やってきたのに一人損とは
寂しいことです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦中、戦後の資格記録から、名簿、台帳、我様文書
理方式による事務処理の経過のあった中、人一番の基
礎年金番号設定した前後の記録とは整合はとれない
と思う。
旧方式は事務処理では番号重複も氏名も生年月日
確認がむつかしい。申出(申請)どうりで、正しい届出
はお願するしかなかった事項です。それら問題
解決には本人からの申出(請求)がないとスムーズな
統合はむつかしい。
消えた年金でなく5千万件保管されているので職
下等の申立(請求)の協力を頂く外ないと思います。
記録はあるので必要性の高い順に不満のないよう調査し
てあげてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

30年・40年と長期管理が必要な大切な記録である。
時代にあった事務処理規定に基づき「3S」をモットーにして増大する事務に対応してきました。
年金番号は1人1番であるべきが重複番号となり又通称の代名・若帰は年月日の届出に確認・取り締り方法のない中で正しい届出がなされず複雑となり問題は大きくなると思っていました。
基礎年金番号設定ができて良かったと思いました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿方式から台帳方式、機械方式の変更の中で制度停滞の整理がしたいと常々思ってきたと思っていました。
あとは、制度の改正により早急に1人1番制になることが最善の解決策と願っていたものです。
社会保険の事務処理ミスがあり気すどくと思います。
政府・行政・事業主・被保険者の対応の厚さと認識が薄いと思います。
あなただって主張したくない保険料

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長[redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後32年6ヶ月が経過し、かつ31年間の在勤期間中に年金関係業務である資格係業務経歴は僅か43/11～44/3の5ヶ月間のみである。代わる業務履行には単に指導等かしたものであり、今回報道されているような活躍にはむしろ懐疑している次第です。具体的な教示等は不可能と申し上げてよいところである。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あくまでも想像であるが、違っているかも知れないが……。当時から市町村別で事務所別の国被保険者通名簿(B5版サイズで厚さ約3～4cm位か)から現行の個人別単一台帳？であるが、これが切替更新作業段階で問題点が生じたのではと考えられる。

岡山県では、これが実施前日、作業上のマニュアル等の指示通達もなく、臨時処理の実施で乗切った可能性が高い。何故かと言えば、当時私の所属事務所では国民事務は実施していないのに拘わらず、昭和37～38年頃他事務所に伺った際に初めて国民されているのを知った記憶が鮮明に印象として残っている。

したがって、旧通名簿(現存保管さん、或いはマイクロフィルム化されていれば……)と更新台帳との照合点検で誤納、脱落漏れ等の発見に努めるのも時間的問題があるかも知れないが、一方途ではないかと推量される。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1欄で述べた如く、年金記録の問題という事故につき、今日初めて問題視されること自体が不思議である。在籍中における職員の思想的はもの(労組結成は昭和44年～45年頃以降ぐらい)として顕著なもの或いはオルグ的なことも皆無であり、頭痛の種となるものも誰にもなかったと言っても過言ではないと判断している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の退職後における発生事故と考えており、過去のものとして反省などを申し上げる事項はない。

公務員としての在職期間37年よりも、退職後より今日までの期間32年6月のほうが長いことでもお判り頂けるのでは、いかが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和26年に新設の社会保険に採用され厚生年金旧台帳の書換え
や被保険者台帳の整理を担当しました。
質問に対する答になるかもしれませんが、当時は「年金は先の
こと」という認識から、事業主、事務担当者とも制度を理解せず、年金証
は私物ごとに新規扱いする等、届出全般について問題山積でした。
このため毎月新規適用事業所説明会、毎年5月ブロック別全事業所事務担当者会
8月算定基礎届現地受理等により手続き等の徹底と図り大中に
改善されました。
その後、社会保険事務センターへ行政の書類送付、オンライン、コンピュー
ター処理となり、順調に処理されているものと認識していました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン後の問題は認識していませんが、事務処理の弱次
について。過去の記録は、本人は記憶が薄れており、当時の事業所
事務担当者が一番よく知っているはずで、事業所には厚生台帳や社会保
険の届出控も保管していると思います。従って事業所へ文書照会
するのが一番確実な方法と考えられます。
ただし書類の保存は事業所ごとに違うので、古いものは廃
棄している可能性がありますが、厚生台帳は保険料控除証記
録もあり比較的長期間保存していないようです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私どもの時代は 前記(質問1)記述のとおり 徴収一元化となって一生懸命 社会保険の適正化に努力してまいりました。
従って 他府県のことは 人事交流が無かったのでよくわかりませんが、国税局においても そのような問題を聞いていませんし、私もありません。
(追伸)
マスコミは種々批判していますが それは一部分で 多くの徴収機構は年金制度を理解し 誠心誠意 徴税に精励していると自負しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(記述有時)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多数の年金番号を所持している被保険者がたくさんいた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名寄せ等により、そのうちいくつかの記録が判明しても全て判明するには至らず、その者から照会があった場合は来所する様依頼し、事業所名の頭文字、所在地等をお教えすることにより記録の探索に努めた。

一人一番号について、被保険者への公報が不足しており、事業所においても、事業主が当該担当者への指導、~~被保険者~~個人別による年務説明会等により、もっと積極的に依頼すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 (j. 事務所課長級以上) k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録の統合により年金額が減額となる例がある。
年金担当の係でないため具体的は分かりません。
(過去にも担当していないため)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法律や規定等も関係が有ると思うので方策は、
分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統一されるまで、それぞれ年金番号を持っており、又、被保険者が就職する時、年齢を若く申請しているので、年金手帳を紛失した場合や本人が忘れた場合など統一するのは難しいのではと昭和62年頃に思いました。

現在のような記録そのものが消えるとは思ってもいませんでした。また、旧台帳ですが、オンライン化されていない部分(紙の古い名簿や台帳等)が有る事も知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

できる限り事業所を通じて被保険者の方へ必ず年金手帳を紛失しないようお願いしてました。

また、事業所を通じて届書へ手帳を添付するようにお願いし、年齢等(生年月日)を確認していただくようお願いしていました。

しかし、保険証の交付を急ぐためか、前勤務先を知られたくないためか、年齢が若い方が就職できるためか、分かりませんが新規に年金番号を求める被保険者もいました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者記録を本人に確認してもらう事が大切です。特に年金制度に関心の薄い方々への記録通知を繰り返しする必要があると考えます。

通知した加入記録の相談場所についてですが、社会保険事務所の窓口が最適なのですが、地理的に窓口への来訪が難しい方もいらっしゃると思うので、住民の身近な機関、例えば市町村の窓口等でも相談対応することは難しいでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年の基礎年金番号導入後、基礎年金番号に未統合の記録があることは認識していましたので、社会保険事務所の窓口に相談に来られたお客様には、その都度、記録の統合指導してきました。
しかし、5000万件もの未統合記録があることまでは、地方の社会保険事務所では分かりませんでした。報道がされて初めて具体的な実態を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談者に対して、年金記録問題があることを常に念頭において、問題解決への説明を丁寧に対応しました。
過去の考え方に、未統合記録については、年金裁定時に統合すればよいとの思いがあった点は反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員の増員を図る体制強化により、事務処理を集中的に実施するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道により問題の存在を知りました。大きな問題であり早急な解決が必要と思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はありましたが、あまりに大きな問題であり、一人では難しく、体制整備して優先的に対応するしかないと思います。

複数の目でのチェック体制がしっかり取れていなかったのではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-101

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の事象については、平成19年3月退職以後に発表され、在在中には、これだけの事象及び件数があるとは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-102

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、転職する際に何回も新しい年金手帳(被保険者証)を受けていた人が多数存在していたこと。(男女共通)
(当該人の記憶をもとに「ねんきん定期便」の定時通知を探し出したことより。)
2、転職する際に、年令を一つ若くしたり、名前の一部を変えたりして新しい年金手帳(番号)を受けていた人が存在していたこと。(女性)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号制が導入されており、「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」等の継続実施により記録を統合するしか方法がないのではないか。
(当該人の記憶が明確であることが重要。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-103

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金相談の際などがあったことは、女性が生年月日をいわれていたことです(特に生命保険会社)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納めていないものまで納めたと又は扱されている今のやり方では解決策は無い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は紙台帳を進達していたが、必ず複数人の目で確認をしながらやっていたので、このような問題は信じられない。本庁においてしっかり管理していれば良かっただけのこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理に対する認識が非常に低い職員がいたとしか思えない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	(本庁)　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-104

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

和人主人特別便の送付により加入者自身の確認として送ることにより信頼が広がってゆくと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手帳を複数所持している人が、将来の年金受給時に
記録の整理が必要になると考えていた。
様々な理由で複数所持となっていた。年金制度という点より
基礎年金番号が導入されれば、それを境なかに解消される。
平成9年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

複数の手帳所持者に対する広報が足りなかったのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　94-105

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の皆様のご理解を得るためには、組織、職員が一丸となって、淡々と着々とやるしか問題の解決の道はないものと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私を初めとして地方庁の職員は、日々の業務は適正に処理しているとの認識でおりました。

年金記録問題が2007年5月に表面化した時は、信じられない気持で一杯でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員一人ひとりが社会保険庁の信頼回復のために、自覚してそれぞれの立場でやっていくしかないので、そのための体制づくりの必要性を痛感し、実践のため痛心いたしました。

社会保険制度の届出は事業主の届出が主であり、その届出に誤りがあったことは否めないのも事実です。
特に雇用する際の生年月日の詐称(雇ってもらうために若い年次を事業主に申出したりする等)があったことも事実であります。
こういったことから、未統合の記録の総べてがあたかも職員の事務処理誤りであるかのごとくのマスコミ報道には怒りを覚えました。
統合できない記録の中には、このようなケースもあるとしての対応、今さら詮無いことではありますがマスコミを通じて国民の皆様にもご理解を得るべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-106

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については 国民の皆様の御力を得ながら、また、本庁、地方の職員の懸命な努力により、1件1件 地道に解決に向けて取組みされていると思います。

私も 平成20年7月に退職した以前、地方社会保険事務局の作業班の一員として年金記録の確認作業を行いました。

「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」を加入者、受給者に送付し記録を確認していただくことが解決の策しかないと思います。

名寄せ等で本人様の記録ではないかの疑いの強いものは、本国各者に対して電話照会等で確認を行う等努力が必要と思います。

退職後は、解決に向けての進捗状況はわかりませんが、事業所名の検索システム等出来るようになったと聞きました。照会に対して迅速な調査が出来る体制が整えられていることは良いことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大きく取り上げられるようになった平成19年頃まで、これほど大きな問題が存在していたことは知りませんでした。

基礎年金番号への統合は年金請求時等にはすべて完了していくものと思っていました。

オンラインシステムを使って氏名検索、事業所検索すればすべて解決すると信じていました。

今回年金記録が発生し、社会保険事務局の作業班の一員となり年金記録の不備なものが存在し、これまでしていた氏名索引だけでは抽出不可能な記録があったことがわかりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険は加入者一人一人の長年の被保険者記録を保管し正確な給付をする。これが年金制度が出来て以来先輩方から今日まで続いていると認識していました。

オンラインシステムによる事務処理する以前は手作業により記録を作成していり、社会保険事務センターに送達していましたので、送達した記録はすべて正確に保管されていたり、オンラインになり引き継がれていると思っていました。送達した後に事故リストなるものが送付されて来ていましたので当時補正し再送達していました。

国の行う業務は正確であるという信頼感が私達の職場で失しなわれたことは、この仕事に一生をささげた者として残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-107

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ち逃げ知にいない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者であり続ける全ての住所は管理できていないため、
時間と労力をかけるしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が発生するとは思いなかった。 問題の存在は平成19年頃知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点は、被保険者記録に不安を早く解決すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　~~地方庁~~
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-108

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけた調査。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録は正しく処理されていると思っていた。
退職後 新聞報等等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-109

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合・未収録の記録がこのようにたくさんあるということは、知らされていなかったと思う。
・退職後にマスコミ報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・すでに退職しており、何も対応しなかった。
・このような結果になったことは、申し訳ない気持はあるが、ずさんな仕事をして来たつもりはない。
どうすれば良かったか考えが浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-110

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録管理の責任が国にある以上、この国の年金記録問題の事例を参考に、思い切った対策方法を策定し、早期に解決を図ることが大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○市町村のまいは地方庁で処理した記録を社会保険庁へ送達，社会保険庁でその記録を外注，あるいは社会保険庁の職員でデーター化していた訳で，現場より元の記録を修正する機関が多ければ多いほど記録の相違は一定程度は発生する。
それため，記録の整合性がない場合は，社会保険庁から年改り分等として，現場へ照会がなされ，現場が当該記録を補正して再送達する方法がとられていたので記録の不整合がこれほど多数発生するとは考えられなかった，現場の職員は，社会保険庁の指示により一生懸命，職務を全うしていた。
現，長妻厚生労働大臣が民主党の議員とて，年金記録問題を取りあげられ，様々な指摘が多くの被保険者，受給者等から寄せられ，記録問題の検証をする政治が問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金記録問題が発生して以降，国民の皆様の信頼回復に向けては，現場職員含めて社会保険関係が一致団結して，全力を挙げて解決に向け努力する以外にない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-111

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている対応で良い事と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。
退職後です(具体的な問題として)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の空収のあり方も現在の仕組では無理かつあると思います。
空収の一元化が実現され年金制度がもれなく確立する事が急務。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-112

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、会社からの厚生誤りは相当あると思います
・試用期間後に取得させる
・生年月日を本人が意図的に変えている
・代名を源代名で届ける。
・手帳も会社を変る都度新たに交付を受ける(会社に転延を知られないため)
※・転勤時に元の喪失、新での取得年月日が相違している
等々いろいろとあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から現場では、旧台帳の収集や名寄の保存(マイクロフィルム化)など本庁に要望していたはず。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時要望したことが迅速に対応されていれば、今回の様なことはなかったのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-113

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事務的なミスも多数あると考えられるが中には、
・勤務していても未加入者が存在する(建設業・タクシー・運送業下請等)
・名前貸しが存在する(生命保険会社の臨時もしパート勤務者等)
・就職時の氏名、住所等の虚偽申請及び詐称等が存在する。
・会社が勝手に年金をとっていると本人が知らない、認識がない又架空の年金が存在する、本人が無断で退職した場合は処理が不明確。
・職場を転々して加入しているかどうか本人が知らない等。
不整合、不完全な記録は存在するものと考える。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金時効の様に一定の期間に本人に確認を求めると同時に年金請求時に公的年金未加入期間(短期間)の確認と本人の異議がない旨の同意を受ける様に様式を変更する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来受給することのできる年金のための記録であり
被保険者期間と同じく大切であり大事に保管
するよう指導していた。
再出等については、事業主の責任に義務付けられていた
ので不正、誤届は当然存在していたものと考
える。又、職員が不正を示唆、容認したものが
あることも考えられるものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1人、一番号を基本として、複数の番号を探して
統合するように対応の指導していた。
当時は紙台帳であり、年の作業の迅速化のため番号を統
一又は不明の場合は、新しい番号を払出し、後日判明
した場合に統合という処理をしていたことが要因の
ひとつである。
当面、1人一番号として、旧基本台帳と合体し、記録を
一元化し、就職状況では成人以降は必ず基礎年金番号を払
出し、被保険者、国籍、記録を記帳、本人の確認
を得るようにすること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-114

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に在りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対応策を、時間を要しても着実に進める以外の策はないと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主からの各種届出書類を正確に処理することが、行政の立場として適正な年金記録の管理になると認識していました。今回のような年金記録問題は、退職後の平成16年の報道、マスコミ等で年金記録の実態が報道され承知いたしました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の未統合の問題については、行政の明らかな処理ミスは論外として、大きな要因は届出主義にあるのではないか、そのように感じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-115.

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基礎年金番号が導入される以前は、被保険者の氏名、生年月日は本人の申立により会社から社会保険事務所に届出されていた。これにより、1人の記録が会社を変わる場合は、又別人として記録を管理することが多数ある。これがて個人にこのような事例があることを広報し、社会保険事務所では早急に記録を統合できない旨も広報してもらいたい。

・以上のような事例を整理するためには、被保険者等に思い出してもらい、本庁調査時点において統合、整理する方法しかないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・(質問2)での問題が、平成○年頃より年金相談・請求書の受付けをする際に強く感じていました。
・記録未確認のために多くの時間を要し、請求者が過去の記録(職歴)について記憶がなく大変苦慮しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録(職歴)を思い出してもらうため、分かっていた当時の○○同僚達の名前を思い出してもらい、そこから名簿を探がして連絡をする事例もありました。
・基礎年金番号が導入されれば以降は勤務の二重払出しはないでしょう。
それ以前について、何が被保険者の氏名、生年月日等を確認できる書類が添付されているか、受付けて事業主が確認した旨を記して回収されれば年金問題も発生しなかったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-116

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○平成１６年の「住基ネット」による確認がされるまでは、事業主からの届出に基づく記録の管理であった。
雇用条件に合わせた『虚偽の生年月日』・倒産等の事情により『偽名』での届出が総合調査の段階で多々見受けられた。

○勤務先が替った時に事業主へ「年金手帳」を提出せず、また事業主も催促をする事が面度となり、初めて「資格取得」をしたとして安易な考えで届出をしていた事例が多いい。
その結果、複数の手帳を持つ事となった。

○昭和４０・５０代の頃は、被保険者の中には保険診療が受けられれば事が足り、「年金」への関心は希薄であった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○被保険者に「一番身近な市町村」を国民年金業務から遠ざけた事が最大の損失となった。「地の利」を生かす事が出来ない。
○通り一遍の「年金教育」でなく、義務教育の中で「年金教育」充実させる。
○「年金手帳」交付時に単に郵送するのでなく、「手帳」と「年金記録」が如何に重要かを認識させることが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①「年金記録問題」は結果として、国（行政）として「政策」及び「周知」が十分に図られておらず対応の遅れは歪められないが、一方、「年金制度」に対する事業主及び被保険者の認が希薄であった事も事実です。

② 平成９年の「基礎年金導入時」に、社会保険事務所と市町村が合同で複数の年金手帳を所持している者に対する「届出の勧奨」を実施して、半年余りの「届出期間中」に膨大な件数の「統合処理」をしたが、これらの事業は公表されていない。
当時、もっと徹底した対策と国民の協力があったならば、「消えた年金記録」とされる件数は大幅に解消されていたと述懐する。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

≪「年金記録」が生じた時の対応≫
①「年金記録」の中には「入力誤り」だけでなく、過去の記録は事業主からの「届出誤り」も多く存在する事から、事務所単位に設置されている、行政の良きパートナーである「社会保険委員会」と「社会保険協会」に協力を仰いだ。
② 「年金記録の現状」・「過去の経緯」等を説明したうえで、「記録整備」に対する各企業の協力を得た。(企業の委員から、従業員・家族への「周知と指導」。)
≪現場の実態を完全に把握した上での対応が必要。≫
○「年金問題」に関する全ての情報を公にした上で、長期的なスパンの計画の基に次のステップに行かないと、益々、年金制度に対する国民の理解は得られなくなる。
○５，０００万件の記録の中には既に亡くなった者の他に、事情によって届がされた『偽名』・『虚偽の生年月日』が含まれている事を国民に説明し、理解を得ることが先決。
○「１年以内に最後の１件まで…」等のかけ離れた発言は、全く現場の実態が何も分かっていない。これでは国民も離れていく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-117

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民総背番号制にすれば良い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に本人の申立、履歴により、年金記録は整備できる物と思っていた。
年俸内閣時代のとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、
1、一定期間に本人に記録を通知すればよかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-118

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の全件数について、調べていくしか国民の不信を取り除くことはできないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた頃には、このような問題はでていませんでした。
この問題は、新聞、テレビ等の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 退職しているため、自分自身が対応する方法がなく、特に考えていません。
2. 国民年金については、以前、各市町村(徴収事務が行われたのは、町内会等の納付組織)で実施され、その「納付記録」の報告に基づいて社会保険事務所にて記録されていましたが、こうした徴収から記録の不一致などを起こしたのではないかと思っています。
厚生年金については、雇用保険と健保、厚年の三点セットで適用、徴収をしていれば、このような問題が起こっていなかったのではと思っています。
これは、これからの問題でもあると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上　医療管理官 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-119

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名案は 思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁の指示にもとづき、適正に処理をしておりました。
年金記録は、業務センターの大型コンピュータで管理され、万全と思っていました。
また、この問題を知ったのは、新聞、テレビ等で、いつ頃かは覚えていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-120

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思いあたる点がありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

方の指示に従って処理しており正しく処理されているものと思っておりました。いつごろかわかりません。新聞、マスコミ等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時、年金、住民票等で氏・生年月日の確認をおこなうが、将に女るについては氏名、生年月日を事業所を変るたび異る面出を口にした場合があり、この点を改める必要があるのでは

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-121

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・地方庁勤務者は、すべて処理して進達したにもかかわらず、整理されていない事が、原因であると思われる(社会保険庁、業務センター)(事故リストも本庁は整理してないのでは。)
・一番の被害者は、社保事務所である。
・地方では、完全に点検して本庁に進達しており本庁での整理が出来てない事に腹がたつ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・コンピューター化されてない記録が、本庁にあるなら整理すべきである
・死亡者の記録(大正、昭和の前半の生れ者)については、百々照合しても、遺族は、わからないので、消化せず処理しては。
・年金記録は、完全に解決出来ないものと思うので、どこかで線をひく事も必要ではないか(死亡者の記録は困難であるので)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 事故リストで完全に整理されていると思っていた。
- 5000万件が発表されて初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現場事務所では、点検を十分にして進達している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-122

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 被保険者の入社と資格取得年月日が相違する面が昭和40年～50年頃は多くあった。
2. 被保険者が生年月日を若くして入社していた例もある。
3. 厚生年金被保険者証が保険証様大切にされず新証を交付し、その重複取消が整理されていなかった。
4. 厚年の原票記録を業務センターに集中していたので、業務センターが十分整理していなかったのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 残っている限りの記録の整理と本人への照会。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-128

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。
コンピュータ管理されている年金記録の補正処理作業の過程で丸められた生年月日等の事象を知りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に関しては国民の信頼を得るためには現在遡られるすべての紙台帳記録とコンピュータ年金記録の照合が大切と思います。
また、全国規模による戦後からの紙台帳による年金記録の保管状況の把握も必要ではないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来給付を受けていただくためのものであるため、正確に記録を管理することが必要であると考えていました。当然ヒューマンエラーは少なからずあったことは事実ですが、記録の補正作業の過程で不備記録がたくさんあったことに驚いています。

年金記録問題が発生するまで、年金記録は正確に管理されているものと思い、年金相談等でもコンピュータ記録が正しいものとして対応していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生した後は、不備記録の補正作業をすみやかに終えるよう真剣に取組みをし、少しでも早く年金記録が正確に管理されるよう努めました。

反省点としては、記録補正を行うなかで、コンピュータでの記録管理の他に紙台帳で管理していた記録や事業主等から届出された届書等を確実な方法で管理しておくことが必要であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-124

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策以外に思当がつきません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるという認識は持っていませんでした。
退職後、新聞等の報道で問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・他庁から進達された年金記録を業務センターで機械処理(パンチ入力)した際のチェック体制が不十分であったと思われる。

・基礎年金番号が導入されるまでは、比較的多数に年金番号と新たに付されていた(資格取得届に記載されていることを前提として処理)この為、一人が複数の番号が係番するという結果につながった。

・事象発生の都度、原因と究明に対応していなかった為。
(未統合の記録)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-125

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者が再就職の時に雇用に不利にならないよう生年月日を若く偽って届けたり、過去に就職したことがないとして新しい厚生年金の番号払出しを受けたりしているケースや在日の人の通称名などで戸籍や住民票で確認をしたい。(しなくても良かった)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に確認するしか方法はないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①国民年金は夫婦が加入しているケースが多い、個人事業の場合資金繰が悪い場合は、妻が会計をしている時は当面、主人の保険料だけ納めていることが過年度の保険料徴収に行った時に実態として知った。
②厚生年金の場合、資格取得届に取得年月日を月の初日、給料日の計算日、資格喪失届に喪失年月日を退職日を届出をしているケースが多くある。
また記録については、社会保険事務所で進達箱に入れて庁の業務課に送付していたから収録されていると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①、②のケースは保険料は納付されていないので未納として取り扱う方が良いのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-126

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-127

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

分かりません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分かりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-128

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各係、部署において適正に処理、
審査を厳重にすればよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、この様な問題が、今かったので
その存在を知らない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何れも適正に処理すれば、問題は、おきない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-129

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判らない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-130

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活設計の根幹をなす非常に重要なものと認識していた。
なお、年金における資格関係の審査官による審査請求は、当時、私の知る限りでは昨年、数件程度であり、全て解決されており、現在、「消えた年金」として報道されている件数の実態については、想像すらできない状況でありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ほう大な年金記録の正確な管理を一つの省庁のみで行うには困難があると思われるが、他省庁とのチェック機能を働かせるような法体系を検討する必要があるのではないか。(例えば、現在行われている、船員保険での資格手帳での加入、脱退の届出と船員保険における被保険者資格の取得・喪失の確認と業務等のようなもの)
又、資格関係、確認通知にもとづく、本人宛ての被保険者等への通知の完全実施が必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-131

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-132

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人は加入を申告していて、
納付の時代。
① 納付になって初めて加入している。
② 会社に勤めていて、社保期間にいつの
ものへしていない。
③ 主婦は、代行(まれ女性)を納付
に来る一面もしていた。
④ 事業所では社会保険担当は
別の社員で名の職がわかって。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[手書き] 年金記録問題については全く考えられない！
当時は社会保険事務所へ進達書を送るだけで仕事は完了していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-134

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最後の一人まで……と云う意気込み　このことは大切な心ではあろう。然しそれは不可能なことだ。
これまでの膨大な労力費用を考えるとき、理政权が良く言う費用対効果も考慮すべきである。
現在進めている作業が終れば全てを終息させるべきだ。
疑わしきを容易に救済することも危険である。
これまでの努力の経過を国民に公表し終息宣言をすべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は問題意識はなかった。

問題が存在することを知ったのは国会において5千万件が取りあげられた時点です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり、対応の術はなかったが職員の一員として15万円を拠出したことでせめてもの償いと思っている。

(反省)

「消えた年金5千万件」として、あまりに大きく宣伝され、必要以上に国民に不安と不信を与えたことはまことに残念でならない。全ての元凶は社保庁にあり、と組織を解体することが改善につながることなのか、年金・医療は福祉の根幹である国が運営してこそ国民に安心感を与えることだと信ずる。直接

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-135

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職 保険課 保険指導 室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-136

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現行の方策(特別便)を出来る限り早く行う以外に思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○本庁(業務センター)指示により、地方の記録、台帳等を送付しており、センターのオンライン上の記録への収録がほぼ完備されていたものと承知しておりました。
数年前のマスコミ等の報道で、数千万件もの未統合の記録が存在することも知り驚いております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○制度上の欠陥点として、厚生年金保険被保険者資格取得時に、戸籍上の氏名、生年月日の確認規定がなく、偽名や、特に女性に多かった、年金の「さばよみ」による届出が認められた事例。また事業所を新規に適用する際に、健康保険のみの適用があることも内容を複雑にしたことも挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年1月～63年4月、健康保険、年金手帳担当の社保本庁のアルバイトの係長を担当していました。
・本庁の事走り業務を始めとして業務処理の仕方があまりにも杜撰であった。
・昭和61年頃から導入された有能機器のOCR帳票による入力処理の際も、アルバイト等臨時職員により対応し、あまりにも多い入力間違いに驚いた。(勿論、その後の状況は言うまでも無い)
・昭和60年代初頃の国民年金の資格記録の訪問確認、保険料納付勧奨、年金裁定への切替えの際も、全く同様にアルバイト対応であった。
・年金業務以外のり臨時的業務について、全てり臨時職員により対応する姿勢に大きな問題があった。
・り臨時職員のり行なった業務について、当時の正規職員は、事後の点検、呼び合わせ等のチェック業務も殆んどしていなかった。
・昭和62年、WP導入設置の際、操作説明にきた[redacted]が社保職員の能力の低さ、機械入力処理さえすれば、「間違いなく入力処理できる」という取り組み姿勢に驚いていた。(このことは[redacted]が発言し、社保職員に注意していたので、私は傍で聞いていました。)
・大局において、社保職員正規職員の責任感のなさ、やる気のなさ、積極的姿勢の欠如が大きな原因と思います。(但しそれには他の外的要因により引き起こされる)
・いずれの時点で、これは将来必ず大問題が生じるであろうことは、明白に感じた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・昭和62年頃から、事務処理面の処理にあたっても、アルバイト職員になかにまかせきりにするのではなく、必ず正規職員が読み合わせ点検するよう「処理要領」をつくって上司に提案しましたが、その上司は、方針等の多忙組合の支部長で全く聞き入れてもらえず、昭和63年4月からは、他方の社会保険事務所へ左遷させられました。
・こう言うと思いますが、当時の事務処理は物取り的な手法とり臨時的事務はすべてアルバイト職員を充てるという手法であった。正規職員を事務処理から遠ざけるよう強制
・当時は労働組合から睨まれると、人事上の差別を受け遠方に左遷される事例が多く、どうしてこんな事が起きるのか、一体誰が管理者たるのかと思うことが多かった。
・このような情勢でしたから、組合に迎合する者が多く、職員の中には組合の監視役で対応するなり、積極的に事務に取り組もうという職員は、周りに反感を買い、物言わない職員が多くなった
・こう情勢に、県の管理者(保険課長、国年課長は除く。)は全く異議に対応することなく、管理者全員の勤務システムは全くと云っていい程機能しなくなった。
ハンコ職員は、県の管理者に心を開くことなく、勉強もしていなかった。
庁舎という感覚は、殆んど形骸化していた。(何の権限もなし)
・以上のことは、社会保険庁と地方庁との関係においても言えると思います。
本庁の意向、指示は、必ず[redacted]に事務局者を通して私共一般職員に上意下達されていたのでは?。事務は当然の事ながら正確な処理を第一とするという指示を具体的に受けた事がありません。県の管理者も労働組合との関係もあって、極めて良好な関係に見えました。保険課長も国年課長も社会保険庁が本庁なり・・・・・なり山なり、なかなか苦しかったと思います。
・今更、もう申しあげても仕様のない事を書きましたが、"保険一家"という閉鎖的体質、「ケ史いことはしない当然、「当分は社会に振り廻された」本庁、県職員者、「全く積極的姿勢を見せない職員が積極的な職員になった」等の様な「世間」から隔絶した、無能・怠惰だと思っています。

回答票③ 34-137

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつきません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特効薬的な方策はないと思います。思いつきません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-138

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年に国民年金制度が発足し皆年金時代となったが各年金制度が独立して運営され制度間調整が(十分)されてない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は、加入制度が変っても個人の記録として管理。

例. Aの記録
国年、厚年、共済、……
として管理する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-139

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたが。

在籍していたとき、問題認識はありませんでした。
基礎年金番号の導入で、消えた統合、整理されるものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-140

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術しかないが時間を掛けてもすべてを解決することは出来ないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 問題とは認識していなかった
  厚生年金の記録については、きっちり整備実施して、方へ通達していた
  共済組合への照会については、適宜確認して到着通達していた、
  国民年金の記録は紙台帳については、読み合わせ照合しながら
  通達していた。
  システム切替については、読み合わせ照合後に通達していた。
- 政治の中で問題が生じたことを受けて大きな作業文があることを知った。
  基本的には、通達を受けて業務処理していた方(業務センター)に問題は有る
  地方の者は皆知っていたと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 日常業務もせい一杯過ぎてやっていたので特段の対応はしていない。
- 全国から大量の記録をかく方(業務センター)へ通達され、それをどのように処理するか真剣に対応を考えていなかったのではないかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-141

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳では、記録台帳を定期的に業務センターに送っていた。
送るにあたって現場事務センターでは、担当者ごとに個々の記録内容を確認し、担当(送る担当者)が再点検したうえで、業務センターに送っていた。
コンピューターに収録もれがあったことは、業務センターの対応に問題があったと思う。
この問題を知ったのは、新聞等で報道されたときです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の手落ちはない。業務センターの事務処理する体制に問題があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) ⊗事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-142

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○適用事業所の届出義務者である事業主が、本人(従業員)に知らせず、一方的に事業所の全喪(廃止)の届出(申請を含む)を提出していた事実があったことはあり得ないが一。
○本人(被保険者)の責任としては、
①前ブを隠に事々と事業所(職場)を代えてその都度新しい年金手帳の交付を受けていたこと。
②20ん30年先に受けられる年金より、目の前、当座の生活資金に充足した事ということで、当時、何度も脱退手当金を受けていたことを忘却(隠して)保険料を払けていたことのみを主張していたこと。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度的なことも含めて、現社会保険庁に対しても、将来像がはっきりしていないだけに基本的な考え方を早く知らしめる必要があるかと思料します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○現役時代は、本人の将来の老後生活を保障する重大な記録として残るものであるので、常に事実を届出によって提出するように指導し、受付処理後はなるべく速やかに正しい内容であることに努めていたこと。

○、4～5年前、現厚生労働大臣が国会において追及されたときに初めて知ったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○少なくとも公表されていることが事実であれば、誠に残念なことである。
しかし退職後20年以上経っている現時点で、至急何か言う内規要領はないが、時々社会保険事務所へ行くことがあるが、カウンター越しに実見していると、職員は出庫している届出書類をパソコンによって機器処理設置している。知識、技能は勿論足りないにも拘らず、その処理に取り組んでおり、精神的な余裕がないように見受けられた。少なくとも休憩時間には職員同士で報告連絡相談し合って常に相互の心の余裕を持っていただくことも、事故防止の一環であろうかと思われた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-144

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

労使に関係なく
日々誠意をもって事務処理
にあたること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

どのような認識をしていたか
記憶が定かでない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-145

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 会社に就職してもすぐに厚生の被保険者とならず、社保へ届出しない。(本人は知らないが 約半年間位 仮用期間となっている)

1. 国民年金の住所を転々と変えている場合、納付記録が台帳をお互いに追跡する仕組みに繋がるかも知れない。

1. 国民年金の創設時代、適用もれ、未納問題、沢山ありました。
  私も納付もありました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-146

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件確認して、記録を補正するしか方法はないとお思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があるとは、認識していませんでした。
公表されて始めて、知りました。
今だ理解が出来ません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方より本庁の問題認識がどの程度だったのか。具体的には解りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-147

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録問題に関する調査について」に記載されている事象以外、具体的な問題事例を承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1記載のとおり、具体的な問題事例を承知しませんので回答できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成元年頃、健康保険組合、厚生年金基金設立時における資格記録の照合で不突合な記録が見受けられたので、年金記録に不備があることは認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3記載のとおり、年金記録不突合の発生原因が、届書記載の記録と相違しており、原票記載又はコンピュータに記録入力する際の記載人が原因ではないかと思っていました。

人間が行う作業には誤りが生じるのは自然であり、入力ミスの発見は審査の段階でしっかり確認するしか方法がないと思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1). オンライン以降は、入力が即保険料計算と連動しており、適正に処理されていると思っていた。
(2). 年金記録時に職歴と記録照合しており、漏れはないと思っていた。
(3). 年金の記録問題については、小泉内閣以降色々議論されるまで想像もしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1). 本庁と地方庁との連携に問題があったのではないか。
(2). 年金の記録問題を、全体的に誰が掌握していたのか。在職中には現在色々言われている問題は聞いた事がなかった。こんなに大変なことになっているとは…。実態より誇張されているのではないか。未統合記録5千万件が、すべて消えた年金のように報道されているが、もう少し丁寧な説明が必要ではないか。
(3) 長妻大臣には失礼だが、年金問題が政治的に利用されたのではないか。報道されているように、5千万件の記録が消えたのであれば暴動が起っても不思議ではないが、国民はいたって冷静である。問題があれば役所の窓口へ御足労いただければ一部の時間のかかる者を除き殆んどの者は解決しているのが実態ではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-148

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合記録(5千万件)について
(1).オンラインへの切換入力は本庁で一括処理されたが、その時どのように入力されたかは地方庁では詳細はよくわからない。
(2).年金受給者については、年金請求時、本人申出の職歴と記録を照合しており、年金給付額に記録が反映されており、オンライン上未統合のものが多数存在するとは考えにくい。
(3).記録を統合しても年金受給要件を満たさない記録が多数含まれているのではないか。
(4).未統合の最大の原因は、加入員が複数の年金番号を持っている事にある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1).ねんきん特別便を送付しており、基本的には本人からの申出を中心に処理する。
(2).今後、受給権が発生する者は、年金請求時、本人の申出職歴と記録の照合をより厳格に行なう。
(3).台帳や名簿の記録を全数照合しても、オンライン切換後は記録の変更、訂正があった場合はオンライン上の記録のみが処理されているので、照合しても労力の割に効果が少ない。
特に名簿の場合は、名簿から直接の入力ではなく、届書により入力されており名簿照合してもあまり意味がない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-149

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等されている事案以外に
別の件のものは思い付きません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。　上記1の？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-150

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、オンライン化に向け庁舎の整備を行っている時期で、オンライン移行に円滑に行なわれるよう念願していました。

現在のような年金記録問題が生じるとは思っていませんでした。

この問題を強く認識したのは、国会の論議、マスコミの報道等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理過程の詳細を深く知っていませんので、適確なことは申しあげられませんが、多量のデーター処理を急ぎ、確認が十分でなかったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-151

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不正な申出は別として、すべて政府の責任で早急に処理すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を問題認識したことはありません
3会で問題にされてから

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-155

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・被保険者本人が、就職する際に年令制限がある場合、生年月日を偽って入社したために重複した年金記録が払出されているケースがある。
・又偽名を使って就職しているため、厚生年金他記録が払出されている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚生年金、船員保険の旧台帳未入力については、早急に入力処理を行い、統合処理を行うこと。
・本人が生年月日、氏名等を偽って年金が成立した記録については本人しか知り得ない情報のため、本人より申出があった時に調査確認して訂正処理を行う以外にないと思う。
・フリガナのない名簿や被保険者台帳からの入力については、人名は色々な読み方があるため正確な入力は困難と思いますが漢字で読合せが出来るのである程度確保できると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録は将来年金を支給していく上で、非常に大事なものと思っていましたので、届出書の処理、確認には常に気を付けていました。
- このような問題を知ったのは、新聞やテレビで放送されたのを見て初めて知りました。
- 厚生年金の旧台帳等については、社会保険庁の業務センターへ記録の送達を行っていたので、コンピューター入力は、業務センターで全て実施されたものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 届出書等の処理に当っては、誤りのないよう、常に気を付けていました。
- 確認については、届出書と入力済リストの照合を行い、正確を記していた。
- 基礎年金番号に未統合の記録約5千万件の内訳が不明ですが、厚生年金・船員保険の旧台帳でコンピューター入力されていない記録があったのは、何故なのか、理由を確認し、是正入力処理が必要と思います。
- 旧台帳では、ふりがなが記されていなかったので、入力の際に誤った氏名で入力され、未統合となっているのではないかと思います。
- 保険料の納付問題については、現場の対応として、本人の申し立てのみで納付と認めるのは、困難で、記載事項を確認しないと記録の訂正はできないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-156

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和38年6月に地方庁へ採用されて以来、年金記録も名簿方式→原票方式→オンライン方式への切替作業へかかわり、その都度慎重に作業したが、事故リスト等により さらに照合作業もし、地方庁職員としては万全の年金記録の保管と考えていたので、記録問題がマスコミ報道されたときには まさか…と思った。
地方の作業を中央庁ではどう処理されていたのか知りたいぐらいです。きちんと対応できないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録とはどういうものか…を真に理解した職員等でコツコツとやるしかないのではないか。
処理期間を決め、大勢の臨時職員等で作業して、果してうまくいくのだろうかが疑問である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が在職中には、年金記録問題等考えてもいなかった。何故なら、事故があれば、その都度適正に処理し、中央庁へ連絡していたから。
平成11年4月退職後、民間企業でも年金に関係する仕事に就いたが、その企業([redacted])に在職中も年金記録問題は認識していない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全国の年金記録を保管し、管理する中央庁の職員等に、記録の重要性が十分認識されていたのかどうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-157

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-158

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成9年前は、厚生年金は、職業を変える都度、別の番号で払出しているケースが多く見受けられました。
世間の一部の方々はこのことを理解しておられますが、これの原因は制度自体の不備が問題と思われます。
しかし、すべてが社保職員の責任のように扱われているのが残念です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に一件一件ていねいに処理していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成8年頃 年金相談業務を担当した際、請求者の氏名検索で20個以上の厚生年金番号が出てきたことがありました。数件程度というのは珍らしくありませんでした。
基礎年金番号が導入されれば数十年先にはこのようなことはなくなるであろうと期待したことを憶えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求手続きは銀行等の人に任せるのではなく、本人自身で行うよう、事務説明会、研修会でお願いしました。
しかし、現状はまだ十分ではなく、せっかくの確認が十分行なわれていないのではないかと思われますが、諸々の事情で難しいのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-159

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入前は年金制度毎の管理であり、そして、同一制度の中でも転職の度に新規加入者として年金手帳を取得するなど複数の年金番号を持つ者が多数ありましたが、基礎年金番号の通知に併せて照会をして統合を進めて来ており、また仮に未統合となっていても年金請求の段階で解消できるものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答がなく未統合のままの者については、年金請求の段階で聴取を行って十分に調査することとしていたが、方として早期に対応していればと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-160

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。国民年金の納付記録について、夫婦間において、あるいは、親子間において、夫もしくは妻、親もしくは子のみが納付して、その以外はあえて納付を拒否した様な事象が現実として少なからずあった。
しかし、年金記録問題が発生以降、妻が納付しているが自分は未納になっていることに納得できない！」等の照会が山の様にあり、本人意思を確認の上決定に至ることで多い。納付にかかわる分が良い様にあるが、過去の現実から推察すると、すべてにおいて納付にかかわるのは難しであり、公平性の観点からも納得のいく様な整理ができていることに疑問を持たざるを得ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の問題については本人の記憶も数10年前のことであり、曖昧であり、適正で公正な判断をするには大変難しいと思うが、納付は有りとみなして解決する方法が、早く楽であるという意識は持たず、あくまで年金制度の根幹である、公平性を認識して対応して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の設定にあたり、全加入者に対し、手帳番号の照会をしたが、回答率は極めて悪かった。この時点での広報や啓発をしっかりやっていればここまでの問題化はなかったのではないかと思う。いずれは年金請求の際にすべての記録の確認をするからということで、現場からの要望に対し、広報や啓発をせず、10年近くが経過してこの様な問題になってしまった。残念でならない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保庁と年金制度に対する不信感を少しでも払拭する為に精一杯の努力で職場で常にやってきたつもりである。

ただ社保庁のみが悪いという観念は根強くあり信頼回復にはまだ時間がかかると感じている。

社保の記録管理の問題以外に(質問3)の様に本人が回答してくれなかったことや、年金制度への感心が薄かった事など、居住年金番号を会社が知ることに新たな方で面倒などの問題があったことも広報すべきであったと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　退職者
所属	本　庁　・　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-161

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧台帳の収録未済が、なぜか何千万件もあるということ。その原因が収録不能な欠陥台帳なのか、あるいは収録を放置されたものかまったくわかりません。

旧台帳の地方庁から本庁に移管する業務は臨時的な年代に行われたものと記憶はあります。その時の作業は旧台帳のすべての内容を点検し、不備事項を補填整備して進捗したと思います。

この作業は量も多く大変苦労した記憶があります。その旧台帳が何千万件も収録未済ということは大変ショックです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的に申しのべることは、出来ませんが誠心誠意調査していく以外にないと思います。

とくに被保険者の加入期間確認について、ゴネ得や権利の申立はせっかいに防ぐ必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務の担当時代に非常に多かったことは、誰も年金番号を重複して持っている者がいたこと。

年金の請求に際して、加入期間の確認(重複取得消)をする調査で、自分が勤務した事業所名称、所在地、勤務期間等を忘れた人がおり、加入期間の確認が不能な例があったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記(3)の問題については、制度上のこともありよくないが事務講習会や、広報紙等で再三にわたり適用事業所や被保険者の指導を行ってきましたが、中々解消されなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-162

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は、ないと思う。
記録中心処理。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理していたので問題になるとは思いませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性を考え日常の業務に責任ある対応に努めました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-163

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の送付後に 宛所不明で 返戻された方に対する 迅速な処理、
年金裁定請求時に 充分な聞き取り。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時には特に問題認識は持っていない。
存在することを知ったのは テレビ・新聞紙上で取り
上げられた時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインへの切替え時に過去と照合確認が
されていないのでは ないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-164

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の実態が分からないので、対応策が考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に年金記録の問題が発覚した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の対応の遅れ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-165

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会社に再就職するとき、本人の都合により前職なしとして、就職し、厚生年金保険被保険者証を新規に発行されて、厚生年金の記号番号が重複発行となるケースが見られました。

会社へ就職し、厚生年金保険に加入するとき、事業主の届書により社会保険事務所は事務処理を行いました。
届書の氏名、生年月日は規則上、公的証明書などとの確認義務はないので、戸籍上の氏名、生年月日とは異ったケースが見られました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は全国民に統一された番号をもって、記録管理を行うとよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-166

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありませんが、細部については私が年金相当で経験したこと(特に年金請求時に)
1、昭和初期までに生まれた人は、姓名の名を通称名で加入された方がけっこういらっしゃいました。(女性の方は呼名登者-男性は戸籍名)
(記録と手帳の照合する時に)
2、1と同様の手伏生れの人は、昭和40年代までは生年月日相違の方がけっこういらっしゃいました。
① 祝日の生年月日で加入する(例1月2日生→1月1日生れ)
② 就職する時、年令制限がするため、生年月日の月と日は正しいのだが、年を若い年にしている為。
(年金給付担当期間昭和49年～51年、平成2年～3年、平成5年～6年)
3、通算対象期間(いわゆるカラ期間)
国民年金の取得年月日が、現妻者の場合、取得加入年月日が市町村や印刷書のため、配偶者の厚年加入期間と一致していない等が多くなります。(経験談)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、現在行なわれている記録の照合を続ける。
但し、(質問1)の経験から幅広い検索を行い、該当者と連絡をとり確認する。
2、当時先輩はもとより私も誤りがないよう事務処理を行い、厚年記録は5枚づつ送達し、国年記録はさんこうタイプで送達していました。しかがって、今となって、このような問題が起こるとは思ってもいませんでした。
3、1、2をふまえて、最終的には何件残るか判りませんが政治決着しかないと思います。(現場の私達の責任を感じた上でよろしくお願いします)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、その人その人（1人1人）の問題と思ってました。
私の父が（大正3年生れ）職人（洋服仕立業）で、年金には無関係でした。昭和17年に旧令共済（被服省？）に入り終戦で退職。戦争も年数たらずで思給になるず、やっと昭和36年4月から国民年金加入（途中から厚生年金）洋服業が社保適用で厚年加入（昭39年）その後60才定年で4種で15年でリ額ではありますが子供の私としては（ありがたく思っています。（平成21年3月94才で死亡）
したがって、その人その人の記録しているものと思ってました。しかし、対応は（質問(1)の）存在を知ったのは退職後です。（退職：年月：平成14年3月末）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記述が前後しましたが、
(1) やはりまずは本人の記憶最優先に、氏名索引、生年月日索引（特に生年月日索引）で記録を探しました。（担当者当時）

所長時代は、（課長副長時代も含め）
相談窓口において、円滑に業務が進むよう指導しトラブルがあった場合は、場合によっては自ら対応しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-167

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「ただ単に、収納率をよくする目的で社会保険事務所が勝手に報酬を下げ、年金が少なくなって損をした。こうした行為は許されない」と言ったような報道がされましたが、こうした行為がされている事業所は、従業員から保険料を預っていながら納めていない事業所が大部分だと思います。経営難にもかかわらず、一生懸命資金のやりくりをして、まじめに毎月保険料を納めている多くの事業主がいる中で、自分の給与は、月１００万ちかく、また家族にもそれに近い給与を払っておきながら、従業員から預かった保険料は収めず、自分・家族の給与は減らすことなく、将来も高い年金を受け取るという行為は、常識的に考えて許されるべき行為とは思えない。これを許すと、保険料を納めない事業所が増加することは目に見えている。こうした報道をする場合には、背景、事実をしっかり伝えていただきたいと思います。たとえば、主語には必ず「従業員から保険料を預っていながら納めていない事業所では」と付け加えて報道してください。それとも、こんな会社は倒産させればよいということなのでしょうか。会社を潰すことこそ大問題になると思いますが・・・・・。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

２回程度記録漏れの可能性がある者に対し、確認の通知をして、返事のない者、申し立てのない記録は、今後どうすることもできないのではないのでしょうか。落し物と同じような取り扱いにするしか方法はないと思います。これ以上しても、各人が本気に考えない限り、お金の無駄使い（郵送料・調査費用等）になるばかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

こんなに多くの不明な記録が存在しているとは、思っていませんでした。
マスコミ報道で初めて知りました。特に厚生年金の記録がこんなにあるとは驚きました。
国民年金については、古い記録は、手作業で管理していたので、納付組織→市町村→社会保険事務所→社会保険庁という納付データーの流れの中で、人の手で管理されていれば、必ず何件かは間違いがあってもおかしくないものと考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の未納期間に対しては、毎年、納付勧奨をしていれば、納めているのに納付勧奨状がくると必ずその時点で気づいてもらえて間違いは正せたし、年金を請求する際に最終的な自分の記録は確かめることもできるので記録は正しくなるものと考えていました。
厚生年金の記録は、事業所が事務をされるので、担当者と従業員とのやり取りはわかりませんが、社会保険に加入していなかった事業所も中にはあると思うし、保険料を引いていない従業員もあったのではないかと思います。報酬も、不適正な届け方をされ指導した事業所はいくつもあります。
国民年金の記録は、記録の切り替え時に、もっと切り替え後の記録照合を徹底すべきだったのではないでしょうか。切り替え業務に要する予算をつけるなどして。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-168

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策のことについては、わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在を知ったのは平成19年頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

こつこつと、できるだけていねいな対応をしようとしました。
迅速な対応に体制づくりを含めて十分でなかったように反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-169

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は年金記録は被保険者個人個人の大切な記録と認識して法令通達にもとずいて事務処理をしました。したがって年金記録問題が発生すると思ったこともありませんし、そのような問題を聞いたこともありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い考えは思いうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は年金記録は被保険者一人一人の大切な記録と認識して、事務処理をはじめ。
年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミ報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1、質問3、でお答えしたとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-170

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-171

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点を愚直に一つ一つと解決するしかありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変な作業ですが一つ一つを解決するために努力をするしかないと考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

一つでも訂正の神をのため努力しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-172

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道されていること以外には、特に承知していることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

われわれ地方庁勤務者は、すべて本庁の指示により業務を行なってきましたので、記録管理に問題があるとは思いませんでした。５０００万件もの未統合記録があるといわれても、内容がわからないので意見は言えません。旧台帳の記録で統合できないものがある、といわれても何がどう不明で統合できないのか、内容がわからないので意見はいえません。

しかしコンピューター管理への過信があり、そのコンピューターを使うのは人間であることを忘れていたのが今回の事件だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在していることを知ったのは、新聞報道でした。年金記録の管理については、社会保険庁業務課に全面的に信頼していましたので、大々的な新聞報道に接して、まさに青天の霹靂で大変おどろきました。

年金の番号を複数持っている人があることは、問題と思っていました。しかし、厚年の番号を複数持っている人については、年金裁定するとき,職歴申し立てと照合すれば殆ど解決します。そのような認識が普通だったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題発生の根本は、記録されている番号の氏名と生年月日が事実と不整合で、疑わしいが軽々に統合できない、というケースが多いとおもいます。

番号重複を防止する方策は、１人１番号制を導入し、保険医療年金労災福祉税金等あらゆる制度を全て一つのＩＣカードに収録することとすれば、防ぐことができると思います。

さらに現行のコンピューター管理システムについて、外部の専門家に委嘱して、診断をうける必要があると思います。

社会保険庁を解体したのは逆効果で、むしろ労働雇用保険部門と合併し、被保険者期間の整合をとることが必要と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-173

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広島県の場合、紙台帳は、全部「マイクロフィルム」にしているので、再照合をすれば(もう済んでいる?)ある程度は判明するのではと、思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

末統合は「年被りストレ(?)」として、業務課から送付があり
紙台帳又は、マイクロフィルムと照合の上、再提出していたので
こんなにも大きい問題になるとは思っていませんでした。
又、問題が存在することを知ったのは、退職後、
テレビ、新聞で報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員が一体となり、この問題に正面から、向い合い
取り組んでいくことだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-174

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録については 進達(事務処理)過誤事故処理リスト等で整備され将来的に問題が起きることなど思ってもみなかった。

業務システムにおける記録管理がどのようにされていたのか不信感が現在あります。

マスコミ等で報道されていたころであるか、信じられない気持が強かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

想定外のことであり、現職中も真面目に精励していた自負しかあり反省点はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

> 宙被番号が払い出されていることが、数大な作用。
> 給付時に年金に対する認識が甘く、コンピューター導入
> 又は、会社をまるごと新番号を受けた者が多くなる。
>
> 基礎年金番号を導入した際に、疑宙被が発生
> 確認された。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

> 疑宙被番号と思われる者には、優先に通知されたが、「別
> 件なし」回答が多かったと聞いている。
> この時、メディアや政府広報などで世間にアピール
> すべきと考えていたが、当初組合は仕事が忙しく
> なるという理由で反対したと思う。
> 全てがそういうスタンスであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-175

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

加入記録の無い者の中には、保険料負担がいやで自から加入を拒否した者もおります。

また、事業主などの中には自から報酬を低くして届出た者もおります。

調査官時代に事例調査で確認しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業の判らない記録については、行政側のアクションだけでは解決しない。

本人の申立や本人の確認なしには記録を統合することは出来ない。

生存者かどうかも判らないので、正直無理ではないか。

回答票③ 34-176

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 文書での通知では、被保険者の理解がされていない面があり、自分の職歴が定かでない者も多い。

○ 把握されている年金記録の該当者と思われる方へ、個別に面接等をしないと、整理がむつかしい。

○ 私权で記録を追加するのは、適当でないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

水-176

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近(約2年前)マスコミの報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 退職時までは、問題が生じていることを知らなかった。(約10年前)

○ 被保険者の、年金手帳の再交付の手続きが適正に行われていなかった。(再取得時に年金番号を持ちながら、年金手帳を紛失等のため、新たに新番号を受けている者があり、それが原因と思われる。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-177

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録に類似した記録があれば、それを手当に一件一件該当と思われる人へ照会、そして収録するより策しか思い浮びません。
(すでに実施されているのでは…)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、このような問題になるとは考えてもいませんでした。
事務所では年金記録がどのようにオンライン化されていたかの実態が直接見えません。
したがって、こうした大きな問題が存在しているというのは報道されて始めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、始めは オンライン化の理解不足もあり、年金の記録は将来一人一人にとって非常に大切な記録であるとの認識が今より全体的に少なかったのかな と思います。
オンライン化スタートの前に、古い被保険者名簿などの事務を完全に行なうなどのシステムが確立されていたら、こうした事態になっていなかったかも知れません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-179

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化される前の厚生年金記録は、台帳管理されていて、その記録を進達する時の個人識別のチェック項目は厚生年金保険被保険者記号番号(年金手帳等)と性別だけであった。従って進達した記録が性別に合っていて、被保険者記録が存在していれば、1番違っていても他人の記録に自分の記録として処理してしまうこと。

(当時、そのような事態の最先端の業務を担っているという認識はなかった。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(当時、記録管理方法として、最先端の業務を担っているという認識はなかった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度に関係する職員として勤務しておりました当所から，年金は被保険者の老後生活を図るうえ不可欠な制度であり，個々の記録の重要性は特別認識いたしておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

テレビや新聞で報じられておりました一例ですが，保険料の徴収成率のためか事業主と相計り被保険者の報酬月額を低額にして迄，事業主の負担額を軽減したことと考えられます。
私共の時代は，事業主に対して被保険者に関わる各種の届書の適正化に努め，次の事項は完全に実施を心掛けて職務に精励しておりました。
1. 社会保険調査官の事業所巡回調査で各種届出の確認
2. 毎年実施の算定基礎届の確認は全職員で実施を目指した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③ 34-180

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	~~現職者~~　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-181

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 国年制度発足当初の印紙納付方式は形骸化し、市町村への費用交付根拠(印紙売捌手数料)のみとなった。
2. この後、年金手帳に検認記録がなされず、被保険者自身が納付記録の保持(証拠)・確認ができなくなった。
3. 年度終了後の検認台紙の回収、被保険者台帳との照合といった二重チェック体制が崩れた。納付記録

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の引上等もあり印紙納付方式の継続は困難であったとしても、年金手帳の様式変更等で納付記録の相手検記ができるが成に取急すべきでなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-182

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録等は新聞・テレビ等のお報道で知ったことで問題が表面化した以上時間を掛けず対応(照合・確認)せざるを得ないと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して20年近くになるが、在職中は資格(未適用)、報酬の適正化について適正化方向を設計対応してきたが残念である。
問題の存在については、新聞・テレビ等の報道から知ったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号への切替時の対応は良く分らないが短期間での対応に問題があったのではないかと推測する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

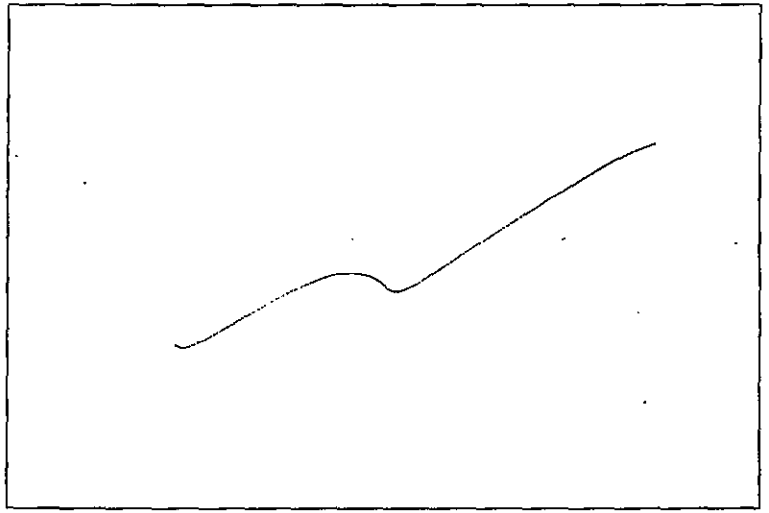
回答票③　34-183

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し。
強いて言えば、(社会保障番号)制になれば
年金記録問題の解決はあらかた終わると考えます。
前私がやらなければならない人、つまり就労等
等は年を偽らなければならない者等ほぼ
です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-185

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在することを知った時期
平成19年7月頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
台帳、被保険者名簿からオンライン上の記録への切替(入力)時の審査(体制)が不十分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-186

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいと思っていた。被保険者が番号を多く持っていたり、仏式の入社時期と会社の届出時が異なっていたのは会社の責任と思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を聞き、正しい記録がつながるようにしていたが、時に反省点はなかったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-187

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求をしていない人はまだ重複整理していない人が多数いるが順次解決していくので問題はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各制度で年金番号を発行し、本人の申し出に基づいて何枚も発行した上に後名や改姓するために生年月日を後って届けているため将来困ると思ったが現在と違いコンピュータで統一して管理するための体制としてしかたなかったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求するときに出生地や転勤を詳細に確認する必要があると考えました。
OBになって一万件以上年金相談したが丁寧にきけばお問題はなかったが、現役では多忙のため難しいのではないでしょうか。
基礎年金番号にした時でも手帳を持っているのに共済で新しく基礎番を出してではないか国民統一番号にしないと整理できない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

34-188

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申し立てによって期間算入し後誤りが発生した場合に遡及させるという方策がとられる様であるが。
遡及件数が多いことが予想されること、また少ない職員での係る作業量は莫大であり対応処理についても想定し対策を考えておくべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年代 被保険者管理(ユイフロアイルム)で本部(事務センター)へ送達という形であったが、大元のコンピューターに正しく記録が入力されているかどうか、地方ではその都度確認はできていないこと、更には昭和20年代の[illegible]台帳記載内容も判読できないものもあった等から必ずしも全てが正確とは言い難いと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の申し出内容の確認を行い、実際に存在する本人の年金記録との対比を行い、確実にその人の記録と判断できるものについて認め記録追加をした。

本人の申し出の中には勤めていたが厚生保険(船保年金)加入していない者も多くいたため、安易に認めることをしなかったことは正しいと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-191

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 勤務事業所に意識的に複数番号の交付を受けた事
○ 生年月日の虚偽届出者(数が非常に多く)
○ 氏名の虚偽届出者(芸能人のような カッコよい氏名)
○ 年金加入拒否(本人、事業主)
年金加入期間照会が 古い者 ほど 本人が はっきり覚えていない上に 上記のような事実があり 本人の特定が 出来なかった事例が多くあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の 記憶・記録を 最大限 提出してもらう。
申立 即 神話では 保険給付のうえでも 問題があると思う。(ご利得にならないよう)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 長期間加入することによって 反対給付(年金)が受けられる重要な記録と認識していた
- 申立リストが送付されてきており記録に不安を感じていた
- 今回国会で問題提起されたとき、記録がここまで杜撰であったとは想像できなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 地方庁では記録補正に真剣に取り組んでいたと思っている。
- 記録追達にあたって紙ベース(短冊等)で行っており、☆記録入力については多数で行われていたと思うが脱失の可能性も多分にあったのではなかろうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-192

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金関係、
以前(勤務し始めた頃ぶりターダ年頃)は紙台帳の記録を業務センターに送達して次の結果記録が不整合のものについて事故リストとに各事務所に送付され、それを各事務所で大変な時間をかけて、整備し再送達をして記録整備を行って来た。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての人について一度に対応することは大変労力と過重な負担がかかる。
一定の年令層毎に順次対応していく方法

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化になって、業務面では以前に比べて大変スムーズに処理されるようになったと思う。年金記録について、オンライン化以前の記録が正しく、全て引き継がれていなかったからではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で見えば、以前行っていた事故リスト業務処理が行なわれなくなったことが最大の原因ではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-193

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有識者等の意見を参考に行政としての判断と説明を行うことと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各種報道により、問題の重大さを知りました。
全うに仕事をしてきた元職員ではありますが、
関係する方々に迷惑をお掛けしたことについては
申し訳ないと思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係する方々への照会は、謝罪と丁寧な説明
に努めました。
新番号払出しの説明と徹底が必要だったと
思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-194

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

年金記録問題に関する調査について（想い）

平成２１年１１月３０日付けの文書、２ページの問題について

局長を始め幹部の皆様のご苦労には敬意を表します、今後ともご活躍を期待します。

未統合の記録が５０００万件、旧台帳の１４３０万件、船員３６万件あると報じられるが、自分たちは若いときから、社会保険業務に真剣に取り組み、このようあ問題が多くあること自体に疑問を感じる。

年金は 40 年から 50 年と非常に長期に亘る記録管理を必要とするため記録誤り等も皆無とは言えないであろう。

大まかに言っても昭和１７年からの厚生省での台帳管理、戦災を見越しての地方庁への移管・厚生年金事務取扱要領による被保険者の名簿方式の管理記録と当時の厚生年金台帳の管理・厚生省から移管された払い出し票の管理、台帳への転記、新規番号払い出し、払い出し簿の作成等・紙単票から帳票方式の払い出し簿の記録。１ページ 15 名記入の名簿方式から被保険者原票方式の記録、被保険者台帳の締め切りと被保険者月数の計算記入い台帳の本庁への進達、・国民年金はさん孔タイプ年金記録、その後は被保険者原票の年金業務室への進達等について、真剣に取り組んだ。

これらを全く知らない世代の人たちが、この問題に取り組んでいるが本庁の集計等においてどこかにとんでもない間違いがあるのではと思へてならない。

この年金記録の問題について、次の提言をしたい。

後の回答票と重なるが、この未統合の記録・厚生年金・国民年金・船員等について、どのような年代の人のどのような記録が未統合になっているのか、具体的に年齢とか記録の内容等具体的に中身を見てみたい。何百件かを地方庁に送付し（その県の番号払い出し分）当時記録業務等を行っていた詳しい人にお願いして、どのような記録が残っているのか、どこに問題があるのか、調査検討・分析してみれば、統計的に何かの手がかりが得られるのではと。

現厚生労働大臣は怒るであろうが、何も本当のことが解っていない長沼氏が年金問題の解決を上意下達で費用を使っても、今の方式でやるのなら幾ら金をかけても良い結果がでるかどうか疑問である。

労務士など理屈は言うが経過・実態を全く知らない人・金を幾らつぎ込んでも絶対に出来ない。

餅は餅屋で元のプロに頭を下げて知恵を借りることが先決と思う。

このような問題に発展する段階で小泉総理を始め中川議員らの今までの社会保険関係者を馬鹿にしたようなこと、年金保険料が無駄に使われたと・・自分たちが陳情し率先してやった棚に上げ社会保険庁が悪いと、社会保険庁の解体、社会保険庁が記録問題で不正をしたと、相次ぎ報道され、職員はやる気を失い、やれるものやれば良いという社会保険関係者の醒めた思いがある。自分たちだけであろうか。

民主党も今は良いことばかりを自民党が悪いように言っているが、昔は年金積立金で船を造り旅行とも言っていた、県議会の質疑があり対応した経験がある。何を今更言っているのかという思いも。

以下記録について、思いつきを記す。
記録が正確に入力されていないこともあろう。
例えば、台帳転記、原票進達時台帳の記号等６０１０が正しくても、これが６０００で、大きい県は「東い」「東ろ」等の記号誤り「阪い」「阪ろ」等の記号誤り等々もあるかも
保険料の納付記録について
当時結婚等で離職し夫は厚生年金等、国民年金は任意加入で、国民年金資格喪失・・本人は納付していると言う。よくある事例である。
本人は都合の悪いときはそのように言うこと、年金相談でよくある。結婚年次等を聞き夫のことを聞いて。
国民年金の納付記録は、次年度の国からの納付書に関係し市役所等も調査していた。
絶対と言うことは無いが

回答票③
特にない

回答票③　（質問－２）
未統合となっている記録について、個人情報のこともあろうが、その道のプロの力を借りるのが一番であろうか。
５００００００県÷４７＝１都道府県１０６万件
３００事務所＝１事務所あたり１６７０００件　一月１３９００件
５人で対応すると　１人２７８０件　月２０日とすると　一日　１４０件
出来ないことはない。
まず、前段階として、
どのような年代のどのような人の記録が未統合となっているのか調べてみること
都道府県ごとに台帳の記号に分けて、何百件かを抽出送付し、旧名簿・旧台長・マイクロフィルム等で内容を調査分析し・現存記録・年金台帳記録と突合する。
記録の重複・同一事業所の得喪等何かの傾向が判明するはず。

記録が重複している者、本人に就労の記憶がない者もあろう。
転職を繰り返していた者　　会社には出勤しない、保険証を返した時点で資格喪失届
本人はすでに新しい会社等で取得していた。同月得喪なども
生命保険会社の資格取得　研修にだけ行き・　就労の事実無し　資格取得あり
また、架空の取得等もあるのでは

二以上勤務・双方から通常に取得
紙台帳の電算化・・読めない氏名等の漢字・幾通りにも読める氏名等・・後から困らないように読める範囲でかなを付け記録されている

国年記録・本人は知らないが親元で（住民票のあるところで）若いとき親が取得届・納付、した者もあるはず

回答票④
質問３
昭和３２年９月採用されたが、当時は被保険者名簿記録、正確に記入
他庁記録は照会して記入
当時は厚生年金被保険者台帳があり記録を締め切り進達した
被保険者原票方式となる・・正確に転記・・切り離し　進達
６１年国民年金新法施行時・・的確な事務処理を市町村に指導
医療事務等・広島市出向あり
事務所長　開設事務所・・的確な事務処理を指示

業務センターから進達記録の不備について・定期的に補正依頼送付あり・・調査回答した途中から電算化・・地方庁では分からないところで
退職後　新聞等報道で問題を知るにいたる・　・あれだけ真剣に事務処理し５０００万件とは・・数字の誤りかと

退職後年金相談等の対応を行うことになり、請求などの時、基礎番号に未登録が時々あり、本人に申し出を行っていないこと指摘・・請求時申し出方
何度も年金記録の送付があり自分でほとんどの人が申し出訂正されている。極まれに未登録あり。
膨大な記録を処理するには、電算での対応しかないが、これに至る経過で何かが？

報酬額の本人通知は止める方が良い。
かえって年金を知らない人には誤解を招くこともあり・・むしろ、平均月額、物価スライドで報酬見直しのみの方が単純明快

回答票④　（質問４）
あまりにも膨大な記録の電算化に至るバッチ処理・・何かの盲点？
地方庁は指示通り事務処理してきた・・もし転記誤り・入力誤り等が１％あっても、１億

件で不備１００万件・・５０００万は多い

現在も年金相談に対応しいる。

請求者本人には、社会保険庁の不可を言う人もいるが、社会保険庁は不十分な事項はあったかも知れないが、悪くない・何千万人もいる被被験者の記録、もっと自分で責任を持って貰いたいと。

基礎番号の時の別番号・・本人の対応未了を指示します。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-195

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

最近、問題になっている年金記録問題については、予期しないことであり、今まで適正に処理されているとの認識以外には、思い当たることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統合されていない記録については、被保険者本人から申出がない限り、整理できないのではないかと考えています。疑わしい記録については、繰り返し本人へ照会する以外に、次のようなことは実施できないものでしょうか。

1　現在実施されている「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」による統合処理の進捗状況等の詳細を公表する。

2　年金受給権者及び被保険者記録の氏名索引により、対象者が一人の場合には、具体的な記録を明記し、本人へ照会する。

3　姓が変更しているため統合できない記録がかなりあるのではないかと思います。これらの記録について、戸籍・住民票等を保有している市町村及び在籍していた事業所へ調査を依頼する。

このような作業には、プロはいないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入される前に退職しましたが、新聞・テレビ等により新制度のことを知りました。この制度が画期的であることは充分理解できましたが、被保険者や事業所が記録の統合手続きに協力してくれるかどうか危惧しておりました。新聞、テレビ等マスコミの報道により、大きな問題となったことを知ったところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度により、従来の年金制度毎の記録管理から一人１年金番号により記録が管理されることは、効率性・的確性・正確性が極めて高いと考えていますが、新制度導入に併せて、現在行なわれている「ねんきん特別便」が実施されていたら、と思うと残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-196

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、問題となっている年金記録問題については思いもよらず、適正に処理されているとの認識以外に思い当たるものはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録については、被保険者本人からの申し出が無い限り、整理できないものと考えますので、基本的には繰り返し疑わしい記録について照会する以外に特別な方法はないものと考えます。

ただし、

1. 現在実施している「ねんきん特別便」による統合手続きの進捗状況について、国民に対して詳細な説明が必要だと思います。
2. 年金受給権者、及び被保険者記録等の氏名索引で対象者が一人の方だと確認できるような記録については、具体的に「事業所名」、「所在地」、「加入期間」等を明記して本人照会してもよいのではないかと思います。
3. 姓(名字)が変更しているために統合できない記録が相当数存在していると思うので、市町村が保有している戸籍抄本等による旧姓照会の調査依頼を行なってはどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が導入されて、まもなく退職しましたので、その後、被保険者本人が積極的に年金記録統合手続きに協力してくれるかどうか危惧しておりましたが、この度の新聞、テレビ等のマスコミ報道によって問題の存在を知ったところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従来は年金制度毎に年金番号を有していたので、年金請求時に大変煩雑していましたが、基礎年金番号制度導入によって、事務処理が簡略化されたことは評価されますが、基礎年金番号制度導入当時に、現在実施している「ねんきん特別便」のような取組みを再三行なっておくことが必要であったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-197

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なんさん特別便が有効であると思われたが、なお未統合、未収録の記録が多数存在しており、これらの記録がどのような記録かも不明であり解決策は若干つかない。やはり、本人の照会しかないかではなかろうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録が正常に管理されているものと信じていたし、問題が発生するなど想定外であった。
問題の存在を承知したのはマスコミで発表された時期である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務センターの記録管理はうまくいっていたのでしょうか、記録管理の方法もいろいろ変更されており、その時発生した問題を積み残してはこなんだかどうか反省点といっても何とも言いようがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　S4-198

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

１１月２９日に福山市に存在していた会社（昭和６０年頃全喪）の当時の総務部長と話す機会があり、昭和４０年頃の採用時は、年齢を増やして入社する女性が多く見受けられたので、戸籍抄本等を提出させ生年月日を確認し、取得届を提出していた。
この様な事例は、多く存在していたので、この会社の総務部長は、全従業員の労働者名簿を保管し従業員からの相談に対応されています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問１の事例は、本人の不注意から生じたもので、これを会社がカバーしていた事例である。
したがいまして、カバーされてない企業も多く存在すると考えられますので、勤務履歴の企業へ照会することも一つの手掛かりとなるものと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の保険料納付は、納付組織において徴収することが多くありました。これらの集金人等が不法な集金が行われたとの情報を聞いたことがありました。これらが事後処理は適確に処理され、被保険者の納付記録が適正に処理されていたのでしょうか。納付記録の漏れが多発しているのも、この辺りに少し原因が存在するのではないでしょうか。(広島県以外であったように聴き及んでいた)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

納付組織の集金人等の研修は毎年実施されていたように思います。
また、社保と自治体との記録照合が行われ、記録の適確化を図り、なおかつ、相互牽制の意味合いもあったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-199

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている方策を継続して行うべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の年金番号や、基本項目の相違による未統合記録が存在することは認識していた。
年金裁定請求の際に本人の職歴等を確認し、記録が統合されるものと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入前において、年金番号の重複払出しを防止するための再取得時に裁定済の年金番号調査が徹底されていなかったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-200

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に確認作業をやるしかないのでは。又,本人の申し立てを100%認めることについては慎重に行うべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別の認識はなかったと思います。

記録の不突合という意味では、厚生年金基金の代行返上時において、相当な件数の不突合があったことが報道されてからと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしておりません。

反省点

1. 未突合の記録があること等の情報が職員に流れていなかった。
2. 年金制度への関心が本人も事業所も高くなかった。被保険者本人が故意に生年月日や氏名等を違えて届出することもあったと思う。
3. マスコミの報道により社会保険庁のやること全てが否定されたため、国民の年金不信につながった。つまり悪いところは全て社会保険庁の責任になってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　34-201

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現時点において公表されている事以上のことは知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠に申し訳けありません。
特別な対策は思いつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中にこのような問題があるとは知らなかった
退職後 新聞報道等により知ったものである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に申し上げることはない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35－001

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ってない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳等の磁気媒体化を早く実行させ、粘り強く記録の統合作業を進めていくこと。
拙速な記録の回復はせず、慎重に行った方が良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

19年初め頃から報道等により認識するようになった。
年金記録については、不明な記録があっても、将来的には確認できて統合されるものと考えていたが、その後記録の管理等についているような問題が明らかになり、制度的、組織的問題として認識するようになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中はこの問題が明らかになってからは、旧名義等による確認作業に全力を挙げて取り組んできた。
今後も５千件ていねいに確認作業を行っていく必要がある。これまでの最善に思う仕事のやり方や考え方が何違っていた点は率直に反省すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-002

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の整備を完全に行わないと、国民の不信感が残ったままになるため、早急な記録整備を完全に行って、住基ネットの活用による機械上の突合を行い、該当者に照会を行って特定していくことが必要と思う。また国民の信頼が得るように、記録整備の進捗状況は常に公表を行ない、協力を得やすくする必要がある。
今後、問題が起こらないように年金制度そのものを若い人から認識してもらえる様に周知していく必要があるとともに、自分の記録を常に個人で確認できる様な社会保障カードの導入を早急に進めるべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ほとんどの年金記録において、機械上に登録されているものとの認識であったことから、当初は、被保険者等の照会や申し出があったなら、加入している限り記録と突合(判明)出来るものと考えていた。

記録問題が発生し、記録の整備作業を行う中で機械上の記録への不備や、未登録への記録が大量にあることを初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題が発生して始め問題が存在することを知り、記録照会や記録整備作業に全力で取り組んだ。

記録管理については、紙から機械へと変わる段階で作業の管理や、発生した問題をそのまま放置(記録切り替えで)したことが現在の状況を引き起こしていると思う。

根本的には、全国民に関する事業であるにもかかわらず、長い間、本庁等の人事交流や、各県によって事業の取り組み姿勢や、方針が統一されていなかった部分があったことが、問題点を放置したままになり解決できなかったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-003

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一人一人に面談して確認していく以外はないと思います。
その場合、偽名や生年月日を偽って加入した者の取り扱いが困難ではなかろうかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題が出る以前から名簿やマイクロフィルムで管理されている記録があることは知っていたが、当時は被保険者等が年金相談等で来所され、面談できた時に職歴等を確認のうえ、記録整備することになっていた。

国民年金の納付記録については、紙台帳当時は市町村の名簿と毎年突合していたこともあり、そんなに相違しているとは思っていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は職歴を本人から申し立てさせ、生年月日、氏名が一致した記録のみを本人記録と認めており、社保から職歴を教えることはなかった。そのため、本人が職歴を失念した場合や氏名生年月日が相違する記録が残ったものと思われる。

今考えると被保険者のとって厳しい対応であったと思われるが、当時は全国的にそういった基準で行っていたので、職員個人が対応を変えることは不可能であった。

現時点で見た場合、待ちの姿勢ではなく行政側から積極的に調査すべきであったかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金：被保険者の資格の申告（氏名．生年月日）
本人確認がされないまま申請されている．
社保庁では確認ができない

平成○年頃．相談者との面談時

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とりあえず免許証により確認．
その他．事業主、同僚の氏名等により確認する．

申請書に氏名．生年月日の確認できる
書類を添付するべきである．

国年の場合は年所得等により確認されている．

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金関係の取扱に直接携わったことがほとんどなかったので、年金記録がここまでになっていることを知ったのは、問題提起された頃だったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインになる前の事務処理(特に進達関係)には無理があったのではと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

徹底した突合作業の継続

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度間（厚年、国年、共済）の連係が確立されておらず、
移行手続のもれ、遅延による未納が発生していた。

重複加入など制度に対する認識が不十分であったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

訪問、文書送付などにより納付勧奨、制度への理解をもとめた

年金制度の周知、理解の徹底が不足していた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金記録については、平成5年からは任意加入に基づく資格記録が連続されていたため、紛失の人物の記録がなくなることはほとんど考えられないが、その後転出や死亡があるいは転出先不明等で所在不明になったケースが相当数あり、これは社会保険庁の責任である。厚生年金記録には事業所から社保事務所に紛失の人物で届出してもその確認の方法がない。特に逓扱関係、郵便業関係は偽名で働いていた者が全国では、何万人いるかわからない。このような記録が何万件あるいは何十万件あるかわからない解明は不可能と思われる。報道等では社保事務所がすべて悪者扱いされ非常に不愉快である。

また、非常勤委員会に申し立てをしている事例でも実際に事業所に勤いていても、その事業所が適用事業所でない場合も多く、適用事業所であっても届出しなかったり、見習いと称して実際の適用月日より遅れて届出をしているケースも多くある。

厚生年金では事業所が保険料を控除して(天引)いても期間がなければ厚生年金期間とみなす法律条文は問題と思う。これからはまじめに申出た事業所に申し訳けがない

事業所の社長、役員等が保険料を安くするために大幅に下げて届出するケースも多くすべて把握かやった報道が大々的にされている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

宙に浮いた未統合の記録については行の過失であり行政責任をもって一件ずつ統合していくべきと思います。(地方の応援を得ずに)

ただ、全件解明はできないと思います。上記のような事例がどのくらいあるのかわからない状況ではどうしようもないと考えます。

現在、実際に国民年金または厚生年金についても保険料を掛けていない人までも救おうとしている報道記事であり、果てまじめに掛けてきた保険料を使うとなると公平性はどうなるのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今では、いつ頃知ったか明確ではありませんが、在職中に年金記録問題が発覚したときにはまさかこんなに多くの記録が宙に浮いているとは夢にも思いませんでした。その後、年金相談の対応等に休日返上で所長として職員とともに対応しておりましたが、元々は社会保険庁の業務処理による記録未統合が発覚したにもかかわらず、どうして我々地方の職員が責任をとってやらなければいけないのか非常に疑問を感じていたのは私一人ではないはずである。庁の職員はだれ一人として責任をとろうとしない。結局は地方の職員に責任を取らせたうえに地方の組織をばらばらにして、行政サービスの低下をさせている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務センターにおいては、早くからこのような問題は掌握していたことだと思います。地方ではこのような問題があったとは夢にも思っていませんでした。
庁がもっと早くから対応していれば、このようなことにはならなかったのではないでしょうか。
国家公務員に採用され、今までともにやってきた職員のことも考えると非常につらい。
どうして公務員でなければならないのか。
(今後、このような問題はしないでいただきたい。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-008

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 健康保険取得時、誤った(遡及)の生年月日で届出されている事があった。(これがなかなか記録訂正が進まない一因であるのも知人ない。)年金請求時、時間をかけてつきあわせ、訂正の指導も行った。

② 業種によっては、事業主が社会保険料を従業員から徴収してながら、社会保険事務所に届をしていないケースがあった。(従業員通知から発覚した。社会保険事務所は十数年前は全件、全賃金台帳を確認していたが、二重帳簿で社保確定時と別指導していた。)

③ 夫婦の国民年金納付について、夫の分は納付するが、妻の分は納付意識がないので未納のケースが多くあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 年金基礎番号がなり、ほとんど届ける様になったと思うが、年金手帳の交付は市町村窓口で、住民票と確認し交付するのが一番いいと思う。また、社会保険番号(誕生時付番)があるといいと思う。

② 中小零細企業が見受けられる問題と思うが、社保・年金機構の活動方を商業方向の中では、事業主のモラルであり方策は見当らない。

③ 現在、この様な方の救済という方向にあると、正直納付に対し意欲がつかなくなる。(夫が納付していたら、妻も納付とみられるという考え方)。また、未納学収に出向いた者が疑われる風潮にもなると未納学収も出来なくなる。今の流れでは解決策は見当らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民Kとって、年金権として重大問題である。社保庁長等が改ざんしたことがあった旨報道については とんでもない事であるが、一部の者(どこの組織にもある事と思う。)が行った事であり、全員がその様に受け止められるのは心外である。

○二重帳簿による脱税等については 徴収対象、この時点では健保保険料問題ととらえ、年金時効時には 記憶に無いという考えでとらえていた。昭和50年代頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主と国民、それぞれの立場を踏まえるとともに、国税徴収法について説明を行った。

反省点というより問題点と思います。
① 事業主の届出に対する意識、制度に対する意識
(脱税も同様に思います。)
② 少なくなりますが、被保険者の義務、納付権限、給付権限(国税、監督署のような)等が考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生存者の加可能性のある全記録を紙台帳と照合する。
被保険者、受給者からの相談に迅速丁寧に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求や、加入期間照会の際、申立ての履歴から不明な記録は、探し出して、記帳の統合をしていたため、記録漏れはないと思っていた。
紙台帳の記録と業務センターの記録とか相違しているとかは、思っていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年資格取得時に、新規か再取得かは、紙台帳や、国年記帳が別な当時の状況では、解説の方法がなかったと思うが、厚年や国年記帳の１人１番号の原則をもっと徹底する必要があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35－ 010

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの業務センターでの作業の状況や5千万件の詳細を承知しておりませんが、現状では、加入者あるいは加入者であった皆さんの協力無くして解決は無いのではないかと感じております。

しかしながら、年金問題も世間全体としては高い関心を集めておりますが、如何に広報し周知を図り協力を頂こうとしても、全ての皆さん一人ひとりが自分の問題として認識し具体的な対応をしていただくことが、いかに難しいことであるかということも、現役時代の経験から身に沁みております。

確認手段の一つとして、事業所の記号番号がある記録については、事業主の協力を得て確認することなども出来るのではないかと考えます。

が全件解決については、最終的には、

- 年金請求時において、記録の漏れや誤りがあるのではないかという前提で確認を行い、水際での整理確認の徹底を図ること。
- 基礎年金番号導入前からの加入者の請求については、台帳、払出し簿で必ず確認する。

なお、5千万件の中には、既に裁定済みの方の記録が相当数存在しているのではないかとも思いますが、いかがでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認証しておらず、退職後において「消えた年金」として報道がされて始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は、被保険者の生涯に亘り、本人の手続きはもとより、事業主、事務担当者、納付組織、市町村、社会保険事務所、業務センター（庁）など多数の人々が介在し、しかも手作業によるものです。

人的ミスは、避けられないことであるとの前提で、これを少しでも防止しようとする法律、制度、仕組みに、早くからしておくべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-011

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金に長く関わってまいりました。未納者対策が常にあり、未納者への説得は、厚年等の過去記録(配偶者)を確認し国民年金を正しく適用し、25年に照らし行われなければなりませんが、協力いただけないことがありました。当事者の厚年の紙台帳を探りマイクロフィルムを回しましたが、細部の手順は忘れてしまいましたが、申立の記録に間違いないと確認するには、小さな社会保険事務所の記録でも、とっても要領がいる作業だったと記憶しております。適用事業所名(所在地)と雇用された方の働く場所の名称(所在地)の記憶申立が一致しないことが多かったからです。本人の記録と思われるに見当ったとしても、申立て事項と相違する場合は、同時期の名簿登載者の名前等でのさらに確認作業が必要でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給要件の25年を廃止し、無年金となる記録を無くすことを望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最終的に裁定請求時でないと出来ない対象の方が多数あるものと考えておりました。

昭和４８年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無年金対策、当時あった特例納付の勧奨には過去記録の整備が伴っていましたが、その後を含め過年度未納（２年）の無い方には何もしてきませんでした。

基礎年金番号の付番の後は、管轄の社会保険事務所で遡及記録整備を進める必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-012

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

種々報道により信じがたい事象ばかりで承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

このような事象がどうして、この時期に内覧し立ち入ったのか疑問(上層部が仕向けたのか)であり、妙案が見当たらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然のことながら社会保障の根幹をなす年金制度であり、信じがたい事案と認識している。
地方事務官制度時代から、二重、三重管理（本省・本庁・地方（現場））の中央集権的な組織編成の弊害であったものと思慮する。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場においては、未統合問題の帰属区分により事業所の倒産、事業主の自殺、滞納者からの暴言等々厳しい対応をしているなか、口念の為で社会もいろいろ、会社もいろいろ」と制度を軽視、その発言を聞き笑いでごまかす口会議員横行やる方なし
又オンライン化に向けての準備期間が短かく、結果として、迅速な移行ではなかったか。
いずれにしても、このような職場に長年勤めたのが、悔まれてならない。

~~ご協力ありがとうございました。~~

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、
昔先輩が「昔は、旅館や船員の一部では、本名を表に出すと都合の悪い連中が、偽名で就職し、厚生年金の取得をしている事例が、多数存在する。」旨話されていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まずは、年金制度に対する国民の信頼を取り戻すことであり、その唯一の策は、莫大な時間と手間がかかるや、出来るだけ短期間での旧台帳とオンライン上の記録との全件突合の実施しかないと思われる。
実施結果を恐れず、取り組んで欲しい。
万一、人海戦術による人員不足となった場合には、OBの活用についても、呼びかけをして欲しい。、呼応される方々も少なからずおられると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、「年金番号の重複取得」等で、未統合の記録が存在することは、薄々知っていたが、年金の請求時点でちゃんと統合すれば問題ないと考えていた。事故記録の補正等も完璧に終っており、誰にも結びつかない未統合記録が５千万件（完全な不明は、１７００万件）もあることは、報道後 初めて知り、本当にびっくりした。
通知としての年金記録訂正や「資格喪失」も滞納対策ではない為、存在することに驚いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なぜ、これまで「なるまで放置されたのか、もっと早期に手が打てなかったのか、当時の幹部の責任は重大と思われる。
現職時にその汚名が全て行き、本当に気の毒と思う。
年金記録の管理が「いかに重要なことか」、「間違った管理をした場合には、将来どんなことになるのか」、「自分達は、銀行預金を預っているのだ、1円でも間違いがあってはならない。」といった、認識が、自分にも、組織にも、また、事業主にも欠如していたのではと反省し、36年間、自信を持って仕事に取組んできたという、誇りがぐらついた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-014

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが、昭和の年代頃は、一般的には「社会保険」と言えば「健康保険」をさしていて、「年金」に対しては関心が薄かったように感じられます。

このため、年金への加入、加入の時期、退職の月日、標準報酬の決定の仕方等について会社の担当者は理解していたと思いますが、従業員全てが今ほど関心を持っていなかったと思われます。

年金に対する理解は、まだ十分だとは思いません。あらゆる機会を活用して説明していく必要があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金に対する広報は、マスコミによるだけでなく、日常会話、地域の会合等身近なあらゆる機会を通じて話題にして、わかりやすく具体的な事例を入れて話して、年金に対する関心と理解を求めていく必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来大切になることから、番号の重複・氏名の訂正・変更等速やかに届出するよう説明していました
また、旧台帳は登録されていませんでしたので、紙台帳をめくって調査していたため時間がかかっていました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳が導入されたときからは、年金の加入記録に変更のある都度年金手帳に記入して管理すると、将来年金請求の時に役に立つと説明してきました
説明は、全員に行き渡っていないと感じています。広報の重要さ、広報の難しさ、説明不足を感じています
更なる広報説明か必要だと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-015

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が起きた以上(2つも)私は被保険者からの回答で調査し判明した部分のみ入力整備することが当然だと思うが今となっては全面解決は不可能いのっで性善説にたって本人からの回答が正しいものと考えて取扱う対応が望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一時期 厚生年金被保険者からの記録照会等について、記録の回答、入力整備を担当していたので旧名簿等の調査をする。
その中には氏名はあるが生年月日なし、氏名なしの生年月日あり、氏名、生年月日はあるが取得記録なし等さまざまなものがあったので近い将来大変な問題になると認識はしていた（平成３年頃）

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時では照会に対して記録の回答、記録の登録など判明した部分のみの対応しかできなかった。
職員は業務に努力していたと思うが問題が起きた、チェック機能があまかったとしか思えない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国民の協力なしでは解決できないので十分なPRをすること。

・年金記録を適正に処理するため専門の部署を設置すること。
また、民間のノウハウを活用すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中は、年金記録について問題になるとは思っていなかった。

・退職後、年金記録問題が新聞等で報じられるようになったとき。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録等について問題となったときは退職しているため対応は、していない。

・反省点

①基礎年金番号に統合時、PRが全く不足していた。

②未統合者の対応が不十分であった。

③年金記録問題について、その重要性及び全体の把握が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-017

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されているような現行の対応でよいのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は裁定請求主義のため、受給権者が年金を裁定請求される際に総ての記録が確認できるものと考えていた(未統合、コンピュータへの未収録記録等の存在)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 事務所長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-018

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、色んな対策を取られていると思いますが、現職を離れて10年近くなりますので具体的な対策内容が判らないので意見は中々難しく現状では、地道にやって行くしかないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では年金記録問題は自身が退職時はなかったと思いますがオンラインが統合されるのは何日七頃にかるのかな(人)(記載)思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁がオンラインを行なう時長期計画を立てる必要があると思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-019

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治家が言われるように、短期間では解決できない点と思う。
人手と時間をかけて実施していくのが良い思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について特に意識はありませんでした。
今回記録問題があるまで認識していませんでした。
保険料について厚生年金に加入している場合は、給料から年金引き落としが行なわれており100%納付同意していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金納付通知がきた時は確認していました。
年金記録の印書そとした際、紙台帳は保管して置くべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35－020

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている、ねんきん特別便などの外に思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に認識していませんでした。
退職後、報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
従来のチェック体制(機能)の再検討。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

3.5－021

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項は、ありません。が、滞納事業所の資格喪失問題について、当時の方々、年金課の監査に於て指摘された事は無かった。社会保険料の報酬を落して、年金財に当てる様な事は、した事は無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便と定期便で記録を確認していく事しか無いと思います。尚、社会保険適用事業所でない記録はっきり記録は無いと告げる事が必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録が問題があると認識していなかった。退職後、平成19年頃テレビ報道で問題が存在する事を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録について事務所の処理では、年金記録に欠落があれば、遡及訂正で記録を訂正していたので、記録が問題が起こる事、事態予想もしなかった事です。平成9年基礎年金番号を導入した時期に三桁の番号の統合（4桁番号の変更処理等）が円滑にされていない事が問題があったと思う。後って、記録もれ（欠記録）が発生したと言う方々に適用されていた事業所であれば、必ず当時の記録は、別番号である事を説明して来ました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

大手企業（健康保険組合）の一部従業員の厚生年金記録には、不況による「自宅待機の期間」が厚生年金の被保険者資格喪失期間となっているケースがあった。
医療保険の適用は、健康保険組合の任意継続被保険者となっていたため、当該従業員は、自宅待機の期間が厚生年金被保険者資格の喪失期間となっていたことの認識がなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ア　年金手番の重複所持が疑われる方には、年金特別便に疑いのある別記録の情報も合わせて提供し、再度の確認をお願いする。

イ　事故リストの処理業務は、引き続き実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ア　年金記録問題への認識
（ア）進達マニアルでは、記録漏れ発生の認識はなかった。
（イ）年金手番の重複は、裁定請求時や事業所の指導において整理できると認識していた。
（ウ）事故リストの処理により、整理が進むと認識していた。
（エ）社保庁が管理している年金記録の情報の積極的な活用で必要な記録は、整理できるものと認識していた。

イ　問題の存在の認知
事故リストの処理中に、社保庁の年金記録の情報の積極的な活用が制限されて、処理できない「処理不能」が多く、問題の存在を認識した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ア　積極的な対応はできなかったが、次の事を行なった。
・　職員に対しては、資格取得届や喪失届を処理時に、記録の整合性の点検を指導した。
・　事業主に対しては、１被保険者１年金手帳の徹底をお願いした。
・　被保険者に対しては、地域で開催される婦人会等の研修会等に積極的に参加し、年金手帳の整理等の協力をお願いした。

イ　反省点
保険者としての認識を持ち、社保庁の管理する年金情報、他の保険者が管理する年金情報及び市町村の住民情報の積極的な活用を強く図るべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統一されていない方は、早急に統一する手続きを行うように促し、記録を基礎年金番号に早く統一させることが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入された時点で早く統一する事務処理が徹底されなかったのではないか。
(基本的には)
(基礎の時点で統一すれば良いと考えていた)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時の記録統一処理に関して
具体的な実施計画が策定されると良かったと思う。
(導入時に徹底した記録統一の事務処理を行うべき)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35- 024

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別説明会なく本家の解説等や、広くOBの協力(ボランティア)を得ることが、あってはなれでしょうか.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録は適正に入力・管理されている信じていました。
・マスコミ等で報道された時点で、決態を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・決態を防ぐことなく、一刻も早く、本庁・地方庁が協力して対応すべきではなかったでしょうか。
・本庁・地方庁間における情報（問題点）の共有化の欠如。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、その裁定請求時に本人の申立との整合性を図りながら処理されてきたと理解しています。
今日、問題とされている、要因や膨大な件数については、マスコミに発表されたことで知ることができました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度に対する意見について機会あるごとに説明を行った。(日常生活のなかで)
記録媒体の切替に伴う事務処理の誤り。

ご協力、ありがとうございました。

35－025

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事務処理体制をさらに充実強化して、対応すること。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 保険指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-026

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々が現職時代、未統合記録が5,000万件も有るなど知らされたことはなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金番号の重複が多いことから期間漏れが発生する。

1. 重複取消届の処理事務を担当になった頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金の重要性を個人々に伝えることが必要と思います。
例―30才、40才、50才、60才に到達時点で期間確認の通知をする。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-028

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わんさん特別便などで、おおく記録の神正等を行ってきていますが、該当者からは内容が理解できない方、自分のことと考えていない方が多数あり、これまでになっていると思います。今後は時間、経費等かかることと思いますが、主要理由の記録の該当者に直接面談して、説明することにより、正しい解答を得られるではないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁内においては台帳の整理等は適切に対応していたと思っていますが、最近になって実態が一部相違している、又事業主担当者の理解度からして十分なものではないかとの声もあります。
なお、コンピューターへの入力処理について、正確性及び確認方法などの体制が十分ではなかったのではないだろうか、名寄せ氏名は、漢字の判読が困難であったので、将来どうなるか心配していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳にかかる職歴を正確に記載いただくようにお願いするとともに、記録を調べるようにしました。
また、重複の年金手帳を番号のお出を防ぐよう努力が不足していたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道に出ている他には知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早い時期に記録(年金)を統合する必要があるので
該当者に接触して解消を図る

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

原票方式で退職をしていたので、進達後のことはよく分らない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は事故リストが本庁から送付され、それを照合して回付していたが、これがいつのまにか無くなっていた模様。この事故リストを放置してやれば良かったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36-030

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決はお金と人の力が必要と思います。私も事務所の末端で働いてましたが年金に精通した人がでんだん少なくなってる現状、非常に困難な仕事と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]年金事務の仕事をやりはじめ、年金請求書や退職の加入記録を調べて欲しいという人達の記録を調べるのに大変苦労しました。特に紙台帳の記録には判読するのが大変でした。この頃年金記録の重要性を認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時の確認、中間記録の整備等は充分点検と審査をするようにつとめました。
新しい事務処理方式が開始されてからは業務センターから送られる事務リストを確実に点検に送り返えすようにしました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-031

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い期間の中で発生した様であり
一件一件照合して行くしかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の財産であり、正確な把握と管理が必要であると考えていました。
問題については退社後です。
(事案)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳切替での突合(照合)確認
当時は人の眼により作業でしたので100%と正確に処理されたか今思えば疑問です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長 (室長) 企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(注) 脳梗塞を患い、詳細は不明です。

35-032

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当初リスト補正の時点で、99%整理済。
解決できなかった、参考消化した。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

元に戻る努力が。　2/3 ……が
確かな記録から探す。
解のいくものを条件整理する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人間のすること、社ゴム印の誤りから、お年金ミスは予期できるが、おおきにひどい

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストの様、補正、割合いろいろ、もう少しはできるとおもいます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. コンピューター記録の整備(紙台帳名簿等の廃棄)

2. ねんきん特別便の充実(自治体を活用した行政広報の実施等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・今の問題となるような莫大な記録漏れは予想外だった。
・この様な問題なって大きく取り扱はいそった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省すべき点…1. 記録管理の重要性と社会全体が欠如していたこと
2. 記録管理システムの不備対応の甘さ
3. 政府と年金の連帯感の希薄

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・必要な届出のもれや、不適格な届出等を原因とするもの(会計検査院の実地検査結果等でも明確)もあることが、世間一般に知らされていない。

・過去に住所管理がされていないことについての指摘や批判に対する説明がない

・過去の記録につなぐ原年と過去を問わない健保の事務処理を同一の扱いで処理するのは合理的であるが、過去記録の確認に時間を要する場合、事業主や、被保険者の積極的な協力がなければ問題記録を0にすることは不可能。

・過去から経過禄記録の整理は、実施して来た。(本人住所の記録がなく(過去)、解決策は限られていた。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基礎年金番号の1人1番号の徹底。

・求求請求会は時効被保険者本人や申立等による確認

(但し速に解決(全件)出来る問題ではない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年番号の~~無~~複数払出しがあることは承知していたが、本人と面談出来た際(最終的には裁定請求時)解決出来ると考えていた。
複数払出しの問題は、事業主からの資格取得届処理時に認識し、事業主、被保険者の積極的な協力がなければ解決しない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事業主に照会や回答の督促を行うも、協力は少なく、また、被保険者(従業員)も早期退職等により未解決の場合が多い。
・年金制度の周知、1人1番号の徹底、国民(被保険者等)の権利義務の認識の昂揚に図ること。
・核家族化の進展により「支える側」と「支えられる側」の同居が少なくなり、身近な年金制度の意義、認識の機会が減少していると思うので、「支える側」への理解を得る対応が重要。

ご協力、ありがとうございました。

当用紙初期の段階で、過去、この問題処理の予算措置は十分に行われていたのだろうか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-035

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録等について、在職中に不正等行ったことはありません。
また、私のまわりでも、そのようなことを見たり聞いたりしたこともありません。
少なくとも、山口県の社会保険事務所においては、不正の事実はなかったものと信じております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なかなか良い解決方法も見つかりません。
現時点では、今行われている"ねんきん特別便"の送付により、正確な年金記録を収録されますようお願いするものであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の昭和60年ごろ(定かではありません。)、社会保険庁では、職員組合の労働条件等による反対に合い、年金記録の入力作業や事故リスト補正作業が"遅れている"という話を聞いたことがあります。その時は、その後改善されていくものと思っておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生しましたことについて、~~社会~~社会保険庁の年金記録の収録業務が昔から遅れており、その後も改善されることもなく続いていたかと思うと、非常に残念に思っております。本庁の業務運営、特に年金記録の収録業務の取り組みが非常に甘かったのではないでしょうか。大変憤慨を感じるものであります。

今後は"ねんきん特別便"の送付等により国民に協力をいただき、正確な年金記録を収録され、早く解決していただきたく、切にお願いするものであります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会での審議や、マスコミ報道で、承知した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳、原票方式からコンピューターへの切替時に、記録の不突合が生じるのは止むを得ないことである。一番の失策は、膨大な不突合の事実を公表せず、「臭いものにフタ」でやり過ごした点にあり、問題解決を遅らせた事である。

これからは、年金業務の進め方について、逐次国民との対話に心掛け、信頼を取り戻して欲しいと願っています

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実際にたずさわっていないので具体的にはわからないが記録もれや年金番号の重複については地道な修正等の処理をしていくしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような事が起るとは思ってもいなかった。この問題がおこったのは事務処理の方法が社会保険事務所から社会保険庁業務センターまでの記録の入力から保管処理に問題があったのではないかと思う。
このことを知ったのはマスコミで報道されて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所で大変なことを知り、協力を申し出た。
制度改正等行う場合は広く国民に知らせる必要があるので広報を充分に行い周知させる。これまでのことは（基礎年金番号等）知らない人が多かったのではないか。
また、事務処理の方法として記録の確認のためチェック体制を強化する必要があるのではないか！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(年金法発足以来の)
原点にもどって一からコツコツ解決していく外ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退私後なので対応のしようがなかった

元来 大多数の日本人の氏名は表記文字である漢字であるのに表音文字であるカナで記録しようとした事にムリがある

(当時の社会では漢字入力ができなかったので不完全なもので社会化を急ぎすぎたのかもしれない)

ご協力、ありがとうございました。

35－033

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（年金法発足以来の）
原点にもどって一からコツコツ解決していく
外ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは全く知らされなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退私後なので対応のしようがなかった

元来大多数の日本人の氏名は表記文字である漢字であるのに表音文字であるカナで記録しようとした事に無理がある。

（当時の技術では漢字入力ができなかったので不完全なもので社会化を急ぎすぎたのかもしれない）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題を長年にわたって放置してきた中央省庁の責任は重大である。現時点においては、中央省庁が全責任をもって全力で解明する以外、方策はない。
それとも歴代の大臣とはかめ、中央省庁の幹部がおおぼ険者、年金受給者1人ひとりの年金記録を確認に歩きますか？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当たり前の質問もしないでおらいたい。社会保険業務センターが正確かつ適正に記録処理されているものと当然認識していた。
5000万件の杜撰問題が報道され、はじめて知った。まさに"青天の霹靂"であった。こんな重要な業務が安易に扱われ、かつ長年にわたって放置されていたとは……。行政はもっと早くから対策を講じなかったのか！不思議でならない。中央省庁の常識を疑う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長年にわたり、何らの策も講ぜず放置してきた中央省庁の責任は重大である。責任をとって処理していくしかない。
今回の事態で地方の現役の職員、元職員共々職場に対する誇りが一瞬にして崩れ去ってしまった。
今回の事態で歴史ある組織と雰囲気、全く責任のない地方の職員が苦痛を受けたり、夢と誇りをもっていた優秀な職員が職場を去っていくなど、この苦悩の現実を大臣をはじめ、中央省庁の皆さんは、どう受け止めますか。
又、こういう事態に至ったのは、労働組合にも安易な姿勢が大きな要因のひとつになったのではないですか！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

制度上(事務手続等)の不備
不正確(氏名生年月日等の誤記)な届出、厚年番号の複数取得等により統合不能の記録も多くあるのではないか、
特別便調査にて
本人のものと思われない特定出来ない記録多数
若い時の記録で本業につく前の短期間のアルバイト的な勤務で保険料も控除された意識なく記憶もうすれ特定出来ない。
遺族年金－結婚する前の配偶者の記録(複数事業所に勤務している場合はほとんど特定不能)
特別便の説明文より、事業所に勤務した者は厚生の被保険者になった日より前に資格を取得した者(国民年金に加入していた者)を勤務していた非適用事業所に勤務者、同僚関係者を思われる者(例えば上司など)まで網羅的に調査依頼。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題と社会保険職員の事務処理ミスのみによるものではないことを周知し国民に理解をえる。
国民に制度について教育する(中高校で教える)
事務処理にミスのない様、点検を強化する
事業主被保険者に正確な届出について指導強化する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録問題認識なし
新聞にて年金記録問題を知った(統合の記録4千万件は4千件の間違いではないかと思った)
記録問題で認識していたであろう保険庁は何を考えていたのか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民も年金行政に携わっていた職員も年金制度をよく理解していなかった。(年金になする意識が低かった。)
記録問題を認識していたであろう保険庁は地方庁へ記録問題の現状を周知し適切な事務処理を図る様指導指示すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-042

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和17年10月に施行された厚生年金保険の事務は全て台帳方式のもとで事務処理をしていた。(昭和25年頃)
事業主の届出で、新規・再取得に係る、喪失台帳(生年月日順に番号別保管)に索引無い場合は生年月日等の相違を考えられる番号別台帳を検索、無い場合は、新規に番号を払い出し、事業所に氏名、生年月日前歴、等再確認をお願いし、発見の場合は訂復処理をした。
その後、国民年金法が施行された相当後と思いますが、台帳は様式が改められ、喪失台帳は全国的にマイクロフィルム化して庁業務センターで統合処理したと聞いている。
また、昭和9年基礎年金番号でも更に統合処理(庁、業務センター)をしたと聞いているが(ただし返却)事務量が膨大で現在なお未統合があるのが解らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録が統合されていないと云えども、マイクロフィルムや直通した記録電算に保管されていると思います。
したがって、年金支給開始年令の5年もしくは区切って(業務量の3年毎)優先順位を設けて実施すべきだと思う。
又、年金特別便による照会は現代ではやむを得ないが、本人のご住所は年金でないし、周辺事業所が関係している等もありますので、少なくとも本来では改善した記録を改ざんしたものではないと信じますのでどこかが、記録を見直すものと思います。
国民年金についても、市町村等との関係もありますし、各時年金に全く無関心な者でも、支給年令になると、何とかしてほしいと思うのも人情、大変困難な問題と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直接事務を担当したのは、6ヶ月ですが長期間の加入による受給権が発生することから、被保険者の関心が薄く、一般的な給与の傾向が強かったので、機会ある毎に、年金記録の重要性を認識していた。
箇所1、2で述べた様なこともあって、今云われている様な問題に発展するとは思わなかったし、現実に本当がどうか疑問する感じている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高齢化社会の到来は早くから課題であったし、10年も早いコンピューターの導入により、全国的そうした記録整理を実施すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 年金記録問題は、本来あってはならないことで、そもそも存在するはずのないものであると考えていた。
- 年金記録問題の発生は、年金に無頓着である者にその責任の一端はある。将来嘆くことがないように、年金記録は自分できちんと確かめておくこと。気が付けば無年金とならないために。
- 年金記録の確認を求めた絶運動を展開して、この問題の解決を図る。このことによって、公的年金制度が相互扶助を基本とする制度であることを実感させる。
- 年金受給権の確保対策（被保険者等の救済のため）としての年金記録問題解決の重要性を認識して、それぞれが自分の仕事を一生懸命やる。真摯に対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 基礎年金番号に未統合の記録
  同一人への複数の年金手帳番号が原因となって年金記録が未統合のまま残っているのが問題の発端となっている。本来、生涯一つの番号であるため、その取扱業務は慎重でなければならなかった。
- 標準報酬月額等の不適切な遡及訂正、遡及喪失
- 国民年金の不適切な免除
- 年金記録（他人の個人情報）のぞき見

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 全ての被保険者等の協力を得て、一定の期限を区切って年金記録の確認を求めていくしかない。本人による年金記録確認が最も重要である。
- 年金記録問題は、高齢被保険者等には時間が限られる。急がなければ、亡くなることで問題が解決するということがあってはならない。
  年金記録が確認できなかったというだけで受けることができるはずの年金を受けることなく亡くなるという現実は深刻な問題である。
  いい加減な年金記録の管理はできない。
- 年金記録問題を契機に、年金の受給資格期間不足により、将来無年金になると分かり、老後の不安を募らせている人が続出している。
  公的年金制度の仕組み、年金制度の現状など正しく理解させることが最も重要である。丁寧な普及、啓発を行なって、人々の年金に対する意識を着実にレベルアップさせていかなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者証の紛失、前歴を隠す等手番と複数取得する者が多く記録統合が出来ているか心配していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に未統合がある。今後も公報する必要があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。(民営中に年金記録問題が発生するとは全く考えていなかった)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に関する書類やデーターがどのように(現在)保管されているか不明であること。又問題があまりにも大きくて方策が立たない。

組織体制の充実が大事と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題で苦労を味わったことは特にありません。
メディアの報道等により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の重複、氏名、生年月日の相違により記録統合が不能となるおそれがあり、基礎年金番号が付与されたと思いますが、当時はその時々に確実に整理がなされていたのかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　以下別紙のとおり

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答③

（質問１）について

１、年金記録（当初は台帳）については、被保険者の資格取得、喪失、標準報酬等は届け出に基づき、正確に記録されていると認識していました。

ただし、事業主の扱いにおいて雇用時すぐ資格取得届け提出ではなく、２～３か月使用期間経過後の日付けでの届けが多かったと思います。

従って、被保険者本人の雇用感覚（就職日）と社会保険の資格取得日との誤差は多く見受けられると思います。

２、次に、脱退手当金について、当時は特に殆どの女性が受け取っており、会社によっては被保険者に代わり会社の事務員が手続きを取り、委任受領をして本人に支払う扱いが多く見受けられていたことから、本人はややもすると会社から貰ったと危惧される。

（脱退手当金の受け取りについての認識）

社会保険事務所ではある時期から、脱退手当金の支給決議書は永久保存の扱いとなり本人の受取り印も取ってあることから、年金記録忘失の件があればこの方の確認が必要です。

３、事業不振による滞納事業所及び倒産事業所について

当時も、滞納事業所は相当あり、師走は特に徴収強化月間として１２月３１日でも銀行の歳入受入れ時間ぎりぎりまで寒い中奔走しておりました。

それでも、未払いがあり、また倒産する事業所がありました。

ここで、初期的な考えで間違っているかもしれませんが、事業主は被保険者から保険料の２分の１は給料から差し引いています、にも係らず未納はいかに会社の事情があるとは言えひどい話です。

また倒産し相当期間未納があった場合でも、年金の請求洩れで届け出があった場合、善良な保険料納付者の資金で年金を支払わなければならないのでしょうか。

（質問２）について

１、については、就業期間に関係なく、厚生年金が納付された記録通りの年金支給で良いと考えます。

この制度は、保険制度であるからです。

２、年金請求期間に脱退手当支給期間があると思われる場合は、当然に記録確認をされていると思いますが、脱退手当て支給記録との照合が必要と思われます。

３、年金の支給に関して、保険制度の趣旨からして（福祉的主旨ではない）掛け金が支払われていない場合、給付が無いのが保険の原則と思いますが。

回答④

（質問３）について

１、年金記録問題

年金記録は、事業主からの正しい届け出と、的確な事務処理がされていると思っていました。

また、自分が現職当時は毎年全事業所について、帳簿、賃金台帳、雇用書類など、算定基礎届時の調査を、事務所全体で総がかりで調査をして、取得洩れ、月額変更などの届け出などを促進していました。

何時の頃からか、この調査は取り止めになったと聴いて驚きました。

いろいろ事情は有ったと思いますが、この調査によって年金記録に及ぶ適正化が図られていたと思っています。

（質問４）について

現在の政治において、国民の関心は、１番が年金問題となっています。

従いまして、何と言っても年金相談の充実と、的確な年金記録の管理です。

年金特別便や年金相談対応の充実は素晴らしいことだと思っています。

一般の人の場合、自分の老後の生活設計が年金によって確立していることが、一番の安心となります。

私事ですが、退職後も年金広報専門員に続き国民年金委員の委嘱を受け、及ばずながら活動をしました。また、民生委員も９年目で、時には年金の相談に応じています。

以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点が大きすぎ、特に、実際面での事務処理の過程を把握できないので、どのような方策がよいか判断しかねます。
外観的には、国民が理解しやすい相談業務体制の充実、徹底ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、新聞やテレビ報道された時点で初めて知ったもので、それまでは、特に問題があるとは思っていなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

外観的には、少なくとも基礎年金番号の導入時点で、記録の未統合について整理統合できなかったかと現時点で思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在問題になっている以外は特に承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立で厚年であれば、勤務していたと思われる事業所の所在地、事業所名、勤務期間等が確認されれば認めざるを得ないと思います。
国年についても、納付組織(特に自治会)に納付したが領収書が無い場合も、納付した時の住所、納付期間等を聴取し厚年同様に処理されてよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、7年経過しましたし、当時、今後、年金記録問題が現在の状態になると、まったく思っていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、保険料の収納率や、検認率に執着した結果現状のような問題が発生したと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹(室長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問1)
昭和47年から昭和51年まで2箇所の社会保険事務所の業務第一課長を担当しておりましたが、当時、新規適用届に添付されている資格取得届の厚生年金の記号番号欄が殆ど空欄であった為、新適調査の際、調査時来訪者に過去の厚生年金の記号番号を持っている人は、届け出る様に指導はしていたが、届出は少なく大半は新規払出(赤ナンバーリング)として処理しておりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問2)
これは将来問題になると云う意識は持っておりました。被保険者証を交付する際には、新適説明会を開催して事業所の担当者に交付しますが、その時は必ず古い厚生年金の記号番号を持っている人がいる時は「厚生年金記号番号重複取消届・及び訂正届」を提出する様にサンプル届書1枚を渡し説明をしておりました。
(私は社会保険庁発足以前厚生年金の老齢年金の裁定事務に携わっていた関係で、年金記録問題については当時から認識しておりました。山口県は炭鉱坑内夫が多く昭和29年厚生年金法全面改正の第11年3カ月で受給権発生するの関係で裁定請求が非常に多く年金の記録問題については認識していた。中山マサ厚生大臣・草場厚生大臣の年金証書の頃です。)
特に業務第一課長時代の算定基礎届の説明会で全事業所を集めて(と言っても出席率70%程度)算定基礎届の説明と、厚生年金記号番号重複取消及び訂正については口をスッパクして厚生年金記号番号を複数もっていると将来年金に結び付かない事を説明をしておりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問３）
本件については、実例を申し上げます。[redacted]
[redacted]某健康保険組合から、ＡさんとＢさんの厚生年金・老齢年金の裁定通知が来たが、両人は、一緒に入社しておりＡさんの方が報酬が高かったのにＢさんよりも年金額が低いがどう云う訳か度々に問い合わせがありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問４）
（質問３）の事件を踏まえ本庁に照会する等記録を確認したところ、記録が５年分位洩れている事が判明。再裁定して正しい年金額にして貰った記憶があります。
誤った現因　当時は新候某方式と云って原票処理で、原票の報酬欄が６段位あって一杯になったら切り取って進達していたと思います。Ｂさんの原票の報酬欄が１枚何処かで紛失したと思われます。何処で紛失したか責任の所在は明らかではありません。
当時としては画期的なシステムと思われていた制度ですが、オンライン化した現代では何と時代遅れと思われるでしょうが、マスコミ等現代の感覚で過去を攻めるのはどうかと思います。戦時中、戦災で紙台帳を焼失した事務所もあったと聞いております。
戦後物資の無い頃青のボールペンで、悪い紙に書いた字は滲んで判読困難な紙台帳・悪い紙の名簿を何回も擦ると右片隅は擦り切れているもの。誰を責めるわけにもいかないと思います。当時は法の建前が年金は請求又は本人の申請主義だから本人の申立を確認すれば良いと考えられておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁[redacted]　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35- 050

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

近年、テレビ等で初めて知ることが多く
私自身驚いております。
問題点は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金制度の創設以来長い年月の経過の中で
制度と適用の実態が適合しなかったことも起
因するものと考えられる。
従って近年の国民皆年金制度の発足時、更には
基礎年金番号が導入された時期等、戦中、戦後
の一時期のものとは区別して処理することが
できれば問題の数字は確実に減少するものと考える。
現職場の関係者のご苦労に対し敬意を表します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン処理の過程において、事故リストが送付され、回答は確実にしていました。
従って、この様な問題は想定外でした。
また、問題が存在することを知ったのは世間一般に知られた時期頃であったと思料いたします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストの処理が都度速やかに対応が要っていたこと、旧台帳の中にコンピュータに入録されていない記録がかくも多く出ること等に対し、本庁の事務処理に疑問を持つと同時に国民の信頼を大きく失墜させ、ついには解体される始末となり誠に残念に思います。
保険料の徴収率の向上に対しては鋭意努力していましたが、その為に故意に標準報酬を改定したり遡及して資格を喪失させた事例はないものと確信しております。
国民年金制度の税方に関しては主として予防林に変わる方が良策ではないでしょうか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-051

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の原因はいろいろあると思いますが
例えば裁定請求書に当時の事業主及び社会保険労務士等
資格届を添付した旨の確認書的なもの、また当時の住民票等
役所の確認出来るもの等によれば、よいのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は給与事件の重要記録と思っています。
この問題はテレビ、新聞で初て知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令、規則により適正に事務処理していましたので
良いと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35- 052

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません 質問中で分答えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に記録問題はありませんでした。
報道されるようになった時期に、この問題を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者名簿、年金台帳がコンピューター入力時に、大量の問題があると思います。
時間は要しますが、二人の突合が必要かと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35- 053

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的には 何もありませんが
すべての年金記録は、その前に事業主からの届出があり それが転記又は入力されて 記録になったことですから、その内容についての責任は 半分以上届出者にあることが 一般には 知られていない と思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は 思いつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした(マスコミ報道によって知りました)
が「一般社会では、転場に勤務するにあたり
簡単に通称名を使ったり生年月日を正しく
届けない事があるだろう」とは推測
されました——それが原因になると思います

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の問題は該当者本人の問題であり、その報いは、本人が受けるだろうとは思いました。
高齢化がすすみ、年金問題への関心が高まる頃に一大注意喚起キャンペーンをしなかったことが反省点と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35－054

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の分析結果を見て
戸別訪問する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録がないと言う風評は聞いたことはない.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 既に実施ずみの年金特別便のような方法.
2. 記録記入後のチェック.記入もれ.誤記入の確認.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長　岩国社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度は、安全・安定及び水準が最も大切であり、現制度の積立方式が理想である。
制度の運営は、憲法第25条の理念からも国の責任において行政運営をすべきである。
この場合、公務員は自覚すべきことは充分認識をし適正に業務を行うべきは当然である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在年金記録問題が生じていることに腹立たしい思がしている。
大部分の職員であった人達は忠実に職務を遂行してきたはずだ。
地方では指導監査で厳しく実態の把握と指導に努め、問題が生ずることのないよう配意してきたはずであり、胸を張れると信じている。
社会保険庁の業務課と一部の地方職員による理不尽が国民から批判を受ける結果を生じたことは、断じて許されるべきではないと思われる。
問題の存在を知ったのは、新聞やテレビによる報道による。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は個人でできる問題ではない。組織をあげてやるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が、社会保険事務所に採用されたのは、戦後間もない昭和25年であり、その頃の厚生年金の被保険者資格を記録した台帳は、戦時の統制から引き継いだ規模の大きなもので、紙質も薄く粗悪なもので台帳が散逸していて紛失にかからない差異程であった。又、台帳の担当者は、殆ど新人の職員が従事させられるという、職場全体に台帳業務軽視の傾向があった。このようなことから厚生年金被保険者記録の重要性に対する認識が欠如していたのではないかと問われると肯定せざるを得ない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昔と異って、現在は厚生年金被保険者記録がコンピューターにより処理保管されることになった今日、もはや人間の操作により処理されるおそれがあることから、厚生年金被保険者記録は被保険者の権利・義務を左右する重要な処理であることを自覚させる教育と点検体制を確立されることを進言いたしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-059

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

重複整理過程で体験されたときの記憶
5～6枚の年金証書提示を受けた。
姓が全て同一である
名が全て異なる。
例 幸子、サチコ、サチエ 被.幸子
生年月日全て異なる。若くしかと採用されたか。
本人の申告。
年金証をクスベラの名刺大で暫く放置しておいたのが
大きな問題であった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転職回数の多い被保険者記録が不安であった。
(担当者であった当時から)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

船員で船員手帳を所持している陸の被保険者も経由時にかぎって(会社においても)予備的年金記録は提出させるべきと思っていた(第二人生船員であった関係から)
事業所担当者には税金のことに活していた

?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　（退職者）
所属	本　庁　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-060

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

聞いたこともなく知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

充分な考えを示すことができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

定められたとおり勤務していましたので、このようなことは知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

示された方針に従い処理すべきであると考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (j)事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

35-061

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

従来の年金手帳は、記録が寸断され、一本化等に長時間要したが
今回の基礎年金番号制度が導入され、一人一つの番号で管理され
易くなったに思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（1）受給資格の根幹となるので、記録保管は最も重要であると認識していた。
（2）在職当時はまだ年金受給者が僅少で、記録関係で問題は無かった。
（3）統合後間もない時点での記録台帳は、紙質が悪く長期間保存に耐えられるかと心配はあった。私は勤務先に返却したが、その時は磁気に集録されたばかりだったのでこれで充分だと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（1）記録移管は業務課で全国一斉に行われており大変な膨大な数を短時間で処理したことは大変な業務量だったと思う。これのパート使用は失敗だったかも知れない。

（2）毎年、算定基礎届で全事業所の記録に関する調査としており又、会計検査院からの照査で随時抽出で事業所を調査していたので、このような記録漏れが出たには予測できなかったのではないか。

これでは解決には何人の後に立ちません。私やりたの全り当時の様子を書きました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録が一本に出来ない理由の大半は次のとおりです。
再三転職を変わる人は就職時に前在を云わないことが多く、その都度新規加入として処理されるので実際は一人で何枚もの年金番号をもっておられます。又この様な人は退社時に加入資証を受けていない場合も多く加入していたかどうか知らないこともあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取在を用いて記録を調査して解決するしか方法はいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については いずれ調査して一本化おしか方法がないと思っていました。
昭和30年前後と思います、当時は会社も被保険者も年金に対する関心が低く特に小企業では指導してもそうようにならなかったことを覚えています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この件については対応が困難です、
地方庁としては記録をもらすことは殆んどないと思っていましたので反省点はありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような認識はありません。
誰れも悪意をもって業務などしていません。
ごまかすことも国民をだますことも そのような気で業務はしていません。
このような調査にむだな時間をとらないでいただきたいと思うことは他にたくさんあります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一生懸命に国民の信頼回復に向けて業務をするだけです。
起こった問題を反省するよりもこれからどうするかが問題です。
(どうしていくか)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録について基本となっている書類は、本人保管が判らない為確認することが不可能であると思われます。
(確認することが不可能なものが相当ある。)

今、年金センターで持っているオンライン情報はいつでも照会することなく、窓口端末で見れるようにしてもらいたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の加入期間について、将来年金受給時に照会をきちんと確認して、整理するように努めていました。

私、年金記録に不備記録が有り、過去記録の整備で、解消していたのではないかと思っていました。

今回の年金記録問題については、平成16年頃から問題となっていますので、その頃からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、年金受給時について記録の確認作業が行われていましたので、確認できなかったし、予算等の措置の内容もあって難しかった。現在のような定期便等により、本人への通知ができるようになったのは良いと思うが、住所が確認できない者は、通知も届かないので加入者の意識も重要だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課 国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があると思ったことはない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－103　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わからない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

できるかぎりの照合であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私達の在職時、国民年金については、社会保険事務所、市町村の事務処理の対応が主で、年金は保険料の納付あっての年金給付ということで、保険料の納付状況については、社会保険事務所の保険料納付記録と市町村の納付記録台帳との突合を、絶えずして納付記録の正確性を図っていた。この度国会において年金記録問題を取り上げ報道されたとは想像もつかなかった、驚いております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の一元化が一つの問題と思う。特に国民年金の保険料の徴収についても未納者が増えてきるのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－105　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私が思うには、非常に難かしいと思う。
解決の方法としては、根気よく確認作業を
行うことく外にないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

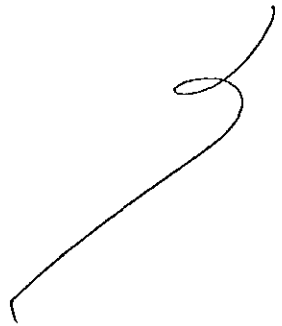
回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

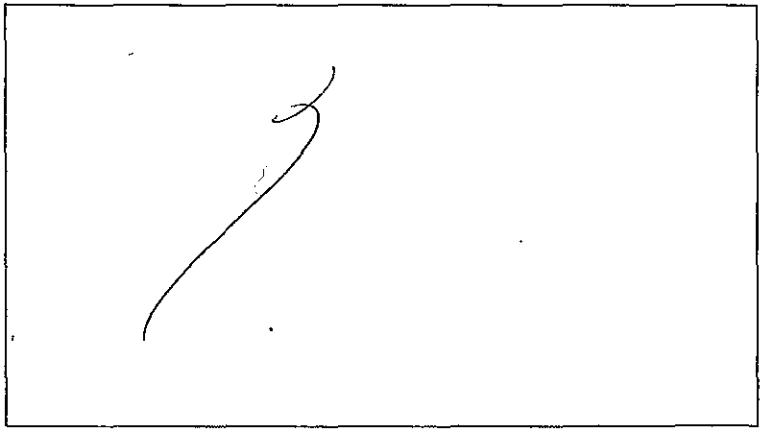
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



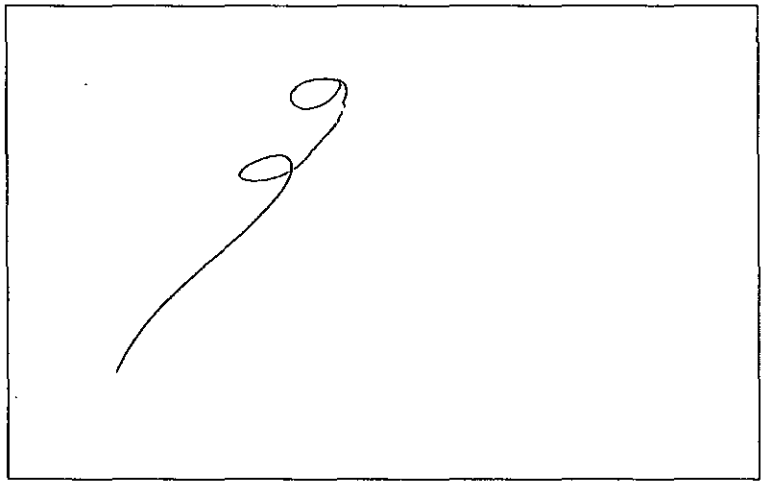
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に庁が行っている方策以外考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は適正に処理されていたと考えていました。
新聞等で問題が存在することを知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。ただ納付記録は二人以上で突合し、機械入力等と原簿との読み合せを厳密にすべきであると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

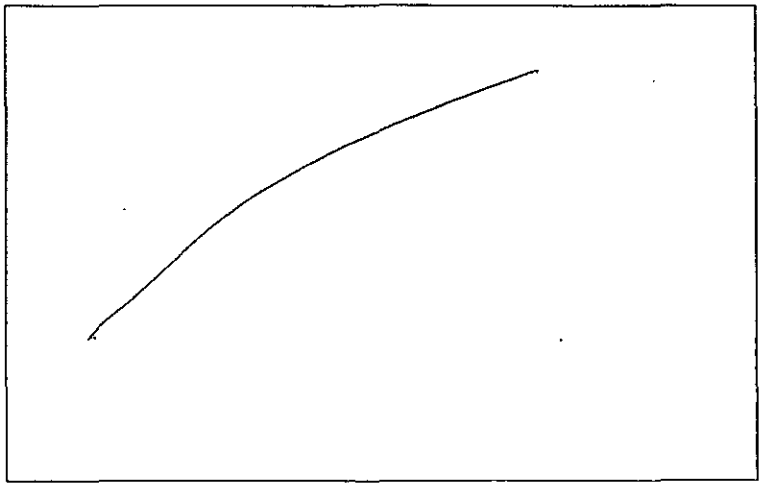
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－108　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



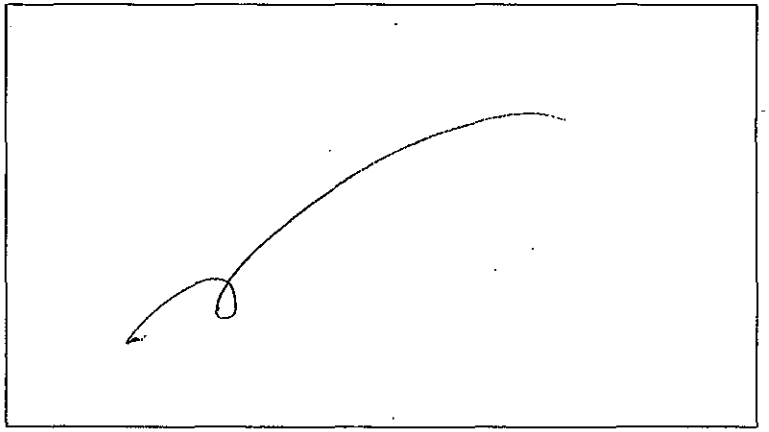
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳は、一生を通じ一枚である、と言う
PRをこれからもしっかりやらないといけないと思う。

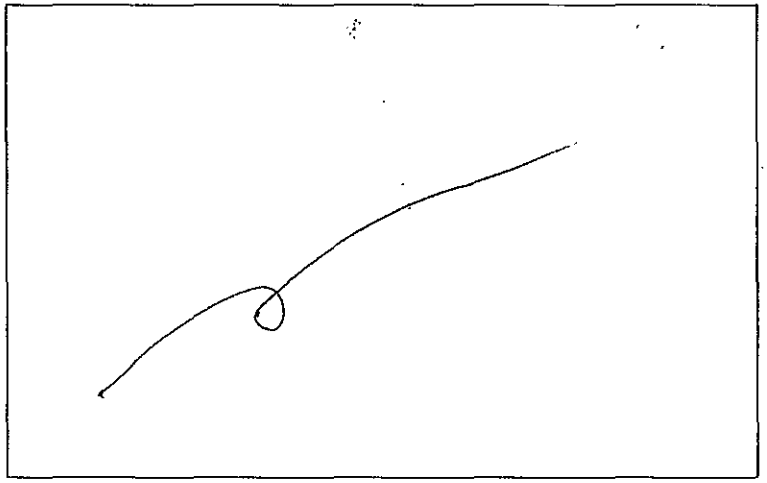
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

36－108　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳は、一生を通じ一枚である、と言う
PRもこれからもしっかりやらないといけないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ○ f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の知る範囲では、意図的に記録を改ざんする行為などはなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピューター導入の際、記録を統一するための照合帳をマイクロ化したりは、インクや紙質の関係で不明瞭な部分が一部あったが、これら当時としてはコンピューター等への本大変な作業で皆さん一生懸命やってきたものです。

記録については常に被保険者は記録の一本化を周知してきた事に対する意識が低かったので周知が十分されなかった、又事務所の事務担当者も健保保険中心で厚生年金への意識は低かった。

当時の状況では見直しを行う必要がある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職した当時は、年金をいかに多く被保険者に支給しようかと考えていた時代で、今のような問題については考えられないことである。
また、資格関係と徴収関係は完全に分離しており給付のために資格記録をいじることなど考えられない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は厚生年金の仕事についてのみ経験がありませんが、厚生年金の記録について、旧台帳の分について何があったか分かりませんが、これも本人の申立てにより解決できると思います。
自分の勤務した記録が自分でわからないというのはおかしいと思う、一部の問題で全体がおかしくなっているのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－110　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで世間一般に知られてない問題等については、特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1)現時点で記録が未統合である場合は、本人に再度照会確認加えほか各都道府県、市町村で再度住民転等で突合調査する。

(2)保険料の納付記録のないもので本人の領収書の提出のできないものは、各市町村の住民付記録台帳等で再度確認

(3)標準報酬の遡及無訂正、資格の遡及喪失のケースについては、被保険者、事業主への照会等再度調査確認等

以上のとおりですが、もうすでに実施されていることばかりと思います。

これ以外の方法は、ないのではないかと思います。

とにかく組み合わせるしかないのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の場合、年金手帳と複数持っている人は多くいると認識しておりました。 発見のつど、被保険者指導をして、記録の統合をしてきました。しかし、これだけでは解決できないと思っていましたが、厚生年金の裁定時には、本人の私どもが被保険者期間を通して最終の記録をチェックし、記録の不整合の場合には記録を補正し、適正な記録確認後裁定処理をすることがその当時の事務の流れであったと思います。 しかし、５千万件の未統合の記録があるということは当時知りませんでした。(地方では、なかなか把握できない) この問題をしったのは、退職後新聞報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３でも言いましたが、被保険者が複数の年金手帳を持っていることは認識していました。発見のつど統合処理をしてきました。 しかし、このような年金記録問題を増大させたのは、基礎年金番号の施行と、旧厚年の取扱いを市町村から社会保険事務所へ移管が大きな原因ではないかと思っております。 基礎年金番号の施行及び旧厚年の取扱先の社会保険事務所への移行時にもう少しきめ細かな処理方法の検討が必要でなかったかなーと思います。 適正な記録どうすればできるか、正確な方法を検討すればよかったなと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ○f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－111　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし 保存されている書類等と記録されている事項を突合するしか方法はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度は、長期給付であるため、正確に記録し保存しなければならないと考えて事務処理を行っていた。

報道されだして、はじめて、正確に保存されていないことをしった。（一部について）

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な事務処理に努めた。

年金制度が長期的なものであること、職員一人一人が理解し、事務処理を行っていれば良かったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　(退職者)
所属	本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の関しては、年金制度の発足時にはすべて手作業で行っており、現在のように機械化はまったく考えておらず、作業を続けられた先輩らの苦労は大変なものであり、現在の年金制度の基礎作りに大きく貢献していることは現在のすべも十分認めなければならないと思っている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・手作業時代に生じた誤りは防ぐことは不可能と思われますが、もし、取得が不正があるとすれば不可能分と不正分は区別し処理しなければならないと思います。
・不可能分は疑問があれば受給者に有利となるように
・不正分はまくれがりません(処理方法について

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・退職後であり、口会議員の（のそき見）が問題とかってから、
のそき見と云われますが、口会議員の方々が年配であり、年金制度の受給がより問題視されていない口会議員（高給のため）が社保庁員が悪い悪いと宣伝され、尤も（その実が報道されつつづけられたこと

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、すべて社保庁員が悪質とかっておりますが、手作業で行ってきた時代時代がよってのよき年金制度であり、完全のいいものではありません。
反省すべき点はあるとは思いますが（誤ての処理について）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在することを知ったのは
小泉内閣の時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳と名寄の確認が不十分で
あったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－114　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申請を待つ以外に方法はないと思われるが、
(年金は請求主義であるため、適用時には確認していない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録ついての誤りは発生するとの認識はなかった。
国年、厚生は社保、記録、方への送達（はくるくタイプ）等のシステムは全て手作業が行われており、必然的に発生すると思われる。しかし、請求時において確認すれば正されると考えていた。
段階定の未納問題から発展し、未請求等がされかれた時から

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁がコンピューター導入前に各方と方との記録突合が考えられたが、実現しなかった。
請求主義は当然と過去の記録を完全にするためにも、なるべく、その時々に確認をしておく方がよかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－115　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。
「消えた年金」と云いますが私には理解できません。
① 台帳からマイクロにきりかえる時でも私共の県では職員が「読みあわせ」をし「きり換え」をしたから。
② 騒いでいるのは厚生年金に未加入であった者では？
おしろ雇用主と従業員の資質にあるのでは？

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

想いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①会計検査院の監査等を受けた事業主の年金に対する無関心さに問題がある（あった）のでは……。
②いくら職員が将来無年金になることを説明にも聞く耳を持たない事業主及び従業員が居たと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①調査官において年間調査事務所を選定し3年計画で全適用事業所の調査を実施したと思います。
・未加入者の発見→加入届を徴収
・報酬月のくいちがいは→報酬月訂正
実施した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

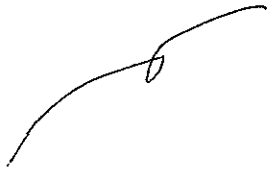
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞・テレビ等で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

自身の生年月日より若く資格取得届を提出していた事例があると聞いている。特に若い女性や、就職時の年令制限があったのではないか？
資格取得時の住民票等の添付の義務付け等に配慮した場合、問題ではないか。
行政の作成、事業主からの届出によって処理しているので、すべてがただしい記録か？

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ご自身が申立てする以外に解決の方法はないではないか！？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リストがあって、件数も多くなく、補正して解決していた認識でいた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方事はなくて事故リストで認識することになるので、補正をそのまま進めようと思っていた。
オンラインシステムの本庁と地方庁の役割分担が分かっていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－118　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に戦中の期間は個人・事業主にも責任のない部分がある。ケースバイケースで政治判断も。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 被保険者個々人に直接損得が生じる為、厳密な取扱いが大事であると考えていた。
しかし、小企業の場合は、厚生年金に対する個人の考え方により就業していても制度に加入させていないケースの散見され、庁業務センターとの資格に関する訂正協議は非常に難しかった。

2. 年金給付業務に携わっていた時から5年頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 制度の周知により定金適用と適正届出の指導啓発。

2. 根本は、請求者に対して給付するという法制度の欠陥があったことによる甘えが行政として大きな原因と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年作業の時代には，多少の誤りがあると思っていたが，
社会保険庁が公表するまで問題の存在は知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・被保険者がいずれは年金受給者となることを考えなかったことが問題。

・厚生年金よりも健康保険を重要視していた。年金は二の次の扱い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－122　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者本人から申立のあった転厂に基づき、コンピューターの記録のみでなく過去の被保険者台帳(マイクロフィルム)等の記録と照合すると同時に記録不明な転厂については、被保険者に転厂や氏名の変更等の有無等について再聞き取り、本人からの回答により再調査すべきではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金、国民年金等の被保険者の将来の年金受給権及び年金額の基となるものであり、年金記録に相違する者が発生しない様、事務処理要領に基づき正確な事務処理を行ってきました。

年金相談業務(副長)の際、本人申出の履歴と年金記録が相違にいるケースがありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人申出の履歴でコンピューター記録に不明な期間については旧被保険者台帳(マイクロフィルム)等を調査又他事業所については該当事業所への照会を行う等の調査し記録の訂正後に年金裁定請求書を受理しました。

在職中は社会保険庁から示された事務処理要領に基づき事務処理をしてきました。

現時点で、報道されている件数がこれほど多くの年金記録が相違していることを知りおどろいています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－123　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識は、ありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けて、死亡している者を追跡しなければ、宙に浮いた記録の件数は減らせないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中には年金記録問題は、発生していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳の重複交付が多く存在
生年月日、氏名の訂正も多数存在

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年、国年ともに前歴を確認せず簡単に新規払出をした。
一制度一番号の徹底をしなかった
生年月日等台帳等確認が十分でなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題について、本人の申し出た職歴が、特定できていない記録と概ね合致する場合は、本人の加入記録と認定する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、将来年金を支給するための重要なものであると認識していた。このため現在言われているような問題が生じるとは、考えてもいなかった。
国会の論議及びマスコミの報道などで知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題が生じた時すでに退職していたため、現職から何らかの協力依頼があれば応じたいと考えていた。
問題については、取得の処理時点で、氏名、生年月日、年金番号などが十分確認せず処理がされていたと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録は、正しく管理されているものと思っておりました。昭和40年代には、本庁から記録照会が、度々あり、生年月日の相違や年金番号の相違等について、地方庁の被保険者台帳や原票を確認して、訂正統合したことがあるが、昭和50年代以降少なかったように思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している統合を進めるしか、方法はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、給付の基礎となるものであり、大変重要なものと考えていました。しかし、公表されているような膨大な不突合があることは、関知しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な不突合の発生を関知しておりませんでしたので、その対応などを考えておりませんでした。年金記録については、昭和60年に地方から被保険者原票を中央庁に進達し、コンピューター入力されており、正しく管理されているものと思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－131　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに報道されたもの他無いと思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在までおらゆる方策により記録の確認・整備が行われております。今後もその方策が解消に向けた方法と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、手作業時代から記録と合わ健康保険制度共々重要な仕事として誤りのないようにとの思いから事務処理と行って来ました。記録問題については報道等により知ったところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手作業(紙)からコンピューターへの時代へと変化し、今日のコンピューター化のはざまい発達により届出もプッシーで行われること他、特に基礎年金番号の導入という画期的な方法により各制度の記録が統一された事から20才到達時における適確な基礎年金番号の交付により適正な管理が可能と考えます。
しかながら、失業保険制度や年金制度等就労者に対する同一加入条件の届出の一本化とするなど、また他省庁との連携を図るなどより適正な届出の促進等必要かと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

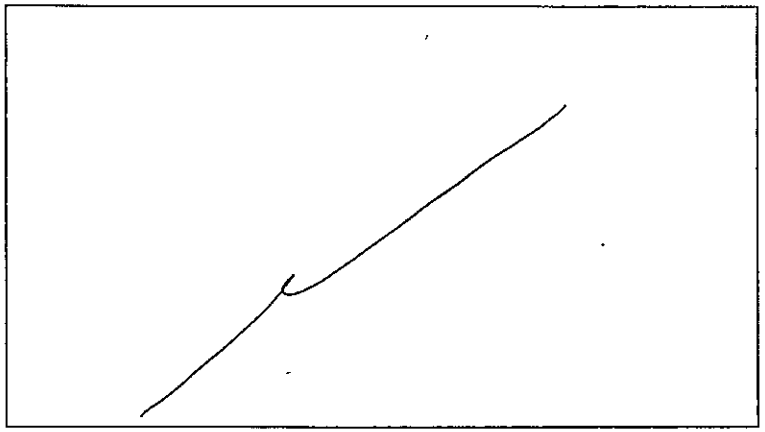
(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

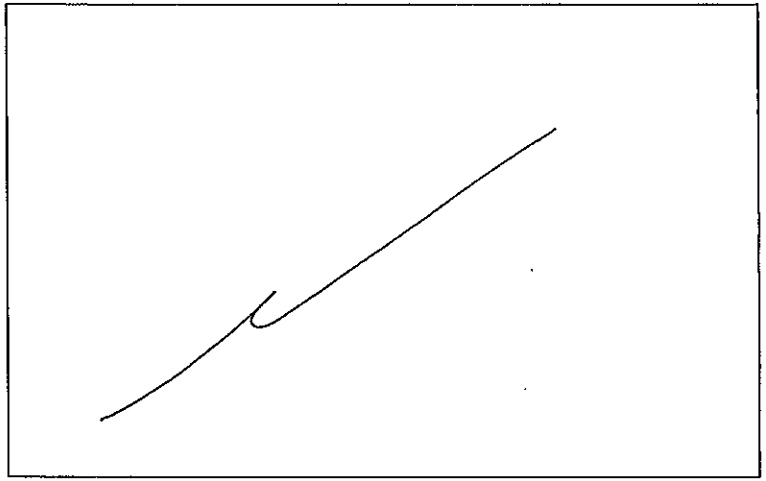
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本．庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報じられている以上のことは無し、

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣が責任をもって方向づけする以外ないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の老後にとって重要なことと認識していた.
色々と問題が発生したのは退職後

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、紙データをコンピューターに移すときに現在行っているように、もっと人と時間をかけて慎重にやるべきであったと思う.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) j. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現計画に基づき、着実に実行するしかないと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5千万件の未統合記録が公表された段階で思いもよりませんでしたが その後に更に様々な事象が出て驚きました。
厚生年金の被保険者の場合、事業所を変わる都度、新規番号の交付を受け、番号変更届出の届出をしないまま裁定請求をする場合、本人が正確に職歴把握をしていないと、脱漏する可能性があることは懸念していました。
記録整備は最優先に取組むべき事項と思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各年金制度の記録は、手管理だったことから、移植化への移行時に事務処理ミスが発生したと思われること、更に、基礎年金番号付番時に記録の整備が徹底されなかったことが、これ程の膨大な量になったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

届出制という法律の不備もあり、年金は請求時に過去の年金記録が整備できて正しい年金が支給されれば良いという今から思えば甘い考え方が社会保険職員にもあったと思う。
ただ、事業所や被保険者にも就職に際し、正確な生年月日や、住所を記載した届書とは言えないものもあったと思う。
(昔は就職に年齢制限が多くあり、年を詐称して採用されたケースが多い。)
現在も本人の記録確認など、行っているが、氏名や生年月日に間違いがあると同一人として認められないのではないかと考える。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号(一人一番号)の徹底を図るしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1, レ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に整理統合（他の記番）を繰返し行うことでかなりの件数が整理できたと思っている。
当時、費用をかけても整理統合周知、啓発をやっておけばよかった。
基礎番設定の頃（平成9年4月）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、周知啓発が精一杯であった。
当時と今では、被保険者、マスコミの注目度が極端に違うので当時はそれでやむを得なかった。
現在は、人海戦術でもってやらなければ済まないと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－141　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

システム的な処理体制も大事であるが、最後は人の力であると思う。
専門家が要る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各種事業遂行を後廻しにしてでも取り組むべき最優先の課題と認識していた。

この問題を知ったのは平成19年5～6月頃だった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人員削減がすすんでいく中、効率よく処理する体制の確立が求められたが、処理量学のぼう大さに対策が後手に回ってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

36－142　回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思い当たりません。

それより、それまで一生懸命やってきたつもりです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度が施行され、60数年が経っているので最後の一件までというのは困難であると思われる。

第三者委員会での審理を待って、個々に解決するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求(裁定)時に記録の整理をしていたので、・・・。(基礎年金への統合は特に・・・。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①定期的に加入者が個人毎に年金記録を確認できるシステムがなかったこと。(及第点)

ただし、国民年金については、要請があった時には、過去度々未納通知が自宅に通知(未納の)していたのですが・・・。当時はあまり関心がなかったのも・・・。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で未統合5000万件の報道を知ったとき　何故と、絶句したのが心情です。
地方社保事務官では進達記録は、社保庁で適正に処理されているものと、思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職時は、コンピューターがすべて導入されております。
庁内等で、漢字がコンピューターに入力されないシステムであると知り、~~全角半~~（漢字）をカタカナに書き換え入力するなど不可解で、何故そんなシステムのコンピューターを導入したのでしょう。
事実に基づかず、遡及して標準報酬改定、給付事業等の取扱いは論外の沙汰でしょう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に報道されている事例以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 被保険者の申告を立証なく認めるべきでないと思います。

② 申請免除、みなし納付扱いをすべきではないと思います。

③ 受給資格期間を満たす「カラ期間」を活用し受給権を確保をする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①昭和40年4月から国民年金の記録事務にコンピューターが導入され、各事務所からさん孔タイプライタで被保険者記録を紙テープに記録し進達していました。
入力事務に関する事前、事後の確認事務が不十分であり、東社会保険事務所の幹部は将来に危機感を持っていた。

②昭和47年頃から各市町の電算化により事務処理の変更(導入,委託)が行われ切替作業における入力ミスが生じた。その際、市町台帳と事務所台帳との照合結果3%前後の不一致があった。この処理方法が事務所間,担当者間で統一されていなかった。

③55年から社会保険オンラインの開始に伴う切替作業中のエラー、返戻処理等が不十分であった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①については、さん孔タイプライタ担当者の増員と交代制の必要性を複数の職員が上司に伝えたが改善されなかった。

②資格,納付記録等の不一について追跡調査を行い最終的には被保険者に有利な方を採用した。

③については特に記憶にありません。

反省点　1. 問題意識を持っていたが(20年,30年後)危機意識が希薄であった。
2. ダブルチエックを強化すべきであった。
今後、国民の信頼に応えるためミスを最小限にするためダブルチエックを強化をお願いしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○年金記録問題については、既に総務省行政評価局による調査結果等について公表されており、それ以上のものについては承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○社保の事務処理体制(要員確保等)にも限界があります。やはり要員を増員し時間はかかると思いますが着実に取り組んで行くべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録管理が不十分であったことは非常に重大な問題と考えております。特に無年金者を1人でもなくすという方針で収納対策等に取組んできた一方でこのような問題が発生していたことは残念でなりません。旧台帳の存在については過去において承知しておりましたが、コンピューターへの収録については、手作業的な問題もあり、年金請求時点での統合としていると理解しておりました。今回の問題が発生したことで未統合記録が○○○万件にのぼることなど量的なものは認識した次第です。

改めて

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・今回の問題の発生以後、退職前後年間は年金特別便対応照会への対応等、被保険者年金受給者の皆様の年金記録整備に努めてまいりました。この問題を生じた原因は現在の事務処理では考えられない、手作業時代のシステム的な問題、市区町村単位での事務処理、個人が複数の年金手帳と様々一つの手帳番号で管理することが実体的に困難であったこと等があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の保険料納付について、夫婦間で「夫が納付済の期間、妻が未納となっている。」のは、全て役所の手落ちであるかのように判断して、「第三者委員会」がそれを「納付済期間」として、容認しているように？？？聞きおよんでいますが、もしそうだとすれば、一寸疑問が残ります。
(注) 国民年金発足当時は国民年金に対する理解は極めて薄く、「将来よりは今が大事、主人は必要としても、女に年金は不要。」との考えから、「妻は納めない(納付途中においても、納付困難となった場合、妻だけ断続的に納めない。)」という事例は多々あったと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「第三者委員会」に適正な判断をお願いする他、特に想いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手書きの時代でしたから「記録進達（原票）」の際、不備があれば庁より「事故リスト」で返戻され、調査修正のうえ再進達をしていましたから（最終的にはその都度、庁において修正処理されているものと思っていましたから、）現時点で「消えた年金」と言うのは、一対、理解に苦しみます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点と言われても、当時、末端の事務所では考えられないとでしたから、特に申し上げることはございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

効果的な解決策は思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合問題は、基礎年金番号制導入後、本人に対する確認等により記録の統合が行われましたが、記録が全て統合できるとは思いませんでした。しかし、未統合の記録は、年金請求時に職歴確認等により処理ができると考えておりましたので、大きな問題との認識はありませんでした。

年金記録問題の大半は報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点は、費用・事務量は別として、一定期間及び資格喪失時に本人確認を行っていれば、年金記録問題の一部は防げたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題では、特に60歳代後半になろうとする者で厚生年金期間や国民年金期間に、氏名・生年月日・性別・基礎年金番号の訂正を伴うが、受給権者になろうとする者の中で、特に事務が煩雑で誤って届出したものは、ほぼ100%訂正不可能になるかと思います。この事例は多いので、この書面では省略します。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故、どのような事務処理過程でこの記録問題が発生したのか良く理解できておりませんので、以下お示しできません。一次的には全国の日本年金機構を召集して説明やご意見を伺うなどで言う方法は他にあるが…
(誰に聞いても同じ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題が発生することを予測した事務処理などの手続きは全く無い。常にどのポジションにおいても法に基いてと最終に励んできた事や自負してやり通じんでいない。
報道されはじめて知りましたがどうしてそうなっての問題が発生したか良く理解できないのが現状です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多くの職員が多岐に亘る事務処理を行うので全くミスが無いとは言えないが記録が消えた問等は考えられない。現在では人海戦術に頼る方法かと思料される。また部署では各々のある職員が人事に反発し内部告発と騒ぎ込み前科前歴と学歴を受けるなどが反省点。お客様の方の意見を迅速に解決に向け努力することも必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別に問題を生じるようなことは存じません。小生は、国年発足当時の反対運動も知っていますが、その人達が、年金の重要性を今になってかまびすしく言いたてていることに苦言を呈したいとすら思っています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手作業であっても、機械化されても、人の手でやるものですから、そこには誤った処理もあるとは思います。その処理後の決裁時にミスがあじたものと考えます。いずれかの記録を正当とみなして被保険者記録に統合するのがベストと思います。ただし、時効後の取得については絶対認めるべきではないと考えます。

香川県では標準報酬月額の訂正とか遡及して資格を喪失させたケースは小生の徴収課長時代には決してしてありません。(現金給与等で必ず発生するもの)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生は、国民年金の紙名簿からさん孔に変る時、社会保険事務所でその業務に従事、また、厚生年金保険の紙名簿からオンライン機械化切替時に当現係長として各社会保険事務所の指導をしていました。
国民ひとりひとりの将来の為に間違のないようにそれだけで頑張ったつもりです。
こういった問題が存在すると知ったのはふた年余からの報道です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在、社会保険事務所で記録整備事務員として、この問題の解決に微力ではありますが精一杯働いています。その際痛切に思ったのは、事後の照合、突合が不十分でなかったか、市町村との処理の連携にどこか欠けたところはなかったかという点です。
ただ、国民年金については、市町村単位で業務を続ける方がよいと現在も考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便等のように、本人に直接、確認してもらうしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ごく一部、事業所の届出誤りで、記録が違っていたのは知っていたが、このような問題があるのは２年前、初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

入念調査の対象が高令者となると記憶忘れや痴呆であると本人以外に家族、知人を聴取しても確認できないものがある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知ったのが、メスコミからのみのため、世間一般以外は、
承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えたが、検討つかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時，年金記録は，将来の年金につながる大切な記録であると認識していたので，慎重に取扱っていた。
このため問題の存在は考えられず，知ることが出来なかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

辞職後，15年以上経過しているので対応出来ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他の問題は認識しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、取っている方法以外考えられません。
時間をかけても一件一件解決して行くことが必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題が起きると全く予想しておりませんでした。
現在も気持ちとしては半信半疑というところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点等特に提現はできません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治判断で区切りをつける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を承知していなかった。
平成19年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、届出に当たっては、戸籍や外国人登録の情報を活用することで正確性を確保すること。

2、法改正や事務処理方法の変更時には、当年金制度の対象者全員について適正な対応をすること。
問題があれば、その時点でオープンにし法整備を含め対応記録を残しておく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は在職中、資格喪失関係を担当していた期間は、1年8月と短期間でしたので、年金記録等についての問題点は把握しておりません。

被保険者名簿、年金台帳は当時紙製でしたので、毎年(更新)という形に誤りがありそれなりに多くが不整合期に対する補正処理となる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば、保険料を納付から控除されるなど記録年金未納となっている場合、在職当時の事業主の確認に加え本人の他の客観的資料(例えば、家計簿の領収書、申告書類の控等)によって推察する。

また、加入期間の確認等については、現在社保事務所を管轄している方法以外、離職後長期間不活動となっているので、照会先が分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、勤務先で年に1回、退職の花束時、現在、問題視されている年金記録問題は発生していませんでした。
この問題は、新聞、テレビ等によって知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職、採用の際に通知されるので、現時点では、年金記録問題のプロセスの対応は不明です。
勤務先では、退職年金記録処理のプロセスは正確に処理されているので問題は発生していないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局)　庶務課長・年金課長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に空白期間のある方に来所依頼又は訪問調査を。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方での裁定の初めで本人職歴の照合を重要に処理していた。また問題が存在することを知ったのは平成19年頃と思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり対応していません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない新たな問題は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 人手と時間がかかるが、紙台帳やマイクロフイルムを基にオンライン情報との全数突合を行う。
② 本人の申し立てと納付記録が相違している場合等は、本人に不利にならないように国の責任において記録を訂正する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁に在職中は、年金記録の進達や事故リストの処理を定められたとおり行っており年金記録問題の存在は認識がなかった。問題の存在は退職後、新聞等の報道で知りました。

（質問4）質問 3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当初、基礎年金番号に未統合等の年金記録事故が、なぜ5,000万件を超える膨大な件数になったのか。また、そうなった原因は何にあったのか詳細なことは、私たち地方庁に勤務しすでに退職している者には知らされておりません。
報道等では、原因は社会保険庁のずさんな事務処理と言われていますが、主たる原因は本庁（社会保険業務センター）にあったのか、あるいは地方庁（社会保険事務所）にあったのでしょうか。
こういった状況で、「反省点を挙げよ」と言われても、挙げることは不可能です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主からの届出内容，特に生年月日，氏名に誤りがあるものが相当割合みうけられた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取得届等については，氏名・生年月日が確認できる書類の添付を義務付ける。(住民票写し等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に、問題点は気はがなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どうすればよいのか、私には考えが浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、この問題は認識していませんでした。
(H8年7月迄)

存在を知ったのは ニュース等で報道されてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に対応していません。

今後の対応としては
業務量に見合った人員の確保と、職員研修を充実することだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には特に問題として認識していなかった。
ただし、裁定後に記録訂正により再裁定が行われる事例があったため潜在的に存在していることは否めない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時点では特に対応は出来なかった。
現時点でみれば、社会保険番号の導入を早期に図るべきであった。
少なくとも年金番号については一人１番号を徹底しておくべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピュータの記録と台帳等の計画的な突合せし、コンピュータへの転記が正確かどうかを調査する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来被保険者の年金受給につながるものであるため、年金記録は適正かつ正確に取扱いすべきだと認識していた。
平成19年6月に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

常に年金記録は正しく記録し保存すべきであると考えて仕事をしていた。
職員一人一人が公務員であることを自覚し、責任をもって仕事をすべきであると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の統合は慎重にするべきと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人の勤務していた事業所名と厚生年金等の適用事業所名が異なることから、記録が一致せず漏れている場合もある。
関連会社(親会社)に加入していることなど一般の人は知らない場合が多く、特に古い記録ほど記憶が乏しいことも問題である。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の適用記録等経過が判らないため、特別便の回答も効果があらないケースも多いと思われる。
経過が判る者(OB等)に年金職員等の支援を求めてはどうか。
また、特別便の回答にあたって、本人の記載(相違)内容を十分に確認しないと調査がむつかしいケースがあるので、本人に電話確認するなどして、記憶を呼び起し回答効果を上げるような方法もあるのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、記録管理に問題はないと確信していた
このたび消えた記録として取り上げられたことに驚いた。
〃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録のオンライン化、基礎年金番号への記録統合に関しそれぞれ、エラーが相当あったと思われる。
これをその時々に確実に処理していれば、今回のように大量の記録訂正は発生しなかったのではないか。
年金裁定請求の際、記録もれを発見した場合、調査・補正できるとの思いがあったのではないか。
何はともあれ、照会に対し早く回答し信頼回復を図るべきと考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金記録の管理について

オンライン事務処理方式に切替わるまでの手作業による事務処理。
市町村からの報告に基き被保険者台帳（紙台帳）に毎月記録を転記して管理する事務処理方法について誤記、記入もれが考えられた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金記録の確認について

市町村の国民年金名簿と社会保険事務所の被保険者台帳とを突合して正確な記録の管理に努めていた。
市町村職員、社保職員ともに多忙なため、記録の突合事務に充分時間をかけられなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険に在籍していた時、「年金記録」に関しては、「法令」にもとずき、「社会保険庁」の指示どおり、事務処理し、「社会保険庁業務課(センター)に年金記録を「紙」で送達し、「業務センター」にて、コンピューターへ入力、管理していた。後に、全国の社会保険事務所でコンピューターへ入力処理(オンライン化)され、全て、コンピューター化されたものである。

今から考えてみると、問題があったとすれば、「業務センター」における膨大な量の記録のへ入力において、ミスが多かったのではないかと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおり、社会保険庁と「オンライン化」された当時は、地方には、古い紙台帳(原票)も保管していたが、しばらくして、社保庁の指示により、「紙台帳(原票)」は廃棄されたので、不鮮明なマイクロフィルム(現在どうなっているのか知らないが)で調べる以外、方法は、思いあたらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方にあっては、法令及び社会保険庁の指示のとおり事務処理しており、「年金記録問題」が今日、大きな問題になるとは、思っていなかった。
よって、そのような問題が存在することを知らなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方においては、法令及び社会保険庁の指示のとおり事務処理する以外、対応のしようがなく、すべての地方、全てにおいて、適正に事務処理しておれば、問題はおきなかったものと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状でよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているとは、
全く認識していなかった。
マスコミで報道されたとき。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コメントはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳のオンライン化
ここつと1件づつ処理をしていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~認識~~
期間照会があった時、古い紙台帳で調査していた時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

古い記録を早くオンラインにのせておくべきでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一日も早く解決を図るべきである。多少の疑念があっても、余程のことがない限り被保険者期間を認定してはどうか。社保庁の取扱いが正当であっても、世間の目は庁に味方していない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に年金記録問題は発生していなかった。
この問題の存在を知ったのは、マスコミが取り上げた頃に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

収納率を気にするあまり、標報を人為的に訂正し、保険料を徴収していた経緯があるので収納（徴収）は別機関がいいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上に報道されていることは、十分注意して読んでいますが具体的なことは特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期間にわたる記録で、全国に分散していること、特に古いものについては社会の変化により再確認がむつかしくなりつつあることは否定できないが、確認を進めることが重要だと思います。

将来的な問題としては、費用対効果といった面が起って来るだろうと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金については、もれなく加入、もれなく納め、もれなく受給を基本的なことと考えていた。
年金の受給は加入者の終焉に直結することで、他の行政に比して被保険者個人の関心執着度が高く年金受給が始まる頃に向って順次高まってくる、そのため個人各の記録が重要である。
現在のような記録問題が若起していることは認知していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の第一線というか被保険者と面接することになる、市町村の事員、直用事業所担当者、社会保険事務所事員、担当者の努力に負うところが大であるので、業務処理水準の維持に努力した。
在職老令年金の受給者の増加は被保険者の年金記録への関心が高まるので早期の広報・勧奨が十分出来ていればと思う。
市町村の事務機械化が早くに出来ていればと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・事業主からの届出について
　事業主は、本人の申告により、資格取得届を作成し提出していたものであるから、すべて、被保険者の申告どおりであった。

理　由
1、　時は年齢制限を設けていた事業所が（特に水商売等）多くあったように思います。年齢をごまかしていたと考える。
2、　年金受給年齢が近づくと元の年齢に戻す。
　また、年金番号をいくつも払い出している方が多いので、戻しているものと戻していないものがあるのではないか。
　（氏名・生年月日不一致）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人申告が唯一と考える。これだけ照会の手紙を出しても不明なものが判明するのは難しい。
・何回も何回も照会するより、市町村の協力をいただき、再度３０歳以上の住民に対し、自分が所持している基礎年金番号・旧厚生年金番号旧国民年金番号すべて・住所（旧住所を含む）・氏名（旧氏名を含む）生年月日・職歴（事業所名・勤務期間・代表者の氏名）等を記載事項として提出していただく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当然ながら、年金記録問題は、その方にとって一生の生活がかかるものなので、非常に大切なものであることを年頭において、業務処理を行ってきました。
・採用後即。(S.37年)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・採用当時、国民年金適用課（３年）時代は、国民年金台帳の作成と国民年金手帳の発行でした。
その後は、厚特の業務一課。ここでは、原票（国年の台帳とは様式が異なる）の作成と健康保険証の発行（年金手帳の発行は他課)。
・原票の記録の進達に不安を感じていました。

理由
原票の上部の記録欄が一杯になれば切り離して、業務センターに進達していました。或いは、一杯になる前に資格喪失すれば、その都度進達。これらを一週間に一度くらいのペースで進達箱に入れ業務センターへ送付。その後は、センターで入力。
どこかで、紛失する可能性は十分に考えられました。

・事故リストについて
当時は、業務センターから、毎月事故リスト一覧表が送付されていました。しかし、他県払い出しの番号は、他県の社会保険事務所に照会していましたが、なかなか回答をいただけなくて

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

届出主義により事務処理をしていたため、
事業主からの届出が(氏名、生年月日、)
正しくされていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求時に精査するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今のような問題が発生するとは思わなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出に住民票等の添付が必要、
届出主義に問題あり、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○今回の様に、色々な事象が有るとは思っていませんでした。
重複整理をするや、再就職を繰り返し、その都度、新規加入として年金手帳の交付を受けている方は、職歴をしっかりはあくしていないと、そう言った年金請求時において苦慮する感が有った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○当庁、名会社事務担当者に年金番号を重複して持っている方がいらしゃれば届出をする様促した。
○年金相談、年金請求時における本人職歴と年金記録の突合、併せて年金事務所の保有が有れば、本人より聞取りを行い職歴が有れば、コンピュータ記録、厚生年金事業所名引簿、被保険者名簿、原票等により調査確認を行っていた。
沖縄県においては、年金相談、年金請求時、名寄せ等を行い本人の申出り職歴と突合していたと思います。
時が経過すればする程、被保険者記録が膨大し、対応することに苦慮することが必至となるため、回度ごとに払出された年金番号を平成9年基礎年金番号を導入した時点で徹底した記録整備を行っていれば、今回の様に膨大な量に到ってないのでは、と感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して20年余り経っており　加えて高齢、思考力も鈍く
特に考えつく方策はありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は重要なものであり、紙テープの書替え等の事務をアルバイトの主婦や学生が雑談しながら処理していたことについては、キグの念をもっていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まだ平の職員であったので、その対応までは考えなかった
大量の業務を少ない職員で処理するのは無理で、本庁が
予算を地方へ流して、地方でアルバイトで処理した安易な
対応は反省すべきである。
また、誤りの発生とその対応が不十分であったと反省する

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「云われてみれば」との思いばかりで一般に知られていない問題は、私も知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、どのような方策も思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職(実際に、資格関係の得喪に携わっていた)当時は、ただ一生懸命事務処理をするのみで係る年金記録問題が発生するとは夢にも思いませんでした。

今になり、振返ってみれば複合的な要因が重なり合い、生じたものが年金記録問題であると認識することとなりました。

例えば、厚生年金ですが。

事業主は、被保険者の氏名、生年月日を正しく把握、取喪年月日等正しく届出たか。

被保険者自身は、自らの氏名、生年月日を正しく事業主に伝えたか。

私自身、年金記号番号払出に際して、その払出簿や年金証書等に被保険者の氏名、生年月日を記載時、脱記することがなかったか等々。

当時、年金制度そのものが未成熟ということもあったと思います。私も、事業主も、被保険者自身も係る年金問題を見据えていれば、違った対応が取られていたと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識。以下のことがなされていればかなり改善できていたと勝手に思っています。

事業主は、届出内容(資格取得、月額変更、算定基礎届、資格喪失届等々)の事実を被保険者に知らせること。

被保険者自身は、被保険者自身に年金手帳を銀行の預金通帳なみに大切に管理し、必要に応じ、社会保険事務所(年金機構)に照会さえすれば、何時でも記録が確認できる。

行政は、事業主、被保険者に対し係ることを十分周知し対応に努力すること。

民主党の構想の「年金通帳」について十分承知していませんが、期待したいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録で問題になった記憶ありません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

、年金制度においては、歴史の背景のもと、国内情勢、政治の影響を強く受け、幾多の改正がなされてきた。
国民年金制度発足当時においては、国民皆様の大半が制度内容等について理解の薄く、また、行政においても制度周知、広報不足が考えられ未加入、未納者が多数発生した状況であったと思われる。
、制度への理解と協力を得ることが重要であり、判りやすい制度作り、今後の手続手法等国民の立場に立った行政改革を実行することが必要と考えます。
、未統合記録については、地道な作業が大切。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・短期間で発生した問題でなく、長い歴史の中で制度的問題として蓄積されたものである。
・逆に短期間で解消に努力をしていたが、容易に解決出来るものではなかった。
・記録問題については国民の協力が不可欠であり、自身の年金記録を、簡単に確認出来るような仕組み作りが不可欠である。
・現行申請主義である限り、年金記録の誤りは将来においても発生する。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・公務員として就業にあたっては、退年、報道等により行政側におけるアカウンタビリティーが重要であり、基の問題点がどこにあったのか究明を見つけてほしい。
・中央方、年金制度改革の中で地方公共団体は指導の下確実に変更事務を行っていくよう努めた。
・制度内容、実施手法の中に発生していることだけに地方実施機関の確認作業等、等において100％誤りなしとする結果を得ることは困難であった。
・誠心、誠意地道な努力を行ってきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和30年代 被保険者が社員募集要領の年齢限に合わせるため自分の生年月日を偽り(特に女性)履歴書等を提出したケースがあると聴いたことあり.
2. オニ者委員会について. 夫婦で納付記録が相違している場合、どちらかの納付している記録に合わせると聞いているが、私の記憶で昭和40年~46年頃 集合徴収(市町役場、支所、公民館等で実施)で妻が保険料を持参してきたが夫婦二人分には不足. その場合 妻の分を完納し、夫の不足分は後日持参する旨の申出が2件ほどあり. 必ずしも 夫の納付記録＝妻の納付記録とはならない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

変

1. 生年月日を偽り、姓名も婚姻で変っているケースあり. この際プライバシー問題は別として、それらしきものと考えられる記録(生年月日の偽りは生れ年だけで生れた月日は正しいものと判断できる)があれば その者に照会してみるべきと考えるが、その場合、勤務会社名会社の所在地、勤務期間等を その当時の生年月日、氏名等でデーターどおりに照会すべきと考える. 本人からの回答には 責任をもたせて. 回答者本人の記録とすべきと考えるが
2. 記録照回で社保庁内では家族の相談でも委任状が必要との応対. プライバシー問題を そこまでいうのでは年金記録問題は解決が遠い.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録は、その者の将来、老後の年金に関することだから
秀川県では、誤りのないよう的確に処理してきたところである。
2. 新聞、テレビ等の報道で知ったところ、どうしてそのようになったか
私自身、納得しかねる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 報道（マスコミ）では、一方的に社保庁に問題がありとのことでしたが、事業所、被保険者にも 質問1で記載したが怠って申請したケースが考えられます。社保庁としてここまでは社保庁の責任、ここからさきは事業所、被保険者本人にも問題があることを明確にすべきと考えるがいかが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　(※)平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにはありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の理由の内訳がよく判らないが、考えられるのは氏名のフリガナの相違、漢字変換のときの誤り、生年月日の相違が大半であろうかと思われるので、社保に現存する被保険者原票(喪失分含む)、紙台帳と突合して、生年月日を照合、氏名のあらゆる読み方を検証するしかない。
未統合の理由が上述どおりであれば、資格取得届の氏名、生年月日は両取得の場合、年金手帳が添付されるが、(健保の被保険者証が急ぐため、厚生年金保険は新規取得にして届出される場合が多かった、住民票とチェックできるシステムがあったらこんな混乱はなかった。当時も基礎年金番号方式は考えられていたと思うが、国民総背番号方式になるといって、世間もマスコミも拒否反応がひどく、このようなシステムが作れる状況ではなかった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和44年から数年、53年から数年社保の業二課において厚生年金保険の記録に関する新規記録の処理、給付仕事に携わった。
年金請求期間照会など年金記録を紙台帳、マイクロフィルムで調査していたこともある。現場では、現在のようなこれだけ大きな問題に発展するとは想像も出来なかった。むしろ申出の職歴以外の記録がでてきて喜ばれるケースが多かった。職歴と記録が合わない場合は未適用事業所に勤務していた時などで、記録が紛失していたケースは記憶にない。5000万件の記録問題が報道されたとき、はじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得届時、氏名、生年月日のチェックが行なわれていなかったため、年金手帳番号の未受数訂件数に多かった。このため新規適用説明会(毎月)、算定基礎届説明会には年金番号は氏名と同じで生涯変らないことを重点に説明していた。「厚生年金被保険者証」裏面の注意事項にはその旨記載があった。
(質問2)下段に記載のとおり、昭和61年から国民皆年金になっているのだから、年金制度に統一した年金番号システムを実施していたらこのような事態にはなっていなかったと思う。
なお、被保険者氏名をカナ氏名に変換した(S.55年頃)ときは、社保には氏名フリガナは保険にはなかったので事業所から算定届時に記入してもらったと思う。この時のフリガナ誤りも被害の一因かも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　香川社会保険事務局 善通寺事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金加入記録に結びつく可能性のある記録については、年金特別便等により、当該者に対して必ず相談されるよう喚起するとともに、徹底的に調査する。

○年金定期便等により年金加入履歴等を通知し、内容に不審な疑問のある人には申し出てもらうなど注意喚起する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去記録の統合整理作業を順次計画的に実施していく中で、長い目でみれば未統合の記録がある程度解消され、最終的には、本人からの年金請求時においての加入履歴の申し立て、聴取等により、また名寄せ作業により他の年金番号の有無を確認して年金裁定処理に当たっていたと理解していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録が、本人の記録に１００％統合されるとは思えないが、徹底した取扱いを行なっていれば、この問題がこれほど深刻にならなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

余談

「年金記録問題をはずれて」これまで世間一般に知られていない問題として、旧厚生省の「保険か主年金か従」というおおらかな年金記録問題に発展したと考えている。

更にいえば、国民の「自己責任」に期待した年金システムと、その意識の薄い国民のギャップの立脚なき現われなのではないでしょうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1点 被保険者の復数の番号を持っている人の統合問題と認識。

2点 戦前からの古い記録の把握、整理。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1点、地方ではどうしようもない問題であった。
基礎年金番号の設定を前倒しでできなかったのか。

2点、担当者の能力によって記録の発見に差があった。
努力する職員に対する評価を高める努力をした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中には考えも及ばなかった不明朗が出てきて驚いているところです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の消失等を訴えている被保険者等への対応は性善説に立って処理しないと世論は治まらないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金送付物に記録の照合と付けえばいいと考えていましたし、照合が出来ると考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これほどの事態が来ると起きてくるとは考えていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は、年金給付の基礎資料となる重要なものと認識していた。様々な問題が存在することを知ったのは退職後に報道機関が報道したことから知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何ら対応はしていない。

この問題は、本庁及び都道府県の一部の不心得者のために全国の取扱が不正に関わったかのごとく報道されており、まじめに働いている大多数の現場及びOBは非常に迷惑している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録で今までに報道されている問題以外は知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳からの切換が不十分であり、台帳、マイクロ等の記録があるものは、速やかに統合をすべきである。
又、年金試算時は慎重に取扱うべきである。

それ以外の不正(不当)な事象によるものは、解決方法を考えつかない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに解決に向けた取り組みをしていると思われますが、
1、コンピューターを活用した突合処理をする
(例)氏名については、すべての字を「音読み、訓読み、平仮名、カタカナ、ズヒツ等に対応(置き換え)するプログラムにより突合を図る
2、人的手段によらざるを得ないこととして大変困難と思われるが、古い紙記録、マイクロフィルム等と現在の記録を突合する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、老齢年金等の裁定時に本人の申出のある就職期間が収録されている記録を突合し、食い違いがある場合には、照会等により補正した取扱いをしており、このように地方においては、このような問題があることは全く予想をしていませんでした。

この問題は退職後にメディア等で知り驚いた次第です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① このような大問題が発生することは地方庁では全くわかりませんで、退職後にわかりました。問題になってから、知人等から数枚分の相談を受け、適格者は元より喜ばれました。今なお積極的に取り組む所存であります。

② 反省点としては、取組みの遅れ（放置）と思います。地方庁としては何んとも改善できない問題であった。

③ 今後のあり方としては、国民総背番号制の導入（難しいことかも知れませんが）すれば、完璧なものになると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課　国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政側からの陰湿がある。
本人には全く責任が無いのか。
事業主側に全責任が無いのか。

今後の問題としては
年金受給時時点についての資格関係に問題がある
と思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事例は全て出つくしていると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合できない記録を全て解決するのは困難と思われます。
今以上の有効な方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録で最も相違しているのは氏名と生年月日だと思っていました。
宙に浮いた記録が5,000万件もあることは、公表されるまで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定請求時に記録の整理統合ができるものと思っていました。
年金記録のコンピューター管理をもっと早い段階に実施できていれば良かったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・定期便によって、ご自分の年金記録を確認していただき、疑問がある場合は、第三者委員会等に申出することを徹底し、納得していただくことが重要と考えます。

・裁定請求時に転居について、詳細に聴取する等、請求者が納得した上で、裁定することが年金制度の信頼を高めると考えます。
※裁定請求書に記録に異議がない旨の署名欄を設ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号に統合されていない記録があることは認識していましたが、裁定請求時に、転居を確認することによって統合できると認識していました。

・具体的な件数等については、社会保険庁からの公表によって知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号に統合されていない記録については、裁定請求時に、転居を確認し、未統合となっている記録を調査・確認することによって整理され、正確な年金給付が行われると考えていました。

・基礎年金番号が導入された時点で、国策として、徹底した統合を行うべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立て、勤務事業所、勤務期間等について、正当と認められれば証拠となるものが無くても被保険者期間として認めざるを得ないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は、長期間にわたるものであり、1人1番号が原則であるにかかわらず、転勤等により2以上の番号をもつ者が多数あり将来の問題発生の不安を感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険にかかる個人番号を設定し、各制度にかかる統一番号として、~~統一~~社会保険制度共通運用する必要を感じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 (j)事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方法がないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 現職当時(S34年4月退職)は窓口での相談は少なく記録問題の認識は少なかったと思う

2. 国会での質問(テレビ)や新聞等に掲載した頃でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 上記1のとおりで、現職当時は事務処理担当者を指導してきた。

2. 上司は年金全般について全職員を対象に計画的に指導講習会等を行う必要がある。

3. 年金記録問題については、担当者の処理状況を常には握し、注視する。

4. 事故が発生した場合等は、たちに上司に報告するよう指導しておく

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について 高令者にとっては、社会保険事務所まで出向くのが困難である。もっと地域の身近に相談ができる場所はないのでしょうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について地方(地域)における年金相談の充実強化を図って欲しい。
年金委員を各市町村(各小学校区程度)に設置して、社会保険事務所の指導のもとその処理に当らせる方策が望まれます。
(民生委員制度をこういう様ずる)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は年金加入者の"請求主義(権利の上に眠る者は保護されず)"との理念認識していた。

この考え方は昭和三十七年の社会保険大学校における研修で教えられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は「裁定請求主義」で正確な記録管理を心掛けました。

反省点としては年金記録の"確認徹底"の方策として今日例の"年金特別便"のような加入員一人一人に対する"通報確認報告"のような方法も考えられますが限界を感じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピュータの活用と併せ人海戦術と考えます。
期間は可能な限り短期にお願いしたいです。
受給者については、加入期間の確認ができない場合は本人の申請を信じ再裁定により年金支給をしてはどうでしょうか。
(当然のことですが虚偽行為は法により裁かれましょう)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金権実現のための基本的なものであり間違はあってはならないとの認識でした。日常業務では誤りのない処理をしてきたと思います。ただ厚生年金の記号番号重複は気になり、重複取消(一本化)を強力にPRする必要を感じました。
「問題の存在」はこの2～3年に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「年金相談」窓口で、又は事業所への説明会で正しい届出をしてもらうよう務めた積りです。

各制度が独立して年金被保険者証を交付しておりましたから、例えば国民背番号のような、個人の権利を包括的に管理できる制度であれば問題が少なくなると思います。

長年勤務した職域でこのような問題が発生したことも社会に対してすまなく思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に何もありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正確に記録される事が大切です
これを故意に事実と違う記録するなど考えられない事です
5.6年頃には分かったかと思います

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応はしていません
退職後30年近くたって思うことは転勤には私と規律が
大切が目標をしっかりと理解する(さす)必要があります
残念の一言です

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社保関係地方庁現場の皆様のご苦労と心情のほどはお察ししますが、解決策について特記すべき事項はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年保険の現場が長く、年金業務を担当した期間が短かかったため、認識不足でした。また、平成３年の退職であるため、今回のような問題が存在することは承知していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

意見のみ申し述べる。

1、年金不信を煽る誤ったマスコミ報道に対し毅然とした対応をとってほしい。

2、公的年金は飽くまで国で運営し、民営化反対。また、年金問題を政争の具にすべきでない。

3、国年業務は、被保険者の身近な市町村で行うべきであり、その窓口を早急に市町村に戻すべきである。

4、今回の問題は社保庁幹部と職員組合に責任がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳しい情報を把握していませんが、現在庁において諸問題解決に向けて可能な限りの対策を取られています。
特に妙案はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の窓口で年金の相談の転にあった当時、
被保険者の転了と年金記録の不一致の例が多く年金裁定の際等でやがて社会問題になるのではないかと危惧された。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・対応
転了と年金記録が一致しない事由を調べ必要に応じて厚年被保険者記号番号の重複整理等を行った。

・反省点
短期間に転を転々としている者は正確な記憶がない場合が多く空白になっている例えば○○年から△△年までどこで働いていたか思い出してくれる以外に対応する策がなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在取組まれている対応を着実に進めていくことと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時には基礎年金番号に未統合の記録が少なからずあり、それは年金請求時には完全に統合されるものと認識していた。

最近のマスコミ報道を通じ多くの問題があることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便で年金加入記録の確認はすでに実施したところですが、本人と直接面談し対応出来るのは年金の裁定請求時だと思われます。この時点で２０歳から６０歳までの期間は誰もが全て公的年金の被保険者であることを前提に年金加入記録の確認（従来から年金裁定請求時には本人履歴の確認をしている。）を徹底し、これを更に強化していくこと位しか申し訳ございませんが思いつきません。

将来的には国民年金を保険方式ではなく税方式とし、保険料の納付の有無に関係なく全ての国民に対し一定年齢に到達すれば年金を支給する単純明快な制度としたらどうかと思います。保険料未納による無年金者を無くし、公的年金制度の複雑さや膨大な年金記録管理も軽減されるのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、社会保険庁業務センターにおいて最新鋭のコンピューターで適正に記録管理していると認識していたので、国会中継やマスコミ報道があるまで知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の年金記録問題の要因は、本人の申し出誤り、事業主の届け出誤り等々の要因もありましたが、あってはならない社保職員のミスがあったことは誠に申し訳なく残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状のとおり1件1件しらみつぶしに調査徹底するしか解決策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 記録が多数分散していたのは制度発足時から。
- 当時の社会事情から偽名や年令詐称での就転職も多々見受けられ、記録重複を防止することは不可能であった。
- 昔は年金制度への国民の~~関心~~認識は薄く、健康保険証の取得があれば満足していたように思う。
  従って事業主や被保険者も年金手帳番号の一生一番号制は理解していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金裁請時に本人から過去の転厂を聴取して統合していた。しかし遠い昔の転厂を全て聴取することには限界があった。
- これらを今後阻止するには全国民生まれた時から社会保障番号(国民背番号)制で統一管理するしか解決できないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

虚偽申請に対する罰則を厳しくした基準を定め早期解決を図っていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方から送られた年金記録は適正に管理されているものと思っていた。
問題のある記録は事故リストで適正に処理されているものと思っていた。

5000万件の年金記録問題が報道されて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役職員時代(特に昭和40年代50年代)は適正を届出をさせることに重点がおかれ年金記録の重要性についての広報などほとんど行なわれなかったように思います。記録を管理する個々人も年金記録に対する認識が乏しかったのではないかと思います。このことが今回の問題につながってしまったのではないかと感じております。

ひとり1つの番号で管理できるような方策をとっておけばよかったのではと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④関係（質問３）

「反省点」を聞かれれば、オンライン切替前の膨大な業務処理を末端の管理者に丸投げし、殆ど指導力を発揮しないばかりか、組合の圧力に押され、二階に押し上げられて梯子を外され、板ばさみの中を何とか凌いできた実感は今も残っています。

業者、アルバイトに丸投げし、職員が仕事に責任を持たないところでは粗悪品が生ずる環境にあったことは必然の結果だと思います。

その中にあっても、自分なりにマニアル（フローチャート）を作り、事故率を最小限に止めようと努力したことを誇りに思い、懐かしく思い出されますが

- ミニコン導入に始まり
- 保険の徴収業務切替
- 国年の適用保険料業務切替
- 国年の福祉年金（老齢を除いた）業務切替
- 保険の適用、給付業務の切替

等々、３Ｋに等しい

業務に真面目に取り組んだ者が馬鹿を見て、要領の良い奴が避けて通って、人のふんどしで相撲をとったのが現実ではないですか、年金記録問題に組織が払うべき代償は大きいものがあります。

今後の対応を問われれば、一定の手切れ金を払って「損切り」を考える以外に無いのではないですか。

短期間に問題を終結せねば、今更犯人探しをしても、不信は延々と続くと思います。

回答票④関係（質問4）

「反省点」を聞かれれば、オンライン切替前の膨大な業務処理を末端の管理者に丸投げし、殆ど指導力を発揮しないばかりか、組合の圧力に押され、二階に押し上げられて梯子を外され、板ばさみの中を何とか凌いできた実感は今も残っています。

業者、アルバイトに丸投げし、職員が仕事に責任を持たないところでは粗悪品が生ずる環境にあったことは必然の結果だと思います。

その中にあっても、自分なりにマニアル（フローチャート）を作り、事故率を最小限に止めようと努力したことが懐かしく思い出されますが

（冬場り思い）

ミニコン導入に始まり
保険の徴収業務切替
国年の適用保険料業務切替
国年の福祉年金（老齢を除いた）業務切替
保険の適用、給付業務の切替

等々、３Ｋに等しい

業務に真面目に取り組んだ者が馬鹿を見て、要領の良い奴が避けて通って、人のふんどしで相撲をとったのが現実ではないですか、年金記録問題に組織が払うべき代償は大きいものがあります。

今後の対応を問われれば、一定の手切れ金を払って「損切り」を考える以外に無いのではないですか。

短期間に問題を終結せねば、今更犯人探しをしても、不信は延々と続くと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚生年金期間と国民年金期間との整合性はどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号に未統合の記録が多くある報道を聞いてから。
・年金記録は返れい分を正確に~~遅滞なく~~処理していたと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・多忙な業務の中なお、一層の正確な確認努力が必要ではなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の処理方法が分からないので意見は特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 戦前からの記録で度々の法改正を経たものであるが長い将来にわたり影響するもので非常に大切なものと認識し大切にしていた。

2. コンピューター入力後の事故補正が始まった時点。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 旧台帳の写真保存が完了した時点で旧台帳の廃棄もしてもよいとのことであったが将来的問題が発生した場合、写真では判読困難と考へ旧台帳を一枚ごとにビニールカバーにより保存することを提案実施した。

2. 職員は非常に事務多忙で毎日の残業（手当なし）宿直の日でも深夜まで仕事をするような状況であった。
このため事務処理のスピードが求められたため誤処理があったこと、又定数化にあたり非常勤職員に大多数の仕事をやらせたことにあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ごく小規模事業所で、保険料滞納事業所へよく参りました。事業主曰く「従業員の中で、保険料は掛けなくてよいからその分給料に上乗せして欲しい」というもの。その日暮らしで、何十年先の年金より、その日食べていくのが精一杯という方等。この方達は、厚生年金の記録はないと思います。ある程度従業員のいる事業所では、こんな例はないと思いますが？少々は該当するものがあるかも知れません。
事業主には、その都度ご本人の将来の年金だから加入届を提出するよう指導はしましたが、確認はしていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・何十年も前のことですから、事業主も倒産、廃業している所もあり、移転、死亡等で確認不可能でしょう。
・事業主が社保事務所に届出しているものが、記録されていないとは考えられません。
・記録にない方の年金も申立てにより支払う必要があるのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、当時の適用課とか、業務一課等資格得喪の処理業務を行ったことはありませんが、我々同様、将来の年金にかかることだから正確に処理しなければならないことは常に思っておりました。
記録ミスがあることなど全く考えてみたことはありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格得喪処理等は、比較的単純作業で、機械化によりいっそう単純作業となり、職員にあまり緊張感はなく、対話しながら処理していた様子も頭の中に残っています。これは社保職員全般に感じられたことでありました。
社保庁以下徹底指導をお願いしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便を出したので、一応の手当はしたものと考えられる。

今一度、電話等による照会を続けた後、一般広報を行い、その後は本人からの申出を待つ対応でよいのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当地方庁では、記録の方式に問題があるとは認識していなかった。

記録問題を知ったのは新聞報道。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で思えば、番号重複を許すことが問題だ、と思うが、これを防ぐ方式が戦後の混乱期に採れていたかは、困難と思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に広く知っていませんが
国民年金については、保険料の未納者には主に国は納付者を通じて、被保険者の(個人)に対して納付、未納等の確認をしていたのだが。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 厚生年金と国民年金との基礎年金番号の整理は、年金請求時に整理できる旨を広報等により周知すべきではないかと思うのだが(加入者の不安をなくすために)

(2) コンピュータに収録されていない(収録されても不明なもの)厚生年金の記録は本人の申出によるしかないのではないかと思う。
又、申出による調査等については、社会保険の(他の人の)事務の負担を増やす方がより的確に対応できるのではないかと思うのだが(調査すべき書類等を探すのに)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

遡及して資格喪失させることについては、年金事務所の社会保険に学校の研修時の雑務において、徴収率を上げるために行うことが多いという話を聞いたことがある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 愛媛県においては、そのような話しは聞いたことがなかったし、又、評価会議等においてもこのような話しは出ていなかったことから、愛媛県では行われていないものと認識しているのですが。

(2) ① 本来の業務(採納処分等)をなせずることができないのかなぁ(事務処の制度等があるのかもしれない)

② ~~徴収率を上げること~~
誰しのために、このような不正をしてまで、徴収率を上げようとしたのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1). 年金記録問題
記録への最終確認が徹底されてなかった点
(記録の転記等)

2). 問題の存在は、報道等による

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1). 当時では確定不明

2). 反省点
(最終記録への徹底が
記録の転記等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名簿又は原票とオンライン記録との照合、
修正

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時(平成19年3月までは)特に意識はなかった。
退職後、平成19年5月に朝日新聞の報道を見て、はじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は庁および業務センターの企画・指導・管理に原因があると思われる。
反省点として「記録」の重要性の認識が甘かった(特に突合確認の処理方法等手順が不充分であった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方庁の紙台帳管理時代の「事故リスト」の整備状況が、地方ごとに異なる進捗の差があったのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者の記憶に頼る以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。　業務によっては、昭和50年頃から。

1. 被用者年金加入は、戸籍や住所の管理はなかった。
2. 制度ごとの番号付与
3. 「被保険者証」(カード様式)から「年金手帳」方式になっても、国民大半は、メモしていない。
4. 制度の広報・周知を図るが、一部国民は、理解していない。
5. 年金額の改正(引き上げ)が、財政収支を考えず、一部政策的に引き上げした。
6. 一部政治家・キャスター(タレント)及びメディア各社の報道による、「公務員いじめ」に便乗し、片寄った報道に走った。また、制度の歴史、管理の歴史に対する無知も見られる。
7. 納付者と未納者の正当の処理の仕方を整理する必要がある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

プライバシー保護、国民背番号制反対などにより難しかった「基礎年金制度」がスタートし、円滑にスタートし、国民の理解を求めていく中、ややもすれば、マスコミ等にうろたえた感がある。

年金制度は、個人個人の履歴書であり、素人の相談にたよらず、必ず専門家による相談を受けること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件、一件調査していく方法。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は年金問題が話題になく、
問題意識は特にありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日常業務のなかで一件一件くわしく対応していくこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に問題があると知ったのは、2007年頃テレビ、新聞紙上での報道です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の担当係さえコンピュータ化したのは、大きな問題があるように思います。
甘い点---施行方、芸名
当時の---会社時代で働いて届け出、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~特にありません。~~

「ミスター年金」の指示(指導)のもと地道に対応し、解消すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同一被保険者と思われる者に対する名寄せを年次で計画的に実施することで解消されると考えていた。
また、その時知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この業務をしっかり地道に推進すること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 保険課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在やっている様に、
きめ細かな対応をやっていくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上の記録の不備が、こんなに多数存在するとは知らなかった。少なくとも愛媛では、皆んなまじめに処理をしていたと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

〔国民年金事務〕
地方分権に伴い、国民年金事務(収納業務)を国へ移管してしまったのは、どうだったかと思う。
(市町によっては収納台帳等を廃棄)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々に対応する以外考えられない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

庁の方針として、年金裁定時に記録と突合する方向であったと思う。
基礎年金番号導入時に手書きの記録（昭和17～19年頃の分）も含めて一本化（機械化）されるのかなとは思っていた。
自分の手掛りでは特に問題となった事例はなかったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入する際、古い記録も含めて全てを一本にするように処理しておけば良かったのではないかと思う。
現在、結果的にその作業をしなければならなくなっている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

保険・医療の業務が長かったので
存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上の理由により、おもいつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

前記の理由により遅かったと記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記の理由につき、おもいつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題は、社保庁の記録管理体制の不備はもちろんであるが、事業所の不適切なまとめ方、従業員の届出の申出（給与額等）もあり、複合された原因による問題と認識した。

・問題の存在は昭和60年代に名称は忘れたが「被保険者記録事故調査リスト？」なるものが社保庁より各社保事務所に照会されてきた時に、やはり記録の不備があると当時は思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時の「被保険者記録事故調査リスト？」については、個々に事業所、従業員等に再照会して適切に対応いたと思う。

また、新規喪失の給与受給者に対しては、その時々で請求書受理の際に基礎（標準報酬記録を含む）の十分な聞き取りを励行して対応した。

ただ、過去のことになるが、旧台帳記録（紙台帳）とオンライン化の際にどのような基準（算定基礎、手続等）に基づき処理したのか、地方より本庁での問題はなかったのか、同時に業務等の時のフロー対策実施の有無が反省材料として考えられる。

最後に総体的であるが、各社保事務所においては過去より年金記録および医療保険に関わる（医療費通知）を実施してきた経過があり反省すべきところと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 全く承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 年金記録問題が発生(判明)してから2年半が経過する中で、記録漏れの申し立てを行う者は様々であると思うが、永遠に引っ張って行く訳にはいかないことから、一定期限を設け、申し立て理由に正当性が認められるものは全て容認する扱いとしたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 平成9年1月、基礎年金番号が導入された時点で、必然的に基礎年金番号以外の年金手帳の記号番号が存在することとなった。また、就職する都度、何らかの事情で新規に手番の払出しを受けるケースがあることも承知していたが、特に手管理時代にあっては防ぐ方法もなく、年金請求時に登録することで、特段の問題はないと認識していた。

○ 存在を知ったのは、俗に「宙に浮いた5,000万件・・・」と報道された、平成19年5月下旬頃である。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 当初の報道内容がきちんと本質を捉えてなかったことも助長し、お客様が過度の不安感を抱いていたことから、電話等いただいたお客様に対しては、比較的混雑していない時間帯をご案内する他、加入記録を積極的に送付するなど安心していただけるようまずは心掛けた。

○ 国会で取り上げられ、報道等される前に社会保険庁が公表し、計画的な対応を呈示すれば今回のような問題には至らなかったのではないかと思う。また、もっと早い段階での基礎年金番号の導入や厚年手番の新規払出時には、住民票の添付を求めるといった措置を講じておくべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20年代の私の得届が不充分で、生年月日がないものは適当に作って処理していることを公に先輩から聴かされた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相当年数が経過しており解決は困難ではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 紙台帳から電算切替にあたり業務のへ外注にあたりダブルチェックを原則としていた(契約)が、明らかにチェックを契約どおり行っていない記録が相当数あったものと認識していた。

② 紙台帳 記番払出簿は手書き後にチェックしていないものが多く、払出紙は正確性を欠いたものあり チェックに限界がある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な事務量をこなさなければならず
チェック、審査体制が不充分であった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職 医療管理官	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金機構・各厚生局等の職員で対応さ.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道機関等により

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号をのぞき、突合出来ない記録があることは本庁としては判明していたと思われ、その後の対応が充分でなかったと思慮する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k, その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題は、単に社会保険庁(第一線では社会保険事務所)の取り扱いなどの問題があるのではなく、①社会保険の適用事業所②社会保険の適用を受ける被保険者(個人等)の間にも多くの問題が存在しているので、これらを含めて実に難しい点があると思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、現在のような本人請求で生(現職退職者全員の記録の適正化)制度上実に難しい問題があるように思われます。

2、年金記録の重要性は、年金の受給権が発生した時点で完全であることが必要だと思いますので。

3、上記「2」の時点で本人(受給権者)の異議申立があれば、そこで、完結するようにすれば良いので仕方ないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録問題は当面は勿論のこと、制度上永久的重要であると考えておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事務処理においては、手書台帳を機械化に変更することが大変でした。

現時点での問題については、前記(質問2)に提記したように私は考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の勤務中に標準月額の減少をはかったりして事業所の納付保険料の減額等の不正処理など考えたことはありませんでした当時の職員一同・懸命に勤務いたしておりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何事もまじめに取り組む以外に方策はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直に事務処理を行い年金記録は適宜に事業所の届出に従い正しく処理していた。
退職後、新聞紙上の問題はニュース等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中には、問題は生じていませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞、テレビ等で報道されている以上のことは知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政側の問題点と事業所事務担当者、本人の問題を区分し、前者は全面救済、後者は何らかの基準を設け判断すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金、国民年金の区別なく、適用、喪失の際、経緯の意識不足による事務の問題はあった。年金については、遠い将来のことで、現実味を持った行政にとぼしかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

以前から論議があって国民総背番号制のようか、生涯一つの番号で通す（年金以降らず）ものであれば、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

公報を徹底するほかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正常に処理されていると思っており 別にこのような問題が生ずるとは、思ってもいませんでした。
国会でクローズアップされてきましたが 退職して相当の年月が経過しております。
在職中 社会保険の業務に携った経験はありませんのでこの記録問題の認識などのこうのは……

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険への転職者にて、要請があればどのような協力もするという気持は今でも持っております
職担当の経験は全んどありませんので反省点も判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

妻のケース（S24.6.5生）
結婚後就職（H5年4～12月頃まで厚年加入していた。）その後は国年加入
この事例を平成15年頃 厚年・国年の統合のための社会保険の窓口で確認したがOAに記録なしよって窓口相談員(知人)に妻の転勤も知っている為企業名で索引（生年月日相違か）該当者を確認した。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

企業と社保記録において何らかの理由でOAに入力されていないこともある。
企業名リストで該当者を確定する等 ケースケースで期間確定する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

窓口相談の時期に本人申立による期間確認の業務をお担当していた。
旧い記録(名簿・台帳)は氏名・生年月日の相違によるためか入力していない者が存在していた。(昭和60年頃)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1件1件時間を要し調査する方法しかないと思われた。
しかし、事務所の社会保険担当時、職員から責任大と叱り過去の記憶で社会保険事務所へ調査依頼した大部分の者の記録と統合できた。(職員に対しても喜ばれ信頼も得た)
今日、企業は社会保険担当者がいる。設置目的のとおり適用の向上と届け書もしとおれば現在のような状態にまでなっていないと思われる。
過去を追及し、相互理解し協力する事が必要であると考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~社会保険庁の年金記録について問題があるということで~~
~~テレビ等をみていて、記録がないと言われた方などを~~
~~社会保険庁が一生懸命探している~~

前は過去帳と年金記録に勤務していましたが、
社保が疑惑後について調査に応じ始めたのは平成14年
度からです。それ以前は、紛失申立書を添付していても
記録者の違いで、紛失扱いにしていました。
以上のことから、平成13年度以前は未支給である
ものと思われます。

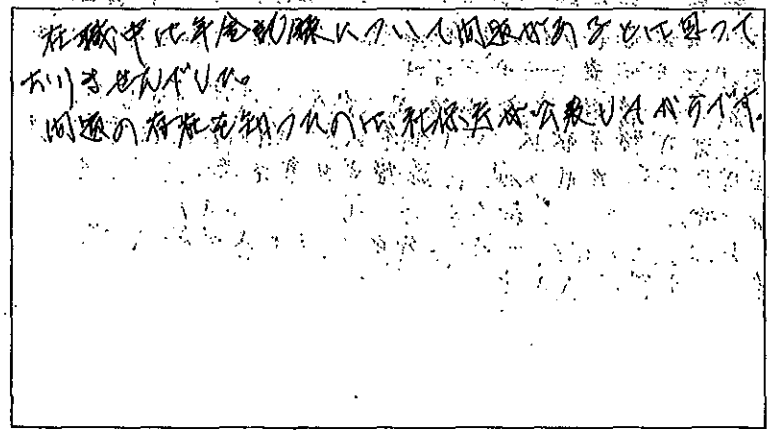
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者の中には、業務は熱心していても、基礎年金番号
は知らない方が多くいます。
疑惑後については、基礎年金番号を該当する人数がわかり
ます。

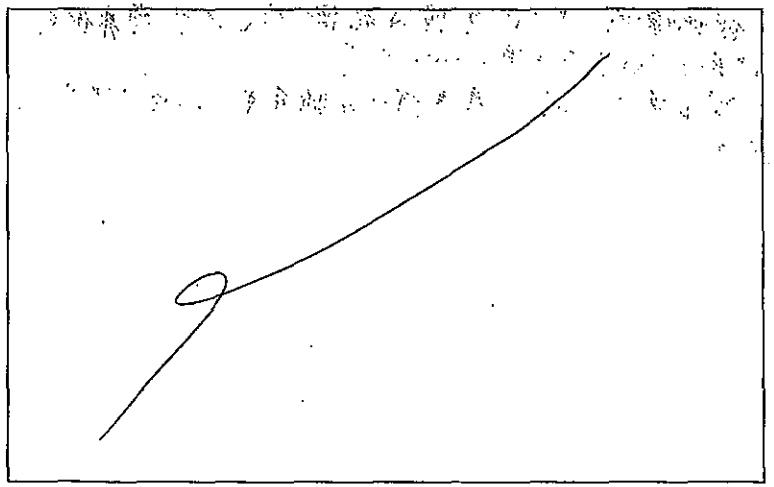
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決方策を進めるべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長い年月の処理管理をされた年金記録のため誤りが多数含まれているのでは、と認識していた。

新聞報道等により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応していない。

疑義ある年金記録は早期に処理をすること。

(~~現状~~ 今回のように溜まることがないよう)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①旧法では、退職年金受給要件として被保険者期間が20年以上である女性は、会社を退職することによって請求することができた。

請求するにあたっては、本人が請求するのではなく、会社からの請求が多く見られた。脱退手当金の支給にあたっては、会社の書類が記載されていた事例が多かったと思う。

この事例でも私の推測ですが、本人が請求し、本人が受領しており記憶にあると思うが、会社が受領した場合、脱退手当金としてではなく、会社からの退職金又は一時金という名目で本人が受領した場合。保存の期間はあるものと思う。

~~②社会保険事務所には当初からの事業所名簿、厚生年金被保険者名簿、事業所被保険者名簿、被保険者原票、国民年金被保険者名簿~~

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所には、事業所名簿、厚年基金被保険者名簿、事業所名簿、被保険者原票、国民年金被保険者名簿(オンライン化されるマイクロ化)により詳しく調査する必要があると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 窓口での年金相談で請求者の転勤を確認する際、記録が確認できない場合（郵送の場合も同様の取扱い）「要回２」で記載している。それぞれに異なり、本人の前で調査をしていた。調査して確認できない場合、記録が確認できない旨を説明納得していただいているので年金記録問題はあまり大きく認識していました。

② 年金記録の進達は、被保険者記録ノートは２か月満期になると、退職した時、それぞれ進達日に進達し、不備があり返送された時など修正し進達日に進達していたので、年金記録に問題が起きるとは認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退転して数十年が経過した現在、どのように対応し（業務等の取扱変更等）ても良いのか、良い方法が見つからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている対策を地道に続ける以外に思いつかない。

保険料の授受関係、その後に行われる記録、実務等の正確性などその事実を完全に証明するにはあまりにも年数が経過していることから今まで取られている対策以上の解決策は難しいと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録作業は、個々の老後の生活権を保障する大切なものと心得、常に正確性を重視していた。

年金記録問題が全くないとは思ってはいなかったが、このことは最終的には裁定時に発生されると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械化されていない手作業の時代では、保険料の収納や記録作業等の正確性は不十分なものと思われる又、この是正の一環として未納の事実関係と納付を促すため何回も納付猶予状を郵送していたが、このことに関心を示す該当者も極めて少なかったと思う。このことが現在の納付の事実を証明することが難しくしている一因とも思われる。現在ではコンピュータ管理やガバナンスの徹底等により記録管理等理想的な状態に近づいていると思われる。ただ、今回の不祥事に関する一連で、国民の年金に対する認知度と権利意識が高まったことにより、行政のみが他の姿勢が一定改善されたのでは思うが、記録作成は難しいので、やはり年金教育を小学生時代からのカリキュラムの徹底化を図る必要があると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳等との突合を行なっていくこと。
納付確認の方策は今以上の行為は考えあたらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転居先不明による台帳務管未了（不妊者扱）が発生、住民基本台帳との整理に市町村と共に時間を要した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定時に全記録を突合により判明することとしていたが、この記録確認は制度の理解が一助となると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私知っていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名案はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現場の仕事は国民年金業務だけであった。年金記録は給付に直結する大切な市期であるため、数年毎に市町村の記録(2~3年分)と突合してあり、記録の相違はほとんどなかった。
管理職になってからも、現場の担当からも、そのような市期も聞いていなかった。
したがって、この市期の存在は、テレビ等の報道により初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に記載事項なし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k, その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間が掛かっても、人海戦術による調査及び標準報酬等の訂正問題は、同僚、同業者等を参考にしての法的措置による救済策を講じなければならないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多数職歴のある方からの覚えていない、勤務先、勤務期間についての相談、照会が大部分であったと思います。
このことについては、被保険者自身に問題があったと認識しています。
また、年金問題存在を知った時期については、国会で問題提起されたときでありますが、五五五 全般処理については、平成２年に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職者がこの問題で対応に苦労されているのをOBとしても黙視できず、相談窓口案内、年金記録調査について協力しました。
直接、個々の被保険者に対して、制度の周知徹底と図る方策(社会保険事員に対する教育、~~斡旋~~にも問題あり)及び情報提供の方法、時期等が考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の調査方法以外、考えられない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な記録問題が生じること事態考えてもいない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 旧台帳がコンピュータに収録されていないことは知らなかった。
2. 政治家の多くが、国会に未加入及び未納であることも知らなかった。
3. 年金記録の統合は、年金請求時に整理できると思っていた。
4. 特に大きな問題があるとは思っていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金手帳の重複整理、基礎年金番号への統合の呼びかけ及び、その事務処理につとめた。
2. 資格取得の届出もれの防止につとめ、加入の促進をした。
3. 今回の一連の問題の責任は社保庁にあることはいなめないが、社保職員や国民にも、年金制度に対する理解不足と、年金のルールを守ろうとする姿勢が欠如していたことに原因がある。それゆえ、年金のルールを守らないものは、権利主張はできず、救済されないことを厳しく考えるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時に、特別な意識は有りません。
(大切な業務とは思っていましたが。)
問題の存在を知ったのは、新聞等のマスコミで大きく取り上げられたからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手は尽くしたと思う。
今後は、年金請求時に加入期間等の確認に慎重に確認をすればよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎に未統合の手帳が残っていたことは、認識していたが、年金請求時に統合できるものと思っていた。
その他の問題は、退職後に判明したものと記憶しており、在職時は、特に問題認識はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

広報誌の中で周知を図ってきたが、今になって思えば年金請求時に統合できると安易に考えていたことが反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 国民年金について
被保険者になれば、国民年金手帳の交付を受けるがこれの保管は
1. 本人
2. 市町村役場
3. 納付組織(銀行)に分れている
保険料の納付は、被保険者が国民年金印紙売捌所(市町村役場)で印紙を購入し、国民年金手帳の検認台紙の該当月欄に貼りつけ、納期限内に市町村役場に検認印を捺印してもらう。これで保険料の納付が終了する。市町村は検認報告書を納付済(納付予定)台帳に作成し納期限の翌月に社保事務所に検認票を提出する。社保事務所はこれと照らして被保険者台帳の納付記録欄に記録する。市町村は年度終了後国年手帳の検認台紙を切りはなし一括社保事務所に送付する。社保は被保険者台帳の納付記録と検認台紙の検認状況を照合しその答を記録に反映する。
(問題点) ①被保険者が印紙を手帳台紙にはりつけたまま検印を受けず転出移動等で未検認の状態となっている。
②市町村の検認要の捺印もれで社保の台帳に未記帳
③検認台紙の未提出により検認確認ができない。(ケ)記帳ミス

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金について、
制度創設時、国民年金加入勧奨大及対運動が、先輩等、社会全体を中心に全国的に展開され、大衆動員の手段だとして、一部では各級役員等に交付された年金手帳を回収し、市町村へ返した等があり相当の混乱があった。このようなことと合わせて、制度内容を時系列に分り易く公表する。
国民年金時別会計の内容について
業務勘定と資金勘定の内容を分り易く説明する。
国民年金の事務については、大半が、物件費は国庫(一般会計)から負担するなど法律で定められている。
何年何月何日大蔵省資金運用部に繰入れられ大蔵省が運用していた　内容をくわしく公開説明する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政が請求主義のため、保険者の資料記録を重視した。国会でもそれぞれに対応すればよい。

年金問題が国会でとりあげられた頃

個人的な犯罪があり、組織的には多いものではない。

メディアがセンセーショナルに取りつげた。正確な情報を伝えなかった。TV等は視聴率向上の材料にした感じ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度と記録訂正には社保庁は懸命にやっている一部の職員に不心得者があるが、これはどの世界でもあること。内部評価を図るのは当然の事。ただ天下り（キャリア）の連中も役立っている事で引退すべき。行き過ぎた世間常識の範囲内ですませ。

現在の対応は年金制度の仕組み、しくみを説明している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在対応している様に不明分を一件一件相手に調査して行く方法しかないと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在私当時はどちらかと云えば、健保証の取得等に関心が高く、年金記録は、事業主及び被保険者も余り問題意識していなかったように思います
また、当時から問題意識はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時において一人一人の本人から取下を調査し可能な限り直後整理に努め年金に反映した
特に今治市はタオル工場の零細企業が多く女子被保険者の日給高により移動が多く直後番号の整理が多かった
これ等の問題により、今後は国民総有番号制とか住民票の活用がのぞまれます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k, その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

詳しい情報はわかりません。
マスコミ報道しか情報もなく特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

状況、事例に応じて対応されていると思われるが私共にはこれ以上の妙案は思い浮かばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健保関係の職員であった当時、明らかに再婚時と思われる者でも事業主からは年金番号なしの届出が多く見られ、中には転職の度に新番号を払いだしている事例が多々見受けられた。これが将来の老令年金等の請求時に職歴の把握をより困難にさせてしまったと思う

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時の年金手帳等（紛失の場合は再交付申請書）の添付及び重複取消届の提出も積極的に指導したが、やはり政管健保では限界があった。
反省点としては制度的な問題もあったがより早い時期での厚年・船保・国年の通し番号化、そして現在の基礎年金番号への移行が必要ではなかったかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

◎国民年金保険料の収納で、国民年金印紙による納付期間のうち、国民年金手帳に印紙が貼られたままの状態で、検認がされていないため、未納となっていたケースがあった。
(当初(昭和36年4月～　)は、「印紙に検認印を押すことで納付になる」事実が周知されていなかったため、印紙を貼れば納付したと思っていた者が多数いたようです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

◎オンライン委員会にまかせずに、後処理のミス誤りとも考えられるので、社会保険事務局(含社会保険事務所)で処理されてはいかがですか。(処理が遅いため。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎特別な問題として認識していなかった。
◎「ねんきん特別便」が送付された時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎事務処理が非常に遅い。（地方の被保険者、受給者から不平不満が非常に多くでている。）

◎退職ＯＢを積極的に活用してはいかがです。（協力をあおぐ）

◎社会保険庁が廃止されることは、非常に残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に方策はありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について、問題があると感じたことは一度もありません
問題の存在を知ったのは今回の報道からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応はない。
年金記録に問題があると思っていないので
反省することはありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今まで発表されている問題以外、知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に効果的な方策は考えられませんが、被保険者等の情報収集を適格に行い、一刻も早い解決をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の未統合記録及び旧台帳記録問題については、最終的に年金裁定時に確認できればとの認識であった。
その他の問題については、承知していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の未統合記録については、社保庁の指示で計画的に被保険者等へ照会を行うなど、未統合記録の解消に努めていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞、テレビなど報道されている以外心当りありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各市町村会で十分対応することが大切と思っております

解決のためには証拠書類のない場合、前後の状況から判断する以外ないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金について…年金の記録の重要性から市町村との台帳の照合するなどしており問題は起こらないと信じていた。

厚年年金について…就職に際し年齢要件に合う年齢とし資格取得している者が当然と昭和40年ごろ聞いた。
(事業主が届を提出するため、行政では把握できない)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その当時は国民年金の転勤であり意見は言っておりませんが年金の裁定の際には適正にと思っておりました。

今後の反省点 ① 国民年金……市町村委託業務を国一元化にしたことが要因ではないかと思います。

② 厚生年金……事業主と行政側との協議連携が必要ではなかったかと思っています。
・成績課に走り回ではなかったのではと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題そのものが存在していたとの認識がなかったので、今後、問題解決に向けて大変な事務作業が発生するであろうとの認識であったと思う。
はっきりとは記憶していないが、平成18年の春頃ではなかったかと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の事務局から示された対応策に忠実に答えてゆくことに努力した。
特に反省点について思いつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳を10冊以上持っている方がいたが、窓口で統合していたので、5000万件もあるとは考えていなかった。
報道で初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 工夫して示したが、ていねいに全て統合することはない。が、コンピューターに入っていないのがあれば、これも完全にはひきない。

○ 全国の社保の窓口で今のようにていねいに統合していれば、件数はへっていただろう。

○ 庁は昔から（今でも）窓口お応者を軽視している人事等を行っているように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早く、誰りの少ないさんとは解決を望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

定かではありませんが、平成17年頃だったと思います。
その時未統合の記録が5千万件あると知りビックリした次第です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、部下に対して(自分にも)相談に来られたお客様に対して誠意をもって、きさんと対応するよう指示をした。
もっと早く地方へ知らせ対応をすべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

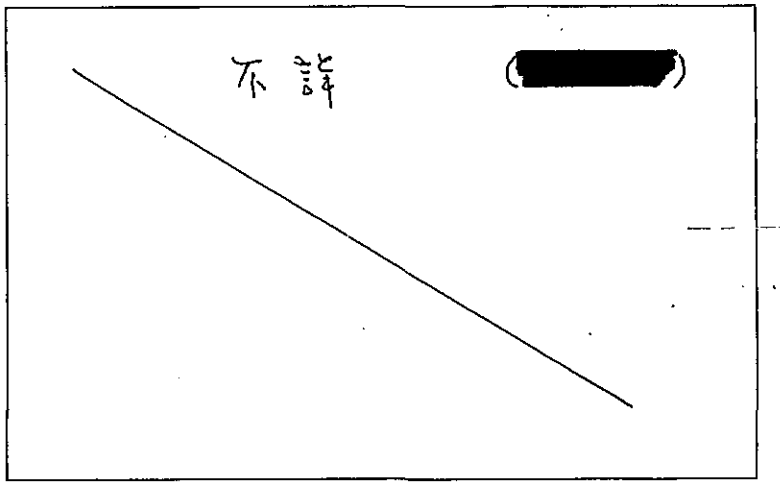
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

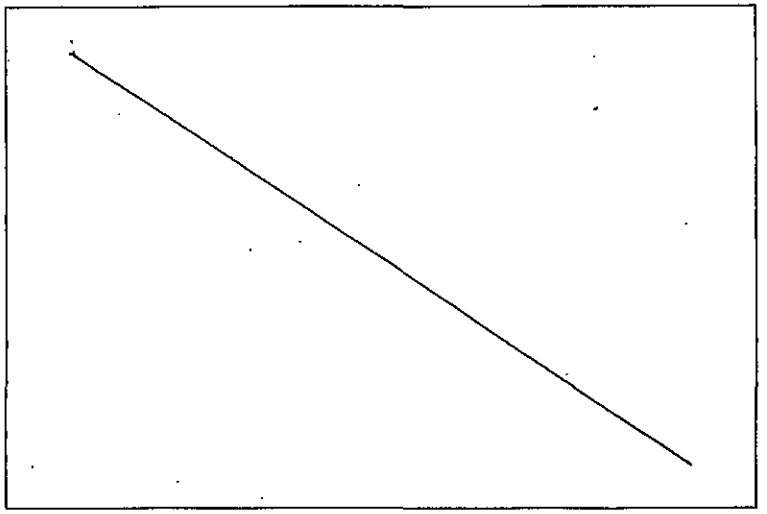
回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

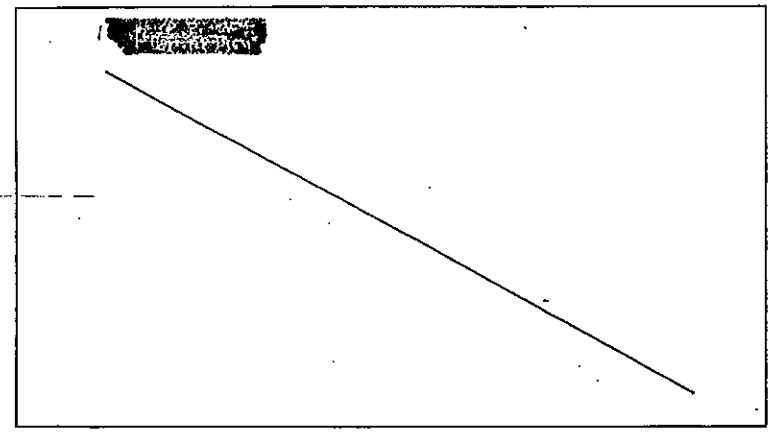


00 08

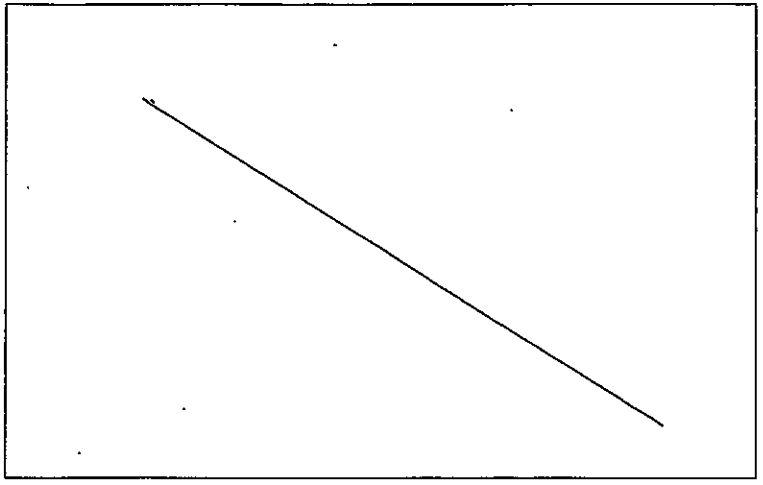
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現解決方策を継続しながら、各請求時にきめ細かく聴くと同時に、事案を十分説明した上で申請(請求)させるなどする。
(従来より人の一生のことで、当然十分配慮しながら請求等は、実施はしていると思うが一部の方は、社保庁(社保事務所職員)職員が、不能、サボりとされる事柄が聞えてなんで!!と思っている次第。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎ 年金受給に重要で誤りがあってはならない、お認正確を期すと考え等対応に終始した。
◎長年の積み重ねで、国民全体は明確に把握出来たが、個々は人数があり、一人が複数の番号を取得した例もあり、統合に努めたが、短期間の処理しようとしたが、本人の協力(満点はまだ先だ!!)が得られなかった点もあると感じた。
◎ たが、放置したとは思っていない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎ 基礎年金番号の統合の作業、短期で解決しようとした、地方では、懸命の努力であったと思う。誤りの事務処理は地方との協議であったがそうと思いますが、国等については承知していない。

※ 例えば、夫は支払っているのに、妻の記録がないとの申出で、現実にはまがないので夫で支払っておきますと支払われたケースも多くあった感がします。

反省点としては、明確でない。(だが)地方の出来ることは懸命にやったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

公的年金制度の信頼(特に記録処理システムの)検証し、相談者への対応を考慮すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金部門の担当したことがなく現在いわれている問題は退職後新聞テレビ等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今頃方策について、意見を求めることがおかしい。
年金記録に将来の懸念があるため、基礎年金番号制を導入し記録の統合が行われたと思うが、その際の処理がおそまつであり、その時点に立ち返り、着実な処理すればよい。
一部の社会保険事務所の元職員の証言のような不正は、特異中の特異なことがらで、誠に心外に思う。
日々1面のニュース報道の情報しかなく、具体的にどのような現状か、何が問題か、詳細が判らなければ、意見は出せない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現役時に年金にこれほど問題があるとは思わなかった

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の未納・未加入は市町村にお願いして
市町村の被保険者名簿との照合が、最良と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、記録問題があると思わなかった。
問題存在はマスコミで騒がれるまで信じられなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在はオンラインで即時処理で、問題ないと思うが、
国民年金の記録は「さん孔タイプ」処理送達であったが、
送達時の未処理リスト、年1回の統合処理での再送達
と社保庁へ行って、その結果が、どうなったかの確認
方法がなく、その中にミスがあっても解らなかった
ように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別段ナシ

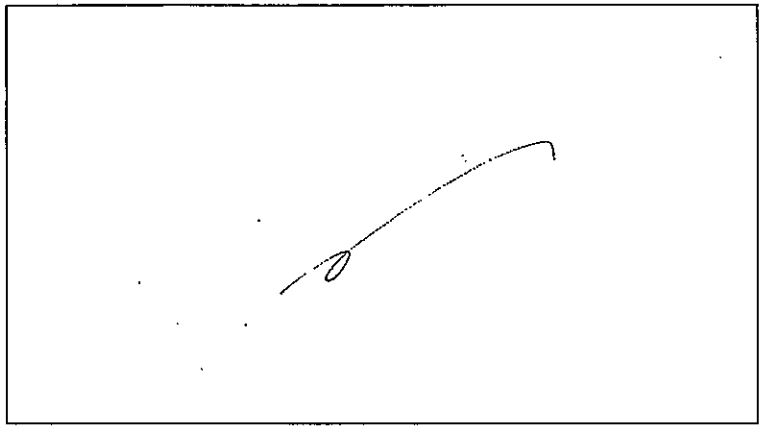
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別段の方策は思いあたりません。
(現状での最大の努力)

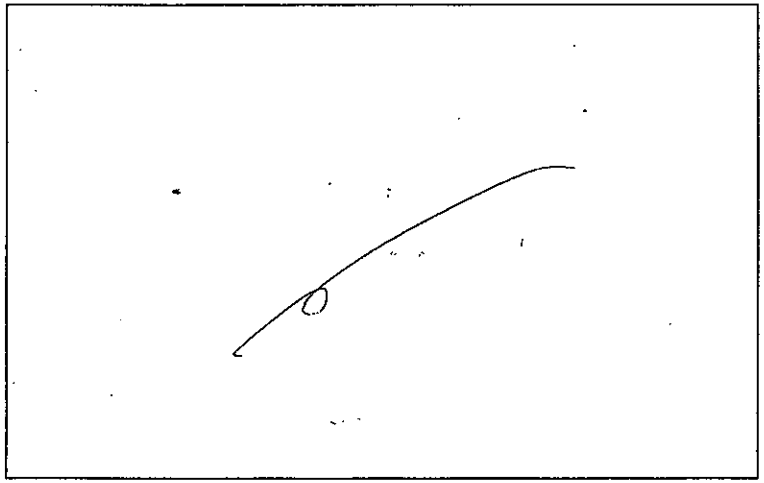
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに年金記録問題であるという事象以外には知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和○○年○○月○○日より記録不備（給料より切替の不備、重複年金など、職歴にかかる記録もれ、中間記録もれなど）が相当多く事故リストとして地方へ送付されて回答していた。
極端な年金受給額に影響すると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストの正確な回答をすることに努めました。
なお、反省点として正確な記録の管理を思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

任意適用事業所、非適用業種及び五人未満法人事業所等の段階的な適用拡大の実施に伴い、実際は会社に勤務しているが厚生年金の適用はなかった者、或いは採用当初は試用期間として事業主より届出のされていないもの、月末まで勤務されいるが月末で資格を切られているものなど当時は散見された。

このようなことからも、毎年算定基礎時には制度の説明会の実施と併行して、適用事業所について賃金台長等の調査確認を実施して標準報酬等の適正化に努めた。

また会計検査院による適用事業所にかかる資格および給与等についての実態調査も二年に一度は実施された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

3ヶ月近く年金特別便で社会保険事務所での窓口対応させていただいたが、殆どの方が古い勤務歴(1~3ヶ月)の会社名称等は記憶が曖昧で、まして遺族年金に係る配偶者の会社名称等は記憶のない者が多く感じられた。

未統合の年金記録については、大変な作業ではあるが、現行の特別便送付による本人確認調査の方法が妥当と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者名簿、被保険者原票の記録保管管理については、一人一人の将来に亘って大切な記録であり、これの管理は大変重要であると認識していた。紛失等を踏まえマイクロ化導入計画があり、当時はフィルムの焼失等を考慮して、予備フィルムの作成についても予算化に努めた。マイクロ化後の原票は保管場所スペース等の問題から廃棄処分したが、被保険者名簿はマイクロ化後も判読しづらい者もあり、処分せず保管に努めた。

未統合記録５０００万件については、社保庁から送付される厚生年金被保険者記録事故リスト（照会）で地方庁からの補正（回答）で対応ができているものと思われたが、５０００万件の未整理は当時記憶になかった。

滞納事業所にかかる標準報酬改ざん等の問題について、全国組織的な証言には驚いた。当時は事業主、役員が経営が苦しいとの理由で標準報酬を下げてくるケースが目立ったが、行政側から事業主に対して改ざんの話など、全くない。ましては従業員の改ざんは考えられないことであり非常に心外である。

一生懸命に頑張ってきた社保職員、現職員のことを考えると可哀相で仕方がない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録の原因は、年金手帳の重複及び基礎年金番号導入にあると思われる。基礎年金番号導入時、切り替えに当たって追詰調査ができなかったこと。社保窓口対応時、若年者の殆どは、年金手帳を持参して基礎年金番号に統合されていなかったこと。

年金手帳の重複については、毎年、算定基礎説明会時等機会ある毎に一人一冊の手番を通すことを指導してきたが、十分な効果が得られていなかったことが反省点である。年金制度始まった当初から住民票コード番号的なものが付されていたら解決できたかも知れない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細が解らないので、何とも云えない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

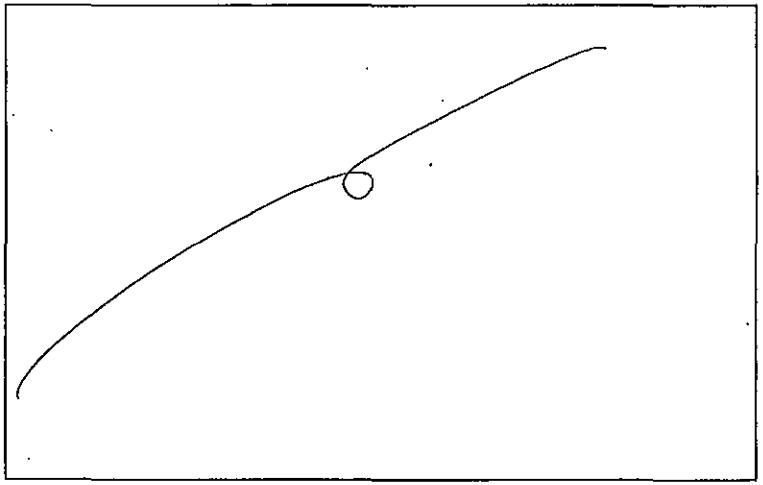
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題認識はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・承知しない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・時間をかけてでも充分な調査を行い適正な処理をすべし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録は被者本人の年金に直結するものであることから、常に適正な処理とする旨の指導を受けたし、また、その旨で認識し指導をしたと自負している。
- 年金記録問題を知ったのは、新聞・テレビ報道による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（反省点）

- 職員の認識不十分。認識の喚起を…

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用時、紙台帳であり資格喪失時本庁（社会保険業務センター）に進達していた。記録不整合等は事故リストとして返戻され、事故リストの確認、補正（訂正）により完結しているものと理解していた。年金記録は老齢給付等の基になる重要な記録であり、本庁で厳重に正しい記録を管理していると認識していた。オンライン処理になってからは入力処理結果リストを複数職員が確認を行っており十分と認識していた。平成９年の基礎年金番号付番時、基礎年金番号への統合処理を行ない住所不定者（郵便返戻者）以外は整理できていると認識していたが、マスコミ報道で約５千万件の宙に浮いた年金記録と報道され未統合の記録が多いのに驚いた事である。

一方、国民年金記録については市町村で収納報告され毎月検認していた。年度末で本人記録を再度確認し毎年、５月には過年度未納として本人への未納通知を行っており、十分対応していると認識していた。

また、被扶加算、３号記録問題は適宜整理されていると認識していた。最終的には年金受給権の裁定請求時に本人の記録の申出により調査し正しく補正処理していたので大きな社会問題になる事は全く予想していなかった。

事実に基づかずに、遡及して標準報酬を訂正したり、遡及して資格を喪失させたりすることは全く考えられない。

年金記録問題が存在する事を知ったのはマスコミ報道と同時期で平成１９年頃と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

５千万件の未統合記録は、年金特別便である程度整理できると理解していた。今まで、年金記録管理は保険者である政府が行い、事業主を通じて職員に取得日、標準報酬月額、資格喪失日を連絡、説明責任としていたが、今後は、保険者責任とし資格取得時、報酬月額変更時に事業主経由で本人就展、資格喪失時は本人住所に通知すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便で被保険者等と対応させていただきましたが中に、やはり、ご本人様等からの申出のとおり記録が見つかる場合もありますし、いくら記録を探しても見つからない記録もあります。信憑性のないお話を頂いたことも多々あります。しかしながら、全面解決となると、政治判断で一定の線を引いて、救済等するしか方法はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が発生するまで、大量に年金記録が宙に浮いていることが、消えている記録があるとかの認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場が、大量に年金記録問題があることが、分ってかれば、また、違った対応が可能ではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ○*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村役場の政策を調べる。(役所広しつ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、全国民に年金を支給する為、どうしても心安。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 私は平成[illegible]年12月20日
脳梗塞のため、[redacted]入院
カルテ 左半身不全麻痺、眩暈、嚥下困難あり
右半身 知覚鈍麻 (リハビリ施行)
他の外のことは分からない。
現在寄付団体で奉仕をすることもない。

② 右眼見えず

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 [redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(1) 年金記録については、在職中(昭和34年4月から平成元年3月)に国民年金の業務を担当したことは一度もなかったので色々な問題については、よくわからない。

(2) [redacted] ところで「人事異動内示」で名取[redacted]をした。

(3) 今年当時、マイクロフィルムの導入、オンライン化について、職員組合が機械化反対の組合運動をしていたように記憶している。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在はオンライン化されているので、内容についてよく理解していないので方策等については、わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 紙台帳により担当係が年金額と決定していたように記憶している。
② 事業所より届出のあった書類と担当者が各個人紙台帳に転記していた。
③ 年金記録問題については私自身、厚生年金、国民年金（昭和36年）の業務を直接担当したことがなく、年金記録問題については特別の感覚はなかった。全てが正確に処理されていると思っていた。
④ この問題を知ったのはテレビ放映等により知ることになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① （質問３）に記載したとおり、年金の問題については、これといった対応をしようとは全く考えたこともなかった。
② 現時点でみた場合、オンライン切換え時の入力のミスが主な原因ではないかと思われる。記録は短期間で多量の入力をしなければならず、必然的に入力ミスが生じたものと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私どもには、当然のような、現職のみなさんが
おられるような状況(情報)等は入ってきて
おりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私どもには、問題解決の知識は持ち合せて
おりませんが、ある時間とかけ人手をかけよ
(それなりの知識のある者が必要では)
(かと)ようと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このようなことがあった(なっている)とは、
全く、承知しておりませんでした。
情報は、我々には、全くありませんし、
新聞等で報道されるまでは、
知りえない状況でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時:政治問題、トップダウンで「大変だ」となると
思うが、このようなとき、知識がない内容も
よくわからない無能者とならば(なれば)
何をしたらよいかわからない状況でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) I. 事務所長 J. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、生年月日、性別、姓名が名寄せされて、同一人物であると思われる方には、加入記録をお知らせし、(全期間について)本人確認ができないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は 年金記録問題を 認識していませんでした。
問題が存在することを知ったのは、新聞報道などからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、一番、~~もっと早く~~本人に記録を通知できれば良かったのでは
ないかと感じています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①国民年金保険料の未納期間について。
同一世帯であが保険料を納付しているに妻が滞納となっている場合短期間であれば納付していると現行ような権利がされているが未納保険料が生じに戸別訪問した時、その保険料が納め要は知らなかた事例は多くあれてすべてが悪りとはいえないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当局が現時点で検討されている以外に特に思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に問題とならなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

39-040

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

我々は本庁の指示の通り記録を送付していたのであって、どうしてこのような膨大な不突合が生じたか解らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問の前段については、全然このような問題が存在することは知らなかった。

質問の後段については、新聞、テレビ等の報道で始めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問 後段

私は記録は随分昔から本庁に送っていたので記録の不突合は本庁では早くから解っていたのではないか、その時点で、本庁、地方が原因究明の場を作り対処しておれば二十年などのニュースはなかったのではないか、要するに本庁の記録不突合における問題意識の稀薄さがあるのではないか。

私自身の記録は市町村と県の台帳の読合せは何回となく行って、さんざんタイプライターに掛け、更に人力記録と台帳との読合せを行って送付したものである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便や年金定期便に対する未統合や記録もれ等の被保険者からの回答に対し地道に事実確認え調査すること、だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入期間照会や年金裁定時において被保険者の職歴と照合の際統合もれや抜け落ちている記録がある事は気付きました。
決して不利益となるような事にはならないよう心がけていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の回答や裁定する前に加入歴と職歴を必ず確認した上で決定等行っていました。

厚年資格取得時、事業主の届出に基づき、新番号を払い出ししていたが、必ずしも正しい届出ではなかったため、結果的に重複して番号を払い出したケースもあったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問にある一般に知られていない年金記録については、特に認識がないため具体的に示すことはできない。
なお、年金記録問題そのものではないが、個人的には在職中は、年金保険料の収納率(検認率)向上も最重要課題としてきた感を持ってきた。
しかし、そのことによって今般の問題が生じたかどうかは別として、社保庁において入力記録する膨大なデータの中には誤り等が生ずることが有り得ることは誰しも考えられたことと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の様な周知確認の方法を早期に実施していれば、一部の問題発生は防げたと思われるがここに至って、解決方策の発案は苦慮する。
なお今後は、制度周知、収納、支払い事業の適正化についてバランスのとれた施策実施が図れるよう、人の数(人材)の確保も重要。
(戦略は優れていても兵が備わなければ良い結果に繋がらない。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成16年3月に退職した以降に今般の年金記録問題が報じられるようになったと記憶しているので在籍していた（している）ときの認識は薄にるし。
在籍していたときの問題意識としては（質問１）の回答後段のとおり。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識が（質問３）の前段回答のため特に対応していない。
宙に浮いた年金記録に関しては、記録照会を先送りしていた感は無きにしもあらず反省点。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者原票(マイクロフィルム)とコンピューター記録の突合。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は事故リストしか知らない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストを補正し進捗。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道により年金記録等について、大きな問題があったことを知り、驚いているところであり、それほかに問題があったか承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題について、具体的な情報を得ておりませんがどの時点で多量の事故が発生したのか等、事故発生原因を調査したうえで、1件ずつ丁寧に処理していくべきではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について、原票方式（船員保険は台帳）。当時は定められた手順に従って社会保険庁に進達し、不備として等級リストで返却されたものについては調査して再進達しており、オンラインとなってからは入力後は別人が入力内容をチェックしておりましたので、多量の事故が発生するということは想定できませんでした。ただ転職を繰り返した人で、複数の年金番号を持ち、年金請求時に年金番号証を紛失しており、かつ、自分の職歴を忘却された方は支給もれの懸念がありました。

年金記録について大きな問題があったということはマスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３で述べました、懸念のあったことについては、オンライン導入後、氏名、生年月日等で記録が見られるようになったこと。基礎年金番号の導入により、各年金制度共通番号がつけられることにより改善されていると理解しておりました。この各年金制度共通の番号制が国民皆年金制度の発足時か、遅くとも基礎年金制度が導入された時点で実施されていればという思いはありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している照合を、地道にするより方法はないのではないでしょうか。

回答票④

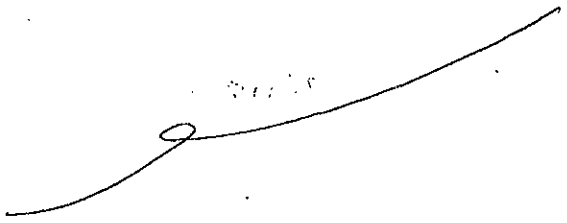
この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していたときは、この問題はありませんでした、

マスメディアによる報道で知りました(青天の霹靂でした)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた時、年金記録問題は今回のような状況では決して無かった。厚生年金の年金記録については、紙台帳に全ての記録(ほぼ原票)に近い記録とし社会保険事業センターに進達を行っていました。(国民年金関係は不詳です。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での意見等は差し控えさせていただきます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

意見等は控えさせていただきます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後にマスコミ報道で知ったものです。
在職時には、このような問題が存在しているとは思っていなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何らか問題意識があればよかったのですが特に対応はなし。
基礎年金番号制度導入時に資格喪失となった人に対する
説明を行うなどの対応はできなかったものだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件進めること以外に考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金額に反映されるものとの認識で取扱いは大切に行っていたもので驚いている。
マスコミの報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複する手帳番号を持っている被保険者を対象とした広報(整理)等もっと大きな対策も行政として、行うべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成21年1月から一部の者は非常勤職員となるやに聞くが、ベテラン職員が退職しないで頑張っていただく。

問題解決には、職員以外は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中（平成19年9月退職）には年金記録問題は話題にはなっていなかったと思う。

記憶が定かではないが、5千万件の件が新聞で知ったので平成17、18年頃と思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務局の要請により厚生年金の標準報酬月額についての取扱の意見聴取に応ずる。（OB数名）

厚生年金の被保険者 旧名簿にフリガナ氏名がないことが、記録漏れの原因と思われる。（記録と統合が氏名索引に時間がかかる）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他の事例は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

件数があまりにも莫大なことから、優先順位をつけ、人員を投入し、着実に解明して行くしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン記録に名前のみ記録や生年月日のみ記録等の不備記録の存在は知っていました。
昭和60年代頃には知っていたと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不備記録等は、担当部署により随時補正していたように記憶しています。(自身、担当時補正していた)
このように、大量にあったのであれば、プロジェクト化して、平期に対応する必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○退職者
所属	本庁 ○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的事案なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんさん特別便」等の努力がされているようだが、年金資格記録の具体的な進捗状況を知る立場にいなく、解決方策に向けて回答のしようもない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険課（当時）入職して、最初に担当した職務が社会保険記録に係る進達業務であった。上司（適用係長）からの事務処理心得として、保険記録進達は最も重要な業務である、事務処理上のミスは許されないので細心の注意で取り組むことが強く説諭された。新採者のはじめての職務であっただけに大変緊張し、この上司の方の言葉はいまでも心底に残りました。保険（年金資格）記録が具体的に浮上してきたのは「事故リスト」の対応が問題となりだしたときだ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

と記憶しています。未統合被保険者資格記録関係に関する社会保険庁からの照会は「事故リスト」として送達されてきた。リストの紙量は増大するばかりで担当課（業務第二課）と臨時職員ではよく対処可能な能力を超えて、社会保険事務所全所あげての難問題に発展していった。当時の「調査不能」の記録リストが、今の宙に浮いた5,000万件の一部を占めているのではないかと想われる。四国ブロック事務担当者会議においても再三テーマとして取り上げられたのだが、本庁、地方庁が一体となった積極的・長期計画的対策は見られなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
・最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者名簿→原票方式→と切り替えに引不明が多くなったのでは…

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号(新規番号ナンバーリング打ち)が見られた事もあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策等解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何も知りません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん定期便」に準じた周知や、有効と思います。
国民年金では未加入の期間については、「空いている期間はありません」との注意喚起するコメントが記載されていますし、併せて、年金加入勧奨も、試行されており、年金加入の関心も一段と高まり、加入経歴の早期確認に繋がると考えます。
又、「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」をきっかけに、漏れていた加入期間や判明した件数を周知するなどして、判明度を含めて広報を行うことにより、一段と年金記録への関心が高まると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職時には、国会議員等の国民年金保険料の未納問題が、話題となり、社会においては有名人等の年金記録の職員によるデータ閲覧が問題となっていた。

又当会計録については、本庁において電算処理をされており、その際の不整合記録については、リストアップのうえで、総合処理を行っていたには、記録は蓄積されていると理解していた。今回件の前に当たる記録があることは、退職後にマスコミ報道等により知ったものである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

有名人等の年金記録のデータ閲覧については、本庁の指示に基づき業務外のデータ閲覧の禁止について徹底を図った。

今回件の前に当たる記録については、当会番号を新規の場合取得する等、複数の年金番号を取得している者も相当数存在しており、基礎年金番号への統合を行なうため多くの未統合記録が発生、又結婚等により旧姓などの年金番号による不一致等により未統合記録が多くなったと思われる。

国民年金においては、以前の保険料の納付勧奨（後保険者→納付勧奨→時効→不納欠損処理）により長い期間の中で記録の不整合が生じた原因が少なからず有るものと考えられるのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者・年金受給者からの記録確認の促進

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人からの申請誤り（生年月日等）、事業所からの届出誤り（氏名のフリガナ）社保事務所での入力及び訂正え誤り、事業所を変わるたびに新しい番号の払出し、年金額の給付不足等少しは感じることがありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は老後の生活等になくてはならない制度と考え、そのための記録は大変大事なものであり、正確な届出と処理が必要と考えて対応していました。

一人１番号でのお払出し徹底と記録の継続管理（との制度に加入すると）届出内容の本人への確認、正確な届書の入力と照合。

被保険者本人の記録管理と事業所等での正確な届出等について徹底した指導と周知等

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

目の前の業務に追われ、考えることができませんでした。
また、この問題を知ったのは、新聞等の報道による時期です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思いつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えてない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○認識すらしていなかった。

○マスコミ報道があった時点。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般事務を担当したのは、約40数年前で、当時は手作業でありましたため、被保険者名等について、書体について正確を期すべきであった。（誤記はなかったとは思いますが…）

（現職の皆さんには毎日が大変なご苦労のことと存じます。くれぐれもお身体大切に、ご自愛をお祈りしております。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

3、4で書いた以外は
わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

3、4で書いた以外は
わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

字数が多いので別紙を添付しました。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

３．年金記録について、被保険者にとりましては、ご本人の将来に関わる年金を受ける上に於いて、重要な基礎記録になりますので、慎重且つ丁寧な処理が必要と考えております。

私は、年金問題が現在のように表面化されるまで、このような莫大な誤りがあるとは夢にも思っておりませんでした。何故なら当時最初に取得届が出た際、処理として、その事業所の名簿記帳、健康保険証、年金証、の発行、新規の方は年金番号払い出簿記帳、年金台帳記帳等一人の方を処理するためには最大七つの手順を踏んで発行して来ました。また、算定基礎届が出た際、前年の報酬とその年の報酬を確認しながら、記帳しておりましたので、間違い無いものと信じていました。ただ、ご本人が請求する年齢になった際、その方の記録が一部見つからなかったことは事実です。

それは、ご本人が都合で前歴を伏せて入ったり生年月日を変えて入ったり、また、大手の事業所の下請けで加入しているにも係わらず大手名を言われるので、いくら探しても分からないことも多々あったようです。しかし、これも時間をかけて探し出し担当者も大変だったと思います。

当時、事業主や被保険者は年金に対する関心は低く一人で何枚も発行を受けていた方も居られ、纏めるのに苦労した覚えがあります。私は、今問題になっているのは、そのようなものと信じていました。　ただ、余りにも数が多いので私としては不思議です。その他の理由で社保の責に帰すものであれば、勿論反省しなければなりません。

[redacted]

４．　私は、電算化による年金記録移管の際、担当しておりませんが、その際の記録の移管は上手く出来たのでしょうか。この辺が気になります。また、旧台帳などは全部残っているのでしょうか？あれには脱退手当金を支給された方は備考欄に○脱の記録があるはずです。旧台帳等からの転記が上手くされてなければ一時金を貰われた方が、復活になると考えられますが？

当時、私達は貧乏官庁で徹夜残業しても超勤手当も出ず、そのような中でも一生懸命頑張って来ましたが、報われず残念な面もあります。しかし、受給される方は漏れていれば、大変不利になりますので、私としては退職してもこのニュースを聞く度に大変気が重い状況です。

[redacted]

３、４は長くなりましたので、このように添字にさせて頂きました。

平成21年12月10日

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 災害等による記録の滅失。

② 提出された諸届書の記載内容の不適正。

③ 諸届(紙による記録台帳)の保存期限の問題。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記1の

①については、災害等発生後の調査・本人の確認作業を行わなかったこと。

②については、例えば資格取得届に記載された氏名・生年月日等に関する確認できる書類の添付をしないこと。又取得日及び喪失日を確認できる書類の添付がないこと。

③紙による記録台帳を更新した際に旧台帳を廃棄したこと。取得・喪失届の保存期間が短かったのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・報道された程の多くの件数が残れているとは、考えられなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン化による端末機器への入力処理後の入力結果データなどの確認が不十分ではなかったかと思う。

・届書記載内容を確認できる書類等の添付が必要かと思う。（質問２の②）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和35、36、37年度国民年金制度発足時の記録漏れが多分にあるのではないでしょうか
2. 国民年金台帳のさん孔タイプライターのテープ化で誤記入(臨時職員のため)があるのではないでしょうか

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳をコンピュータに入力後マッチングされたらどうでしょうか。人力での照合では困難だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業の時代でしたので、年金記録は正確と認識していました。この問題の存在を知ったのは平成7年頃です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であるので対応のしようがありません。
せめて国民皆年金の昭和36年頃より、この問題に取り組んでいたらと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 (○)その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便で照会後決定以外にはないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を進達(庁へ)していたので、庁で整備されていたと思っていました。
この問題が報道されて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金番号の重複取得を解決しなければならないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

4ケ年の基礎番号にするために従前の記録もレがある事を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各省すべきは、4ケ年の基礎番号の導入時にもう少していねいに統合・照会をすべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知られていない問題を知っていることはありません。
標準報酬等を訂正したり遡及して資格を喪失させたことがあったことは報道されるまで知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この際未納期間か免除的経過期間（国民年金）
期間が下がっても、（5年ぐらい）
とかは本人の申立てなどがあり本人の有利な
形で決定できるなら早期に決着し、保険の年金制度
の基本方針を決定してほしい。（例えば25年の最低保険
期間は例えば10年に短縮しか）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 私が在籍にいたとき 17年前すか年金記録問題のあとは思っていませんでした。コンピュータ入力はのと若干の入力誤りがあとは思っていませんでした。

② 知ったのは報道(新聞)があってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の徴収には力を入れていましたが、これと同時に記録の入力の正確の大切さにより以上の力をそそいでいかければよかったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 日生ごときでは考えつきませんが
不公平のないようにすることが一番かと思います。
※テレビで弁護士さんの国民年金保険料の納付について全額収得等なのにはげしく未納になっていること、怒っていましたが、事業所、それよりは人さえ大事に給収容をもっているものだと思っています。(特例納付をしたのならなおさらです。) すこしはうらやましく見ていました。
その後、この弁護士さんの国民年金の納付記録する功はでてきたでしょうか?

○ 新聞報道されていた長妻大臣の考え方ですすむ方向がいいと思います。(お役所本位の申立てですむこと)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

認知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の発生した原因を在職当時認知していないので、具体的な方策は考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 国民年金畑を永くやって来ましたが、入庁以降使命感・責任感を強くもち勤めてきました。
- 「消えた年金記録」……報道されて驚いています。退職した平成○年以降知ったところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 前段の具体的な対応はしていません。
- 反省点について（国民年金関係）
  - 昭和○○年代、今のようにコンピーターもない頃記録の管理や広報もまいならない時期、職権にて年金手帳の送りつけ（市町村の協力を得ながら）をやり保険料の徴収については強制執行をとるなどしてきたが一部ではいたしかたないと思っている。

今後はコンピーター上で協力、ありがとうございました。
発達してきていることもあり
公簿からきちんと適用すれば記録も管理
できると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金制度創設初期の[redacted]国民年金が40年の長期加入期間を前提とした年金制度であり、この間の資格の得喪と保険料の納付の記録が、年金給付の基礎となることを認識し、正確な記録を厳守し、職務に従事遂行したことを記憶いたしております。

また、基礎年金番号制度の導入が退職後であり、年金記録問題は国会で取り上げられて初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談や年金裁定請求のさい複数の年金手帳を所持している方、中には通称名や戸籍の生年月日と違う年金手帳を所持している方がおいでになりましたが、丁寧に対応して処理した記憶がありますが、これらは、今と違って年金額が低く、年金制度に対する国民の理解と関心が薄かった時代に、転職や住所変更毎の年金加入手続きのさい、新規の年金手帳が作成交付されたことに起因しているものでした。

基礎年金番号制度の導入による統合作業において、記録の同一人の確認には大変な手間と日時を要したことと存じますが、公表されているような膨大な未統合件数と保険料納付記録の欠落等には大変驚いている次第です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古いことで忘れました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにない)
最高7枚の人がおった方
年金の事後取得が多くあり、氏名、生年月日の訂正および年金記録の支給に関連のある人と思っています。一般の人は年金脱退金(社会保険の責任と認識しています。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所、まま、社保脱退の方々の特殊の年金について調査の上、確定を行う必要があると思います
年金審議会(社会保険庁)の設定
など検討の必要、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

就職についてのトラブルもほとんどなく
その時点では問題はないと
認識していませんでした。今の方法
では将来問題になるのではと見つめて
いました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では社会保険庁の定める、規則
取扱要綱に基き事務を行っており
全体的に対応せざる立場にあった。
(お互い)
年金問題は、時期を定めて一気に解決
するものではなく、100年の計を定める
ため相当の時間をかけ検討して下さい。
より良い制度を考えて下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

永知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者各自が自分の記録を承知できれば良いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後十数年後テレビや新聞等の報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者各自が自分が納付した保険料がどのように保証してもらえるかどうかを周知徹底することが必要ではないでしょうか。
(制度を充分に理解できるように)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金取得届提出の際に、過去に加入したときの記号番号を届出ないことで、年金記号番号重複が大変多く、年金裁定の際に多大な事務負担になり、最悪の場合は年金額に反映されないことも有りうるかと考えていた。
（具体的な認識は昭和55年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

健康保険その他申請届であり、早急に処理（被証交付等）する必要があり、取り敢えず新記号番号を交付し、後日記号番号が判明したとして重複取消し手続をとるよう指導していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時に記録問題はあまり出ていなかったと思います。
その後、国会での質問、それに伴うマスコミ等の報道で大きな問題が存在していたと知りました。(平成19年以降)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特段の対応はしていません。
紙台帳での管理時代、社会保険庁への送達、紙台帳の書換時、オンライン導入時の切替でより慎重に行なうべきだったのではと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等の報道以外に多く知っていません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長期間をかけ地道に調査し、不公平が生じないようにしていただきたいと思っています。

報道されている様な本人の申立てで記録と認める場合、虚偽が判明した場合の罰則規定を厳しくした上で認定していただきたいと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について世間一般に知られている以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録と台帳や名簿(面割帳)との照合以外は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格記録は重要なことで、正確に記されなければいけないと認識。
その問題を知ったのは、マスコミが取り上げた以降です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取得時、氏名生年月日等を戸籍抄本で確認し、その後は、年金番号の重複払いも極力避ける。
遡及して喪失や訂正の場合は本人に必ず通知する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

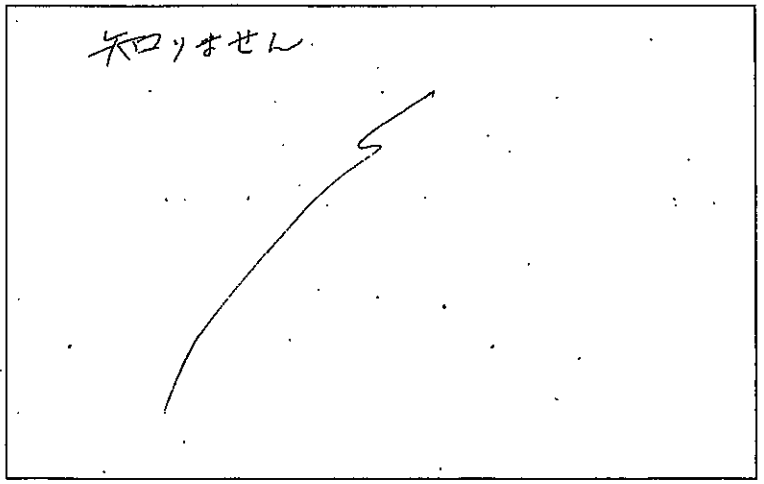
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(上記参照)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在籍していた（している）ときは、
このような、『年金記録問題』は無かった！

○ 問題が存在することを知ったのは、
退職（辞）後、20数年後の一昨年頃？から
テレビ、新聞の報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

退職してから、もうすぐ（来年度）30年になる今日、…
…… 感慨無量、一入

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めてある方策かないのではないかと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の事故（訂正）リストが市から送付されそれを補正して回答にいれのでい適正に処理されているものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時（現在）年金手帳（被保険者証）と数枚揃って紛失等で重複取消の処分ではなかったのでは！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○早く問題を終結させて
厚生年金・国民年金等公的年金
のすばらしさ・有利さをもって
年金未納者はアピールすべきで
あると思います
それが年金不信を解決させる
近道であると思います。
(ながながと年金制度を改善目的に
いたずらに長引かせるのは解決には
ならないと思います。)

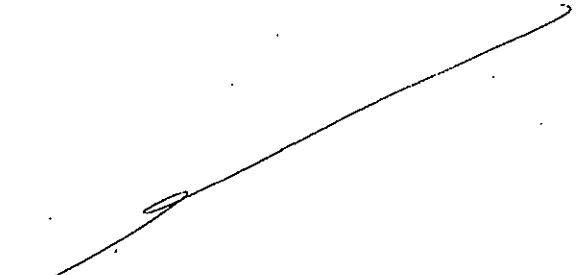
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○退職後 マスコミ等の報道で

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して約20年を経過していて解決について方策はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、重要な問題として取組んでいた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

常に記入の重要性を言っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (X) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

福岡県では社会保険事務所の火災及び水害があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今後、国民の住所の流動性は一層高まると考えられるので、住民基本台帳と連携したものを構築し、少くとも今後の記録については万全を期す。
このことを発表することにより、国民の年金に対する信頼が得られる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健康保険と厚生年金の事務作業は同一歩調を取っていた。昭和30年代40年代は健康保険を優先して考える国民が大多数で、年金番号記載を10枚も20枚も持っている人がいた。年金の重要性について国民への広報不足であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の資格取得時に新規採用試しの者の場合、お客さまより前歴を尋ねて対応した。しかし現在のように記録がIT化されてなく、限界があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題点は　今迄に始ど公にされていますので、今更特に申し述べる様な事はありませんが、極く小さな事を一点。(この他の事項にご承知済みとは存じますが)別紙申受例Dに関してですが、国民年金の保険料がどうしても払えないという家庭の場合、収入で実さん人の分だけでも…よ(60才以上の方や少年金等の事もあって)と云って、夫の分の承認について目をつぶって来た事が多くあります。

当時から長い時間が経ってしまった今日では、「同じ家庭の中で夫の分だけ納って、自分の分が…」という様な思の違いが起こる可能性は、大いにあると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私共人特別便の送付による解決への道がベターだと考え、不一致点が出た場合は、原則は飽くまで証拠資料に基き補正するが、しかし実際には不可能に近い事もあるので、本人申立の信憑性を探って、認定により結着させて行かざるを得ないのではないでしょうか。(国民年金で、何度も特例納付など人で事を認めて来た経過から、加えて、制度運営の責任は、政府(国)側にあるのだから)

若し年金に納付がなかった場合、得てして生活保護に陥りがちだから、結局公費の持出しになるのだと良く、本人が大きを振って貰える"年金"の中で救済していくすがよりいいのでは?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本象例のA・Bについては、退職後に、老年この問題が取沙汰されるようになってから始めて知りました。
Cについては、オンライン稼働後に(五月雨的に)知り得た事を知りました。
Dについては、在職時から周々耳にて承知していました。
Eについては、強制執行による零細企業の倒産防止を兼ねて、それらに事を行っていた事は承知していました。
住民の将来の生活を支える所得保障をするための何にもまして重要な記録と認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※対応はなかった事
本象例のCについては、市町村側の年金台帳と就労台帳との照合事務の実施を管轄する市町村)
Dについては、概ね市町村段階で申出ていたが、就労において来たときは、市町村の収納記録を始め、報保険者本人や関係者に実地調査を行う等により解決した様に覚えます。(強いて事例なし)
なお、前記質問に記した特別な場合においては、市町村台帳の備考欄にその旨記載するとともに、出来るだけ本人印を押さないまし。
※反省点
1、一般的に報酬の公表意識が低かった。(特に、計数報告義務以外の報酬)
2、それを、厚労省による労働組合の政治教化活動と混ぜかえし。
3、当時の政府方の最高責任者の在任期間が2年間の短期であった事、せめて時を落着いて仕事のできる4年位は欲しかったなあ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。
年金相談室に勤務している時、生年月日の不合、手番の重複、脱手の受給等で加入記録が本人の記憶と一致しなかったことが多々あり名寄せ調査した経験はある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故このような問題が起っているのか理解出来ない。
したがって考えつかない。
事象の問題を一つ一つ検証していく以外に方策は出てこないのではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 被保険者記録は個人にとって、将来、年金受給者格等重要な問題であり、長期にわたって適切に対応してきたと思っている。

② 国会で問題提起後、新聞、テレビ等マスコミ報道で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は、その都度適切に対応してきたと思っている。したがって問題認識はなかった。
このような問題が国会で提起される前に把握してあったのであれば、問題認識・時点で早急に対応できなかったかと思う。

[redacted]厚生年金基金に在職していた時、基礎年金番号の統合で事業所とのやりとりで大変苦労した経験がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　…　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和36年4月以前に加入していると思料される記録があるにも拘らず、本人はその事実を認めないことが多々あった。
統合後の調査、納付資料及び加入勧奨をしている時のことである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人に加入の有無を確認するも、本人がその事実を認めないことには、統合することが出来ず、確認できたものについては統合できた者も多数あった。その時は精一杯対応していたので、反省することはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長　(労働保険徴収課長) f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られていない問題は承知しておりません。
当行政側の責にあたらない事例は質問4で一部述べております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に今のいわゆる年金問題がこのような形で表面化することは、想定外のことであった。各年金を地方で裁定していた頃は、以下のように取り組み、被保険者等に不利益を与えたことはなかったと認識している。
年金記録は、請求時に本人の申立と当方の調査が合致して最終的に決定していた。合致しない場合は徹底した調査を行い、重複取消、氏名変更、取得年月日訂正、生年月日訂正等の処理を経て記録を一本化していた。
請求時に完全な期間の記録を完成させれば、被保険者等に迷惑はかけない……と、方も地方も安易に考えていた面は否めない。
昭和60年代に業務センターよりいわゆる「事故リスト」の調査が定期的に送達され、緊急業務として取り組んでいた頃その件数の多さから一定の問題意識はあったが、それも終り、後の電算化で完全なものにされていたものと思っていた。年金記録問題が存在するのを知ったのは退官後で年数も経過していたので知り得る立場になく、マスコミに大きく取り上げられるようになってから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政側から見て不可抗力の事例も多く、前下をいったり来たりに手帳の交付を受け、結果的に複数の番号を所有する、事業所の都合による採用日と資格取得年月日のズレ、特に女性に多かった例で婚姻による氏名変更の未届、適当な名前の使い分け、間違った生年月日の届出等があった。これ等については、新規適用時の調査、周知説明会、算定基礎届説明会、社会保険委員研修会等に於て広報に努めていたが、今となってはさらなる徹底した指導をすべきであった。
又双方点の一つとして、資格取得届及び当方の被保険者名簿に氏名の「ふりがな」欄を設けず、読みがなによる管理をしなかったことが、その後の統合等の作業を困難にしている一因ではないかと思っている。
記録問題は今に起った事ではなく、方内部（業務センター）では把握されていた筈、早い段階で危機感を持ち、方地方一体となって、なりふりかまわぬ取り組をすべきであった。
結果的に、被保険者、年金受給者の皆様に大きな不安と迷惑をかけたうえ、後輩につけを廻すことになりたくたくるものがある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所で庁へ送達された記録は、事務処理側面を加味した上で送達されたものであり、ほぼ適正なものであると考えております。(事業主の届が遅れている場合など)
従って、社保に保存されている名簿との照合が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

貴重な年金を支給する為の重要な問題と認識していた。
数年前、5000万件の記録問題が、新聞に出た事で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の事務に携ったのは10年近く前のことでありますが
社会保険庁業務課のオンライン化(改善)の対応に問題があったと
思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名寄せするしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインになれば、年金記録問題も、従前より
改善されると期待していました。（名寄せ、重複取消も
マスコミによる消えた年金5,000万件と報道された
ときから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自動車免許証のように１人一枚発行し（被保険
者証、また年金手帳と、事務所を変わるたび事業主に
提示する。このようにしておけば、重複の問題が
改善されたのではないかと思慮します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧氏等への記録について
(1)記録の訂正は、入手した1回市町村の被保険者名簿と突合し保険料未納者には市町村と社保が、それぞれに納付催促などをしていたので、記録の誤りはないと確信していた。
(2)記録の本人への送付は、さん孔タイプライターにて完了番号及び性別は半角英字にて入力し、二人で読み合せの上、補正し紙テープを方へ提出、また納付記録を紙テープにて提出していた。
(3)記録に関する法令の外に事務処理基準、事務手引書、方針(現社会保険事務局)からの通知等のとおり業務を推進してきたので、記録に問題が発生することはないと思っていた。
(4)さん孔タイプライターは、現在のパソコンのようにモニターが無くそのままの字と大きくそのままタイピングで従事した場は事務官(別で専門官技術者)は、直方時間現は育児・病気・財産等の事情と言って様々な理由から室も出ていたとのこと。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は80年に亘り記録の追加、削減などに活用し被保険者を要する大切なものであるにも係わらず、聞くところによれば、カナ文字から漢字への切替を外部委託。職員の完璧な守秘でなく国の職員が担当すべきでなかったかと残念に思う。
(1)現在の不突合しない記録については、社保の被保険者との照合確認以外に方策は考えられない。
なお、それでも問題があるとのは、市町村へ照会することで必要でないかと思う。
(2)社保に新電子器等入以後の事務取扱いについては、その事務量に応じた職員数、守秘を考慮頂いて入手の記録を他事務官が点検確認する方策が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金記録は、制度発足時より、80余年の長期に亘り活用しなければならないので、市町村、社保、社保庁の三庁で記録しているので、もし災害等が発生しても何ら心配も要らないと、集落など地域組織などに説明してきたし、私自身もそのように確信してきた。

(2) 年金記録問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞の報道により知り驚いている。
過大報道により、心を痛めてどのです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 市町村から国民年金業務の一部が発止されたことにより、住民が一番信頼していた市町村が関与しないことで、納付率の低下、被保険者特等の不足などで年金諸問題が増加したのではないかと残念に思う。

(2) 社保においては、国民年金業務の一部廃止に伴う事務量の増大(特に相談業務)や、国鉄やNTTなどの共済組合の吸収などにより、社保の業務量が増大したための措置がなされたのだろうかと思ったり、
私員1人当りの業務量が過大になっていないかとか、報道機関が年金問題を報道したら、社保庁への電話と車の渋滞が発生するなどの業務量を思うと、私自身が健康問題も心配していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職者によって究明してほしい。
そして、改善策を立ててほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録問題については、原本を長期に保存おくべきだと考えていた。書き替えると必ず何かが「ずれ」が生じる。

○ 問題は、生じる可能性は低いと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 紀録の転記の不正確性。

○ 氏名の変更の把握不充分による不統一性。

○ 到着加入事業所の被業員加入者の喪失年月日。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

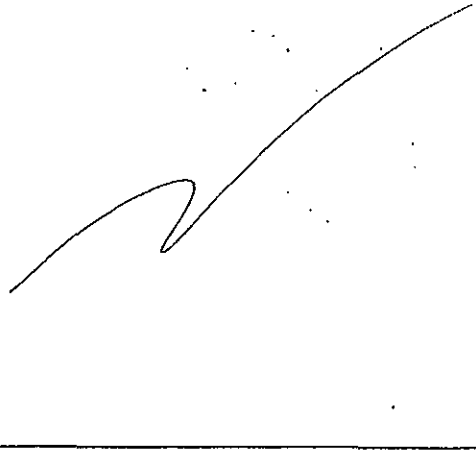
回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金記録で不備であれば庁より事故リストで再調査依頼が来ていたので、それで充分整理していたと思っていた。
②もし記録に不備があっても、年金請求の際に窓口で調査すれば問題はないと思っていた

○その都度、仕事は真面目に努力していたので年金記録問題が騒がれるまで知らなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合

◎重複付番、生年月日・氏名の誤り、脱退手当金の支給等、事業主や被保険者の年金に対する認識も甘く、国のPR不足もあったと思う。

◎国民年金事務を市町村より国へ引き上げたのも問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が入職した昭和35年当時には、既にこの制度が始まった昭和17年当時からの被保険者名簿(台帳)がありました。記載当時は筆記具と言えば、今日のようにボールペン等消えにくいものはなく、インク(つけペン)か又は鉛筆しかなく、インクが変色し読み取れなく茶色に変色した名簿(台帳)で判読することが出来ないものが数多くありました。どうにかして事業主及び被保険者に資料照会等で調べ記録を正当なものにしなければ……とは思いつつも、日常の業務に追われ手をつけることが出来なかったことが、痛く反省されます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手間はかかるとは思いますが、今行ってある事業所及び被保険者個人に協力を求め記録を正確に調査すべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問(1)～(2)のとおりです

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問(1)～(2)のとおりです

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン切替業務は労働組合(社保協)が行政の規正を行い、切替業務は賃金職員が従事していた。したがって照合業務も余り徹底していなかったと思料される。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全ての業務は適正に遂行するのが責務である

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

労働組合に左右されず職員がもっと責任ある業務に専念していれば、入力ミス等防止出来たものと思料される

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知り得た内容はありません。
ただ被保険者から厚生年金を給料もらうために低報酬月額で届出を行ないボーナスで自分流れている事例があれば様に思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年法に基づき業務に従事していました。

一人が何枚も厚年被保険者証を持っていたことについては重複取消(が必要であったこと)

届の提出をお願いし届出してもらっていました。(厚年被保険者証は最初に仕えたところでもらった方を引継いでいって下さいということは常に指導がなされていました。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出の指導

最初に仕えた会社で貰った厚年被保険者証を引継いでいくことは中小零細企業を渡り歩いた人には大変だったと思う。(昭和30年代から40年代にかけては。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1人で何個もの記号番号を所有していたり、事業主の届出で氏名・生年月日が本人と相違している等、少なくとも行政の責任でないものが大部分を占めていると考える。
現在の方法以外に特に効果的な方法は見当たらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用条件を満たすため生年月日を変えたり、氏名を修った届出がなされ、年金請求の時点で明らかになった事例があると思う。

上記のような事例の存在を知った時期は、不明です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中や、年金請求等に至るまでは明らかにならないため対応のしようがなかった。

卒業直からの届出によるものなので防ぎようがないと思料する。

（届出時に戸籍を添付する等になればが多少は発見する。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

疑わしいものは本人有利な方向で解決するしかないと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後生活の支えとなる大切な記録です。
基礎年金番号導入時に統合されていない記録があることは、知っていましたが、年金相談等の機会に、本人の職歴等を確認しながら、基礎年金番号に登録をしていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本人と接点を持つ機会(電話、訪問、来庁)をとらえて、確認し、将来の年金に結びつくよう、努めてきました。

・現在行われている特別便のような対応が、基礎年金番号が導入された平成９年１月直後にできていたら、良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) ○ 保険指導室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給のためには、絶対重要であると認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立を尊重する以外方法は見当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日本語氏名の読み方相違で「つながらない期間」が生じるのは当然だと思います。

記録の移管業務が行なわれた頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接業務に携わっておりませんが、事業所台帳・被保険者連名簿、被保険者台帳等で照合以外はないと思います。

また民総背番号制で実施されると良いと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は適正に処理していたので、現在のように大きな問題になるとは思わなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長)　昭和54年3月依願退職 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和廿年時代進駐軍施設に従事する被保険者を一時的に大量採用した時期があり、長期保険該当者の記録を該当庁舎の渉外労務管理事務所が整理出来ずに遅延した事があった。後日の事故リスト(相当長期間にわたって)の大半は、それに該当したものであったと記憶しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人あての懇会記ろく整理しか考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶くの事故リスト一覧表が毎年社会保険庁より送付されて回答をしておりましたが、調査しても不明な被保険者記録くが若干は発生していたので将来はその数が増えた際の調査は困難になるであろうと予測はしていたが、具体的な解決方策は考えることが至急の問題があるので地方庁では無理だと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行われている、全被保険者であった者への支給照合しか解決方法は無いと思っていたが、予算的にみて地方庁では、解決の方法は見当もなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数に驚くばかりです。
解消に時間をかけて~~未業許~~事業所、市町村と連携して解消して行くしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金を主に担当していたが、年金記録は将来の年金権に関する記録であり、重要な職務と認識していた。
国民年金では毎年市町村記録と社保記録を照合して、記録がより正確となるよう、務めていた。
基礎年金移行時も同様に照合を行い、切替業務を行ったので未統合、誤りは少ないものと、思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳から、電算システム移行、この点に何か問題はなかったか、と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入前．転職する度に新規に手帳の交付を受け．1人で複数の厚年番を持つケースが多くあったように思う。取得届の受付、入現の際に．形式的に加入歴があると思われるケースについては．加入歴が無いか尋ねても．厚年には加入したことが無いと言われれば新規として．入現せざるを得なかった。
このようなケースが現在の5千万件の一つの要因になっていると思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化．基礎年金番号導入後は．1人で複数番号を持つことは、ほとんど無くなったと思うので．オンライン化基礎年金番号導入が、もっと早くされていれば良かったのではないだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ・新聞で公表されている事及び之等に記載されている事象以外には、思いあたらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一般的な問題として、台帳あるいは被保険者名簿等から正確に機械上に反映されてない事に関しては、人力(人数)も必要であるが、名簿等に記載されている内容を正確に読み取り判断できる人材等も必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の手帳を複数持っているケースが見受けられたが、これについては過去の職歴等も含めて年金請求時に整理統合することとされていたので、機械化された後に大規模な統合処理がされるという認識でいた。
未統合の記録(様々な形態での)及びオンライン切替時のミスが大量にあるということを知ったのは、公表されてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が、膨大で困難な作業を伴うことが想定されたので、社保事務所に対する業務(作業を含め)協力及び周辺住民に対して機械化(統合)ある毎に説明し理解をおねた。

反省点
① 基礎年金番号の付番時に、現在実施しているような徹底した記録の整理・統合をすべきであった。
② 年金は、生涯に関わる問題であるため、運転免許証みたいにカード方式によって生涯一つの番号にすべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先日新聞にて原簿の紙台帳(記録)とコンピューター上の記録を照合するとありました。その方策で成果が上ることを願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビニュース等で報道されるようになって知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金においては一人一番号が基本だが再就職の際に元の番号が確認出来ずに再度新番号の交付を受けている人が数多く存在する。中には5へ6件という例もある。
この人達の一部が一本化するための「重複取消届」の手続きをしなかった場合、その人の年金記録が散在することとなりこれが今回の「宙に浮いた年金記録」の要因の一つではと思いました。
この事業に携わった者の一人として この重複発行阻止のための工夫が不足していたのか、又窓口にて事業所担当者のみの指導ではなく 本人に声が届くような注意を成すべきだったのではと考えているところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今やっていることが詳しくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があるとは思っていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで新聞、テレビ等で年金記録問題について、耳にタコができる程聞きましてきましたが、一般に知られていない事柄に関しては、特に記憶に残っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず基礎年金番号等で管理されていますが、被保険者の方は基礎年金番号がいくつか？　違った、さぼっていながら、どさくさで受給に結び付くようなことがあってはならない。

社会保険庁、社会保険事務所、事業所、市町村、郵便局等の取扱い担当に多く係わりをもっている面もあり大変難解です。

内容は、複数の年金手帳を持っている人が、相当数いると思われる。今が旧姓の年金番号のまま管理している会社があった方が等あるというが、この点は会社の責任であって人災ではないと思われます。現在持っている方は郵便等で照会されていますか？　いろいろな方法で広報し、電話をかけ、訪問すべきではないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた頃には（職場）このような年金記録の件など、取り沙汰されることは思いもよらなかった。今回の問題が存在することを知ったのは、自会で取り上げられてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今後の年金記録（元帳）については、何年に一度という期間で年金記録の照会書を出し、被保険者の年金への関心と要給付状況について確認をしてもらうことを義務付けていたなかったこと、制度そのものの周知徹底が不足していたことが、今回の問題の大きな原因だと思う。

もっと広報は大切です。もっと徹底して広報をすべきだと思う。

以上、質問に答えていないかと思いますが、ご勘弁ください。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険被保険者証の複数交付を受けた例
・職場を転々と変った制度、新しい被保険者証の交付を受けた。
・企業の募集要綱に合わせ、年令を偽って採用された。
・前職歴を隠すため、初めて加入として新規交付を受けた。
・名前の一部を変えて(特に女性)取得した。
これ等は被保険者側の要因で不突合で未整理となっていると思われる。
相談業務で経験した例
ある炭鉱マンが、9件の厚生年金被保険者証番号を調査発見
年令を偽ったケースでは、5年若く申告して採用された。受給申請時に発覚。
年金番号の複数所持者は基礎年金番号交付時に、手帳等を紛失していた等で統合の申出がされていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳、名簿方式時代の記録の収録時の対応は、人名の読み等は同じ字を使っても読ませ方が違う、また、同姓同名、同生年月日も多く統合作業が困難と考える。
・厚生年金番号の払出票、事務所ごとに分類
・記録期間の事業所の記号、名称で所轄事務所を特定し、絞り込み欠落期間と照合、事業所名称と併せて情報提供し、通知する。これらは機械的に処理されたと思いますが、氏名の一字の違い、誕生日の1日の違いが別人の記録となるので被保険者に自分の職歴を思い出してもらうヒントとなる情報提供が必要ではないか。
各事務所にある名簿(事業所)と再度照合してみると手掛りになるかと考える。
何年かけて統合作業を終了と云ったことは、相手のあることで予測はつかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

焼失した年金記録の復元、年金裁定、年金相談業務に係わったこと。と、紙台帳、名簿方式の時代の事務を経験
相談業務で一人の名前を年金番号払出簿から数日をかけて多件の番号を発見、受給権に繋げた。このケースは将来も相当数出ることが想定されたこと。名簿方式からオンライン化に向けて事務所から業務センターへ移管した記録の収録で特に人名など判読不能であったり、同じ漢字でも「渡辺」の「辺」の様に「邊」の様な文字以上あるなど対応しきれていないと考える。又、大量の作業をミスなしで行うのは不可能と認識
問題が存在は相当前からあり、年金裁定時に対応してきたと思う。
後々のために事務所に保管する記録は必要になることを予測、事業所被保険者名簿を補修に記録照会に対応できるようにした等、当時予測した事が今起きてるように思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所に保管する記録は必要になってくることを予測
事業所被保険者名簿を補修したり、大手企業から人名索引簿を借り、コピー製本して事務所に設置し、被保険者であった方からの照会に役立てるのではと考え準備した。

基礎年金番号支付通知では、他の番号を持っている方は申出て下さいとのお知らせがあったと思いますが、施行から十数年の間受身の姿勢でいたのではないか、通知時点では所在も変更が少なく連絡がとれる確率も高かったと思う。
基礎番号と同時に資格記録を付して通知すれば相当件数統合できたのではと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中(適用課・資格係、年金係)の担当係の年数が大変く若い時期であった為参考になりにくいと思いますが…。
①事業所の方で退職金を払い又為お年金脱退一時金(6ヵ月)の支給の手続がされていた時期があり(後に本人の同意書を取る様にはなった)をくが年金清算する対象で脱了期間記入さん期間相当若意未納は無いはず。(本人はわからない場合が多い為年金手帳を本人に持たせる前段階で期間確認を行う必要にすべきであった(現職者は当然)。又は可能があったと思う)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

業務課より事務所に照会がある。資格期間者の年数リストの確認は福岡県は完全に近い確認、回答をしていたと思っています。(職名は担当課にて旧台帳の照合等には ベテラン職員(精通した職員)が居り専門的業務をしていた。旧・旧台帳も無くなり、照会確認が出来にくくなった頃より(全庁業務停止例発)(紙台帳が使えず訳も分らない為)確認不能がある。
※当時の担当職員であれば5年10年は年数を答えられる。
対策のメドやか見出せる。と思いますが絶対的不能は出ます。
※当時の書類を被保険者の手元、確認書が不完全。新規加入者として資格喪失の時に確認させる様にしたら良いと思います。資格期間確認は現在窓口で行っている業務でないのでは思う。担当職員は良くやっていると思っています。(退職者より回答)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に知られていない問題点は、承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成元年6月の退職時は、年金記録問題は
提起されていなかったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職当時(30年在～50年在)の社会情況として、年金に対する社会全体の認識が甘かったような気がします。国自体が発展途上で、老後のことより目の前の利益を追求することに追われ、年金制度を深く、長期的な目で考えていなかったような社会情況であったと思います。年金記録問題が発生したのは必然であり、現状は一方的に行政の怠慢が非難されているが、一方で、事業主の滞納(保険料は被保険者から半額は預かっているのに、事業運転資金に回しているケース等)、虚偽申告(賃金台帳の二重帳簿、雇用の未届け及び時期を遅らせての取得等)また、被保険者自身も転職時に前歴を申告せず新に年金番号を取得する(知っているケースでは一人で16枚年金番号をもっていた等)、雇用が有利になるよう生年月日を虚偽申告等、今考えると記帳誤り、入力誤りなど全くなかったとは言いませんが併せて年金記録問題が発生することは避けられなかったのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が解決できない事は、すでに誰もが気持ちの上ではわかっていると思われる、国は国だけでなく国民全体の責任として一定の時期に終止符を打つべきと思う、一方で、すでに記録判明した受給者に対しての遡及支払は迅速に対応すべきと思います。この行政に携わってきたものとして、一方的に非難される事は非常に残念な気持ちです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍当時は、紙台帳の時代でオンラインシステムで、被保険者の前歴等の確認は当然不可能であり、事業主の申告に基づき、処理を行っていた。したがって複数の番号を持っている者で事業主段階で判明した場合は重複取消処理として記録の統合を行っていた。取得、喪失、諸変更届は業務センターへ進達し、業務センターからその進達に基づき、大量の事故リストが送付されており、その処理に追われた記憶はある。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

われわれ、一般職員としては事務処理をすることが精一杯で、逆に今の時期に何千万件という記録問題が出てきたことに大変困惑し、驚いている。
基礎年金番号導入時に当然一定の統合整理は処理されていると考えていた。また、公的年金制度の重要性を若年層を対象として、教育現場等にもっと早くから取り入れる必要があったかと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に承知している事象はありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の解決手法が最善の方策だと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の段階で解決できるものと認識しておりました。
問題事象の存在を知ったのは2007年新聞報道等で取り上げられるようになってから認識しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後10数年の年月が経過しており特別な対応はできないので地域において説得力を失している人がいれば説得するように努めております。
反省点としては１人１番号制を徹底してとるべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般にどこまで知られているのか分りませんが
事業主・被保険者等の保険料負担を軽減するための届出
が不徹底の部分があったのではないでしょうか。
具体的なことについては分りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

莫大な量と報道がありますが考えが浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 認識していない（適正に基本し業務処理で記録されていると思っていた）

新聞等で報道されてから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

考えが浮かびません（申訳なし）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和37年の職場より各制度(国年・厚年)毎、それぞれに複数の番号を付番されていた者が存在していた。特に厚年においては、数十枚もの番号を。これは転職の際前歴をかくさないと再就職できなかった人、前の職場で貰った被保険者証をなくしていた人、住所や氏名の変った人、制度間の得喪の際等々、特にコンピューター導入前はひどかった。
国民統一番号制がないのがおかしいと解決できないのでは、そうなったらなったで別の問題が発生するのでは、というような話を同僚としていた記憶がある。平成9年基礎年金番号施行により、それ以後の得喪については正確に反映されると安心を持った。
コンピューター導入時の切替において フリガナのない氏名について勝手読みで入力が行われた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 窓口対応の際、入念の聞取りを行い、複数枚の被保険者証を持参されている時はその都度訂正を行っていた。特に老齢年金裁定請求の際は漏れがないよう特に気を配っていた。
- 当初より氏名、女性は、生年月日にかえ住所についても必須項目とすべきであった。(同一氏名、同一生年月日者等に対応できてた)
- 社保の仕事は年々業務量増(過去の記録の積上げによる絶対量と共に年金の新規裁定増やこれに伴う支払件数の増加、健保、年金の被保険者数の増加、毎年のように行われた法改正による業務量増等々)となっていたにもかかわらず職員数は微増、予算についてもほぼ横ばいの状態(コンピューター関連予算は別、実際の事務執行予算)で年金記録関係の担当職員は、各事務所数名ではなかったかと記憶している。現在のような予算と当時から交付されていればそっと違った結果になっていたのではないかと思われる。
- 漢字の読みについて、地方独特の読み方がある。例(東)ハラ→ハル、バル(神)ンノ→ササ等これら全国の事例を集めて再度氏名索引をして見てはどうでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

入所時昭和36年当時より、年金手帳の重複はあるも認識していたが、年金請求時等で統合されるも思っていた。
又、納付記録の重複、漏れは、あいえないも思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金においては、役場に重複の通知もして統合の処理をしていた。

私自帳であったため、番号の重複は容易に見い出せなかったが、今になってみれば、10年毎にでも、本人に記録の確認をすれば、よかったのかもしれない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている「年金定期便」や「収納記録と台帳との照合」を地道にやっていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金決定上、一番大事なことと認識していた。

平成９年頃（未統合問題）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・国民年金関係では、２年～３年に１回、市区町村の被保険者台帳と照合し、補正していた。

・オンラインシステム導入の際、収録記録と台帳照合が適正でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長　(在職-1年6ヵ月、以前は国年関係のみ) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(注) 厚年係、職歴が浅く、国年関係に限り回答したこと。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

機械化の現状を承知していないので判断は困難である。
在職時点での考えでは、原点に返り、地道な再調査の方法しかないのではか。
例えば、国年関係では、市町村の公簿で確認可能な事項については調査依頼する等。
(現在では機械処理が可能ではか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、年金受給权が確実に、適正な年金額を受給し、個人の权利が確保できる様。

記憶なし。

但し、今回の発生事象は、予想可能な問題だと思われるが、余りにも件数が膨大で、良識を疑いたくなる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

10年、25年、50年先の年金受給時に想定される"現在発生している様な結果"にならないことを念頭に、特に、国年関係では資格関係（氏名、住所、生年月日、種別変更等）を、的確に処理する様、恒常的に指導した。

又、オンラインタイプ導入時在私、担当し、種々問題はあったが、年金受給資格、即ち、受給权が確保できるための基礎資料（記録）づくりであることを認識、自覚するよう指導した。

今回の事象は、滞留傾向にあり易い内題なので当然だろう、誤処理発生時点での迅速、適確な対応、処理をすべきであったと思う。

急いで対応が遅い、自覚が乏しい、残念の極みである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険制度は届出主義で、何ら公的な証明(住民票等)を求めないで事業主の責任で届出がなされた大企業は人事管理が徹底されているが、中小零細企業に於てはそうもいかず、年令の偽りや、偽名を使って届出がなされた事が、未定に終った年金番号の存在する一因となっていると思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な努力の積み重ねと、各企業の社会保険労務や年金相談、各市町村との連携強化を図って対応していく事が重要である。
又、社会保険のOBの積極的な活用も大事と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、5年に1回、適用名簿のコピー等を進達し、不明な部分は事故リストとして返戻され、補正して社会保険庁へ進達していたので全てが適正に処理されているものと考えていたので、マスコミや国会で問題となる迄、庁で相当のまま放置されていたとは知りなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]高齢者や障害者の方々との交流があり、この問題が発生した後、皆様より多くの相談があり、10名の方が遡及して年金を受給され、大変感謝された。

最初は明らかに本人と思われる記録であっても、勤務先等の情報開示がなされず、30年を過ぎた高齢者にとっては、当時の勤務先を思い出すのに相当苦痛をおぼえられた様子であった。年金制度に携わっていなかったが、理解するのはむづかしい。今後は法律用語でなく平易な言葉の表現と、徹底した情報開示を望むものである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

等にありませんが次の問題なことも
ありました
1. 事業所で試用期間は適用届を
出していない事所もありました
2. 女性は退職金変りに一時金を請求させる所が多々見受けられた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録が蓄積されると思います
(紙台帳)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時代は余り気にしなかった
正確に記録されているものと信じて
いた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は健康と違い個人々々の
問題となるから充分に留意するよう
努め訪れそのなれば説して来た

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○国民年金担当で戸別訪問のお年寄夫婦のうち、妻だけ加入、納入はその夫のみなんて件もあったこと。
○北朝鮮拉致氏より「就職中、徴兵猶予の期間を調べる」との依頼を受けたが、韓国前期生氏の親族から「国民年金は必要なのでは…」との連絡を受けたことがあった。
○厚生年金適用事業所が当初加入して全員分を給与から天引きしていたのに、会社が従業員に知らせなかったため、あとで遡及して国民年金に加入させたり、保険料納付に苦情があったこと。当時、国年・厚年の人事異動がなかったため、と思われる。
○国民年金受給者で、被保険者期間中、1カ月分の未納期間があったので調べるため申出があった。(体調不良のとき)と思われたが、市役所に問合せなかったが、どうしても私のことを納付済のこと…結局何も認めなかった。
○国会議員の滞納者が、たびたび委員会に選出されてきた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳と、窓口に申し出、照合は七のなかった年金を調べること。他は務めること。
長妻大臣は厚労、照合を申しているようだが、用紙が、照合、誤照合が発生し、費用もムダになる。
近年、年金額を変更しているが、住所不明で返送された分は恐らく放置されていると思われる。
○住基ネット番号を、納付番号とすることは出来ないの？コンビニにパソコンをつけて自分の記号、番号、暗証番号、納付保険料、労災保険の記号等として活用。
○未納、加入申込、再加入申込が分かるまで思うが、保険料の納入状況も一目でわかる。青年も福祉まで行き来すると思うが。
○社保庁解体、公共事業受注、渋谷基準監督署を統合すること。
○年金保険料徴収の有識者会議を廃止すること。
○憲法○条の財産権を実行すること(資産分を果たさない者は憲法の生存権を制限すること)
必ず上のことは私が在職中から申していましたが、誰も聞いてくれず、残念に思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は問題を知ったのは新聞紙上でです。
○年金コンサルタントに頼りたいと考え、（誤りをなくすためには）
「事前届は必ず誤りを生む。突合、照合を必ず行うこと。それでも間違うので誤りを速やかに修正できるようシステムを作ること」
も教わりました。
×社保庁の照合は有効ができることにしました。但し、個人情報、事務負担がありますので完全とはいいがたいです。
ちなみに私は17年間、同一事務所におらせてもらいました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、社会保険制度は国が管理運営すべきだと考えています。
第一段階では ① 制度に加入すること。② 保険料も納付することの2点を住民へ周知してきました。その為、個別の相談や、どこには保険料の払い忘れへの催促ハガキで行うなどしました。
ところが制度変更、年金額の切り下げ等、第一段階では住民に痛みを強いたのではなかなか納付しません。特に積立金が何百兆円を運用に回すなど言語道断です。社保庁の幹部連中を第一段階の窓口に配置するなど現場で痛みを分かちあってほしい。
国民との信頼を取り戻すには全取員が謝罪、国民に尽くすべきではないか。
北欧で社会保険が上手くいっているのは、国家（政府）に対する信頼があるからだと思う。
「年金手帳」を作るというがムダと思われる。作るなら「社会保障カード」を作るべき。
○マスコミ等が年保関係の悪口を言うが、ヒドイと思う。私の周辺からは感謝されることが多くあったが、苦情は1割位の少のだったと思う。本人の記憶違い、手帳の誤り、事業所の処理不手際も全て社保の責任にされているようだ。少しがイイ話、美しい話があっても良いと思います。
○良くして下さいの予定者の1億円の広報費にくべて（誤りにかけるのではないでしょうか？）
但し、保険料の滞納を許してはなりません。私は国民年金の差し押さえを経験しましたが、よかった時期尚早だったかもしれないことがあります。

◎厚生年金の給付額の減額分が増えていると聞いています。個人の給与からは納付しやすいです。例えば、事業主が払いたくても従業員分は少ずつ払いたい心理が働くからです。
○の制度も、しっかり守らなければ年金額に反映させるべきではないと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(現職者)　退職者
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

父は療養中ですので　私(長女)が聞いておりましたが、
記憶に残しているような事例は聞かれませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

お答えできる状況にありません。
ただ年金制度の黎明期に携わった人間にとりましては無念の思いを強く持っているようです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◯退職者
所属	本　庁　　◯地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ◯i. 事務所長　※[redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

※[redacted]

1. 本を紛失(さんしつタイプ)の時　及び　運営力が弱く(社会・厚生・民社(一部))
さんしつタイプは　資金運営によらず　を指す　誤りが生じた(事業)
2. 日本名の読み方が複雑で　切り替えに誤りを生じた(不可抗力)
(栗いヒかり、アツヤ、いウ)等
3. 市町村からは　各年・保険納付の通達があるので　社保での記録の照会、その都度、記録不存在者に照会するので　一般的には
勤務中にはほぼ　是正されている筈である(未納者は別)

※[redacted]

1. 転職中の台帳管理体制の変更(昭30.6)　台帳を(厚省→社保)
(決定的な混乱の原因)
2. 空しゅう(原爆)等で我が国の企業は　倒産、加入者も行方不明となり　混乱を極めた。
3. 女性は、ほとんど脱退手当金を受給しているのに　誤っている?
4. 事業所の故意、過失(A社保、悪天し、B社保で新設)等もあった。
5. 加入者の故意届もく犯罪者、改心せず行方不明者等は　氏名等の届出が多く、記録不存在の原因となった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 対応する社保転換や　判り易い年金資料を交付(勉強)
2. 保険料問題
本人の誤解の方が多いと思う(事情をよく聞くこと)
3. 女子について
退職時に脱手を受給している筈(企業からの退職金と誤解している人も居ます)
4. 加入について
事業所の適用問題(何故加入の事業所であるのか?)
加入していた仲間の給与支給状況等調査すれば
疑惑(誤りもあること)は判る筈である。
5. 納付保険未斗
事業所→社保の算定届出(被保険者名簿/給与支払明細)を参考に厳格に実施していたの基礎年金番号は　ほぼ100%　突合率と被保険者名簿がみつかる筈と思料します(解決する)に支給する。
6. 其の外は去年すべし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※年金問題
1.社保・事業所・被保険者が共同で努力すれば
ほぼ全て解決すると思う。
(不明者、不要会者の中には必要ない人も多いのでは?)
※戦時・当時後の混乱、海外からの引揚者37,680才
内地での復員者390才等から考え(加入者の範囲の変化)
年金に結びつかない人も相当居るものと思っていた。
※保険回避のため悪質な事業主も居た。(虚偽の届出)
※年金記録を見るようになった次長所長の時代であります。
(問題の存在を考えるようになった)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1.社保課長時代
台帳の戻し入れは課長の仕事と決め毎日一度は
台帳の番号順の並べ引を実施した。
100番違い、1000番違いの台帳の戻し入れ等が
発見された。
2.算定届は社保最大の行事の一つとして事業所の
給与支払明細、被保険者名簿と厳格に照合し誤りなく
頑張っていた(組合連合とは別)この時点での不正は
無と確信しますし本来)
3.機械化推進に際し組合と相反し脱退しました(本来では4名)
(仕事は組合員皆協力
しました。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 原簿、原票と電算データとの照合を徹底して行い、不明記録を一件でも少くする。

②

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知り、おどろきました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・予算の範囲内で仕事を行うことが公務員には義務づけられています。
・予算をオーバーする仕事量がある場合の対処について明確な指針はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者・退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

(質問1)

報道済みの外は、特記事項はないが、加入者にも責任の一端があったと思われる事案

① 就職時の条件を有利にする為に、生年月日を偽って届け出、または、事情があり偽名をつかい、その他、就職歴なしとして申し出たために厚生年金記号番号が継続されない例

② 強制適用の5人以上の事業所でありながら、事業主又は従業員の意志により保険料の負担を避けるため、適用事業所としての加入申請を意図的に避ける例

③ 直方社会保険出張所は、昭和28年2月に火災に罹災、健康・年金関係の諸帳票の一部を消失したダメージがあった。事故台帳と称し復元したと聞いた。当時は紙台帳時代であり、事業所毎の名簿(従業員名簿)と加入者台帳が整備され、一方、年金記号番号の払い出し簿があり、これに基づき個人の台帳が生年月日毎の仕分け票で区切られ整備されていた。
また、久留米社会保険出張所は、同年時期水害に罹災したと聞いた。

(質問2)

最低、裁定請求時には、本人の不利益を避けるべく、本人と記録事項を十分精査のうえ検証する必要がある。
報道によるような画一的記録の創作は、多々疑念を招かないとも限らず、決して良策とは思えない。
ましてや、期間の追認は容認しても保険料未納分を税金での保護はどうかと思われる。
特に、脱退手当金を受給済み期間の検証は厳正に取り扱われるべきと考える。

俗に言う「宙に浮いた5000万件」は全てあたかも職員のサボタージュによるものともとれる報道だが意に介しない。
また、国民の皆背番号制でも個人の自覚は必至と思われる

回答票④

(質問 3)

昭和 31 年入職時は、所謂、紙台帳時代であり、台帳課に於いて事業所名簿の全加入者の記号番号氏名等と別途個人毎の台帳との照合作業に携わり重複取り消し等の事務処理を経験したが「5000 万件」は予測し得なかった。
当時、年金番号はナンバリングの連番により払い出しのうえ、氏名等記載事項は全て手書きの作業ではあったが、今日報道の様な不本意な事態は推測されなかった
その後、機械化のため幾多の諸準備作業を経た上で今日に至ったが、地方庁から業務室に移行する間に於いて、少なからずデメリットが生じたものと思わざるを得ない。

(質問 4)

諸般の事情があったにせよ、全て制度の不備並びにシステムの遅れ、即ち、機械化の立ち遅れと考える。

当時、加入者の資格取得届には、年金被保険者証の外は、戸籍記載事項、職歴書等の添付を要求していなかった為、疑義が生じた場合、本人が離職した場合は諸事項の照会が困難になることが十分に予測されたので、可能な限り瞬時に事業所担当者への電話照会等により事務処理の全うを心がけた。

日頃から、特に、算定基礎届けの際は加入事業所との記録事項の照合を必至と考える。

昨今、企業年金では確定拠出、又は、確定給付年金等の制度が新設され久しいが、掛け金の上げ下げを任意に意図したことが非難の的となっており、このことは、間違いなく法令違反ではあるが、将来 give and take　の観点から考慮の余地はないものか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

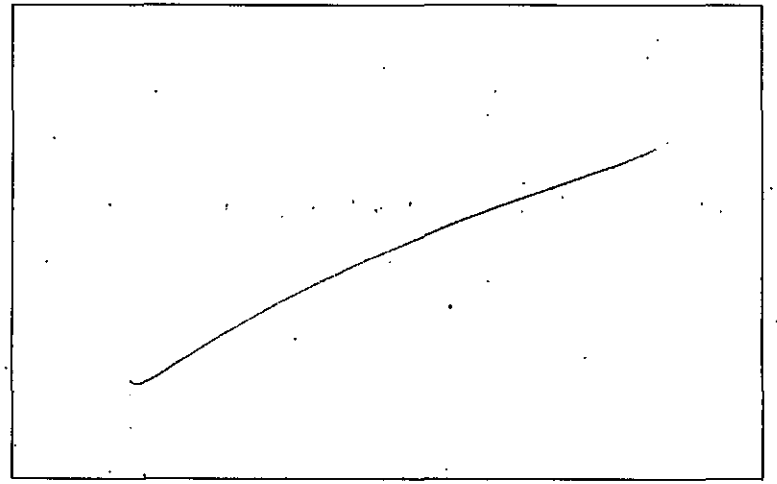
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便を元被保険者、被保険者へ送付して記録に違いがあれば本人からの申立てを突合する以外は思いうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所を異動しても、適用事業所に勤務していれば、当然、期間は合算されるので、今回のケースに、ななんて思っていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「どのように対応しようとしましたか」
↳被保険者期間に空白があるなんて思ってもいませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の未記録について

今、厚生年金の未記録解消のため、社保で、ウインドマシンを操作する毎日です。

①米軍駐留基地関係者の未記録が多い

米軍駐留基地で勤務〔略称「労管」(渉外労務管理事務所の略)〕した人たちからの申し出に基づき処理するなかで、未記録が多いように思われます。

②事業所名簿(「０８０」データ)

本人申し出の事業所名、事業所所在地、勤務時期からウインドマシンを使って、未記録手番と照合し、統合か否かという作業手順のうち、事業所名簿(「０８０」データ)の検索にかなりの労力と時間を費やしており、これが未記録解消のネックになっている、と私は考えます。

③ 氏名の登録(読みに)誤ったものが多い

オンライン導入時、社保から業務センターへデータを送信する際に、正確な読みの名前を登録していたら、これほどまでには混乱していなかったものと思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 米軍駐留基地関係者の未記録解消策

米軍駐留基地で勤務者の事業所名簿(「０８０」データ)を基に、受給者ファイルの氏名、生年月日と符合させたデータを作成する。それを基に、受給者(又はその遺族)へ照会する。

② 「０８０」ローラー作戦

①の処理で成果を見た暁に、事業所名簿「０８０」別に受給者ファイルと符合させたデータを作成する。それを基に、受給者(又はその遺族)へ照会し、未記録(アスタリック付)手番の判明につなぐ。

③ 受給待機者と現役被保険者について

厚生年金の被保険者ファイルにも国民年金と同じように住所を登録する。 そのために、事業主に「住所」と「氏名」の正確な登録について、協力を求める。これにより、未記録は大幅に解消されると思います。

④ 氏名の登録(読みの誤り)

現役被保険者分については、算定基礎届けの提出時期に合わせて、事業主の協力を求めて、カナの氏名登録を正確なものにし、統合処理する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務所の国民年金業務係長クラスになった昭和５８年頃、さん孔タイプライターで国民年金の記録を業務センターへ送っていました。

その結果、「疑重複リスト」が業務センターから毎年送られてきました。平常業務のかたわら、その回答のための追跡調査をし、期限ぎりぎりまでに報告していたことを思い起こします。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「疑重複リスト」を業務センターから期限付きで照会されても、照会件数の半分ぐらいしか満足な回答ができませんでした。その結果が現在の未記録問題につながってきた一つの原因になったものと思われます。

ただし、「疑重複」の原因の一つには、さん孔タイプライターを担当していた職員のミスが原因によるものと思っていました。それだけ、複雑なさん孔タイプライター業務を短期間にマスターさせることに無理があったように思います。また、「疑重複リスト」の報告期限をもっと時間を多くとり追跡調査に取り組むべきであったと反省しております。

国民年金の保険料関係では、印紙を手帳に貼付して検認する方式までは正確な記録につながっていたように思います。しかし、いわゆる「べた張り方式」を採用した頃から、市町村から社保への報告が雑になって、未記録の原因をより多く作る結果となったように思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施してあります。ねんきん特別便、ねんきん定期便の回答をお願いし、不明の場合は自宅等により確実なものにされるとよいと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題があるとは認識していませんでした。

問題が存在すると知ったのは、平成19年5月ごろの新聞、テレビの報道です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞報道によると コンピューターへの入力ミスなどが原因といわれています。入力後の読み合わせがいかに大切かを知らされました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 [redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年前後の頃は、国民の健康づくりが厚生省を初め各都道府県で唱えられ、福岡県では保険課が県衛生部とタイアップして「県民の健康づくり」運動が展開された。小生も一員として従事した関係で、[redacted]その頃年金の記録は電算化されるらしいのと噂があったことを記憶している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中電算化について一度も説明会があったことはないので判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識しておりませんでした。
退職後、新聞紙上で知り、時期は分りません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職時には、この問題が起こっておりませんでした。
特に意見はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今知らされている中にも知らないことがあるのに、これ以外のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全く良い方策は浮かびません。
ただ、ご本人や年金の申告があるやもしれませんので慎重に審査して欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(~~いている~~)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私達の在職中は年金記録の照会を受けた際、社保庁の記録からもれていた期間の処理については本人や社保庁の旧被保険者資格名簿に確認し、追記報告をしていて、それでもって解決していたものと思いこんでいたので、このような大きな問題になっていくとは思いもしなかった。又このような問題が起こったことを知ったのは新聞やテレビで報道されだした頃でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題の全てとは云わないが、原因の1割方は、社保庁の機械化による台帳依存をした際、パートにより作業が行われたことにあると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が入社した(昭和33年)、久留米社会保険事務所は、昭和28年の大水害によって、不明が水没状態になったそうですが、各書類も大半が水浸しになったとのことでした。当時の事業所名簿、被保険者台帳、等々は、全てインクペンの手書きでしたから、ボヤけて判読困難な部分がかなりありました。その補正作業にたずさわりましたが、年金記録に関係する年金番号払出票(伝票)は小さな紙台帳であり、基礎年金番号、氏名、生年月日脱退手当金の支給の有無等が記録されているものです。
この伝票のインクが流れ、氏名、生年月日等判読できないものも多数ありました。事業所名簿と照合、若しくは事業所に連絡を取り補正に努めていましたが、全て修正できたかどうか判りません。
このように、水害、火災に遇った事務所が全国的に数例あったと聞いておりますが、その後、社会保険庁にどのように引き継がれたのか当時として詳しくは聞いておりませんが、このような事が現在の年金記録問題の一端となっているのでは……と思っております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、各社会保険事務所の事業所名簿等と照合して、徹底した補正が出来ていると聞いております。
上記の時代の記録で不明なものは、同一事業所に勤務していた同僚の業務にたずさわっていた人等の実状等も参考にして本人の申し出に基づいて補正するのも、今となっては、やむを得ないと思いますが……。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた頃は、いわゆる年金記録は、被保険者本人が年金裁定の申請に来られた際に具体的に対応しておりました。請求書の経歴（勤務記録）に基づいて確認をしておりました。厚生年金の場合、払い出し番号で複数持っている方が多かったですがオンライン化されておりましたので、その画面で請求者と対応してゆき、経歴で本人が認識されていない部分でも、その画面と事業所名簿等の照合で補従しておりました。国民年金の記録では不明の点は市町村に照会しておりました。このように年金記録では裁定請求時に個々に対応しておりましたし、特に問題としての意識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の基となる被保険者資格届は事業主が届け出ることとなっておりますが、その届出（被保険者の氏名、フリガナ、生年月日、報酬月額）が適正に行われているか、特に資格取得年月日が適正か、中小零細な事業所によっては、いわゆる試用期間として一定期間以上勤務した後にその期間分を取得年月日として届出る例も多かった。これらの点について事後確認が充分でなかった点は、これが記録問題の一端となったのではと反省する事だと思う。
在籍中は、従前は5人以上法人が強制適用だったのが全ての法人が強制適用となり、その適用対策、算定基礎届の報酬月額の決定に力をそそぐ。国民年金にあっては保険料収納率の向上が最大の課題でした。
被保険者の権利でもある資格確認に関する事柄が必ずしも充分では無かったのではないかと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が20代(昭和40年～42、43年頃)適用課に所属していた頃、社会保険庁より、年金記録事故リストとして、再調査依頼が年2回程毎年あっていました。(内容不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時は適用課職員で適正に処理して又庁に通達していました。
年金記録は本人1人に1枚の年金番号、氏名、生年月日、種別で記録されるものであるから、取得時に、加入者、事業主、職員が間違いないか正確に届出、又処理する事と算定説明会等で周知されました。内部

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者及び加入者から年金記録が誤っていると申出した人に対しては最後まで納得される調査をし、理解して頂く。

調査内容、
- 年金番号の重複の可能性
- 生年月日の誤記
- 種別の間違い
- 氏名の誤記
- 名簿（紙台帳）との突合
- 本人の職歴等
- 現存事業所であれば事業所の調査

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・申請主義のため期間がそろい人や、脱退一時金を受給した人達のような違う人が発生することを心配していました。

・平成19年10月頃の新聞で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時年のことや、厚生年金の記録訂正について自分のことしか考えていなかったと思う。

・基礎年金番号のもと。このようなつながった通知していくことをすればよかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題は庁でしっかり管理されていると思っていました。
○退職後テレビや新聞で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ってます

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人と物と金で集中的に投資し早急な解決を図るすべは社会保険の本来の役割が果たせません。現役の職員の皆さんの負担を早く楽にすることです。

1年未満(国年の場合)等の場合全て認めるなどといった小力な話はありません。5000万件という数字が一人歩きをしていますが現場では100%近く厳正適正適格な業務が行なわれているのですから。

現在行っている作業を早く仕上げることです。他に方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 過去の職歴を忘れている人の存在は知っていた。

2 地方(現場)では、毎月の適用の推進・保険料の収納・制度の周知に全力を上げていた。

3 現在(いま)の記録問題の実態(存在)を知ったのは今回の発端が最初です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(反省点)

何故、国会から追及される前に自発的に記録問題の存在を広く世間に知らしめ、被保険者の方々のご協力を得て、解決を目指そうとしなかったのか、大いに反省しております。

今回の問題は年金という長い時間を要する事業、特性から当然に存在するものであったと言えます。

(被保険者側)日本人は恥ずかしく、今回のような不祥事を公にすることを嫌う国民性と認識しているから。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現場での方針と進捗状況等の情報がなく、方策が考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

偽名・生年月日で宿入れ・資格取得届も
正確に提出されていない情況が有り
本人も保険料の年金証を持参していた
常態から何時かは正確な通算期間に
支障を来すのでてなと昭和30年代社転当時
(台帳係がめった)から思われたが年齢の更
算化から著しく不突合かまだと思われる
テレビ等のニュースから問題の大きさが知らされた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は担当係以外は庁等の方針を受け
業務許容体で取組み以外出来ないわけで
算定等の調査で取得年月日等事業主等の
指導は取組んでいたと考えます。
旧台帳の整理が進まず長時間を要したと
年金受給者の発生件数の著しい増加にも下応
した対策が不充分だったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・公的年金制度(厚生年金、国民年金、共済年金)の歩み。(主として適用(被保険者の取得・喪失(例)標準報酬月額の経過等)
〈熟知〉
給付(老齢年金、遺族老齢年金 以下略)の資格、給付の額等)
法令(法律、政令、省令(手続)、通達 事務処理要項
・届出主義 ― 適用事業所の確認、脱退手当金受給(法定要件 手続による認定要件) ― 国民年金 ― 保険料の納付、免除手続
・年金制度 ― 理解、徹底。(年金意識の変化)
(充実した年金制度)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者名簿(〈台帳〉…紙カード(印鑑)→給与統合処理(昭和30年代 コンピューター)
年金制度(例.厚生年金制度…)
昭和22年制度発足。全文改正 昭和28年頃
その後数次に亘り制度(給付要件、標準報酬等)の改正が行われている。適用範囲の拡大
・(1)被保険者の記号番号(索引) 原則、一人一番号
(2)被保険者の性別、生年月日(年号 明治、大正、昭和、平成・年月日)
男女
(3)氏名…漢字、仮名。カード式台帳→電算処理
切換業務の際、同姓に処理エラーがどうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は、老齢(退職)年金給付(他給付等)の資格要件、年金額算出を確定する台帳として極めて重要な帳票である。法令、事務処理要綱に基づき正確迅速に処理されることが肝要である。
従来の台帳は紙ベース一式一切換により本来必要な事務処理が行なわれていない。
・情報によると未統合の記録が5千万件所在などという、これは単に受給者(加入者)数を意味するものでなく一人数枚の受給権者数の累積数であることを意味する

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁が発足した際、将来の人口動向高齢化の推移を考慮し年金制定庁として極めて大きな役割を果たす行政機関として従来より要員(職員)は多く希望されるべきであった。昭和61年移管後においても適用事業所、国民に対して年金制度の趣旨(法令等)年金記録の正確な処理、各種制度説明等は確保実施して欲しい
社会保険庁の指導方針に基づき処理してきましたので従来の監督官、政務次官(政務官)の意見を聴いて下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・公的年金制度(厚生年金、国民年金、共済年金)の歩み(主として適用(被保険者の取得・喪失(例)標準報酬月額の経過等)
〈熟知〉
給付(老齢年金、遺族年金、障害年金以下略)の資格、給付の額等)
法令(法律、政令、省令(手続)、通達 事務処理要項
・届出主義 ― 適用事業所の確認、脱退手当金支給(法定要件手続による認定要件)
国民年金 ― 保険料の納付、免除手続
・年金制度 理解、徹底、(年金意識の変化)
(充実した年金制度)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者台帳〈経過〉…紙のカード(印鑑)―給 統合処理(コンピューター)
年金制度(例.厚生年金制度…)
昭和61年制度発足。全文改正 昭和29年頃
その後数次に亘り制度(給付要件、標準報酬等)の改正が行われている。適用範囲の拡大
・(1)被保険者の記号番号(番号)原則、一人一番号
(2)被保険者の性別、生年月日(年号 明治、大正、昭和、平成、年月日)
男女
(3)氏名…漢字、仮名。カード式台帳―事務処理
切換事務の際、円滑に処理ができるか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は老齢(退職)年金給付(他給付等)の資格要件、年金額算出を決定する台帳として極めて重要な帳票である。法令、事務処理要綱に基づき正確迅速に処理されることが肝要である。
従来の台帳は紙カード式一切換により本来の電算化処理が行なわれていない。
・情報によると未統合の記録が5千万件所在などという、これは単に受給者(加入者)数を意味するものでなく一人数枚の受給権者数の累積数であることを意味する

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁が発足した際、将来の人口動向、高齢化の本格移行を予測し年金制度として極めて大きな役割を果たす行政機関として従来から要員(職員)は要求をしてきたが、新(厚生)移管後においても適用事業所、国民に対して年金制度の趣旨(法令等)年金記録の正確な処理:各種制度説明会は徹底実施して欲しい
社会保険庁の指導方針に基づき処理してきましたので従来の監督方、政策遂行(大臣官房)の意見を聴いてほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「世間一般で知られている」のはマスコミで報道されているのと同じですが中でも「業務的な処理」については信じられないし、知る限りでは絶対にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 保存する紙のデーター、保存されていれば電子化データー及び関係者、同時期の状況等を勘案し判断(現在中央で組織されている委員会方式等)

② 年金請求時に直接面談による調査確認(長期戦)

③「数年内に」と期間を設定し「最後の一人が解決、救済する」とすれば本人申立ですべて容認するしかない。
その場合そのことによるその後の弊害を念頭に。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年間在職中38年は年特、短期完了指導の健保とは異なり長期に亘るデーターの積上げであり慎重対応を心掛けた。
たゞ膨大な量を熟なす中で、ミスがなかったとは云い切れない。
中でも、ペーパ記録の旧々台帳、さんしょ処理された旧台帳、オンラインシステムへと夫れぞれの切替処理時に誤記、転記ミス、チェック機能不充分等があったのではないか(主に)。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 市町村保有使用台帳との定期的照合の推進
- 切替済旧台帳の活用、管理、保管

反省というより残念

国民年金現年度(当該年度)保険料収納の市町村委託論出。
(組織的な納付形態の崩壊と相互記録保持とチェック機能の断絶)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られている以外にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所にて勤務するようになって間もなく、先輩との話しの中で事業所を換る度に、新しい厚年番号を取得している者があること。また、国民年金では、市町村間の住所変更で新たに国年番号を取得する者、厚年⇄国年の異動毎に新しい番号をとる者がいる事等を知った。その件数が、現在疑念されている程、多数にのぼるとは認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年・国年夫々の年金を請求する時点で加入期間も確認し、統合できるということで認識していた。また、それが効率的であると思っていた。

基礎年金番号（さらに進んで社会保障番号制）、コンピューター化が、年金制度発足当初からとられていれば（そういう時代であれば）防げた問題多。今後、社会保障番号制の採用が早急に実施されることが望ましいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について知られていない問題として別に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私が退職して20年近く経過しており、現時点での解決策はわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度開始以来長期間のなかで、年金記録は制度の変化や時代の反映で被保険者の資格得喪、報酬、種別の変更、訂正など勿論正確に記録されなければならないと認識していました。コンピューターにより記録されるようになり、事故リストによる照会に正しく回答し補正されていたと思っていました。又年金裁定請求時点で職歴と記録との照合でチェックし一部審査請求があるとは認識していました。

新聞報道により、記録漏れが多いことを知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後にOBとしてこの問題の会合に参加しましたが私は相談業務の対応は無理でした。

事業所からの届出を正確に記録できたとしても、届出に問題があれば誤った記録になります。これをどう改善していけるかが問題だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。(国民年金課主幹)

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 国民年金の納付記録に限って言えば、「疑わしきは罰せず」の線に沿って、条件付きである程度本人の申立を信用して、未納期間を納付または免除として救済せざるを得ないのではないかと思います。
※①該当者が納付または免除になっている。
②未納期間の年数が長期間にわたり納付されている。
③その他

2. 厚生年金保険については、私の管轄部在任中に標準報酬月額の改ざん等について、部下から相談を受けたことがなければ、指示をしたこともないので、お答えできかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁へ指示により記録を進達していたので、まさかこのような事態になっているとは思ってもみませんでした。所長会議や研修においても、私の知る限りでは、この問題は取り上げられたことはありませんでした。

存在を知ったのは、マスコミが取り上げ始めてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少なくとも私が経験した範囲では、私に責任があるとは思わなかったので、何の対応もしようとしませんでした。

現時点でみた場合には、国民年金に限って言えば、被保険者台帳への紙台記録もれの防止の徹底をはかるべきではなかったかと若干の反省がないとは言えません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

異義申立者、全ての人に納得いくような解決策はないと思われますが、今回、年金記録に回復基準によって早期処理を行うべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、将来に向っての個人情報であることから大事なものとして取り扱ってきました。

今回明るみになった様な大変な状況は、今回の報道によって初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事務処理上は、取り扱いや点検に完全配慮してきたつもりです。

現在は、国民年金加入届等が本人の届出になっているもので、例えば、厚生年金喪失届が即、国民年金加入とし、未加入期間を発生させないよう連絡すべきだと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

台帳や被保険者名簿が正確に入力されていないものが相当あると思われるので、被保険者自身の氏名、年金等違っているものがかなりあるのではないかと思う
例えば家族の協力を得て入取した場合や年金制限のある事業所に勤務した場合、事情により氏名を変えなければならなかった等々

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

コンピューターとの記録と紙台帳の記録の照合を至急行うことが重要と思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

限られた時間内でのオンライン処理修業で、充分なチェックが出来ていなかったと思われる。又、増大する年金相談業務の中で、同姓同名であって、その一人一人を本人と勘違いした事務処理等、安易に処理してはならないと指示されていたように思う。
本人の申立のみでは限界があり、将来的には問題になるのではと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談窓口、適用窓口では本人の申立を優先的に処理する。限られた時間でしていたと思うが、オンライン処理上の名寄せ修業を可能な限り実施していたらと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録事務を機械化するため、台帳を廃棄後廃棄として処分されたことは承知しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、昭和60年代は通算していたが、過去、年金台帳の記録事務に携わったことがないので、どのように処理したかはわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞報道によれば紙台帳全件についてコンピューター記録と照合するといわれていますが、疑重複記録が多数あると思われ確認は非常に困難であると思われます。
被保険者全員への予別訪問調査も有効と思いますが件数も多く大変な労力が必要と思われますので、市区町村(国民年金は限り)によっては市町村の協力が得られれば解決できる事案もあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録 特に紙記録については、被保険者の将来の年金額に係る事項であるので適正な処理に留意してきました。
市町村及び職員についてもその旨厳格な指導をしてきました。また市町村台帳との照合を定期的に実施してきたので社保台帳と市町村台帳との不突合は無いと思っています。
国民年金で二重複の処理も都度実施していたので未統合記録は裁定請求時に確認し解決できると認識していました。
問題の表面化は新聞報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の旧台帳から新台帳への切替業務については社会保険庁が示した処理要領では記録の管理が不充分と考え完全転記を実施しました。
上記により新台帳からオンラインシステムへの切替業務は円滑に処理できました(事故件数も少なかったと記憶しています)

反省点としては
① 国民年金の届出は本人の申し出であったこと
② 業務センターから定期的に記録の提供を受け紙台帳(市町村台帳も含む)照合すべきであったこと
③ オンラインシステムへの切替業務は時間をかけて実施すべきであったと思います。また業務センターのコンピューターの処理能力にも問題があったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中全く知らなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く知らなかった。
福岡県内ではなかったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無かったと考えているので、わからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の政策で解決されている？全、
別に人を入れて一定の期間照合する他にないと思う。
只一定期間内に終らない場合は
どこかの時点で~~年金記録~~による認定が
~~必要~~はないかと思う。
(例えば5年毎等？等にかけた上で)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は特に記録問題(おかしな実態に)~~全体~~の認識はない。多くの不安合の問題と相次を知ったのはあくまで新聞報道に出るようになってからである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から20年位前の事であり、正確な記憶はない。
現状来においてあくまで正確に納付した者が不利にならないように処理すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインの記録
市町村被保険者名簿
旧 国民年金台帳
} の照合を継続する
ことが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務局体制になった1年後に退職したが、そのような問題は認識していませんでした。
退職後（19年頃）と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職していたが事務所で照合作業などできるものは手伝いをしようと思っていた。
（厚生年金について）算定説明会等で算定基礎届は保険料を決めるだけでなく将来の給付・年金額で決定する基礎となることなど事業所において説明していた。
年金記録のオンライン化では、旧台帳からの登録作業で照合が不充分だったのかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・ありません。
・裁定請求書照会について、地方庁は、かかわりは、なかったのが、庁の業務にかかわる指導、指導もあったとは見えない。
・事務処理を、遅延なされと、本庁の対応を知りたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・入力ミスについては、私台帳(退職通知)と照合すればよい
・保険料の納めについては、事業主又は加入者の思い違いが多いと思う
・私の知るかぎり、報酬を遡及させることなり、又、事業主継続しているのを企業させることもなし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍は、百万の台。

・知ったのは、マスコミの発表で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎台の4000万件について、内容を知りたい。又、なぜ、この件数を訂正されないのか、早急りないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題としての記憶は薄い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金制度は長期にわたり、健全かつ安定的な制度として維持するためには個別的、具体的なデータに基づく個人の権利を重視して行くことと認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応するための体制づくりや担当職員の資質の向上を図ることが必要となるが、応対の仕方に十分認識しておく必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 当初小生の勤務先の直方社保、管内では炭坑が多く数多くの職人が多く、北九州等で偽名、偽住所を使って他の炭坑に勤務していたこと。また邦人でも借金等でその炭坑で働くことが出来なくて別人になって他の炭坑で働いていた事例がその度に厚生年金申請にいたこと。

従ってA人がB人とにてーである ことがあるがA=Bであるとの証明が大へんむつかしい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在のように土地道に進めて行くことが最良と思う。
多くの人の分が救える筈だが戦後帰郷時に厚生手当金を支給している筈なので別枠として除外しては如何

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 新聞の場合、必ず年金番号は一人一番与えることを担当者に説明したこと、「小金の神」のののの証明書
2. 個人情報会でも上記と同様
3. マスコミの年金記録についてのアオリと事業主、被保険者の「その時のこと」としてあまり深い心がなく年をとってアワてる有様[redacted]社保庁の一方的にズサン行政[redacted]だけではない。事業主、被保険者に責任の一半がある
4. この件を長妻氏がいなおまで全く気にしなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 取得時に氏名の「フリガナ」を付さなかったことが致命的である
2. 口座の場合 昭和36年発足から~~[redacted]和紙~~原則[redacted]の紙[redacted]弁護士で大へん大きな声で話すものがいるが納めたへと大声で叫というか預金か、和紙原則[redacted]ようにかかった心配あり
3. 小金としては全く法律、規則どおり執行したと自信をもっている
4. 台帳移行後事故リストとして照会されたリストはがき解[redacted]のにこんなになっていようとは驚きになる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長　(大分田) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1)の適用事業所名簿を社会保険事務所毎に再作製し、各被保険者に面接調査する。
(2)(1)の資料を参考に各適用事業所毎の被保険者名簿を再作製する。
以上は可能な限り早期に実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の記録は社会保険の最重要の財産であり、各記録の内容の真正オンライン化した時点で記録の再点検が組織の中に設置してスタートさせるべきであったと思われますが、今回知らされた年金記録の誤った事象については組織として知らされたことはなかったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問３）のとおりで問題認識に至ることがなく、事務所に於いて被保険者速報等の保存業がオンライン化と並行して重要視されなかったのは残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

諮問委員会の意見が単なる参考として決定されないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務通知書として保険料の収納率低下に力点を置いていたのではないかと思います。具体的には（社会保険事務所）事業所を保険料滞納まで督促し金をとっていたのは知っていました。後収課等納整理係の職員（担当者が処理していた。）（昭和57、58年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の年金受給資格期間を考えれば遡及金支払すべきではなかったと思います。その事が明らかにされれば被保険者期間も加算すべきだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている方策以外にOBとしては考えられることはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していた時には、年金記録問題は公表されておりませんでしたので、認識にいたる人でした。
この問題を知ったのは、公表されて初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

公表された以降、この問題解決においては大規模な人手が必要であることから、OBとして最善の協力をしたいと考えていました。
この問題の反省点は、もっと早くコンピュータ化を進め、年金記録管理を徹底すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞・テレビ等で報道された分が判るだけです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私事ながら大臣就任時代に問題化されて以降に認識しました。
仕入、仕入で記録の不統等は、以前から窓口にて相談対応はされてきました。
年金、給与書を証拠書として求めておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く認識はなく、個々の相談につきましては対応は行っておりました。
可能な限り情報を収集し調査していたと思います。
判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁　福岡県
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、国が行なっている処理対策を一年でも早く解決解消する為に未処理人数の特別増員を計れ、一日でも早く解決する事が、国民に対する国民の信頼回復への近道であると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中(平成4年迄)には、年金記録問題がこの様になるとは予想だにせず、正確に記録されたものと信じていた。年金記録問題が国会で取り上げられた事に対し信じられなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録が消えたとされる記録の解消回復等について、早急に問題の処理を行い、我々の年金不信不安を一刻も早く解決される事を願う。この記録問題に対処されている現役職員に対し感謝を表します。今後の年金制度の発展を願います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h.)その他(事務局)　医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知らなかったとは言え、年金記録管理の不備は制度への大きな不信を生じており、この解消には組織として全力をあげて記録の整備に取り組み信頼を回復していくしかありませんが、懸命に対応している職員には直接の責任はなく処遇上不安や不利益を受けたのは大変残念です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は第一線の窓口業務担当として適正な業務処理を心がけてまいりましたが、年金記録の問題が報道でお知らせされ初めて記録管理の不備を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでもお役に立てばと、昨年より有期で地元の社保でお手伝いしていますが、社保での対面式の記録整備は大変効果的と思います。

問題点、
記録整備後の年金再裁定者への支払に時間がかかり過ぎ制度不信をさらに高めている。
WMで旧台帳の閲覧に画面が小さく、又不鮮明なものとあり、システムの改良をして頂きたい。
(コンピューター未収録の旧台帳記録は変換収録するより、記録整備には現行の記録照会者へのWM閲覧による対面調査が有効と思われます)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、国が行なっている方策で解決出来ればと願っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

男女を問わず、個人の事情や個人の都合により、氏名を変えたり、生年月日を変えて就職している例は、今も昔もかなりあると思われます。
事業所から、取得届がそのまま社会保険に提出された場合、これらは別人となりますが、このようなケースは相当数あると思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

毎年、膨大な数の取得届が出されてきますので、事業所から出されてくる届書を信じて、対応してきたと思います。
現在、どのような事務処理のしかたをしているか、承知していませんが、何か効率のよいチェックの方法があればと願っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 (e.)事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙の事象以外は知りません。

脱退手当金について当時の会社が請求を行うケースがあり退職金として本人へお払った方のではないか

・記録として、旧台帳の裏面(下欄)に脱退金額・支給年月日を記載し、被保険者名簿の本人の備考欄に(脱)の表示をした事を記憶している

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚労省が国家プロジェクトとして示している方策を実行して一人でも多く受給者を増やす努めていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録は本人の裁定請求時に整理すればよいと言われていたので その様にとりおこなっていた。

○国会で取り上げられ全国的にこの様な事象がある事を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○オンライン上のつみき等多数の事故リストの処理が的確に行われていなかった点ではないか。

○基礎年金番号導入に際し当初から具体的でかつ実行性のある対応がとれていなかった事。特に未回答者(年金に対して無成心)に対しての対策が全く講じられず疎かにされていた事。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りませんでした

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今のところありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・マスコミの報道で5000万件の消された記録問題を知った。
・本庁もこれまでの調査分(問題点)をマスコミに積極的に公表すべき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・過去の入力時の照合・突合チェック体制の不備
(45~47年当時のエルコウタイプライターの入力結果のチェック不備)
市町村からの記録を事務所でエルコウタイプライターに変更し進達していた
・厚生年金記録の本庁へ進達後の本庁の入力時の照合・突合チェック体制不備
(63年以前分)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③　No.1

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。(厚生年金保険事務しか従事していないのでその分のみ)

1. 昭和50年代位迄は、世間一般、特に中小零細企業の経営者、勤務されていた方々は、「年金」に対する意識、関心はあまり高くなく給与支払において保険料控除、されるのが嫌で少しでも手取額が多いほうが良いと言う人が数多くおられ、毎年会計検査院の実地検査において「資格取得漏れ」が指摘されていたにも拘らず(年金局)社会保険庁は効果的な対策を実施していないと感じていた。
又、社会的背景、として雇用関係についても、一般的に曖昧な点もあって"資格取得届"に関して、年金記録、氏名等に対する確認についても、社保事務所窓口では困難であり、提出された書類そのまま記録進達していた。(年金番号生年月日訂正・氏名訂正・重複取消届等が大量にその後提出されていた)
2. 年金手帳になる以前、被保険者証(カード型式)の裏面には「お一人一生一番号です」の字句が有ったと記憶しています。
「年金記録漏れ」は皆様方ある筈ですが、順守された方は現在のようにコンピュータ、IT化されておらずいわばその時代に合せて最良の方法で(不完全、不備なところもあったと思われますが)その当時の職員として一生懸命業務に従事してきたつもりです。一言申し上げます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の問題点等多々あったと思いますが、あまりにも時間の経過がありすぎて根本的、全面的な解決は難しいのではないかと思われます。
「年金記録漏れ」となっている「記録」について再度照会して頂きたいと思います。
① 氏名の読み方、生年月日の近い方
② 会社名、所在地、
上記の資格期間に
③ 被保険者資格期間が上記期間又は前後に近い資格期間が空白となっている方(記録が欠如)を対象として本人又は家族の方へ照会する方法も考慮して頂けたらと思います。
(現在、実施されている年金特別便、年金定期便では確認が難しいのでないかと思います)

40-225

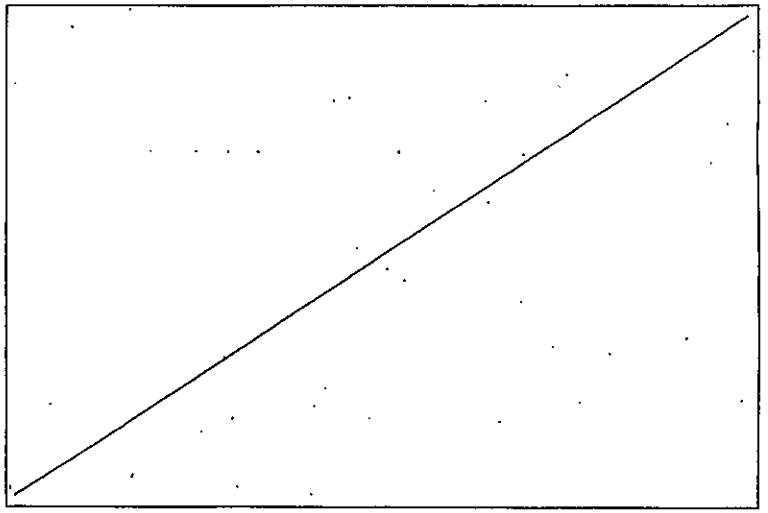
回答票③ No.2

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険制度の加入については、企業毎(会社事業所単位)で加入となっており、会社名は「法人登記簿」の社名となっているしかし、会社によっては「○○会」の正式名称でありながら、従業員の方は通常使用されている会社名しか覚えていないという方も多かったと思います。
特に医療機関やサービス業、の業種が多かったと思います例えば「医療機関「○○会」で社保事務所へ法人登録登記名で適用を受けているが、従業員の方は「○○病院」としか覚えていない等あったと記憶しています。
又、本人は勤務先の会社名を覚えていても、雇用の実態は子会社、関連会社であったり下請会社という場合もあり、本人から詳細な聞取り調査を行わなければならない必要なケースもあるのではないかと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保事務所において、「年金記録」(厚保も含む)について、その都度業務センターへ送達していたが、毎年大量の「事故リスト」による照会があり、事務所では、その処理に対して事業所等へ文書照会、電話照会を行って適正な処理に対応してきた。
平成8年度「基礎年金番号」導入時、事務所の適用課長として年金記録を業務センターへ送達したが、あまりにも短期間に膨大な記録を処理して送達しなければならなかったが事務所として出来る事はやったと感じている。
しかし、上記のとおり事務所は精一杯頑張ったと考えているが業務センターにおいても、これらを適正に処理されているものと信じて疑わなかったが、しかし、メディアによる報道では社保事務所がデタラメ、いい加減な処理をしてきたとの報道であり全く心外である、5千万件もの記録漏れがあるなど事務所に勤務した者であれば到底信じられない内容である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点については報道されている内容点(機関委任事務、三層構造、労働組合等)であると思います。元職員として、現在の職員の方、国民の皆様に関係する方々へ率直にお詫び申し上げます。
しかし、全体的な再検証も必要ではないかと思います。
報道されております検証結果ではなく、具体的個々別の実例等を望みます
年金制度の運営についての組織、年金局、社会保険庁、業務センター、機関委任事務体制、社保事務所、計画立案、事業実施、予算に関する事、予算執行経費具体的な事務処理作業、をどうやっていたのか多方面からの検討、検証を行い内容点の整理のうえ明らかにして欲しい、又、その結果を国民に正確に公表して頂きたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに報道されている新聞やテレビなどの内容を知っているだけです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録については請求者が過去の勤務状況等詳細に申し出をしてもらい、その内容を確認するという取り扱いに疑問はありませんでした。

統合されていない括弧主のわからない記録が大量にあること等は今回の報道があるまで知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入時点で記録整備のとりくみをすべきであったと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

強制適用事業所であっても、企業が適用申請を行なっていない場合或いは適用事業所になった年月日が被保険者であった者の中止の被保険者期間後であった場合、若しくは適用申請時の事業所の名称が法人登記法上の名称でなく通称の名称で届出でされたケースもあり裁定請求書中の履歴中立期の事業所名等には特に留意が必要

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請求書中の記入を正確に記入することは勿論、勤務していた当時の仲間、社長、同僚等により内容が判明したケースもありました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年収リスト」の完全処理に尽きると思う
地方の記録を高井戸業務課に移管しコンピューターによる「オンライン化」が計られた
移管の方法として紙台帳、写真撮影したフイルムによる移管であったと記憶している。
移管した記録に不備(生年月日相違、手帳番号相違、二重払出、資格喪失等)があるものは「年収リスト」として地方に回答を求められるが火災による焼失、水害による判読不能等により「調査不能」と回答しても当然「再調査」ということで国照会が後を絶たず、極力被保険者の有利になるよう処理したがどうしても完全な解答ができないものが散見された(ﾊﾞﾌﾞﾙ～ﾘｰﾏﾝ年頃)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

比較的大手企業は厚生課等で社会保険事務所と同程度の資格記録台帳を所持しているケースもあり確認できたものもあったが全体として「年収リスト」の処理について徹底した検討を加え調査確認が不能なものについて一定基準を設け処理し、調査不能者をなくすべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、解決のため、第三者委員会において、事例の把握がなされていないものと、分析しながら、最終的には政治判断での解決を図ることを望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、年金記録問題を課題とした ことは ありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、過去にあった問題点を洗い出し、全職員に問題点を徹底して知らしめ、再びこの様なことを起こさないよう教育すべきだと思う。

私はこの点を痛感しております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金番号の重複取得届は多く処理していました。
②全製争業所の表示名称について若干遡及していたかも知れない。
③滞納事業所については、2年の時効処理、帳役を処理していた都かある。（徴収課に配置されてから）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①滞納が多くては、本来とれず足を運んび徴収対応をしていた。若部とお多以外はんどしなかった。
※若部とお多の住所、患者など、将来の年金支払に影響する等の事と、身近に感じるような教育指導が足りなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・事業主よりの厚生年金提出(資格取得届)で氏名を正式な名前でなく通称名にて提出されていたこと(記憶がはっきりしません)

・生年月日のいつわり(採用に年令制限があったため)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・社保険庁よりの申出がないかぎり無理と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○長期間の問題であり適切に管理されていると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金を担当していた。
被保険者に対し発送した郵便物が「住所不明」や「転出先不明」で返送され、市町村の住民票でも住所が確認できない者は「不在被保険者」として整理した。
不在被保険者とした場合、台帳は別保管し、住所が判明しないかぎり年金に関するすべての情報や指導は行っていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全被保険者の名寄せにより解決していると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給権に関する記録なので間違いがあってならないと思って仕事をしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現年度は、市町村で管理し住民の実情に合った指導や納付勧奨等が行われていた。
- 過年度分は、社会保険事務所に引き継ぎ、２年間にわたり納付書の発送や年金制度の周知を行っていた。
- 市町村と合同で出張集合徴収、年金相談等を開設していた。
- 市町村で年４回程度、社会保険事務所で年に４回～５回、納付勧奨を行っていたが、未納被保険者は国民年金制度に無関心が大半であった。
- 今、国が言っている２年以下の未納期間は無条件で納付とするのは、まじめに納付した被保険者に対し問題があり反対です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的な情報以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金記録問題は、時間がかかっても処理すべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題は、老後の所得保障にかかる大事な事ですから、決して疎かにすべきではないと考えて、おりました。

・年金問題を知ったのは、退職後、テレビ、新聞等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録に誤りがあったとすれば、年金記録台帳からコンピューターに入録する~~事~~時点で、もっと慎重にすべきであったと、思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

年金記録問題に関する調査について　４０－２３４
回答票３・４

年金記録は、被保険者が将来年金受給資格を満たす事が出来るか。その年金額計算の基礎となる大切なものと認識していた。
市町村が保管する台帳と、社保が保管している台帳の記録が相違することは考えられない、同一でなくてはならない。
そこで、毎年７～９月頃市町村台帳と社保台帳の読み合せをした。
ここで不突合となった件について、被保険者手帳印し貼付台紙に遡って確認、修正処理した。

未納者に対して納付干渉をした時に次のような事があった。

・夫婦で国年に加入、夫は完納、妻は未納
家計は妻が握っていた、当時苦しかったので夫の分のみ支払った、妻の分は後日払うつもりでいたが忘れて納付期限を過ぎ一括納付も多額で納付できない。

・女性は、ｻﾗﾘｰﾏﾝの男性複数と結婚・離婚を繰り返し、一人住まい。
国年の取得・喪失届もせず未納。男性の居場所も判からず年金期間の確認が出来ない。人生のいやな部分（ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ）を見せたくない為か証そうとしなかった。

・過去複数会社に勤め無届退職・転職先を知られたくない為か、次の会社に異名で入社。これを繰り返したため被保険者期間の確認が出来ない者が多数いた。

以上の事例は一部で、他に多くの事例があったと思う。このような事が庁に取り上げられ、後に数回特例納付の救済処置も出来た、その都度周知の為、市町村、公民館単位の説明会や、直接該当者に対し戸別訪問による説明、広報を展開した事を思い出す。高齢になり記憶も薄れているが。現在マスコミ等で取り上げられている社会保険の職員は血も涙もないと云われ残念である。
結果的に、被保険者や年金受給者の皆様に大変なご迷惑をお掛けしていること、又、後輩にそのつけを回すことになり申し訳なく思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当庁お客様が納得の出来る方策を考えなければいけない。~~早急に~~
現役の皆様方が責任を出し合ってこの難問を解決していただきたい。よろしくお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、この様な問題が発展するとは全く予見していかもし。記録事態が完全に機械的に収録されているものと思っていた。地方には紙の台帳が保管されているので問題になる事はない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械でオンライン化の管理が早く実施されていれば記録管理は実現されていたのではと思っています。今後の対策としてはねんきん特別便にて照会し年金記録が異なって地道に地方へ照会し記録を取寄せ復元していくしか方法はないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民に対する信頼回復のため、年金特別便等を通じて徹底的に調査し、被保険者や年金受給者に対し納得の行く説明を行う必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に年金の記録について問題があるとは思っておりませんでした。
記録問題が国会等で取り上げられるようになって、初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題全般に関して現職の職員が解決に向けて、懸命な努力を重ねている中私達OBで何か出来ることがあれば積極的に対応して行きたいと思っています。

年金記録を電算化する時点で本庁と地方庁との間での打合せが不充分だったため、お互いの認識不足があったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i).事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

永年の業務の中で蓄積したものであるので一朝一夕に解決するものではないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別な問題意識はなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

キッカリと記録管理をしてこなかった点が最も大きいと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題では過去の社会背景を考慮に入れるべきではなかったかと思います。職員が記録の管理を一部十分に行わなかった事も事実と思いますが、紙とペンで記録の処理を行っていた時代、事業所及び被保険者から虚偽や過誤の届出も随分あった事も事実です。
調査等や会社担当からの過誤が判明したことによる訂正届を相当件数処理した経験があります。
事業所等からの届出が全て真正であったとの前提では、年金記録問題の全てを解決できるとは思えません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在することを知ったのは、年金記録問題が発表された時です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の方針に従って問題の解決に当りました。
現場の声が反映されなかったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代に送付されて来ていた未収リストを止めた為に年金記録の照合がされなかったのではないでしょうか。その為に多くの記録不整合が発生したと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙記録との突照合を行なう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事例以外は具体的事例は思いつかない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金等の旧台帳記録を正確に判断しオンラインに収録していくことや、未統合の年金番号を基礎年金に登録する。
統合後、名簿等の記載内容を正確に判断できる業務経験のある者で行う必要があるのではないでしょうか。本来業務として未経験者では正確な作業や迅速な作業は困難と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者が複数の手帳番号を取得していたことは年金の裁定請求時に多数見受けられ、その時点で年金番号が統合され記録整備されていた。オンラインに収録されていない記録が大量にあるとは認識していなかった。
この問題については、公表されてから詳細を知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の事務許対応では年金番号統合による記録整備推進として適正事務に対する協力依頼を徹底し理解と協力を求めた。
年金記録対応窓口の担当者を業務経験の豊富な職員にて行い正確な処理に努めた。
反省点、
オンライン導入時や基礎年金番号導入時に、年金番号の重複調査を徹底し記録整備図るべきであった。
年金は長期にわたり管理が必要なものである、運転免許証のような一人一番とすべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現場での実務経験が少なく、年金記録に関わる業務の経験がなく、これだけ大量の年金記録が中に埋もれていることを知ったのは新聞テレビ等のマスコミの報道で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に大問題となってから初めて知ったので、その時点で個人が何かできるレベルの問題では、ありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いまだに未統合の年金記録(旧台帳を含む)については、本人が死亡されていたり、本人の記憶になり記録も相当数含まれていると思われるので、既に一部の市で実施されていますが、自治体の協力を得て地域の実情をよく知っている職員等による人海戦術の方法がベストと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人が複数の年金手帳(番号)をもっている(発行された)ことは知っていたが、年金請求時に統合されていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題については、職員一丸となり問題解決への強い意識をもって、毎日数百人のお客様に対応していました。また、今思えば、平成9年の基礎年金番号が導入された時に、職員はその主旨を十分認識すべきであったし、国民の皆様へキチンと理解してもらうための広報を徹底すべきであったと思います。

基礎年金導入以前は、転職による資格取得する人の年金手帳を給与しているときは、健康保険証と1日でも早く交付する為、年金手帳番号は新しく払出していた経過があります。ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金定期便・特別便等で個別にお知らせすることは、必要だと思う。

・事業主の協力、被保険者の理解を深める、何らかの方策も必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○未統合の記録や未整備の記録については、それまでは個別に対応していた。短期間ですべての統合が終了するはずもないので、機会ととらえ、統合、整備し、最終的には年金裁定請求時に確認されると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○対応については、お客様への丁寧な説明と、法令に基づき、正しく訂正すべきものは訂正してきた。

○反省点としては、将来このような、もろもろの問題が生じる~~も~~であろうとの想定が不足していた。またそれらの対応について、組織全体の統一したマニュアルが不充分であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-04

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に具体的に教示することはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の年金記録でありますから地地道にねんきん特別便で確認していく他ないのではないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳方式、新帳票方式と経験しましたが地方庁として得喪関係書類は進達もし、不備返戻があれば補正し、確実に再進達をしており、このような問題が発生するとは考えてもみないことであり、退職後週刊誌等で問題の存在を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の認識はなかったので何等対応はしていないと思います。
古い記録は地方庁から本庁へ確実に進達していたと認識しておりますので、本庁での記録管理に問題があったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-05

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

制度発足時の台帳は紙質が悪く破損や火災による汚れが著しく完全な保存が出来ていない為 昭和30年頃 マイクロフィルム化して保存した(旧台帳)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

発足時は外口人名(ただ難口人)の名が多く氏名や生年月日が正確でなかったと思われるので100%この実合は困難と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に年金記録について問題はなかった
オンライン化により確実な処理がされていると思っていた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインの入力時の点検が充分でなかったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-06

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年 社会保険事務所で業務課を担当した。
厚生年金被保険者が記号番号を複数所持していた者が多く、
重複整理の処理も多く見られた。
もし、これらの者が年金手帳(被保険者証)を手許に持たない場合は記録の統合が出来ない懸念があった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課から送付されてくる事故リストにより補正に努める一方、社会保険事務説明会等でこれらの事象を事業所に訴え問題提起した。
未統合の原因は種々あるだろうが、重複問題が大半ではと推測すると、被保険者等への広報不足の証ではないかが反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事象以外には
思い当たらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最終的には一律ゼロ処理していくことしか
ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金に係わっていたが、業務外に転記進達し、
年改リスト又は処理後再進達していたので、
この様な未統合の記録が有るとは思いもしていなかった
記録問題が公表されて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の被保険者台帳の更新、市町村の
台帳の更新なしの事務処理をしてましたが、
更新するたびに誤りが発見される一方で
新たな誤り（転記ミス等）が有ったのでは……

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている方策により、なお強く「持ち主探し」を進めていただきたい。
反面、報道されている、政治的な記録訂正方法(例えば、ある年に、数カ月の未納期間があるのみの場合、本人の申し立てにより納付とみなす)は、業務に真面目に取り組んだ地方(市町村を含め)の職員からすれば、公正でない面があるという感がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁においては、「取扱準則」に基づく事務処理が求められることから、恣意的な処理をしない限り問題となることはないと認識していた。また、「取扱準則」の内容に問題はないと認識していた。
そのため、なぜこれ程多くの記録不備が出現したのか不思議である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度上、届出主義であったこと、裁定請求時に記録統合が可能であるという考えがあったのではないかと思われる。
なお、社保庁の業務監察においても、現在問題となっている記録欄についての取り下げた監察はなかったと記憶している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年1回市町村備付けの名簿と社保の台帳を必ず突合していた。
その時どうしても突合しないのがあった。特に転入者とか俸喪をくり返した被保険が多かった。調査を必ず行ったが判明しないものもあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

転出先の市町村に文書照会を行っていたが、回答なしもあった。被保険者本人の聴取を行う事が必要であったが、本人が応じない場合が多く、最後までつめきらないケースもあった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題は存在するものとの認識はあったが、年金請求時点で本人に確認する事ができるのでほとんどが解決できると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は最善を尽くして業務を行っていた。社保庁は、依頼のやり方にあまり賛同はしていなかった。経費がかかり過ぎるのと、請求主義で解決おと訪れていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されたこと以外は分かりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本件に関する内容がどの様なものか周知していないため考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は進歩し改善されてゆくものと思い問題認識はありませんでした。
また、2ヘ4年前の新聞報道等で問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届書、入力等のダブルチェックしかないと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に粘り強く、納得頂と突合するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、この年金記録問題が表面化したことに、そのような事実があるのかとただ驚くだけでした。日常業務では、しっかり仕事した自負があります。
この問題を知ったのは退職間際の頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これらの事実があることを知った以上、退職者も現職者も、みんなの組織の中で行ったことなので、協力して問題解決に当たる必要があると思っています。
現に年金記録整備事務に支援として行動を起こしました。
反省点として、国民の貴重な財産の大切な年金記録の扱いがただ単なる事務処理としか認識されず、丁寧に扱ってなかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-13

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じてない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入時に慎重に取組むべきではなかったのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

収録されていない旧台帳の記録をコンピュータの本人記録に正確に記入すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は、将来の給付につながるので事務処理を誤りのないよう常に正確にそして迅速に処理することとしていた
問題の存在は、公表されるまでは知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確に事務処理を行っていました。なお一日も早く問題を処理しなければならないと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、解決に向け進めてきている方針に沿って、予算をかけ、作業期間を定め実施していく以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入者の信頼を失墜させる大問題と思いました。
また、問題を知ったのは、公表された頃と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の方針に基づき、加入者の信頼を回復するために、身をこにして作業にあたろうと思いました。
又、オンライン導入時や基礎年金番号導入時に徹底した記録整理を行ってこなかったことが反省点としてあげられると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに報道されているとおり 2年間で全件突合するしか解決策はないと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故記録（リスト）・疑重複記録の処理については、その解決に向けて努力してきたと思います。
5000万件もの未統合記録が存在するなんて、大きく問題になるまで知りませんでした（退職した後）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

"基礎年金番号に統一された時に徹底的に
名寄統合をしておけばよかった"と思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 総務課長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な解決策はむつかしいと答える。

(別途被情報述を検討してもらうしかないのではないか。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、国会、マスコミ等で報道された時期

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

度重なる制度改正、記録・システム変更等によるチェック体制が充分でなかった点が大きな一面であると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金請求者及び請求が間近い者に対して一件一件ていねいに調査していくしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所調査の際、被保険者記録と事業所側との相違が相当みられた。
(取得年月日、報酬月の届出等)
また、雇用保険は加入させているが社会保険には加入させていない事例が相当あった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として毎年1回は全事業所の調査を行うこと。
また、事務処理を適正に行っていくしかないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の年金記録問題が出てきた時に始めて知った。
以前から厚生年金番号の重複をしている人が多く重複整理をする事が多かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所の指導をする事が必要である。採用時に厚生年金を取得した事があったかどうかの確認がまだできてない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上の記録切替時に氏名・生年月日の相違により疑重複が発生し、調査が不十分で未処理となっていた。裁定時に本人の職歴と記録のチェックを確実に実施すべき。転職のたびに年金番号をそれぞれ払い出したケースが多かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

疑重複の記録については、氏名変更の有無、生年月日誤りがないか調査に取り組んだ。

国民年金の記録については、市町村台帳と社保台帳との突合を定期的に行い記録誤り、もれに対応していたが、

オンライン上の記録に紙台帳から切り替え時に記録誤りが発生している。当時の作業が賃金職員等を臨時的に雇用して対応したことから十分な対応ができなかった点は反省点と思う。

ご協力、ありがとうございました。

41-22

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上の記録切替時に氏名・生年月日の相違により疑似重複が発生し、調査が不十分で未処理となっていた。　裁定時に本人の職歴と記録のチェックを確実に実施すべき。　転職のたびに年金番号をそれぞれ払い出したケースが多かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

疑似重複の記録については、氏名変更の有無、生年月日誤りがないか調査に取り組んだ。

国民年金の記録については、市町村台帳と社保台帳との突合を定期的に行い記録誤り、もれに対応していたか。

オンライン上の記録に紙台帳から切り替え時に記録誤りが発生している。当時の作業が膨大な作業等を臨時的に雇用して対応したことから十分な対応ができなかった点は反省点と思う。

ご協力、ありがとうございました。

41-22

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上の記録切替時に氏名、生年月日の相違により疑重複が発生し、調査が不十分で未処理となっていた。我走時に本人の職歴と記録のチェックを確実に実施すべき。転職のたびに年金番号をそれぞれ払い出したケースが多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

疑重複の記録については、氏名変更の有無、生年月日誤りがないか調査に取り組んだ。

国民年金の記録については、市町村台帳と社保台帳との突合を定期的に行い記録誤り、もれに対応していたか。

オンライン上の記録と紙台帳から切り替え時に記録誤りが発生している。当時の作業が質含取扱等を臨時的に雇用して対応したことから十分な対応ができなかった点は反省点と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別な事案は承知にていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事実に基き適正に補正(修正)する事
但し人間の記憶には限界がありますし
申出内容のみでの修正は疑問がありま
す。確認できる資料優先で処理すべき
と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の事務処理は適正に執行していたと認識しています。年金問題が発生したと新聞等で報道されて知る事により、事実であれば誠に残念です。一部の職員の行為が多数の職員の信望を失墜させたと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

我々の現職時代は適正な処理を信じているため特別な措置は考えていなかった。反省点としては特にないが係る事実があるとするならば記録保管の点検システムの欠如と考えること。また、事務処理の民間への外注作業後の事後点検あり方が欠如してるのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退転時だと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当県は、最盛時には70社山以上あったと言われます。その資格得喪は、激しく偽名もあったとも言われ、納付額の作成・保管・届出内容のチェック等おろそかにはったのではと思われます。
転退の研修等、資質の向上に配慮する必要であったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

41-25

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

※昨年度実施されました〔ねんさん特別便〕が最良だと思います。
※恒上的には、今も取扱っていると思いますが報酬月額算定基礎届調査時及び資格取得喪失時チェックを強化する。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の記録について，問題認識はなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録 5千万件、
厚生年金・船員保険の旧台帳 1466万件の中に
コンピュータに収録されていない記録については早急
に整理すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を認識したのは、平成17年6月末頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成17年7月に、OB会員近16名で、各社会保険事務所の窓口相談に出る。
平成20年12月～21年3月まで、OB会員の有志による年金記録の照合事務に出る。
平成9年1月に交付された基礎年金番号の時点で、統合確認が出来ていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本庁業務センターでの事務処理状況が判らないので返答のしようがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には　このような年金記録問題など生じていない。
新聞、テレビ等による報道がなされ始めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方からは、記録を進達するだけであり、本庁業務センターでどのような事務処理がなされていたか判らないが、多量の事務処理のため入力ミス等があったのではないかと想像している。
標準報酬月の改ざん等が問題になっているが、そのような事実がほんとうにあったのかと驚いている。
資格取得の時期には、市町村の公民館等に事業所を呼出し保険料控除の照合を行い標準報酬が正しく届出されているか確認調査も行っていたものである。
また、収納率を上げるためには、滞納事業所には頻繁に足を運び督促、強制執行等も行い保険料徴収に努力したものである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-30

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている問題以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

滋賀県の元社会保険職員が組織ぐるみの犯罪と言われているが、他の地区では、毎月々で答えたとおりの処理をしており、しいて言えば"予からばくられる事故リスト処理で誤った報告をしているものがあるかもわかりませんが、それは問題になるようなものではないと思われるので、個別で処理すれば除外できる件も大いので、解決期間も短くなるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金問題が存在するとは
思っていませんでした。
退職後、国会、新聞等の報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当県では月変になる報酬引き下げが事業所より提出された時は、理由書を添付してもらい処理しており、喪失についても、職権喪失させた記憶もなく聞いたこともなかったので問題認識はありませんでした。
しいて反省点を挙げるなら、昭和34年当時台帳移管した後、社会保険庁と地方が年金記録の共有してなかったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は当時は正確に記入されていた。（S.44年ごろ）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳がオンラインに乗り、その後の状況は今の私では了解不明です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る、紙台記録について次のとおりに回答しました 市町村 厚生年金保険の被保険者期間の記録に関する申立書 この用紙は、申立者へ交付・突き合わせ 当該 各種の年金の裁定を行い、毎年6月に全市町村の末端となった すべての者に対し、市町村名簿と突合し、北区から本人あて送付 異動時直近 また、未統合記録の調査等を行と、突合書類を市役場、出先、 に関わらず行い、基礎年金番号カードに記入し、原則、 なお、記録の整合性を図るため、全市町村名簿と年金台帳の突 合を3年に1回以上行い、重点時においても適宜に回答 要望など 資格・納付記録差違、疑義のある案件については、緊急事案 リスト、突合等作リストにより照合あり、訂正処理し報告 以上のように、納付記録の正確性については、常を目い取り組ん でいたので、問題発生は認識していなかった。 マスコミ報道により存在知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(後段)
裁定請求・相談業務等除き、記録選びのスタートのランナーがゴールまで直走すること(二重・三重処理をしない。

(相過発生はほぼ全国一率でしょうか。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-33

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職してから40数年を経過しましたし、又30の年に脳疾患を患ってから記憶が、うすれていて、どうお答えしたらよいかわかりません。
この様な問題があるということは、当時の職員の努力が足りなかったからと、考えるより外はないものと思います。私達は精一杯努力してまったつもりですが、結果として、ご迷惑をお掛けすることになり、誠に申訳なく思っています。
記憶がうすれこんで、回答になりませんが、よろしくお願いください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) 国民年金課 主幹 *平成11年度までは各都道府県保険課 (国民年金課) e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変な作業ですが一人一人照合確認するしかないと思います。

年金の記載(特に申告主に対する正確な届書の重要性)

氏名訂正
生年月日訂正
重複取消届
資格取得の年月日の訂正

多かった方から

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

訂正届：庁から送付される年数リストの多さがあった。
オンラインが本格的にはった時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳照合 他県への照会 年金庁への問合せにより
正確な記録の把握に努めた

年金に対する年金(被保険者)の理解不足があったと思われ
もっと広報に力に入れ理解を深めるべきだった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・知りません(現在の事象以外は知りません)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・プロジェクトチームを作成し、至急に対応する。
・進捗について毎日報告を受け、進捗管理を確実に行なう

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

、地方の現場では、業務遂行にいそがしかった。

、マスコミ報道で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

、加入者の大事な年金記録の対応に配慮が欠けていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者台帳は、年金番号だけで確認していたため、手書の分で数字の記載が誤っていたら、別人となり(年金番号)統合出来なかった[illegible]と思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインになり番号と氏名を確認できるため解決済と思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成６年４月１日付で退職

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成６年４月１日付で退職

ご協力、ありがとうございました。

（質問　１）の回答

未納保険料徴収、あるいは加入勧奨の際、保険料を納めない理由について＜私は個人年金を掛けているから国民年金は払わない＞＜加入しない＞等々の押し問答が多々あったまた、未納保険料徴収については、未納者個人別の復命カードがありましたが、保管されてあれば確認できると思われる。

当時、私はこのような理由で、保険料を納付しないような人、については、その旨を「公」の文書に残し、記名、捺印をしたらどうかとの打ち合わせもおこなったお記憶があります、しかし法律上そこまでは、できないだろうということで断念。

（質問　2）の回答

記録問題に関する確認作業については基本的にはこれまでの対応で行くしかないと思います。しかし負けっぱなしでは私はくやしいです。

当初発表された25万件の記録ミス、とんでもない数字だと思います、社会保険の職員の仲間が一生懸命仕事をし、頑張ってきた成果がこれだとは思いません。

納めているが未納になっている者、その他記載漏れがあった者については、十分調査し修正を行いながら処理すべきですが。＜年金は納めない＞＜加入しない＞＜加入していることは知らなかった＞＜云ってもらえれば納めていたのに＞などあたかも正当性を世間一般に吹聴し救済を受ける便乗組が必ずいるとおもいます。

また、社会保険庁、社会保険事務所等の名前が先行し、委任事務とはいえ、第一線で収納事務（検認）をおこなった市町村の責任は社会保険事務所の記録ミスばかりではなく、市町村のミスも相当数あると思います。

収納事務を含む事務処理の流れを国民に知らせると同時に、市町村にも調査をお願いしたらどうかと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) (i.事務所長) j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

41-37

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで、問題となった以外に特に思いあたる事柄は、特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、問題となった以外に特に思いあたる事柄は、特にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年「社会保険業務の新しい事務処理方式の実施」に伴って国民年金被保険者台帳が処分されたが、オンライン記録との不突合があることは、認識していた。　老齢年金等の裁定時に突合、整理すれば問題ないと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度発足時よりの国民年金保険料還付整理法・現金納付の市町村連絡表(控)は、保管しておくよう引継ぎを行った。

スペースの問題があったが、国民年金被保険者台帳は、すべて保管すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の責任として判断すべき問題ですが経費も相当額にのぼると思われ手段については一一分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特に認識していませんでした。

・一昨年頃からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は原票方式で手作業の事務処理のため困難があったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

41-39

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の責任として判断すべき問題ですが経費も相当額にのぼると思われ手段については一一分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特に認識していませんでした。

・一昨年頃からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は原票方式で手作業の事務処理のため困難があったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳から新台帳（システム）切り換えの頃からの
（ミスがあったのではないか。？
在職者や国民が年金制度に対する関心が現在のように高まってくると思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民の信頼を得るためにも記録問題を明確に調査が必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く、知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とにかく、誠意をもって個別訪問することです。絶対!!道はつけます。
又、あらゆる会合で説明をすることです。退職者を、利用することです。大変役に立つと思います。
事ムカで…ナマナマやっていては、絶対駄目です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ごく最近のことです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故の多い県をてっていてきに調査することです。
厚生労働省は、適当しすぎです。社庁もそうです。
明るい未来がまっています!!

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は退仕後の数ヶ月の記憶もさだかでありませんが
当事は質の3に記すのとおり、法令通達は従えば問題
無いと思っておりました。
年金記録の問題の件数の多いことについてはそうぞうにも余る
ものでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金は受給要件が被保険者期間であるので
届出時点の被保険者証(記号番号)を確実にして
重複発行をさける。
国民年金は保険料納付期間が給付要件であるので
台帳の記録と収納額とを符合する作業を行う
以前検認報告と印紙売捌額の符合を指導したことが
ある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質1に記載のとおり当時は法令通達に従って忠実に実施していたと思っているので、本件に於いて(私の事)あまりさいなことありません。
このような事態が起つたことは国会での長妻議員の質問及び新聞等で始めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の認識低かつたことが最大の原因と思う。
健保と比べ年金は長年に亘って保険料を納めて給付を受けるので官民共被保険者、事業主の認識が薄かつたと思う、従つて転場する毎に被保険者証を提出(出)しない(旧番号を届出しない)者がいることが多いこれ等の人々が別の人格として扱われるの紛らわしさ。
健保は保証証の更新があるが厚生年金は被保険の更新なり確認が行なわれていない…(制度として)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して2.5年を経過していますが、在職中は忠実に職務の遂行に努めましたし、不正な事務処理にはやっていませんし、そのような事実も知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は年金制度も理解し協力的な人々は極めて少なかったと思います。年金が支給されるは期にきって、老々と申立てしている徒輩は勝手で横着者と思います。確たる証拠もなくは勝に便乗し臆面もなく申立てしても、取上げることはないと思います。問題は払つける外はないと思っています

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 年金記録については適正に処理されていたと確信しています。不適正な処理について問題が生じた事例はありませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について特に問題意識を持ったことはありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して２５年を経過していますが、在職中は忠実に職務の遂行に努めました、不正な事務処理にやっていません、そのような事実も知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は年金制度を理解し協力的な人々は極めて少なかったと思います。年金が支給される時期になって、色々と申立てしている従業は自勝手で横着者と思います、確たる証拠もなくは勝に便乗し膨面もなく申立てしても、取上げることはないと思います 断固はねつける外はないと思っています

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 年金記録については適正に処理されていたと確信しています、不適正な処理について問題が生じた事例はありませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について 特に問題意識を持ったことはありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、具体的な方策について申し上げることは有りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各報道等により承知したものであります

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では報道等のような事例は、年金制度に携った者として国民の皆様方に申し訳ないと思っています

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において、具体的な方策について申し上げることは有りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各報道等により承知したものであります

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では報道等のような事例は、年金制度に携った者として国民の皆様方に申し訳ないと思っています

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◎ 退職者
所属	◎ 本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後相当年数を経過しており、具体的策につき、申し述べるほどの特別の意見はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、今回の問題に対する認識はなかった。
国会の審議、新聞報道等にて承知した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度に対する国民の信頼を失したことに対し
誠に残念に思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○　退職者
所属	本庁　○　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の方策は考えありません。

1、家族からの情報

2、市町村の協力

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

電算処理の時期(昭和40年頃)前は、紙台帳(カード)による手作業処理を実施していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

電算処理の実施で、不突合の事項があれば照会があり、調査して解答したと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 [redacted] j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

2年7月より、アルツハイマー型認知症へのお薬ご協力、ありがとうございました。
というコトで 入院しておりますので 分かりません。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

是非公表してくれ、国民年金創生期に苦労した大先輩に対して報告しないと公表するとか何んとかお前達は馬鹿じゃないのと何にを思いとっているのか新聞に大きく公表してくれお前達は笑われ

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

るだけだ、こんな役所に何十年も勤めたことを今ほど後悔したこともない、涙も出ない

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

(是非社会保険庁に出して下さい)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、この問題につきましては、問題視することは無く、後日、新聞に掲載されてこの問題が存在することを知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

入力を再検討

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

//

後日新聞等で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問2)に同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録の未統合があるということを、初めて知り驚きました。あってはならないことです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

やはり、本人に履歴をお願いして再調査をすることでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後を支える大切な記録であるので、
正確な記録でなければならないと思っています。
在職中は記録もれはないものと思っていました。
退職後の年金記録の突合に参加して
記録もれが現実にあることを確認しました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

二人で点検制度をするようにしたがよいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくに有りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)について「とくに有りません」と回答したので、この(質問2)についても回答はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、将来の年金受給権および年金額に影響をおよぼすものであるから重要な問題と認識していた。
紙台帳記録については、人間がする限り絶対に間違いがないということは有り得ないので、国民年金制度発足当初から危惧していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

年金納付記録の不突合は先ず市町村からの報告にミスがあると考えられること。次に社会保険事務所の紙台帳に転記する際にミスがあったと考えられること。(オンライン実施前)
(対応)
1. 社会保険事務所と市町村の台帳照合を実施した。(毎年4~6月)
2. 不突合のものについては、市町村において、被保険者と面接して謝罪し、その結果を社会保険事務所に報告をし、社会保険事務所の台帳を訂正した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　D 退職者
所属	本　庁　　D 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大局的な解決方策は分りませんが、[redacted]現場で感じた事を書きます。

1. 未統合記録約5千万件
在籍していませんでしたのでよく分りません。

2. 収録されていない記録がある。
旧台帳の記録が不正確で入力できなかったものと思われるが、戦時中の空襲による台帳焼失で、被災後も勤務した者の記録は事業所より名簿を提出され修復できているが、義失者、事業所が焼失した被保険者の記録が全く判明しない。本人の申立以外立証するものがない。

3. 台帳、名簿が正確に入力されていない。
昭和38年以降の紙台帳より磁気テープへの収録の際多数誤りが出ているが、名簿、原票等を根気よく照合する以外方法がない。
平成21年7月17日本部連絡による事業所名簿検索システムの改修により他社の分の調査が格段に速くなりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中に事象例の中で知っていたのは、遡及全喪のケースですが、これは昭和58年頃の全国徴収強化期間の際に知りました。東京都内の年務所の中に収納率が100％のところが数ヶ所あり疑問点が78％前後の頃100％というのは当時不思議でした。徴収業務で徴定額が1,000億以上で100％は不可能の数字ですから、各県の歳入にどうして到達できるのかと考えると分母を細工するのだろうと云われました。その後読売新聞に遡及全喪らし関連記事がのり納得しました。
東京では収納率が前年度より下れば出世コースにのれない"とかうわさがあり大変だなあと思ってました。当時は収納率を上げることが絶対的なもので、仕事が出来る人ほど"そのような方向に走ったのではないでしょうか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

私の経験では、事務所名は忘れましたが、倒産事業所に収納のため、代表者も従業員もいなくて、暴力団員風の男数名が事務所を占拠して、自分達が債権者であり、この会社の財産を確保している、代表者は夜逃げして、従業員も不在と判明したので、後日従業員を探し倒産時点での全喪通を提出させた。
徴収部門は収納率が全国で下位に位置しており、小さい事業所を遡及しても収納率のアップには影響力が薄かった。むしろ不納欠損の処理に重点をおいた。
反省点としては、収納率至上主義のもと全国的にまっしぐらに進んでいき、遡及全喪、報酬月改定の問題が発生したものと思われます。
この年金記録問題で我々に問われると、何故大平洋戦争に進んで協力したのかと若い人に問われているような不思議な感覚です。我々は当局の指令のもと一所懸命仕事をしてきた結果だと思っています。
この回答票を作成するにあたって、記憶があいまいでしたので厚生年金五十年史と厚生年金通達集を読みましたが、昭和49年の通達で「機械処理による事故カンタン方件に違いていることが判ってきた。もっと危機感をもって対応していれば防げたのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録問題が報道されて以来、指摘や中傷が多く出ましたが、私は、社保庁職員としての自覚と使命の元と誇りをもって業務に邁進してきた積りです。
恥事にはりますが、退職後、すでに相当年数を経過している事と在職期間中において、年金業務の実務経験が浅かったため、事務の流れの詳細が思い浮かばないというのが正直な気持です。
よって、世間一般に知られていない問題点は存知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記憶では、退職時には、オンライン化に向けた準備作業に着手している段階だと思います。
従って、平常業務に加え、事務量も大量、スケジュールに沿った移行作業に遅れがないよう入力作業に追われ、実務から乖離しており、記録ミス、誤入力などが発生したのではないかと思われる。
問題解決には、現在のほんとの持ち記録の整理を迅速かつ正確に把握し、本人の信頼を得るよう努力することが肝要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支給指並びに受給取消の将来の先検)保障に欠かせない大切な記録であることの認識にたって常日頃から業務に精励しておりますと自負しております。
このような問題が存在するとは考えてもみなかったというのが実感です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相当年数を経過しているが今回、振り返ってみると、次のことが反省点かと思います。
1. 旧台帳(カード)の検索と記録整理が確実に行なわれていなかったんではないか。
1. 事業主からの届出内容に不備が多く、又、年金手帳の重複訂指が数多く見受けられていた。
1. 企業事業所(倒産など)の適切な処理にあたって被保険者への周知徹底が行われていなかった。
1. 市町村からの転出記録の社会保険への記載もれなどがあったのではないか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後支給される年金につきましては、年金だけが生涯生活していくための唯一の収入源であり永年勤務してきたその間の基礎となる報酬額等の記録につきましては、非常に重要な問題であることは重く認識しております。

また、記録の未統合等のことにつきましては、大変重要な問題であると思っておりますが、退職後12年を過ぎて、2年程前に新聞テレビ等の報道で　正直申し上げまして始めて知った次第であります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビで報道され初めて知ることとあったくらいで
それが人上のことは分りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録、コンピューター未記録、名寄せ誤入力等は一般的な人的ミスでできがちかないのでは、
だが、それらのについては、庁の方から「名寄せリスト」にリストアップ
され各事務所にほぼ毎月のように照会のため送達され
ある程度補強されているのではないでしょうか。
反しながらこれらの処理は通常業務の中で行われ、人的
措置もされず時間も限られた中でのことで庁としてもあまり
重要な問題意識はなかったのではと今となっては
疑わざるを得ません。　又基礎年金では、本人確認が不
明のため、生年月日相違、氏名表記等により支払いを別人と
なるケースもあったのではないかと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

組織に関する問題は特にないと思う。個人的には特になく、ただ組織運営などにつき日々と業務遂行を行っていた。

※ 在人申立てにより初めて当該期記録されていない未例として存在を知れるのは、事業主の調査の下、脱退期限、被保険者と称して事業主又は担当者が意図であったり、サラの主婦の場合特に夫の扶養範囲から外れる為としての申出、又は遡及保険料納付書が本人宛に送付された場合を考えられるのでは。

※ 事実に基づかない遡及しての脱退処理や、資格喪失のケースは一切感知していないし、存在ではなかったのではないでしょうか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録未統合内容については、人的記憶と外ない。旧台帳との突合を徹底する以外いい方法はないと思います。

仮在人申立の後は特定な非常に難しい問題であり、他の同僚が加入していて一人だけ加入してなかったのか、他に加入していない人が私たのか、その時事業所の説明をしたうかしなかったのか思てケースの検証とれ、それらを一括検索する方が良いのか分かりません。

※人工記入の天引き漏れと考え様ことについて到記しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

対岸、テレビで報道され初めて知ることもあったくらいでそれ以上のことはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録、コンピューター未記録、名寄せ被保険者名簿の提出入力等は一般的な人的ミスで防ぎようがないのでは、だからそれらについては、方々の言う「基礎リスト」にリストアップされ各事務所にほぼ毎月のように突合のため送達される様な補償、給与とれているのではないでしょうか。

しかしながらこれらの文書は通常業務の中で行われ、人的措置もとられず時間も限られた中でのことで方としてはあまり重要とも思わず問題意識はなかったのではと今となっては感じざるを得ません。　又基礎リストでは、在人被アリスト明のため、生年月日相違、氏名変更等による違いを別人となるケースもあったのではないかと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録に関する問題は特にそかったと思う。現場は特になく、たゞ組織通達などにより地々と業務処理を行っていた。

※ 在人事をどかったりして名簿訂正が行われていない事例として考えられるのは、事業、決算調査の中で、脱退時期、被保険者と仲して事業主又は担当者の不備であったり、女性の方々の場合特に夫の扶養者から外れるべく主としての申出、又は継続届又は喪失届が本人未提出であった場合も考えられるのでは。

※ 事実に基づかない遡及しての報酬月額訂正、資格喪失のケースは一切感知していないし、存在ではなかったのではないでしょうか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録未統合内容については、人的記憶と好ましい旧名姓との突合を徹底する以外いい方法はないと思います。

被在人事をお住まい地域の特殊事情に詳しい内容であり、他の同僚が加入していて一人が加入してなかったのか他に加入していない人が元々なのか、その所事業所が倒産をしたのかしなかったのか色々なケースが想定され、それらを一括処理する方が良いのか判かりません。

以上私の考えを述べさせて頂きました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い

(在職中は庶務、会計、を主に収納整理など歳入、歳出を取り扱う会計事務を主として担当し、当該関係を経験した期間が無いので オンライン上の記録や関係の報道により、その事実を知り、事の重大さと痛感しております。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも膨大な未処理件数があることと相当の困難性があると思われるが、放置することは許されないので、年金受給者、高齢者を優先し迅速な処理をおこなう努力して行かなければならないが、想像を絶する困難性は覚悟しなければならないと思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン業務が実施されてから記録関係、保険料の調定、徴収業務など非常に便利になったと感じていましたが、最近の報道などにより記録の不備に多くの問題点が出ていることを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン業務が実施されたとき、どのようにして中央のコンピューターに記録が収録されたが、その業務の内容が直接タッチしていないので不明である。報道によると色々な問題点があるとのこと(旧台帳の解読不能、氏名の読みまちがい、生年月日のまちがい---など)間違いのチェック機能が欠如していた点などに問題があったと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　◯退職者
所属	本　庁　　◯地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ◯i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　(　　)　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識したことはありませんでした。
また、存在することはテレビ・新聞報等等により
知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

特に対応しようとしたことはありませんでした。
また、在職時は、年金関係担当業務の経験がなく、
問題認識に欠けていたと思われることです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方では前出のとおり処理をしているので本庁において、どのような処理をなされたのか判りません(本庁切離し進達は地方では処理ごとに処理もれやパンチの際に誤ったものがないか)又重複処理がなされていないケースや氏名変更(旧姓等の氏名)がなされていないケース等があると思われる

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録のとおりすべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在まで年記録の誤りがあろうとは、全く思わなかった。
標準報酬の訂正をして遡及して訂正するなど全く思いもよらず最近マスコミの報道等があるまでわからなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

事実に基づいて訂正する以外にないと思われる
但し確実な場合のみ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 社会保険庁 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

戦前の旧台帳には、中国人・台湾人・韓国人等の徴用工が、大手の過酷旅館の会社に採用されており、名前と読むことは不可能でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題は100%解決は出来ないと思います。
庁は100%解決できないことを年金番号の統合が出来ないことを謝罪すべきです。それは取るべき事ではありません。人間が行なうのを人間が記録するという方法しかなかったからです。故意かうっかりかは問題にしてはいけないという根本的な誤りがあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]当時は厚生年金でしたが、
1961年4月1日の新規適用は多く、百名単位の採用で、健保組合、厚生年金保険新規加入
の手続は大変で、新規採用以外の者で、厚年の記号番号の記入ミスない様に、徹底、
基礎年金番号取得勧奨とその企業側との効果の下、新規番号を交付
していました。給付申請、記録訂正、レセプト点検等の処理の際、企業からの
回答を待って処理するという方針には何かなかったようです。
事実当時は基礎年金番号取得勧奨はされていましたし、しかし、これが
全国的にとうそうな場合、膨大な量になるだろうという事は社会保険庁はしていた
そして、その後の時代に、社会年金に該当する者は保険料が増収等の増大な
事となり、旧台帳との照合も多く、なかなか見つからなかったケースも多く発生するし
ました。
以上のとおりで、昭和40年代に入って基礎年金番号処理の件数に多くなっていったものは
ないかと思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識としては、窓口において、或いは、事業所訪問の説明会、相談時において、厚年者を何枚も持っている人には、事業に基礎年金番号取得勧奨を積極的に
企業側に理解する事が先決であった。

反省点としては、今日のように白い薄い年金番号がこのような膨大な件数
に成る前に、
① 昭和40年代、戦後20年経過し老齢年金請求者が膨大していた時代
② 昭和60年6ノ年の年金大改正の時
③ 平成において年金番号と統合しようとした時、
この時点で、社会保険庁として、大改革大合併ではあるが、世間に問題提起すべき
ではなかったかと思います。
今でさえも、年金特別便に回答しない人が何万人も居ると聞いていますが、これに
年金問題がクローズアップされている時に、強制的或いは無理やりにでも
早く入れいれに変いれという事です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現況以外のことは不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政としてこの様な問題結果になったことは残念と思うが、政治判断で決定してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は国民の将来の生活設計の大事な要素、だから大切な記録だと思っていた。
この度の報道によって知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことについて、被保険者の氏名生年月日の確認が重要だと思い、事業所の事務担当者に再度確認をお願いしたことを覚えている。(当時は氏名にフリガナが必要なかった)
地方より本庁に進達する前に、再度資格確認を事業所にするべき時期があったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の場合は、現年度の保険料納付は年金手帳スタンプ方式による印紙検認でありお役場が実施してその検認は台紙により社保事務所が台帳に記録をしていたことそれ後がベタばり検認で双方の記録誤りが生じやすいのではないかと思料する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

例えば、
受給権が発生する生年月日の被保険者を一年毎に~~調査~~調査対象とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金受給資格にかかる大変重要な事であるので特に、統一の納付、免除、等の記録については誤りがないように十分注意すべきであると認識していた。
又、この様な年金記録の誤りによる大きな社会問題が発生していることにより知ることとなった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

定職員不足のための臨時職員採用等

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、退職まで1枚で正しく記録されているとばかり思っていたので、特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一部しか解決できないかもわかりませんが、市町村の納付台帳あるいは、社会保険事務所保管の旧被保険者帳(大半が、庁の指導で廃棄処分)との突合。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１．在籍していたときは、年金の記録は正しくされていたと思っていたし、コンピューターへの移管でも正しくされていたとばかり思っていた。

２．この問題が存在することを知ったのは、長妻氏が国会で取り上げたときです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

１．在籍していたときは、記録は正しくなされていると思って特に対応はしていない。

２．庁のコンピューター入力の際に徹底した突合をすべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については事象に示されたものがほとんどである。ただし、これらを生じさせた要因は行政庁と事業主の双方に問題があった。

1. 本県においては九州や北海道に多い建設産業が存在していた。これら特定の事業所(特に建設、下請等)は各地から多くの労働者を集めなければならなかった。この中には氏名だけでなく生年月日、前歴、~~中には偽名まで~~と偽わる者が存在した。

2. 限りなく100%に近い保険料収納率を長期間維持して来た県(社会保険事務所)においては、その成績維持のため大いに努力を行って来たが、その為には例えば、労働集約的な全員資格喪失(場合によっては3取月まで遡及)、報酬月の切り下げ等で成績を維持せざるを得なかった。(事業所には納得させたが、従業員は不承知であったであろう。)

3. 勤務期間と被保険者期間がズレの場合は、事業主が試用期間と称し採用と同時に届出を行なわなかった事例があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)の回答1)は解決の方策はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○昭和40年代の前半頃までは女子の被保険者大半は脱退手当金と請求していた。中には19年程の期間がある者さえいた。多くには第四種の制度があることを説明しても、一笑にふされる事例もあり、関心の薄いことを実感し、将来の年金受給に大きな問題を残すと認識した。

○不統合は数千万件にも及ぶことは近年になって知った。

○過去は手書で処理をせざるを得なかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政の不手際が近頃年金問題の中心であるが、一日も早く将来の年金像を示し、告知、広報に取組んでほしい。

年金は支給するものでなく受ける権利を~~一体となって~~~~実現すべき~~である事を示すべき、保険料を正しく納付する~~ことを~~事を知らせるべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　(平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中事務処理について誠意努力してきたので将来において現在発生しているような件について私案はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問1)と同じです

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本庁・地方庁 全職員一丸となって 名誉挽回のため
頑張って下さい.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成７年に退職それ以前に年金記録問題があるとは思ってもおりませんでした。
平成18年頃年金問題が存在することを報道機関で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

遡及して報酬もさげたり、遡及して喪失させる等は、社保業務に携った者として到底考えられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○国民年金の保険料の未納問題のなかで夫婦の場合一方が納付していれば一方も未納の記録の場合納付したものとすると言われているが、過去に私達が若い頃保険料納入報励を行った時を振り返ってみると満60歳によっては一方だけを納めておこうという事例が多々あった。一方的に無条件に納付と認めるのはどうかと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている調査を時間をかけても行うことが良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたが。

- 私どもは社会保険庁の指導のもと誠実に業務を行ってきたと思っているし、マスコミ等が「うさんな事務処理」とは怒りを感じている。
- 機械化されるときに今のような予算を使い実行するべきと思っていたが、予算の関係でこのようなことになったと思われる。これについては政治の方も責任があるのではないかと思っている。
- 国民年金の台帳を処分するよう社会保険庁から指示があったが、今でも残しておけばと残念に思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

- 台帳の保存は社会保険事務所の現場の職員は将来必ず問題化するという考えがあり本省と話し合いをしたが、社保の庁舎の倉庫の問題があり処分することになったが、結果的には予算(金)であり政治の方もこの問題については軽く考えていたのではないか。
- 職員の集合を図る民間にしても大した結果はでないと考える。要は適確な指導体制と予算を行使することだと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記することはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っております策は最善と考えますし、大変申し訳ありませんが、これといって良策は考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録扱いは地方（社保）で資格取得（報酬改定含）を被保険者原票に記録管理し、所定の記録欄が満了又は被保険者資格喪失（その都度）の際にその部分を切り離し社保業務センターへ被保険者原票を進達、不備等の事故分については適正になるまで、何回も書類のやり取りを行い、常に正常な形で業務センターで管理されているものと認識しておりました。

ところが、記録管理が曖昧になされていると最近の新聞等の報道で知り、正直いって驚いている。現職時には、記録不備により事務処理上、支障を来たしていることを残念ながら承知しておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の資格は、被保険者資格取得届を受理する確認行為で始まるが、その資格取得届を受理する際に過去の年金加入暦の確認のため、被保険者証の添付を、出来ない者には年金番号（記憶ない者には勤務事業所を付記させる）の記入を求め、どうしても分からない者には、取り合えず新規年金番号を作成以後に分かった時点で重複取消を行う等、事業主を通して機会あるごとに指導しました。とても理由にならないと考えますが業務も多忙でありましたので、年金番号不詳者への追跡調査について、その必要性は十分に認めながら履行することができなかったことを強く反省をしております。

なお、標準報酬月額の改ざんについて報道がなされていますが、私が係わっ時には一切耳にしたことはなく、そんなことは出来る訳もないし信じられない気持ちでいっぱいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、オンライン化されてからは別として、それ以前は（数十年の業務歴と仲々場合ないが）その中で転勤に伴い文化に苦労していたなと思う。
２、記録されないのは当初取得面、後は年金の制度基礎による
事業主報酬の決定、被保険者面による。
それ自体を放置していたら後の決定が出来ないはず。
１年長くても多い年収で課税の負担がかかっていた実態からすれば、ご一人一人が記録を放置していた多くの者には該当されるだろう。
大量の記録消されなどは事務的怠慢では考えられない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私が退職後、処理のシステムがどのように変わったか知らないが
テレビ等で報道されているのは全く信じられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金制度の最大の欠点は、国民年金印紙が介在し保険料を納付していたことだと思う、個人や納付組織から納入された保険料は市町村が作成する検認票によって社会保険事務所の紙台帳に日付印で日にちを変えながら記録していたが、実に稚拙な事務処理体制だったと思う。その後印紙を国民年金手帳に貼ることをやめて、印紙のベタ貼り方式とかで、印紙の存在が意味を成さない方式をとって収納の不明朗を招いたと思う。
また、納付記録を業務センターに進達していたが、これもさん孔タイプという仕組みで担当者がさん孔していたが、穴1つの違いで大きなミスに繋がる要因があったと思われる。
要するに、事務処理体制全般が稚拙であったと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

進達された、さん孔タイプの納付記録テープが業務センターにどのように保管されているのか分からない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金発足当時、通算年金通則法というのがあって、１年未満の期間は通算出来ないとされていたので、その期間が不明の記録として残されているのでは無いかと思われるが。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

断じて、社会保険職員が故意に記録を改ざんしたり、不正をしたりはしていない
要するに事務処理体制の未熟の為に生じた部分も多いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

その様な記録があることを知りませんでした.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の記録を探すことから始めることになると思いますが、廃棄されている記録もあると思いますので、どう記録を繋ぐか実現するかも難しいと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私しが在籍している頃は、年金記録で問題があると聞いたことはありませんでした。年金記録に不安点のものがあると知ったのは、新聞、テレビの報道でありました。

(質問4)質問3.の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一度記録の照会が出ている人の当時の番号私と名前と照合作業に行きましたが、照合が終って見せてもらうことはできませんでした。自分の現力の衰えを感じ、見落しがあっては迷惑になると思い、その後照合作業に行くことを辞退しました。
今は全ての記録が残っていればと願っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

35年に転職した当時は、被保険者記録は本庁へ
送達してあり、適切に処理されたものと思っていたので
記録もれは意外であった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて調査すること。
但し、本人の記憶のあいまいさは自分に振り返ると
信頼性が低いのではないかと思う。
第三者委員会に任せるべき。
いい方策など考えもおよびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録は一つの番号(被保険者証)に集約して保管されているはずだと思っていたが、現実には安易にいくつもの番号を持っていることは、将来年金受給時に不明な期間が発生する予感があった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

事務説明会など様々な利用して記録が分散することの危険性を訴えた。 現実には年金の話になると無関心な又は説明会に出席されない会社の方も多数あった。 今回の年金問題により若い人達がもっと関心を持ってくれれば幸いである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、超者した国民年金では市町村から報告される納付記録で処理をしており他にはないと思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い台帳・名簿等で確認できるのも限度がある。しかし方と地方・市町村の記録を照合がかかっても調査する(かない)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初、国民年金を担当していたが、印紙納付制度であり、毎月又は3ヶ月毎に納付記録(領収)が市町村から報告され、年に1回は年度分の印紙添付された台紙が送付され納付記録を確認していた。
厚生年金は原票方式が取り入れられ、記録は庁へ送達され、綴り分は事務リストとしてとどめられていた。再処理は庁へ送達されていた。
いずれも納付記録等は問題なく処理されていたと思われます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が発生し、連日報道等でバッシングを受け、いやな毎日でした。
しかし、一時期はボランティアで社会保険事務所へ記録照合のお手伝いに行きました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は思いもよりませんでした。存在することを知ったのは３年位前、ニュースで知ったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保の窓口で裁定請求の際、自らの職歴も覚えていないので書けない、という方を見聞きしおどろきました。また説明会の際、そんなこともあるので年金手帳を大事にしていて下さい、と言ったことを覚えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

総会の説明については、被保険者番号附与が安易に行なわれて居る事業所における本人への聞き取りや本人申出の不備ことや健康保険組合保険者払支付と連動した届出書との関連があったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

重複計上については年金手帳等に補正が出来ると考えていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決が「最後の一人まで」ということになれば、本人の申立て通りするしかない。
今になっては遅いが、必要な人員と力が措置されていたら未統合や訂正等問題は発生していなかったのではないか。
必要な予算要求を行わず、長期間に亘る年金記録の管理意識が甘かった社会保険庁の責任は重い。国民年金の記録は現行方式(自己届出、自主納付)では無理であり、完全な管理体制~~ができる~~、現方式しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 未統合5千万件、旧台帳未収録記録等は、マスコミ報道で初めて知った。
2. 名前の違いや、届出もれの資格を発見することはあったが、こうした問題は、年金請求時に解決できるものと思っていた。
3. 国民年金の納付督励時に「納めたはずだ」と申立てる人もいたが、市町村にも納付記録がないときは、領収証書がない限り、認めなかった。公平を失い、国に損害を与え、違法行為であるからである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

4. 社会保険庁が糾弾される中で、今になって、「納付したのに未納になっている」と駆け込んでくる人が多いが、未納者には毎年4回納付催告書を送っており、申立てる機会はいくらでもあったはずである。
5. 納付催告には無視を続け、今になって、「救済」を申立てている人も多いのではないか。
6. 納付督励の経過を記載していた「未納者カード」を残して置くべきだったと残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の年金額は、加入記録により算出されるため、その加入記録は大変重要なものであり、事務処理に当っては、常に誤りのないよう最大限の注意を払って来たので、問題が発生しているとは思ってもいなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし。(知らなかった。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今のように地道に回ていくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

驚いたのが実感です。(約3年前)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

対応として、社会保険事務所において記録照会にあたったこと(相談含めて)

反省点、
社会保険事務所の年金記録の進達にあたってのチェックの甘さが大きかったと思う。受ける側の社会保険庁(業務センター)も同じだと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長　　*社会保険事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)、年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別には存じ上げていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁に於いて実施されている「ねんきん定期便」のように、被保険者等の加入記録期間の「もれ」や「間違い」の有無について確実に調査していく以外に良い方法はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給資格の基となる極めて重要なことであると認識していました。ご案内のとおり、昭和40,年代初頭に「1万円年金」、「2万円年金」等の改正がございまして、当時、私どもは、県内各地に「年金法改正」の説明会に参りました。この当時の事業主、被保険者等の年金に対する関心は今一の感があったと感じられました。私どもは、年金制度は将来の「所得保障」であることを機会を捉えて説明してまいりました。その為、将来の年金権確保の観点から「年金記録」は確実に把握して頂き、もし、不明な点があれば社会保険事務所に問い合わせをを行う等被保険者等の皆様に対しお願いしてきました。本人の申し立ての記録と社会保険事務所の記録が一部相違していた事例等はございましたが、現在、問題となっている様な年金記録問題の存在を知ったのは、「マスコミ」からの情報でございまして、退職後5～6年経過後でございます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去の事例で申し上げますと、本人からの申し立てと社会保険事務所の記録が相違している場合等は、本人からの聴取をもとに、事業主等に照会を行う等原因究明に努めてまいりました。

現時点でみた場合の反省点としては、台帳からオンラインシステムに切り替えの際の記録収録等の作業確認が十分であったかどうかが反省点のひとつとして考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らなかった

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題あるとは認識していなかった
方で正確にコンピュータにより記録されていると思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第3者委員会の拡大・充実を図ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　・　(退職者)
所属	本　庁　・　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h) その他(事務局)(医療管理官) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主への指導がより必要と思う
・被保険者へ情報等の周知のため
・取得届提出時の氏名・生年月日(再)確認等.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には特に問題もなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在はそうでないと思われるが以前(昭和)は被保険者証を何枚ももっていて(複数の会社に勤務)重複期間(厚年)もあるなどの本人確認が甘かったと記憶している。今いわれている中のひとつである基礎年金番号に未統合の記録がみられているがまさにこれと思う。

質問２で回答したように事業主を通じて届出に基づいていると思いますので事業主への指導を引き続きする必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民当金被保険者台帳をまだ保管している市町村があれば、方の被保険者記録と突合を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○問題はなかった。

○マスコミ報道がされたとき。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期にこの問題を解決し、年金制度への信頼を取り戻すことが必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員を増やしてやるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題はでていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決策は判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録問題は問題と認識していなかった。
問題が存在することを知ったのは、退職してからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点は、特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録について、一定期間を定めて調査を実施し、それ以後については、確認できなかったとして、整理したほうがよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金の記録問題は、世間でさわがれていなかった。
退職後、より具体的な問題が発生していることを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して時間が経ってから、この様な対策が取られているが信じられないが、1日も早い解決のために、人、物を集中に大量につぎこむことが最良かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞、マスコミ等で取上げられ、その様なことがあるはずがないと思っていたが実際に自に当たった年金記録があることを知ったのは平19年でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですが。

具体的な対応が始まった時期には自分の仕事をかかえ、退職も控え、事務引継の処理が精いっぱいでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

お一人お一人丁寧に確認させていただくことを基本に年金記録確認第三者委員会の策定された判断の基準などに基づき本人の立場に立った解決を図っていくことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年度の初め頃、そのような問題があることを知ったと記憶します。
受給要件を満たし得なくなった人の記録、あるいは満たし得ずして亡くなった人の記録ではないかとの認識でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の裁定時には、本人の記憶等に基づき、記録の修正が可能ということを前提とした業務処理を続けたことが反省点と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで報道されている内容のとおりである。報道によって知らされることもあった。いわゆる「5000万件」についてはおどろきであった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの加入記録をていねいに確認していくことが必要である。その上で国民の納得できる範囲内で一定の整理が必要かも含めて検討すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は国民生活の上では重要なものであり、社会保険庁・厚生労働省・社会保険事務所・地方現場が一体となって問題解決に向けて努力すべきと思っていた。
平成18年5月に国民年金未統合問題がおこってきて年金問題が大きく取り上げられ、国会の審議等により全般的にかわるようになった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の指示に基づき記録照合等に積極的に関わった。年金記録については早い段階から定期的に全国民（加入者・受給者）に知らせて確認を求める作業が必要だったと思う。記録の管理はオンライン化により整備されつつあったと思っていたが…もっと国、厚生労働省が積極的に動いて対応すべきであったとも思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンラインシステム導入前における国民年金被保険者台帳、管理時の保険料納付記録事務処理中、納付書により納付された過年度保険料(特に他県からの転入者による現金納付分)については、転出元である社会保険事務所から被保険者台帳の移管が行なわれるまでの間「仮台帳」又は「現金納付未記録カード」により保管していた。この中で、記号番号相違、氏名記載誤り、住所地不明等の為、未処理として残っていたものが存在していたと考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、オンラインシステム移行時の管理、保管、処理方法の確認を行なう。

2、全国の社会保険事務所に共通して存在したと思われる事象であり、当時の全国的取り決めがあったと考えられるので社会保険庁業務センターに一括保管されている可能性があり市町村照会及びコンピュータによる氏名索引等により調査を行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ オンラインシステム化に伴い、それまで本庁(社会保険業務センター)で行なわれていた年金裁定業務が地方裁定業務となり各社会保険事務所に新たに年金給付課(保険・年金特会職員混成)が設置された。厚生年金関係と国民年金関係の請求書等は、それぞれの所属会計別に区分され処理を行なったため、請求者本人の申立た記番のみで裁定(入力)を行なう傾向があり制度間の氏名索引等による記録確認業務が不足していた。

○ 年金給付課に所属した平成元年4月～3年9月に認識。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 対応について

氏名索引、事業所名簿記録照会等、考えられる確認方法を行い業務処理をすると併せて機会あるごとに他職員にも周知を図った。

○ 反省点について

① 年金加入者、受給者への広報、周知不足

② 社会保険職員自身の認識不足と改善の遅れ

③ 基礎年金番号制導入時における年金加入者等への記録(加入期間)送付。(年金特別便の早期実施を行なうべきだった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳時代、喪失台帳は生年月日順に並べられていたので、管内での再取得であれば記号番号の重複は防げたが、生年月日が違えば、他人となって、記録が継続されず、前の記録が浮いてしまうことになる。
未統合5千万件にはこの様な記号番号重複が多数あるものと考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昔の取得届には「フリガナ」がついてなかったと思うので、正確な読みが出来ず未統合となったものが発生したと思われ、今となっては完全な解決策は前向とりわけ困難ではなかろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、得喪の業務を担当したことのある者は、将来の年金につながるものであることは、当然、承知していた筈で、資格記録の重要性は認識していた。
只、5千万件もの未統合があるという報道は驚きで、信じ難い。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理の方式が名簿方式から原票方式に移行された後は記録はすべて進達制となり、本庁において記録されていたので、地方庁としては、その事務処理の詳細を承知する術はなく、まして退職者としての対応は出来ない。
只、多くの未統合記録は本庁における記録入力ミスが考えられ、そのチェック体制がどうなっていたのか疑問が残る。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに明らかになっている問題以外にはわからない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治的に解決する以外に方法はないのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長い在職中の経験からすると、年金記録の事故の原因は戦時中を除きほとんどが事業主、被保険者の側にある場合が多いので、今回は保険者側にばかりと言い驚いている。
(過失によるもの)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去には賃金転員と在月の上、大々的に旧名簿と旧台帳と突合して事故台帳の整理を行ない、社保事務所発足後は毎年、算定基礎届時に全件の確認調査をするなど残業をいとわず事務の適正化につとめてきたつもりである。
しかるに逆り報酬月を訂正したり、資格喪失させたりなど少なくとも被保険者の不利益につながることはいっさいなかったと承知している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の内容については全く知っていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁　社会保険事務所は勿論、市町村、事業所の協力が絶対必要と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の将来に関する重要であると認識し、
関係者一同まじめに取り組んでおりました。
報道機関からの報道で問題を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係社会保険職員および市町村職員事業主及び事務担当者の認識不足が最大の問題であり研修等の指導が不足していたと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、私が承知しているのは新聞等で報道されている域をこえません。
したがって、世間一般に知られていない問題は存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されている限りにおいては、その内容の理解ができない部分が多過ぎます。例えば未統合記録が54万件という事については、その数の多さがひとり歩きしているような気がします。その中味について私は承知していません。
したがって、解決の方策など思いつきようがありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在問題にされている事ではなく、ほう大な年金記録を長期間トラブルなく適正に管理していくことは、たいへんな事務だと、だれでも認識していたと思いますし、時にたびたび中央庁も地方庁も対応を図ってきたものと存じます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、1個人として対応できるような問題ではなかったと存じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁) 熊本県
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題について、本人の申し立て等にの判断せざるを得ないと思いますが、それ以上のことは保険者(政府)の判断にゆだねる以外ないと思います。

標準報酬の改ざんについても同様であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について承知したのは、退職後であり
新聞テレビで報道された事以外承知していません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険行政にたずさわった人間として残念です。
社会保険庁の組織が大きくなりすぎたこと、
~~社会保険の仕事の仕方がまん延してきたこと等があり~~
地方では中央の考えが分らない事が大くなったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職 主幹 ~~主幹~~	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題について
在職中は聞いたことはなく
二三数年前、テレビ、新聞等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

レ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 中小企業の場合　支払いが困窮すると、健康保険料は支払うが、厚生年金保険料は後回しにする様な事等所があり、その場合本人の給料からは天引きしておりながら、国には納めていない形になる。

2. 被保険者が例えば犯罪歴があり、偽名で就職しており、姓名と氏名を替えて就職した場合、その前後厚生年金の記号番号を取得している可能性あり。

※ 国民年金は資格確認は市町村の住民基本台帳で行っているが、中小企業の採用は簡単な履歴書で行っており、住民基本台帳の確認までしている所は少ないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. の問題は、本人の責任はないので救済すべきと思う。

2. は解決困難と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は主に国民年金関係で仕事をしていたが、基本的に納付率が悪くなったのは、機関委任事務で市町村が現年度保険料、過年度保険料は社会保険事務所で取扱うとしていたのを、全て国に一本化したのが収納率が低下した原因と考えている。当時は期間限定の特別納付制度が何回も実施され、随時徴収をして頑張った記憶がある。
年金記録問題が起きたのは、我々が退官して、基礎年金番号が付与された後であり、現職中にはその様な事はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号は我々在職中は国民総背番制に繋がるとして、組合も反対していた筈であったが、何時のまにか導入され、考え方は立派であっても、作業が中途半端で、まさかこの様に大量な宙に浮いた記号番号が存在するとは信じられない思いである。
年金制度は1人の記録を何十年と管理するもので有り、むやみに素人のアルバイトに任せるのではなく、経験者を総動員してでも作業すべきと思いますが如何。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべき事項はありません。
この年金記録の不突合は、年金手帳(被保険者の記号番号)の重複発行が大半である?これは就職に関係があり、求人の年齢制限や、職を転々することによる不採用等の社会的原因であり自己責任でもあると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最大限の努力・対応がなされ、引き続き実施されることを望みます。この原因は本人の責任あると思います。従って莫大な予算(税金)を投入するには限界があるのでは?
それも年金請求書に職歴欄があり、自分の記録を記入するシステムとなっており、この時点でも個別的に対応(100%は期待できないと思うが)することとし、年金制度の長期的な健全なる発展のための当年金、世代と世代の助合等の周知に更に努めてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は老後の所得保障の基礎となるもので大切なものと認識していました。
そのため被保険者資格期間、保険料納付等状況は特に年金額の計算基礎となるために行政、市町村、各種団体が一体となって適正化に努めてきた。
個別的には窓口において発見していたが、オンライン（コンピューター）化に伴う切替時に知ったことを記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は行政の事務体制、処理過程、社会的基因と被保険者の自己責任により、長年に渡り堆積したもので、これが解決のためには行政内部、会社、市町村及び被保険者に応じた対応に努めた。
特にオンライン化に伴う記録事務の不突合については照合する事務処理体制に必要とする予算措置のため十分な突合が出来なかった。
反省としては長期的に適正化のためには国民総背番号制度の創設をして、年金手帳の重複、生年月日の嘘の届け防止等を図るべきであったと思う。この実の早期実現を望む。
この記録問題は、100％解決は不可能で適正化は至難の技で、見極る限界の決断が肝要と思います。勿論ではありますが、多くの人が年金制度の有難さを感じて暮しています。年金制度の足を引張るのではなく、良い面をマスコミに提供し、社会保障の健全化に、更にご尽力を賜りますよう願っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の保険料について。

過年度保険料(未納保険料、追納保険料)が納付された場合、調定されると、被保険者台帳に記録されて(当時は各事務所の仮台帳)こになるが、台帳が一定期間不明である場合、仮台帳を作成し、これに記録を残していた。
これが記録が完全に入力(転記等)されていないのではないかと思われます。旧台帳は記録自体が誤っていることがあります。

※台帳不明の事例。
転出(結婚などで海外へ、又は就職)の際に、転出先が転入面などの手続をしない場合とか、被保険者の資格が変更になった(公費負担など)が届出がなされていない場合。不在被保険者台帳として管理された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○結婚の場合。本人(女性の場合)の娘が、保険料が未納になっている事で嫁ぎ先で肩身の狭い思いをしない様に親が未納保険料等を完納して納付済の嫁がせる事例があったと思います。
この場合、結婚した本人は納付済の自覚は無いし年齢的にも年金に対する意識も低い、性も変る、手数というのもあって、名義が保管している被保険者台帳が迷子になることが多かったと思います。
以上の事から
現存している、保険料(過年度分)の調定書類を再度点検することと、結婚、就職、転居等の節目に重点を置いて調査する事が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録こそ、政府が国の公的年金制度の根幹をなすべきものであると考えていましたが、被保険者が将来一人でも「無年金者」となる事の無いように努力してまいりました。

○各県において「不在被保険者」台帳が相当数あり、これが年々に増えて来た時期に何かしなければという不安にかられました。
これは、昭和36年の未頃から既にありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・住民基本台帳制度の充実によってこれ等の問題は解消されると期待しましたが、年金の記録は、住基法の上では住基記載事項とされた事で市町村でと連携がとれては解消されなかった。

○保険料の納付促進は市町村の努力が必要であり国と一体となった事業推進によってこそ、成果が期待出来る。
具体的には、戸籍等も保存戸籍の保管も管理する市町村がなくては被保険者個々の所在を把握することは出来ない。
今となっては、
新方式に移行して年金制度への信頼を再構築するしかないと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 同一人で姓名の名が3個、生年月日が4個統合したことがある。
名については個人の都合、生年月日については以前の求人が年齢制限をしてあったためと本人から聞いた。
- 以前は陸に自動車運転事業に事務員という制度があり同一人がその都度被保険者証を取得。本人が提示したもの6枚位に3個の番号を統合したことがある。
- 本人が記憶している事業所名と事務所が管掌している事業所名の相違が多くあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 時間並びに手数はかかると思うけれども、紙記録とオンライン記録との照合点検が絶対必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新採当時、福祉年金裁定係であったが、当時の社会保険庁本庁から年金業務について、その記録の正確性、永続性がいかに大事な事であるかを教え諭され、それを念として努めてきた。特に当時は氏名について旧姓の漢字、仮名が多く正確に記すことに苦労したが、その後カナ変換、また漢字変換と改々充実が表更となり正確性に非常に不安を感じた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時は申出にもとし意見具申する場も機会もなく残念に思うものであった。

現在は意見具申する機会があるようなので活用してもいたいが組織改変を機に職場の業務に対する理解を深め意欲、意識の向上を図りより信頼できる制度を構築できるよう一層努力願いたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

市町村台帳との照合。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わからない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給が近い年令(例へば58才と55才)に重点をおき、集中的に確認等を実施する。上記の様な方法で短期間での解決は無理があるので、長期的に解決していくのが良いのではないだろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はありませんでした。
新聞報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に退職していたので特に対応はしていない。
社会保険制度に対する国民の認識不足が、今回の大きな原因と考えられる。もう少し、きめ細かな周知を徹底して行う必要があるのではと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・老齢、障害等の保険給付を行う際の計算の基礎となる被保険者記録を管理するものと認識していました。

・新聞、テレビ等で報道されて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の管理は誤りがないよう、慎重に対応しようとしていました。

反省点

・紙台帳からコンピュータに移行の際の事務処理が拙であったのか。

・基礎年金番号の取り入れがもっと早くできなかったのか。

・国民年金では手帳が事務を取り扱わなくなったことも要因ではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々についと実態を把握するより仕方ありない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中このような問題全くなし。
年金台帳5000万件不突合が発表されたとき初めて知る。
5000万件を5000万人と一般国民は思ったのではないか?
これよりマスコミの非難が高まったように思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後のことなので対応の方法なし
また反省点は特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の将来の年金権取得にかかわる重要な問題であると認識した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主及び事業所事務担当に対する問題の周知指導。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者取得の場合、担当者が重複取消の手続きがなされず、新たな番号で発行するための記録の混乱があるものと思われる

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金番号重複取消の情報を計る

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、本来、本庁等から示された受領手順等により忠実に処理してきたつもりであり、年金番号の未統合、未収録、保険料の納付記録の未記録等がこんなに多く発生していることは、問題が公表されてはじめて少なからず驚いております。本来においてはこのような問題は殆んどないものと確信しています。解決策としては、調査以外に方法はないと思います。本人からの申出については、良く調査して記録修正をしないと適正な年金、保険料の給付等を行わなかった者が得をするような結果にならないよう留意する必要がある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問2)において記載したとおりです。
問題の存在については国会で取り上げられ、新聞報道が行われた時点で認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、個人的には対応のしようがありません。
本庁においては問題認識が早い時点からあったと思われますが、その時点において、重点的に処理解決ができなかったのか。地方庁では把握しにくい収容であり本庁が適切な指示を出し解決すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人を動員してその実検確認がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題意識は少なかったと思います。職Tと旧名等のチェックで殆んど解決していたと理解しています。

知ったのは報道によります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

共済年金と違い、厚生年金は資格の得喪が多く、また氏名、生年月日を意図的に変えて届出をしたり等同一人を連続して記録することが難しい問題が散見されておりました。

名簿方式が台帳方式に切替え、それにもって快実管理したことが適切であったか、不備の場合のバックアップ点分であったか等、今考えればもう少し慎重であってもよかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) ○ (地方社会保険事務局)　指導室長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事故リストから
1. 氏名変更、訂正
2. 生年月日
3. 喪失年月日
4. 入力ミス
(本庁)　上記の訂正を業務センターに送信していた。
毎月100件～400件位。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事故分を再度原票との突合すれば良いのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、テレビで知った。
また、争点リスト等からして後々は問題にならないかと思ったことはあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切替時入力ミスはなかったのかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本・庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の回答のとおりであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

かつて年金制度がなかった頃の日々は、子供しか多く高齢期を迎えた親との生活を他方の子供に委ねることが主流であったが、少子化が進み、老後の生活と高齢者自身で送るためには、社会全体で支える、即ち年金制度の重要性は常々理解しておりました。
従って、高齢者の生活を年金という仕送りで支えるのは当然であり、保険料の納付は実績に応じた仕送りが受けられるのであり、長期に渡って確実に記録を保管することは当然のことと認識にいました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昨今、年金記録問題について色々報道されており、申し訳ございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給が近い年齢の方の記録を集中的に調査していき、毎年それをくり返して行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はなかった。
平成18年後半に新聞報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すでに退職しており、対応はできませんでした。
年金番号は「１人１番号」であることの周知不足。
記録入力時の片仮名のフリガナ誤り。
生年月日の入力誤り。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 過去の問題記録については、多大な労力、時間、経費を要すると思われるが事務面に取り組むことができる最善の方法で一つひとつ修正するしか方法は無いと思われます。
それでも解決できずに残った問題記録については、その時点でどうするか検討すべきだと思います。

(2) 今進行中の年金記録の収録、管理は完璧に出来ているのでしょうか。
加入者及び加入者だった者が、いつでも自分の年金記録を確認できるシステムづくりをして、3~5年に一度記録の確認を義務付けたらどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個々の被保険者の年金記録が正確に記録管理されていることが年金制度を運営していくうえでの大前提だと認識していました。
国民皆年金体制となりましたが、制度の分立、膨大な被保険者数、制度の改正、記録管理方法が変更されてきた中で全てが正確に記録されているのかとの不安はあったが適正に処理されてきたものと思っていた。
無年金、低年金防止のため、納付率など事業実績の向上を最優先に仕事をしてきました。
実際にこの問題の存在を知ったのは新聞等で報道された時である。
記録ミスがあったとしても、一般に考えられている社会の極く少数の許される範囲のものと思っていたので、この記録問題の内容を聞いて驚いている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応の一例として、国民年金担当で紙台帳に記録管理していた時代でしたが、管内の全市町村と市町村が管理する台帳と社会保険事務所が管理する台帳の記録突合を２～３年に１回程度行って記録の正確化をした。
（反省点）
(1) このような記録問題があることを当時知り得なかったこと。
(2) この問題の検証委員会が厚労省、社会保険庁の責任感の欠如と報告していますが、それはそれとして、記録管理のシステムに問題があったと思っています。
これだけの被保険者の移動を変わっていく記録方法と制度の中で限られた職員で問題なく管理することに無理があったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録が約５千万件あること等については、厚生白書に載っていたかも知りませんが、マスコミ報道により知り驚きました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ時代、最新の事務処理能力の知識でもって、過去を同一視したような論じ方は無謀である。

地方庁の職員として本庁の指導のもと真面目に仕事をした者として、現職の皆様の立場を思うときに、心苦しい毎日である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

将になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的なケース分不明のため、対応が明示できない.
例えば、未統合記録に関しては、存命者か死亡者、偽名使用等の区分で対応する違うのでは、偽名使用者と思われるものは、健保記録から事業所への照会もあるのでは?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道機関で知ったものであり、在職中での記憶はない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・今回のような問題発生は、推測できず（在職中においては）

○現職中においては、
- 各社説明会（特に海外説明会等）において、原則においては「一生一番」を指導（事務指導書）してきた。
- 受給裁定前の処理時に電話照会や、ファックスによる記念指導を行ってきた。（一定年齢の者で新規裁定の者に対する対応。→事業所の担当者の設定）

○基礎年金番号の交付が早い時期に実施されていれば、以外の生年月日の複数人に係る使用等の発生は考えられなかったのでは。（紙台帳や、戸籍抄本の活用ができなくなり、申立のみの厚生者を検索するようになったのも、実施記録ができなくなった）

・よく名や、郵便局等の時点で発現できるものと推測していたので、今回の事態が発生するとは思ってなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早急な解決がなされる事から本人確認等ご苦労があるにもかかわらず、人的、金銭的な面から支給された分でしか解決出来ないと思われる。不明・疑わしき面もある事は承知のうえで期間を申出のあった者、無かった者に不公平が無いようにする事を念頭に置き、認めてやり易い方向が対策かと思われる。そうゆう今回の取り扱いは一回限りの事として真面目な者が馬鹿を見る事のないように最大限の注意が払われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の様な事が国会で取り上げられて初めて問題を新たに持ったが、会社に1件あたり幾らの不備があるはずは無いとまでは言えないとも、その量の多さに驚きました。在職中も退職後にあっても、知る限りにおいて、職員からの心にでたらめな仕事をしていたとは、今でも思っていないし、何が原因なのか、複雑な心境です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後は在職者との交流もそれなりにあったと思いますが、昨今の現職の職員の意識が、仕事以外でも、萎縮してまって立派な仕事が出来る環境ではなく！信頼感を取り戻すには真さと考えた仕事をやる以外になくて、機会ある毎に現職の職員には機会がある毎に話をしています。又、色々の会合で今回の事件以来、片身の狭い思いで出席していますが、何を思い事ばかりをしている訳ではなく、自分自身に言い聞かせて、現職の職員の心身の苦痛を眼にして、言い訳をするよりも、真摯な態度で事を進めなければと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入員への記録確認(申出)の方法がない.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入前（昭和61年頃）、年金請求等記録確認において一人で複数番号を複数払出を受けており、また就職時に年齢を若く偽っているケース等があり、記録漏れが生じるケースがあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手作業での紙台帳での管理は、膨大な記録に対応出来ないため、早期にオンライン化を図るべきであった。
また、入力時に同一人かの確認を機械システムとして作るべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

5,000万件の消えた年金報道があった時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

マイクロ記録との徹底した照合を思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者[redacted] ○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題あり
認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。.

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職して22年になりますので記憶がさだかでありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

データ記録の仕組が現在どのようになっているのか判りませんので考えがおよびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中（昭和60年以前のことですので）年金記録は被保険者の年金の基礎となるものですから大切なものだと認識していました。当時年金裁定（60才から支給）の前に必ず被保険者自身で自分の職歴と記録を照合して問題があれば社保事務所に申し出て調べてもらうように指導していました。年金問題を知ったのは、ふ～ん年前だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職当時このような問題あるとは、考えもおよびませんでした。

氏名、生年月日、年金番号の重複払出し等の相違がないように届出の仕組を考える必要があると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 指導室長	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和63年に退官いたしましたが現役時代を含めて報道されている程度以外には存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現役時代(昭和63年3月以前)主として医療保険部門の業務に従事いたしましたが、年金記録の問題はオンライン化に移行する際、記録は重要な[redacted]業務だと認識していました。

年金記録問題が存在していたことを知ったのは、報道された後だと記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

友人、知人等なるべく多くの方に問題点の説明をし小生が関係していた団体の役員会で資格期[redacted]間等の確認をするよう微力ながら努めました。

昭和36年に国民皆年金制度が施行され当所市町村が担当窓口となり後に社保→オンライン化され、その間取記ミス等が多くあったと思います。[redacted]晩年を迎えている私共にとって大きな汚点を残したと理解しています。

被保険者の権利を侵害したことを忘れず反省の念を持ち続けたいと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的な問題を承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)に限定しては答えはありません。
年金記録問題に挙げられた事象について
未統合の記録約5千万件は基礎年金番号出現による
確認されつつある効果であるが、まだ"信じ難い程である
そこで年金受給年令に到達直前から重点に集中対応し
年令50才以前の方へは充分対応できる期間を置いて整理
することにしたらどうか。
現時点で年金発生まで相当年令が若い方への、しかも
充分と言える時期にする記録の提示は、現在進行中の記
録事務処理に影響を及ぼすことがあってはならないからです。
以下次頁の都合上省略させていただきます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成22年3月に退職いたしておりますが、
在職期間においては、年金記録問題内容を
認識することはありませんでした。問題にされる等
新聞、テレビ、国会において報じられたことで
知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で考察すれば、制度発足から永年のなかで、人、システム、組織等において問題として~~取り~~挙げることなく、これの対処の機会さえなかったことに無念さが残ります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、年金にまつわる正しい記録(社保庁期間)が誰れのものか分らず問題になっていると思います。私が現役時代、月一回ペーパーで「手放リスト」なるものが本庁管理から送付されて来ていました。それと業務課職員全員で名寄せに記録突合を行い照合していました。しかしどうしても突合できない(社保庁番号と厚年記号の不突合)記録が一部ありました。その分は「不突合」と云う表示を行い、突合できた分と一緒に照合していました。この「不突合」分が本庁業務課にかいて、そのまま放置されたものと思われます。全国3000以上の社保からの「不突合」を集計すれば相当の件数と云えます。それが消えた年金と云われていると思います。しかし私個人としては、この社保脱退記録が全て保険料納付期間とは断言できないと思います。保険料未納期間が有って他保険加入期間として年金を計算する際、手続き等になっていることは事実であります。しかしながら納付期間であったか、未納期間であったかの確認できる非常に難しいものがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働大臣の対応を待つしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問1)に書いているとおり、当時、このような問題が起こってくるとは予想だにしませんでした。
民主党が野党時代に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今でも対応のしようがありません。

(質問1)に書いている未青が今さら反省点を挙げても問題の解決には役立たないと思いますが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一般論ですが、現在実施されている方法が最善と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、このようなことが存在するとは思ってもみませんでした。

国会で問題になったとき存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かびません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録は本人しか判らず、申し出により記録整備は行っていたが、最終的には請求時に職歴を申し立て、洩れ等があれば"その時点で整理すればよいと認識していた。
今回5000万件とか報道があってこの問題を知った。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

疑重複等については、過去記録整備ということで業務センターより随時送付されてきており、本人照会のうえ順次整備したが、5000万件も残っているとは思わなかった。
今でもそうだが20才になって手帳が交付されていない者には強制交付を法律で定めるべきで、本人届出制にしておくと、この問題は又発生すると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険制度は、本人なり事業主の届出制となっているため、正しく届出がおこなわれているかどうかは調査する以外方法がない。必ず記録漏れ等があると予想していたが報道があってやはりと思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

漏れがないように正しく届を出すよう説明会や実地調査等で事業所を指導していたが根本策は思い浮かばなかった。

今は、法人事業所については、法人設立の登記時に法務局で事業所の職権適用を行うべきで、被保険者となる従業者の届のみを社会保険事務所で行うべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○若い方は、年金特に給料給与天引きで、半数が会社が負担してきんと(厚生年金)社会保険料が記録に残されていますが、会社事業担当者がきまり悪らせていない、中小企業の会社が多いと思われ、その記録がどのように処理されているかは、若い一般は若んだけでなく、厚生年金加入者に、その年金記録を確認してもらう必要があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、所得税でいう「扶養控除」でかいのでは、ないでしょうか。
定期的に本人確認をしてもらうことが大切でしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録は当然ながら入社から定年後の給与の金額にかかる為、問題であり、会社からの届出が正しいのか、というケースは１例もなく（算定期間確認で発覚している場合は別）、全員も様々な事業者（大きい会社）であり、勤務していた期間が事業所名が届出をしていなかった、という期間として、記録できない（加入期間確認通知書）者も多かったことも思い出します。

○ 特に女性の場合、出産時も若くして、また、名前を変えて、勤務していた為で、その出産期間も本人自ら分からなく、氏名も変え、会社に勤務していた（年金手帳、証書を持っていない）為の相談を受ける事も多くあった事で、本人の意識で記録が出て来ない方も多くあるのではないかと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の２段では、加入期間後、相当の年数経過で、発覚した。
〃 の不足ということも記録が分からない状況であった。

会社事務担当の認識で、適正な届出を行なう、当時は説明会等が行なっていたとしてもうっかりすることが多く、広報は勿論以外にないと思います。定期的な本人に、「ねんきん定期便」以外の方法で知らせる方が必要かなと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 健康保険業務を優先し、過去の厚年手帳を確認せず厚年手帳を発行してきた経緯があり、将来(年金を請求するまでに)、年金手帳の統合が必要となることを強く感じてきた。(就職へ到底時)
  (今回の年金問題の山ひとつは、年金手帳の複数発行である。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 基礎年金番号制の導入により、解決できると考えていた。
  基礎年金番号制導入時に考えられた、年金手帳統合の方法は、今回の年金問題解決に向けて、効果的であると考える。
  早急に解決するのではなく、年令別に長期間(10年～20年)で解消していくことが、公平に処理できる方法と思う。
- 年金特別便の内容説明が不足していた。
  - 勤めた期間と届かない期間との説明。
  - 共済年金期間の把握が不十分。
- 国会、マスコミ等の騒ぎ過ぎ。
- 方の年金加入に対する説明不足。(職員へ責任を押しつけている。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

<厚生年金>
・年金相談業務にかかわった経験からになるが、
転職を繰り返している者に多く見られる事例になるが、就職する際に下の名前を変えたり、生年月日を若く会社へ届出ているケースが事実として多数ある。(これは本人へ聞きおこして聞き取る中で判明する。)
また、このような者は複数の年金手帳を所持していることが多数いる。このケースでは本人の記憶も定かでなく確認が難しいと思われる。
全てが社保の責任とは言えないケースは相当数あることを社会へ周知すべきではないでしょうか。
<国民年金>
・夫婦二人の納付申請免申込があった者については、18才未満の子を有する者については、遺族給付の年金権確保のため、受給要件に該当する者の納付を有先して納付し、一方を免除申請をしたケースが多数ある。また、一方が未納となっていることも多数ある

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①の事例を周知し、本人の相談の徹底することが解決の方法となるものと思われる。

※通知文の中で「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合があります」の言い方は納得できません。脅迫に近いように感じます。身体の状況では手が不自由で一対応できない方々もおられるのでは良いでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○転職を繰り返し複数の番号と付番に係た者については、それが当然とは考えなかった。
昭和56年度に開設された「年金相談コーナー」に配置され相談業務に従事した際に認識したと思う。(質問１の厚生年金)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問１の虚偽の届出(本人から)を防止するためには、事業所にかして、雇用する際に住民票の免許証等による確認を義務付けるか、早期に国民総背番号(より)の導入をするか、20歳到達時に基礎年金番号を強制的に交付する。(20歳未満の厚生年金はその時点で付与可能)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録については、
基礎年金番号が始まったとき、加入者に
葉書で①答(統合対象番号)を求めた時、①答
しかうた方については、年金請求時まで整理れ
ば良いと考えていたし、加入者もそれ位の考えで
いたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制が始まった H9.1月頃は、
大部分の方が10年、20年の番号を2つ(1つずつ)
持っていた事から始まるので、統合には時
間がかかる事を認識するべき。期限
切るなら、期(方法(マスコミの伝達、通知文
の和、①答のあり方)を考えるべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点としては考えておりませんでした。当時の職員は名簿方式で得喪の届により取得は青、喪失は赤」のインクで記載抹消し処理していましたので現在のような事務処理による再確認出来なかったことは事実です。しかし仕事は意気に感じ遂行につとめています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格取得届の3枚目も確認し、進達用バッグに入れて週1回 社会保険庁業務課に発送していましたので、このような問題が生じるとは思ってもいませんでした。

テレビ、新聞等で報道されるようになってから知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課の指導のとおり一生懸命頑張って来ました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

"適正に処理されている"ものと思っていましたが、このようなことは新聞、テレビ等にて知ったぐらいです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法的制限があると思いますが、公平な取扱を望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格取得届の3枚目を確認し、進達用バッグに入れて週1回 社会保険庁業務課に発送していましたので、このような問題が生じるとは思ってもいませんでした。

テレビ、新聞等で報道されるようになってから知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課の指導のとおり一生懸命頑張って来ました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の年金額の基礎となるものであり適正に処理すべきものと認識してた。

また、このような問題は2～3年位前より新聞、テレビ等により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全職員が全ての業務において適正に処理していたと思っています。現時点の反省点としては、当時、もう少し研修(教育、勉強)不足であったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職者なり申立てる本人よりの申立てによる調査及び公文記録(保険台帳、裁定原票(ニンゲン))の突合以外ないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者1人1人の大切な記録であり、当然取得時の入力には本人による確認、申立書や補足説明による慎重な判断であり、訂正の過程も慎重の上の訂正であったため、取扱いには十分注意してありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の被保険者台帳は一人一枚の台帳であり、中間過程、資格喪失者の過去は事業所記号(名称)・番号・年金番号による報酬月額の経緯、申請、表示のみの台帳であったが、これに伴う、定時月日までに入力される時は特殊であれば、コンピューター入力時にあって不明な点のより良く判断出来たのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h. その他(事務局)) 医療管理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は国民年金業務のみの従事者です。特例納付から回実施されたが、その時多くみられた事例です。
同じ未納期間を有する夫婦が特例納付の保険料が高額のため、夫婦の一方の未納期間のみ納付するケースが多くみられた。ところが「年金記録確認中三者委員会」の決定は一方が納付しており他に未納期間が無い場合は一方の未納者も納付したものに決定されているようである。さらに「年金記録回復委員会」は11月27日新しい救済基準を決定したことに疑問を感じている。在職中は一生懸命社会保険業務に従事したことを自負している。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特例納付署名簿?は保管されていないものでしょうか。(時効?)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。ほとんど全て公開されていると思います。言いたい事はありますが……。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特効薬的な方策は無いと思います。大量の不正受給者発生を承知で支給する事しか無いのではないでしょうか？
本来、本人の請求で支給する事になっていた事が……。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険料収納を市町村・婦人会等に行わせていた事、年金印紙・検認印等、直接現金納入で無かった事と思います。
厚年関係では差押え等強制徴収がほとんで行われなかった事、大体税務署ですら十分行えない徴収が社保で片手間で行えるわけがありません。知識、人員数から----
社保職員オールマイティは無理です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金については、旧台帳等を完全に保管しておいても役場→社保の流れでは的な記録が不能で市町村と社保との台帳突合しかうほか無かったと思っています。
厚年では得れ有りませんが、社保番号(基ソ)ともっと早く、正確に実施すべきだったと思います。(今でも社会保険番号不正が有るようですが)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○特に認識はありませんでした。

○退官後、5年間ぐらい経過してから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 3号被保険の取り扱いについて
旧被扶養者は、3号該当者本人が市町村窓口で手続きを行うよう求められており、広報も市町村や各社保事務所に任せきりで、マスコミも今みたいに取り上げてもくれなかった。しかも届出が2年過ぎると、それ以降は3号未納としての処理が法制化されていた。手続上の過失に関わらず、3号該当として、確認できた時点からすべきであった。被用者年金の保険料にも3号分を加味して求められていたと思う。
今は、被用者年金の事業主へ手続きするように改められてはいるが!!

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

3号未納については、被用者年金の被扶養者となった日、又は確認ができた日から、時効的に3号該当とすべきで、3号未納の制度は廃止すべき。(今はそうなっているかも知れませんが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

④ 重複手帳について
（ただ、有識者の入はほとんどいなかったが）
国民は制度強行なおかつ 行政が強硬し 到金判断方式をとっていたが、原則は行政指導かしかかず、判断でなく証拠也一式うだったことと、便保証をえられないという判断からだと思うが、年金所を変わるたびに新たな証書を発行される いわゆる重複と思われる事例が多数あったと思われる。年金をごまかし、ひどいのは名前すら偽るケースもあったと思われた。今みたいにコンピューターもなく、年金への付記事の確認すら各種づけてなかった時代だった。いわゆる、国民も自己も意識が薄く感じられ、将来的な対応策では、統合するのに大変だろうとその当時から思っていた。
消滅年齢導入後は、該当者宛一切のメッセージが画面に出るようになり、附箋紙を貼り、その旨記載して送付していたが、重複取消前は以外と少なかった。もっと徹底的に確認して対応すべきだったかも知れないが、当時の人員では無理だった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記年段については、個人的対応は無理だったと思う。やはり法で規制しないと。オンライン導入後は、最初は年金Cの地方に、この該当者しか以外どこどこに基礎年金番号をもっているのではないかと、照会して対応していたが、該当者自信が以前勤めていた年金所を隠していたり、偽った履歴を出したりして、確認できず、付加証書なども遅くなることから上記のように附箋対応とした。
今後は、国民番号制とするか、遅くても20才到達日で強制付番しないと、重複はなくならない又は減少しないでいつまでも同じ事の繰り返しと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

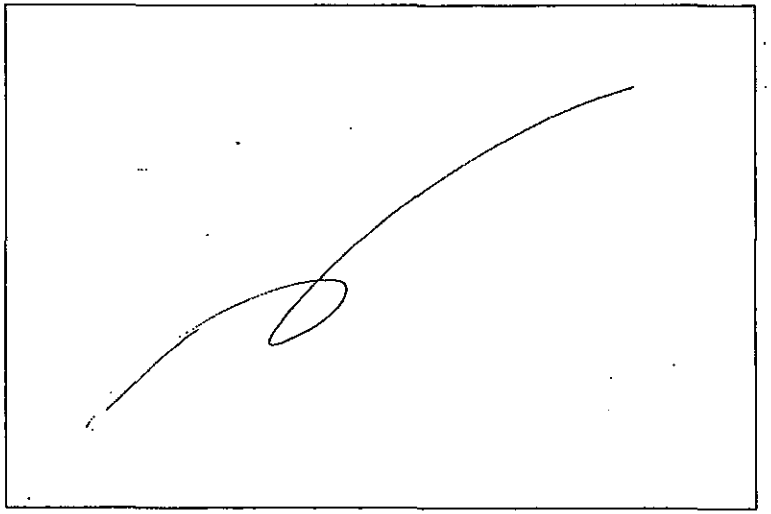
回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人が年金請求する時点で、(職歴)記録が確認されるので、請求時点で記録訂正されれば良いと思っていました。

記録の不備がこんなに多くあるとは、全く知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

原票(紙)の記録から、コンピューターに入力した時点で、1度、本人に記録の確認作業をしていれば、現在のような大きな問題にならなかったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 以前会社の雇用は、採用により年金所限等おうけついた事業所が多数あり年金とごまかして就職している者がいる。これは主に月日のズレの原因のひとつ。

2. 就職・転々としている者は、その都度厚生年金保険被保険者証を提示しなかった者が多く。また短期間の場合会社が手続きしていなかったり申告して年金記録が未統合となっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・住民基本台帳ネットワークで照合し、疑わしい者に記録等明示し確認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金請求時に記録不明な記録がある場合、その時調査すれば済むと思っていたので問題意識は無かった。

・このような年金記録問題の存在を知ったのは平成19年ごろのマスコミ等です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 年金に関する関心が薄かった点。
1. 制度ごとに年金番号等を附番した点

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ・ (退職者)
所属	本　庁 ・ (地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙記載の事象例のほか、設問の「世間一般に知られていない問題例」はないと思っている。
ただ、年金記録問題は、極めて深刻に受け止められており、その改善には、相当な期間が必要とされ、かつ、知恵と工夫が望まれている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

かつて、(数十年前)、手書旧台帳時代に、名寄せの結果、重複する被保険者台帳について、同名異人かどうか事業主あて照会するなどして、記録整備に当った経験があり、すでにこの頃から様々な問題があったのではないかと記憶する。
よって、これら諸問題解決の糸口として、ねんきん特別便の活用や、容易ではないが、能う限りの照会業務を積極的に行うことが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時、被保険者記録の業務処理は、手書きの旧名簿、台帳からオンライン化に移行、さらに基礎年金番号導入によって記録の統合が行われた時期であり、通常業務の中で、特に年金記録が問題視されることはなく、当時、問題が存在したとする認識は全くなかった。
その後、今日的年金記録問題が生じていることを新聞報道で知った。今から３、４年前の事である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、質問３の回答のとおり、年金記録等に問題ありとする認識はもっておらず、従って、その対応策をとることもなかった。
しかし、その後種々の問題が顕在化し、現時点において、その反省が求められている。
例えば、適正な被保険者の資格の確認(時に行政庁の職権による照会及び実地調査の積極的行使)であり、国年の記録照会(資格記録、納付記録)の実施等であろう。
また、年金手帳再発行の重複取消、氏名変更の届出の励行など、事業主及び被保険者等の協力義務の履行の徹底等が反省材料として挙げられる。
なお、最も反省しなければならない事例は、資格、標準報酬関係の作為的処理である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在籍中は国民年金業務を主に担当してきましたが、年金記録は市町村から社保、そして本庁（業務課）へ進達され、時々事故リストとして照会がありましたが、その都度対応処理して、滞りに業務は推進されておりましたので、今回のような大問題になるとは全く予想もできませんでした。本当に残念の極みです。

○ 数年前がハッキリ覚えませんが、週刊現代で初めて矢ロリ答きましたが、その後、テレビで連日放映され現職の方々のご労苦を察しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していなかった。
新聞等で公表されてから知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

就任当時 脱退手当金の設定を1日数件行っていたが
(S.30年)
その部分が全国的には数万件あるのではないかと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全照合しかないと思う(専門知識のある者による)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の誤りを信じていたが、このように記録漏れ事があるとは考えられなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題は長い将来を見すえた政策をまた実務を行うことが必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金記録については、「記録は命」ということで取り組んでました。以前は市町村との合併突合、納付組織の指導、協力依頼等日夜努力してきたつもりである。
納付記録については、納付組織(町内会、婦人会、等)、市町村、社会保険事務所、そして一方への進達という経路で管理されているはずである。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所職員だけに責任を負わせているのでは、解決はむつかしい。職員の活用を考えるべきである。決して悪いことはしていないと信じている。社会保険事務所は社会保険庁員、国民年金委員等民間組織を動かして社会保険行政に取り組んできた実績があり、これを活用することは出来ないのか。
問題解決には人が大切である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

総務課では「記録は命」ということで教育されてました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識しておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本　庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職安、市町村、基金、企業等に更に協力をお願いしていく。

裁定請求受付窓口で、未整備の記録がある旨を表示し、職歴の確認依頼をお願いする等の方策はいかがかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未整備の記録があることは良く知っていましたが、これほど多数に昇るとは記識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求受付の際、職歴確認を徹底するよう努めました。

方は、多数の未整備記録があることをもっと早く地方に周知させ、解消に向けた対策を示すべきだったのでは、と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年6月、地方事務官として採用され、厚生年金被保険者記録業務部は、被保険者ごとに資格取得届に基づき原票を作成していた資格喪失届に基づき、原票に資格喪失年月日の日付印を押して記録訂正の二段ある上部分を切り取って、年金保険者に進達していた

年金記録の進達については、新規加入年齢等よりも多く再取得者分は区分して、定期的に取りまとめて、進達票ケースに入れて送付していたと記憶している

社保事務所では、毎年の算定基礎届時の突合調査等を行ない同様に処理されていたと理解しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

算定基礎届と毎年実地調査(5~6名訪問)する中には、届出義務者で事業主が故意に届出ていない従業員が見受けられたと記憶している　長期間、時効で保険料が徴収できない人がいた

この制度が現在になって、年金受給年金になって初めて本人が関心がでて、届出漏れ等があったと思われる

これも、高度成長期で年金生活に関心がなかった時代で、現在になって問題視するのもどうか

厚年法75条、適用者の対応はどうしますか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和時代の厚年被保険者になると保険料負担があるため本人が加入をしないと申し出ていると事業主から話を聞いていた。
また、事業主負担があるので加入できないと言っていた記憶がある（質問２に記載と関連）
よって、老後の生活に年金給付が重要性を増した現在このように社会問題になるとは、国民は想像したとは当時は考えていないと思われます

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

遡及資格取得届を事業所調査で判明した場合、一括して保険料徴収の問題が発生し事業主が負担能力（解雇等）でがなく、遡及期間の免除等が申出があっていたと記憶である担当者は加入期間を免除する場合、担当課長等に相談し判断をあおいでいたと記憶します
年金記録問題は社会保険の重要性を欠いた事業主側にも問題がある。標準報酬月額の事業所の訂正、遡及金額等について、会社解散し倒産した時、事業主の申し出を記憶した事が現在になって社会問題化している。現在の職員に申し訳ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すぐには分かりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えていません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金について
○ 以前は妻の納付状況により母子年金が支給されており、夫婦のうち妻だけの納付はかなりあった。夫婦の片方(特に妻)が納付していたからといって、そう一方が納付していたとは信じられない。
○ 市町村との納付状況の突合は年度を過ぎてから前年度について実施し、その後に未納通知を送送していた。また、1年に1回は未納に関する通知(徴収の案内等、追納も含む)をしており、何年も経過してから納付していたと申し立てるのは考えられない。
○ 真面目にコツコツと納付していた人が損をしているようで腹立たしい。納付意欲がなくなるのが心配である。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録が完全につながっている人を除いて、全員に過去の職歴、住所歴を報告してもらい、その一つ一つの確認のために多くの時間と人数を動員していくしかないと思う。

安易に空白期間の納入を証拠もなしに本人の申立だけで認めると、正直な人がバカを見ることになり、納付意欲がなくなり、制度が成り立たなくなると思う。簡単に納付を認めないで欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○厚年記録にフリガナをつける時に、事業所に負担をかけてはいけないとの理由で、社保で勝手に、しかもパートた作業していた。将来本人が年金請求する時は本人の申立てと職歴を照合すれば問題はないとされていたが、個人が将来までキチンと記録を管理していることは少なく記憶もあいまいになるのに大丈夫かなと思った。

○基礎年金番号への際にも、氏名、生年月日も入力して同一人ではないかと思われる人がいても、その旨を通知して本人から連絡か調査することとして、いくつも番号を発行していた。~~国年は市町村に移~~事業所が早く健康保険証を発行しろと言われないように、この取扱いにしたのだろうか、問題の先送りと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○大丈夫かな、将来が心配だなと思ってた、上級庁から取扱通知が出されたら従うしかなかった。将来、ちゃんと申立てをさえすれば記録は統合されると自分を納得させていた。

○制度改正等の変換期には、時間、手間、非難、金、を恐れず正確に処理することが必要と思う、また、改正等の際には、当局の意見だけではなく現場の意見を聞いて取り入れるべきと思う。

○戦前の記録、厚年等の旧台帳は早急に統合すべきであった。今の問題先送りのつけが、今、地方の社保に迷惑をかけている。

○年金不信は制度発足時からの問題の積み重ねであり、のびき見や不正処理のせいではない。非難の矛先がすりかえられていると思う。

○責任を取るべきは、これまでの政策を決定してきた厚労省や社保庁の幹部であると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①私は、残1年へ2年にかけて、年金記録の期間照会の仕事をしていました。旧名簿を一枚一枚めくりながら、一部は、判読不明の文字もありました。
従って全件完全処理は不可能だと考えます。
②従前から、滞納全件処理は、H10年頃までに1つのそと記憶しています。これは必要と考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①難しい。皆人力で救済するのも----。

②基本は、本人からの相談の上、処理していくが、未加入期間は、さかのぼる必要はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で報道されるまで(18年4月頃)
知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・宙に浮いた 5000万件という多くの数字にビックリしました。
そこで、定時に記録の再確認をするので、その
ときに記録に整備されると考えていた。
・社保方式から税方式(基礎)が妥当と考えます。
・短期間の記録は事業所からさかのぼって提出されるか不明。
・5年時効の手続きは、地方で独自でやっているが変えられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・社耶最後の頃は「消えた（宙に浮いた）5000万件」が話題（問題）になっていた頃です。
当時自分としては、社会保険庁は最新鋭のコンピューターを備えるなどして適正な記録管理を行っているとの認識であり、「消えた年金記録」の大部分は別の理由（手帳の重複発行者、転転転による転業適歴の喪失者、結婚等による氏名変更者、適用時における生年月日及び氏名相違者等……）によるものであると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・市町村に対し年金記録台帳（旧台帳）の在否について照会していたと思う。
（反省点）
・庁の方針として、事業実績（収納率向上等）に重点を置きすぎ、記録管理や被保険者（受給者）の方々に対し、広報を含め、極め細やかなサービスが不足していたのではないでしょうか。
※　今回の「年金記録問題」については、全てが社会保険庁のズサンな年金管理によるものであるとの報道等されているが、確かに記録管理をしっかりしてこなかった社会保険庁が一番悪い（責任）かもしれないが、自分の記録をしっかり把握してこなかった被保険者（受給者）の方々にも、責任の一端はあると思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表以外 無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先ずは、全国民から特別便の回答を頂き調査する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

若い人は年金に対する理解が不足している点をもっと早くから政府が教育(指導)していくべきであった。
政府公表があり知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本の指示を職員全員へ正確に伝え実施しました。
地方事務官制度で国(政府)の指導が不足していたと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上に記録されていない未統合の記録を、コンピュータ上に収録作業をすることは必要と考える。そして、収録された記録の問題点を精査し、結果を公表し改善措置をお願いしたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号統合時以降は、年金相談や、年金説明会等では、請求時に統合するより分かった時点で統合することを説明した。
しかし短期間勤務の人は、会社名を覚えていない人が多かった。
調べるように指示してもらいたい。と言う人が多かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金特別便の未回答者へは職員と共に戸別訪問を行い説明作業に努めた。
しかし、遺族年金受給者や、短期間勤務者の場合は会社名を覚えていない人が多かった。未収録記録の収録後、最終的には政治的救済をお願いしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

分りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に人数をかけて調査を行うことが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民の老後を支えるものであり大変な問題と考えていた。
記録には戦前からのものもあり、完璧に整理されているとは考えていなかったが、マスコミに、統合されていない記録が5000万件以上あると出た時は自分でも正直驚いた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の指示により関係団体に説明に廻った
反省点としては、マイクロ化や電算化等その時そでもう少しきちんと取り組むべきであったと思っている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている報酬を含めた年金記録のご案内を継続することで、本人も自分の記録管理ができ、前項の年金記録の取り扱いにつながると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複した番号をお持ちの方が多く存在しているとは思っていましたが、年金裁定時に統合がされていると思いました。
又、業務センターでの照会、調査により計画的な統合が行われていると思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

疑重複リスト等への徹底した処理等、取得時の調査を等
もっとやっていればと思いますが、当時としても
少ない人員で精一杯やってきたと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i). 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題と言っても事象のとおり多岐に渡っており一概にこの方策がよいとは言えない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題など存在していることは
思っていなかった。
退職後数年経ってから知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はなかった。
未統合の件については、本人の申告どおりの取得届による誤りが多いと思っている。
又、企業による二重取得（過去の番号）確認の不徹底も要因になっている。
皆年金となった昭36年にただちに基礎年金番号を導入していればと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判らない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録～正確なものと認識していた
問題の存在～新聞等の報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「消えた年金」のニュースは新聞、テレビ等で知りました。
20数年前、当時を振り返り、考えると、年金記録の処理は、適正な業務処理を行っていたので、問題する事項はないと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年、船保のコンピュータ未収録膨大な数に驚いています。事情内容はよく判りませんが本来1件ごと解明調査は至当と思うが、長期調査時間も要するので、本庁で良き、対応策をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１．年金記録問題については、長期間納付による年金制度であり、その期間記録は重要であり、適確な記録保存が大事である。
２．「消えた年金」と新聞、テレビで報道され始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１．記録調査等で、今、私々が出来る仕事があればボランティアでも協力したい気持です。

２．長期給付の年金制度である以上、さらなる厳重な保管管理が必要でなかったかと思います。
こうゆう問題が起り非常に残念に思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者資格記録は将来の年金計算の基礎資料として紛失しない様丁寧に正確にセットーに大事にあつかっていた。
・新聞・テレビ"の報道で"問題が存在することを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、~~年金手帳~~台帳化する際、紙台帳(旧)、厚生年金台帳と十分確認チェック"をすべきで"あったかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今回の年金記録問題が取り上げられるようになって、始めて被保険者記録等が正確に収録されてないことを知った。これまで庁内において確実に処理されているものと信じていた。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では特段の策が思いうかびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には今回のような年金記録問題を想像することすらありませんでした。
ただ国民年金保険料については、その都度再三にわたり催告状の発行を行っており、本人もその時点では未納を承知していたと思いますが。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金番号を複数もっている方は年金請求時までにまとめられればいいのではないのか、という認識。
- 職歴については記憶のあるうちに年金手帳に記載しておかれるように機会あるごとに話をしていた。(年金記録の相談を担当するようになったとき)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金はかなり受取りまで相当な年数を要し、その間、自己管理も完璧にできる人は多くはないかもしれない。そのため基礎年金番号制を徹底的に行うことが必要だ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題になるまで知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問とかもありませんが、年金番号払出別に氏名及び生年月日別に出力出来るように出来ないか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○現在、総務省の第三者委員会において、年金記録の申立の調査が行われ審議決定されているところであるが、情報公開されている"あっせん"となった事案で家族の納付状況(両親は完納されているから子供も納付はされていた)周辺事情(一緒に掛けていた人の証言:納付期間の事実証言がない)のみで救済措置がとられているのが見受けられ、これまで苦労して保険料納付してきた人との公平性に問題がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○先般ニュースで2年以内の未納者には納付されていたものと救済される措置はなおさら問題があると思う。

○今時点では一件毎、着実に解決するしかないのではと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○未統合記録が5千万件あることは驚きであるが国民年金において当時の事務処理は被保険者(紙)台帳に記録して、市町村との被保険者名簿との突合を毎年から2・3年毎行なっており、適格に行なわれていたと思っている。
○基礎年金番号への切替・統合処理後の未突合分が各県へ照会(返定)されてなく放置されていたのではないかと思う。
○マスメディアの異状な報導前に庁は予算措置し対処していればと思う。
○納付記録においては、当時、納付勧奨や戸別訪問を行った際、未納者カードに事跡を記録しており年金申立者に提示できないものかと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○(質問2)に記載」

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今月特別便ですでに支給者・被保険者等の記録の確認を行っているので、その記録をもとに、迅速な処理を行うべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録については適正に処理されているとの認識をしていたのでこのような問題が存在していることを社会保険庁の不祥事や新聞等報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍当時はこのような問題は存在しないとの認識で考えていた。
このような問題が発生したことは非常に残念に思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題があるなど全く知らなった

いつ頃かはっきり記憶していないが
マスコミなどが取り上げだしてから
はじめて知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、既に新聞、テレビ等で相当に報道されていますので、それ以外では、特にありませんが、年金制度が、発足したのが昭和36年でしたので、昭和20年代、すでに、戦後で社会的にも、非常に混乱を極め、ラジオ放送では、毎日、肉親知人を捜す"尋ね人"の放送があるなど周りの人々でも、年金を受給している人はいませんでした。
人々は、遠い将来の年金の事より、現在を生きぬくは活の方が大事で、年金に対する認識は薄かったと思います。今こそ、年金の大切さを考えますが、当時、60年、60年先の、現在のような年金時代の事は考えなかったと思います。
就職難で、転々と転職する人も多く、転職の際の、お採用条件などで、前職を隠し、年金も考え、前職で納入していた年金番号を名さず"に、新規に、年金番号を授けた人も多いため、其の後に、年金番号重複取消届出をする人も多く見られました。
しかし、年金手帳をいまだなくしている人もまだかなり多くいるのではないでしょうか。
転職を何回も重ねた人や、年金番号を幾つも持っていた人達には、再度、年金番号を、再度、照会してもらって、本人の記憶どおりに、年金期間が継続していない場合は、その期間の年金番号、氏名、生年月日等を、控えていた転職や就職先の、照会する事が有ると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、社会保険庁による入力等の処理ミスが、原因のひとつに、なっていると思いますが、その、一点に絞らずに、上記のような点について、広報する事も、ひとつの方法ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の事を知ったのは、新聞、テレビ等で報道されるようになって、かなりですが、5千万件という数字は、信じられず、5千件の間違い報道では、ないかと思いました。被保険者の記録不備については、社会保険事務所では、社会保険庁より、被保険者名簿リスト(正式名称は不明)が送付されて来たものを、その都度、調査して、社会保険庁あて、返送していた事が思い出されて、社会保険庁では、順調に処理されているものと思っていました。

そんなに大変な件数になっていたのなら、どうしてもっと早く全国の地方庁にも、連絡をして全体的な大問題として取り組む体制を取らずに放置していたのか、理解出来ません。

なお、マスコミ等の社会保険に対するバッシング報道は聞くに堪えないものがありました。

地方庁の職員も、社会保険庁のスローガン「迅速、正確、親切」運動を行政の基本理念として、行政サービスに努めたと自負しています。

しかしながら、現実的に、5千万件の記録不備があったという事でしたので、これは、社会保険に籍を置いていた者の一員として、全体的な責任を取らせていただく積りで、平成17年に、一通ずつのあれな「寄付申込書」により、寄付金を納付させていただきました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成9年に、基礎年金番号を、1億人分、出したとき、3億件の記録不備があったそうですが、今度の問題で発生したと云われるような、照合プログラムを、もっと以前に、当時の社会保険庁の幹部の方々は、その問題の重要性、緊急性、必要性を真剣に訴えて作るべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a.本庁部長級以上 b.本庁課長・室長・企画官級以上 c.本庁課長補佐・係長・主査級以上 d.その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e.事務局長　*平成11年度までは課長 f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g.事務局課長補佐・係長級以上 h.その他(事務局) (社会保険事務所) i.事務所長 j.事務所課長級以上 k.その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍中、年金の記録係を担当した事がありませんので詳細な事は判りませんが、今思うと就職を有利にするための年金改ざん代名を偽り適用を受けていたケースが多かった(派遣としてはホテルのメイドサービス業の男性が多かった)この様な方が今問題になっているのではないでしょうか。また、年金に対する知識がないの就職する度に年金証を取りかえる方も多かったと記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

説明会等により、この様なケースがあるから年金代名はよく確認する様指示をしましたが事実上の面当我孫ですから正しいものと思い込んでいました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

別紙

回答票④

(質問 3)

年金記録問題について

昭和三十年代の後半までは一部の被保険者に、氏名・生年月日を故意に誤った届けをする者、転職の際に新規取得し年金証を複数枚所持する者が居た（流れ者や旅館・サービス業に多い)。　　我々社会保険職員は機会あるごとに正しい届けをするよう指導してきた、また　旧名簿から被保険者原票（新帳方式）への記録転記に誤りも有った。　しかし原因の多くは年金業務室への記録の進達方法が本庁の都合で度々変更され一貫してなかったことにあると思われる。　地方から進達した記録を年金業務室でコンピュウターに誤入力したものも多数あった。本庁の混乱が地方庁へのしわ寄せとなり年金記録の補正作業が多くなり地方庁は負担を強いられていたものと思われる。

四十数年前から将来において被保険者の資格記録の誤りが多くなり問題化することが予想された。

(質問 4) について

[redacted]年前までは問題点を上申すると地方の職員は考えなくてもよい、本庁の言うとおりに仕事をすれば良い、問題点は本庁で考え対処すると言っていた。

地方の第一線で働くものの意見等を参考にして対処願いたかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録については、年金を受給する要件として、最重要であると重く受け止めておりました。

・年金相談と併せて、期間照会（年金記録）の事務に携わるようになった時に再認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・過去の年金記録の照会で、記録にない期間を証明する証拠書類の提示を求め確認のうえ補正。
証拠書類のない場合も、本人申し出る正しいものとして聞き取り調査、また、当時の同僚、同期入社の氏名等の申し出を受け、慎重に本人確認をして、補正するよう努めた。

・職員一人一人が役割を全うしなければと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は認識していませんでした。
テレビ、新聞です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行なっている処理方法以外は特にありません。
~~特になし~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・標準報酬の改定等については、私が業務に携わっていた事もなく、又指導する立場になった際にも、一切見たり、聞いたりした事はありませんでした。

・年金記録のもれや重複については、その当時は年金給付の相談や、年金請求で窓口に来た際、WMで名前(旧姓併記者については旧姓日)と生年月日で調査し、求人からの前さ取り調査で追加、訂正の指導をすることを指導(指示)されてきました。

・基礎年金番号を付与する際の事前、事後の整理が問題だったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号を付与する前に、重複の整理をして付与すべきだったと思います。

・年金問題がマスコミで報じられた時、それぞれの事務所で皆的の被保険者(受給権者)の台帳、旧台帳、市町村台帳を照合すればかなりの数で整理できたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。

(質問１)

年金記録問題については、すべての原因が社会保険庁のずさんな記録管理かのごとく報道されておりますが、私たち直接担当してきた者として非常に残念でなりません。

確かに、手作業から機械化への切り替え作業を平常業務と平行して短期間で処理したことで地方庁から社会保険庁に記録事項を進達した際、事業所、被保険者の整理記番など記録事項を十分な点検をしないまま進達したことは事実ですが、この際、年金手帳の記号番号はしっかり点検（記入漏れ）しましたのでそれほど多くの記録ミスは発生していないと確信しております。

これ以外に記録不明の原因はかなりあると思います。例えば、転職の度に年金手帳の記号番号を新しく払い出しを受けたために資格記録が継続できないこと。この場合でも、後に重複取消の処理をしないまま紛失してしまうことにより年金手帳の記号番号での記録出力ができない例。また、就職した事業所名を登録事業所名ではなく通称名で記憶（○○ホテルは、実は△△株式会社などのサービス業）しているために事業所記録からの出力ができない例。転職の際、女性に多く見られた傾向ですが年齢制限のある求人の場合、例えば、３０歳まで年齢条件があればその年齢に入るように生年月日を偽って履歴書を提出する場合など、また、極端な場合、事業主を通じて機会あるごとに指導しているにもかかわらず、当然被保険者となるべき者であっても、俺は、貰えるかどうか分からない年金保険料を払うよりも今の手取りが多いほうがいい等と社会保険に加入しない者もいました。もちろん事実が発覚すれば届出を求めてはいましたが、このような場合、賃金台帳などで未適用者を確認することができないのがほとんどです。もし、このような人であったとしても一部報道であったように、同時期に働いていたというだけで同僚の同意があれば被保険者であった者として認定するという取り扱いをすることは、真面目に保険料を払ってきた者と不公平になると思いますが如何なものでしょうか？

このように、被保険者自身の責任による部分が相当あるのではないでしょうか。

(質問２)

社会保険庁を解体するなど、ここまで政治問題化した以上、政府の責任で解決するしかないのではないでしょうか。

(質問３)

年金記録については、機械化移行作業を完了した後も旧被保険者名簿、旧被保険者原票、は永久に保存するべきだと思っていましたし、在職中は年金担当が長かったこともあり旧名簿の補正、保存に努力したつもりです。

(質問４)

私自身、反省点は思いつきません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている年金特別郵便等により最終的には本人に確認する以外に方策はないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の年金受給に反映される重要なものであり
年福処理にあたっては迅速にもとづき処理されて
いるものと思っています。
報道関係で初めて知り驚くとともに信じられ
ない気持ですが組織ぐるみだと報道には
心外であります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 (j) 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特別な問題点は記憶しておりません。
ただ、制度上から予想される事として、(加入者の)
・厚生年金出(脱退手当金)と国民年金(第3号)(ヒットせず)加入者の認識、及び適用除外扱いの者で加入認識が有ったこと。〈社労の指定有り〉

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○旧年金台帳の再調査しか無いと思われますが、現在、その資料の有無不明と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○受給権が長期加給の発生のため、制度上の誤認が生じるのではと思った。
特に感じたのは、56～57年の窓口担当年金事務当時のころ。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○56年～57年の年金事務当時、他の係の年金事務と二人で、年金受給資格を決していて、未請求と思われる者の調査に多数で、不一致が判明した例、すこしでも早い受給権の調査が必要と思えた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有効な手段で解決に邁進していただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題がマスメディアで報道されて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金・船員保険の旧台帳には、高令等で再就職されてない人や死亡されてる台帳は公いのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日々の業務を間違いなく処理するよう努めて来た。
年金記録に関しお時に問題意識は持っていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
別庁社会保険事務所長	(社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旅館で働いていた女性で、夫に見つからないようにするため、偽名により加入していた者がいた。これが本人に合わないものと思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点において満点の解決策にないと思う。このような問題があることが考えられなかったから

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活において、最大な(資金)ものと考えていた。この事を事業主及び被保険者説明をして来たと思っています。
年金問題報道されるまで記録に不具合があるなど考えてもいなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金については、事業主による届出であり加入、退職による喪失届がされますが、国民年金は市町村に各自の申出により加入届がされていた。

社会保険事務所において厚生年金の喪失と同時に国民年金の加入処理が出来れば良いと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・戦後まもない頃の古い紙の名簿(台帳)は紙質が粗悪なためか変色にカナ書の小さな文字や数字が判読不明なものやちぎれてなくなってしまっている記録の現状から知った。

・昭和の時代は全体として年金よりも健康保険制度に対する重点があったかと思われ、職員も年金制度に対する重要性について希薄なところがあったようだ。事業主や被保険者も年金はいらない健康保険だけがいいという考えを持っていた方も見られた。このことから多くの被保険者が調査つど救済されていた。

・脱退手当金を退職金の一部として被保険者負担金を払っていた事業主も見られた。

・戸籍には異った氏名や生年月日と使った被保険者もすい上げた。又年金手帳(カード)を勤務した事業所に持った者もおり、短期間つとめた事業所名など忘れた者などが数多くみられた。

・同じ事業所に勤めながら、Aさんは年金記録があり、Bさんには同在被保険者と言われたが記録がないといった。事業所によっては雇用条件になるもの?(退職)をつけて行ったケース現実にある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在行っている、ねんきん特別便(定期的に)を継続して定期的に実施し被保険者による確認をさせること。

・年金記録もひとつずつ、又保険番号もひとつずつの(統合されたものが)

・保険料を事業主負担があるので、未納や未加入被保険者来てくる。徴収方式はなるべくすべきと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 古い紙の名簿（当時の記録）と見比較のため担当の始めの１年程になって「本当に管理の仕方はこのままという不安はあった。
- 報道により「ずさんな件」という記録不備があるということを初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 大分、別府の二つの事務所において、旧四名簿・旧名簿と同じ事務所が複数に分かれた名簿のすべてを統一し、チェックしようという簡単な判別が不明になりそうなという理由もあるとともに、イレバ順ったと五十音順ごとまとめ整理し終った。
- 大分事務所の被保険者名簿に基礎年金番号を含め複数に分かれたものを五十音に一冊に書き写すが永年保存用と台帳用として作成し記録なし調査しやすいものとして作成した。
- [redacted]年金制度概要などと同じことを含め在職老齢年金者台帳に基づき在職年金の受給可能と思われる方とお知らし年金相談に応じるよう年金便りなどと実施した。
- 反省点は、年金と担当するようになり記録の重要さを初めて認識した点が最初から大切なものとすべきであった。名簿などの整理も一人ではなく全体ですべきであった。
- 年金制度の変遷は、担当になって初めて認識した。記録については、突合を行ってつくづく再認識されたと思う。すべての職員に一つの経験とすることが重要と思われるが、せめて年金制度の変遷を理解しておくべきと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要であると思っています。年金記録問題がこんなにあるとは新聞報道等で初めて知りました。
私達の時は原票方式で原票の記録欄が全てうまるか又は喪失した時に進達をし、不備な時は返戻され、それを継続して再進達をしていたと思っています。それで記録が不明であるとは思ってもいませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

難しくてよくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

年金記録について批判されるような事務処理はされてはいないと思っていました。何故だかは、改ざん事項にはきびしく目を通していたし又疑問のあるものについては、その都度きびしい指導をしてきたからです。

未納等の問題では何でしても当社、職員から上司の指示に従わず、勝手に事務処理していただけ、処分もうけません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 厚生保険料納付(年金記録関係)

被保険者の資格取得、喪失、種別変更など、者と面接して保険料納付で等は役所(社会保険事務所)の指示等、未だ定められている部分も多いので見直しが必要という点にかえて欲しいです。

2. 相談体制の充実

社会保険庁からくる郵送物にお客様に対する相談窓口の住所、電話番号が全くのっていないので、もっと分かりやすく、思い易い配慮が必要である。

これは改善する様、当然行なうべきであった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 被保険者に対して、不明者が出ないようにしなければいけないと心から認識していた。
2. 社会保険庁の解体、テレビ等で、このように世間に知られるようになったのを見、聞いて始めてそのように。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 私は保険料納付の保険加入関係については、社会保険事務所の方で、手続等していると思っていた。
市役所、役場は、それぞれの部署で専門業務と責任を持って仕事をしていると思う。

私に入ってからだと思います。
私は、20代前半で、それまでの手続等という観点というものが分からなかったので、その後は、なくなり、後日の退職、再就職の保険料納付部分、放置されていたと思われるので、年金課員より、発送文書の送付されていた。
最近、社会保険庁の事務所、保険料未納のニュースを中心とした行政の行為がかいてい、ということについて、この記事に、自分の事と言えるだろうかと思うのは、その後に、「年金記録」について、初めて、世間に知られるようになり、改めて知ったということです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に対応するほかはないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金額の基礎となる重要な記録であり不正な取扱いは考えられない
又地方が業務課へ記録を進達し相違した記録については要調査で返戻され修正して再進達していたと記憶しており記録がなくなる等考えられない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何故5000万件もの事故件数となったか不思議としか云いようがない。なぜもっと早くからチェックできなかったかが問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が社会保険調査官を知っていた昭和60年頃、厚生年金被保険者番号重複取消面をたくさんもってたことを記憶しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点を一件一件、誠実に迅速に処理していくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現役時代、年金記録問題を意識したことはありませんでした。そのような問題を知ったのは新聞、テレビで報道され始めた頃で、確かな年月は憶えていません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の知り得た問題点(新聞、テレビで知り得た範囲)を友人、知人、ロータリークラブ、私の営む会社の社員に説明しました。例えば各種届書の記載仕方、年金番号重複払出、取消、脱手支給の認定期間の取扱い等について。

~~全体~~集団への話については余り手答えはありませんでしたが、マンツーマンの話では良く通じたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが
事学計の偽装全喪の話はありましたが確認
したことはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の年金記録事務処理は、氏名、生年月日、性別（受給者保険）の申請書の届出義務であり、届出内容の確認はできなかったことと、社保事務所において、記録誤りが発生した場合、市の業務センターより未払リストとして返戻されていましたが、コンピューターで出力されたリストであることから、社保事務所の付与転記誤りか、市のパンチミスが不明で、一部は調査不可能な記録がありました。
又、未払記録のうちの多くは、加入期間の喪失期間と思われていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一部は社保事務所から返還された記録紙が添付されて返戻され、処理誤りの調査に行くこともありましたが、大部分は添付されず、確認のできない記録が多くありました。（返還された記録紙の添付をお願いしたく思っています。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

主に、国民年金業務を担当してきたが、年金記録について、一般に知られてない問題は、特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中（平成7年3月退職）は、年金記録問題等の認識ありませんでした。

退職10数年後、国会で、マスコミでも大きく取り上げられたことから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

有りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞・テレビ等の報道時

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在する紙台帳と現在のコンピュータ記録の照合、ねんきん定期便、インターネットによる年金記録照会など、現在とっている方策を続けることは有効と思います。
また、年金通帳の交付も効果が期待できると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化前には、同制度で複数の手帳番号を持っている人が、相当数いると思っていましたが、基礎年金番号の導入で記録統合されたとの認識はありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談を担当したときは、裁定請求時に、年金加入記録の再確認、職歴などにもれはないか、十分に聞きとりすることに努めていました。その当時は完了(消滅時)で重複取消届を受理することも相当ありました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中は、年金記録について特に問題点等があり事務に支障を来たした事はなかったと記憶している。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録がないもの等についての問題は、主に事業主から保険料が正確に行なわれてなかった事に起因していたものと思われるが、古い記録で台帳方式のものとなれば、各月の期間を調査して埋り返すことは、困難であるものと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、受給権発生時の大切な記録であるものとは十分に認識しており在職中は(厚生年金になる迄)紙台帳で厳重に記録していた。しかし紙台帳を全て社会保険庁に移管しコンピュータに移行した時点で多数のエラーが発生したが本署の場合は、すべて事故リストで補正して庶務課に返還しており、その後の裁定請求において最近騒がれている様な事例は見受けられず問題もなかった。
又、この様な種々問題があることを知ったのは、ここ数年前のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前記のとおり、在職当時(約20年前迄)は、記録問題の表にでる様なものはなかったと認識しており特に年金の記録問題に関する反省点として挙げるものはありません。

以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が正しいものと認識していた

退職後マスコミで報道されるようになって知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当初は名簿方式で資格取得喪失、月額変更等々名寄帳の様式を進達していた。原票様式となり、原票の一部を切りはなして進達するようになった。名簿から原票方式へ変更したとき申告の処理取扱いに問題があったのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

会社が新規適用を受ける時に、会社の正式名称でなく店の屋号とか通常名称で届出適用うけ本人は知らず

本人は採用されるたびに初めてと申出て年金番号を新しく受ける多くさんの年金記名手帳を持っている。紛失したとき問題残る

旅館、飲食店に採用されるとき、採用条件以下の生年月日で性名も通称、源氏名で届出ている場合あり

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿があったときは本人に名簿納得するまで面談させていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個々の問題が起きたときに調査をすることしか方法がないと思います。

全てを解決するために お金と時間をかけても問題を解消することは不可能と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(H2頃)
年金相談を受けていく中で問題があることは認識していた。
これは、基礎年金制度が導入される等の年金制度的な問題や名寄の読み方、あるいは事業所が従業員を採用する時の生年月日・名寄の確認方法などが原因と思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 相談相手に過去の記憶を詳しく聞き出すようにしていた。
- 紙データを電子化にするときに、慎重にすべきであったと考えます。
- 地方庁は本庁の指示に従うだけであるので、本庁や厚生省幹部の認識が問題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① どのような問題が未解決なのかよく判らないが、年金記号番号に関するものであれば、各社保事務所には、年金記号番号払い台帳があるはずなので調べれば、判かるのではないか。コンピューターの入力原票はないのでしょうが、処合されていれば常識では考えられません。

② 未解決の問題については各県別、事務所別には分別できないのか、できれば解決につながるのではないかと思います。

③ 本人が就職時に旧姓名、誕生年月日を使っているケースや、会社の届出のさい、担当者の誤記入(氏名、生年月日など)のケース(社労士も同じ)。これをそのまま行政側(社保)が処理した場合には、すべて社保に責任があるとは思われないと思う。

④ 本人なり、解決のための、文書通知をだしても、返答、申出などがない者に対しては、ある程度の線引きが必要でないか。この処理については一応保留しておいて、将来的には、時効などで処理の必要があるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変、重要な問題であると思っていましたし、このような問題が起こるなんたは、夢にも思っていませんでした。知ったのは、退社後で国会で問題になってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・夫が納めていて免除をしているから妻も納めている、あるいは免除している、という考え方を聞いていますが、例外として子供がいる場合、妻の納付なり免除をしてる事例もあったことを思いおこしています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国・市町村双方の記録を照合して不利益にならないよう処理すべきであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・国民年金は当初手帳に印紙をはり、検認する方法を取っていたが、検認簿の記録と印紙台紙のチェックが、完全とはいえなかった面があった。(台紙の回収が十分出来ないことによる)。・保留時代。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・市町村において、納付書を発行する方式に移行した後は、台紙回収不能という問題はなくなった。
・それでも記録の正確を図ることから、町村では毎年１回、市部でも２年に１回は社保の記録と市町村の台帳を照合し、その都度調査・処理してきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

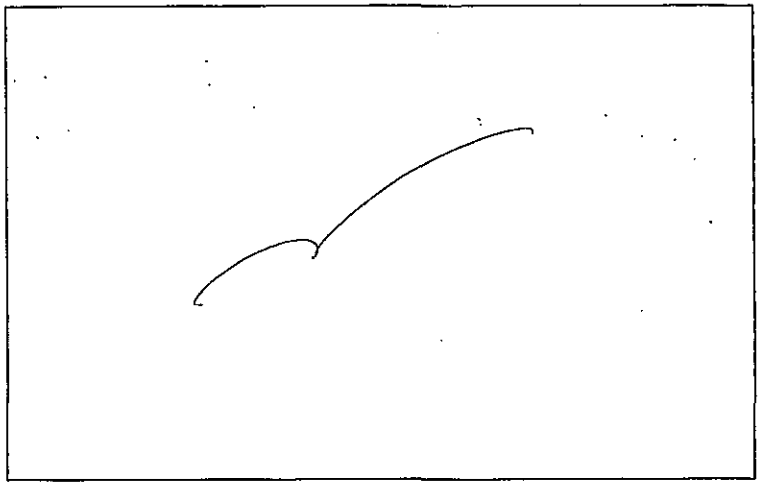
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期に渡る記録管理になるので、正確に管理して、年金権確保に取り組んだ。無年金者を発生させないという認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 特に長期未納者については、無年金者にならないように市町村とタイアップして、年金権確保に取り組んだ。
  無年金者になった者には、指導事跡を残すように指導した。
- 一所懸命やって来たのに、こんな問題が起るとは、なさけない。
- まともにやっていれば、こんな問題は起らなかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長：室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便等により本人に確認するほかないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金に反映するものであるので適正に管理されるべきであると思っていた。
手引等に従って適正に処理するように心がけていた。
テレビ、紙面等報道で知った ただただ驚いた。非常に遺憾に思っている

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金特別会計職員として採用され在職期間の大半を国民年金制度に従事しました。
職終期において厚生年金制度に従事していたので、厚生年金記録における問題には承知していません。
又、国民年金記録については、保険料収納事務について市町村に委任されていたこともあって、その大半を印紙を介して社保としては管理していたため完全確認事務は行なわれたと理解しています。記録が消えるということは理解していません。
ないと

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納験したあなたでは、国民年金未加入、保険料未納の人々は本人の意志によるものが大半と承知している。知らなかった、理解していなかったと言う人はだれとは言いませんが、ごく限られた少数と理解してます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

それぞれにおいて残存する記録の提供が可能であれば、協力を求めるべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題検証委員会での報告のとおりだと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかっても、一件一件、丁寧に調査及び訂正をしていくべきだと思う。

職員のモチベーションを維持する事が大切と考える。

国民受けねらいの施策では、制度の維持は難しくなるのではないかと心配している。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

システム及び制度、全体の不備が問題であったが、
被保険者も、捕捉される事を嫌がっており、保険料は、安くしたいと思っていた。また、紙からデーターへの移行の際の不手際などの認識はあったが、ミスの誤差範囲のものと考えていた。
(S.56年頃のオンライン化の時期。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入の際に、「記録のお知せ」等を送付すべきであったかも知れない。
しかし、その当時問題認識を提言出来る立場にはなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 (h)その他(事務局)　医療監理官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞報道により知る。
(18年5月の時)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・行政人だけの問題ではなく、過去の政治、官僚の責任が大きい。
マスコミ報道のあり方も疑問視される。
・対応については休みも返上して全員で対応に当たる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進められている方法で良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年6月の「5000万件の記録…」の報道後
記録の管理状況について具体的な数字等が公表されるまではほとんど詳しい状況は知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の事務的責任として、ほぼ大な来客、相談に対して相談体制の整備、事務処理の段取、手順、職場の役割分担、通常業務との調整等可能な限り「3S」に努めました。
また、社会保険事業や事業所、商工会、市役所等その外部にも協力要請を行いました。職場一丸となって夜間・土日関係なく現場にてできる限りの対応をしたと自負しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回投票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題については、現在、本庁において、様々な対応策や取り組みを実施されていますが、それらを粘り強く、確実に実施していくことが大切だと思っております。

公的年金制度に対する国民の皆様の信頼回復のため、一件一件、懇切丁寧な確認作業をし、正確に年金記録の整備等をしていかなければなりません。

しかも、現在、将来の年金受給につながる大切な記録であり、スピードある対応も当然ながら求められております。

そのためにも、年金記録相談窓口や記録整備等に対応する職員等を大幅に増員し、より一層の確実性とスピード化を図るのも一つの方策ではと考えております。

また、そうした対応が新たな問題の発生を防止するとともに、地方現場の混乱をやわらげ、年金記録問題に対する地域住民の信頼回復にもなると考えております。

回投票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問 3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。 また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録管理がここまで"ずさんな管理"とはショックで、将来の公的年金制度に与える影響は計り知れなく、社会保険庁に対する国民の信頼を取り戻すには並大抵のことでは済まないとの認識を持たざるを得ませんでした。

平成17年頃に「国民年金の不正免除問題」や未統合の記録が約5000万件ある等のことを大きくマスコミ等が報道してから、存在を知りました。

（質問 4）質問 3 の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の現場は「ねんきん特別便」の対応に追われ、職員も精神的、肉体的にも披露困憊で、当然、通常の業務にも多大なる影響を及ぼす状況でした。

とにかく、毎日、膨大な"特別便"での来訪相談者がありましたので、来訪者を待たせないスムーズな応対をするために、全所体制で、土日の延長相談、平日夜間の延長相談等に全力で対応しました。

当時としましては、現場はよくやったと思っておりますので、特別便等の対応についての反省点はありません。

ただ、年金記録管理については、特に平成9年に基礎年金番号が導入された以降、記録の管理状況の見直しがされていないようにあるのが残念です。要するに庁の業務センターでの記録管理についての認識が薄かったように思えてなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙保管記録をデータ収録し、突合ソフトを開発するとともに、作業人員を増員し、現記録との突合を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金行政において、最重要問題と認識していた。
また、平成17年頃、記録問題を認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最優先で年金記録関係業務を推進した。
記録関係、相談対応人数の確保が困難であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にマスコミ
世論の流れなどが来る必要はない。
確実に証拠の判明するものまでの応対の十分ですが、強い声の者、マスコミ等に負けないでほしい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（事業主の報酬の引き下げに対して）
事業主の記録は、保険料負担能力がないものが、後日の年金に反映され受取れることなど、不合理。
滞納事業所の経営者で高額の年金を受け取ることを目的に、実際報酬を払う確認がない者が、法人を悪用したことがありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報酬の引き下げは、事業主の了解のもとで行っているものと確信している。
その他の者については、法に基づいて適正に処理していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金記号番号(年金手帳記号番号)、記録の徹底した照合ではないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

台帳係に配属され、資金台帳の移管業務に従事していたが、この時記号番号の重複払出を散見していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

残念ながら対応できる立場になかったとしか申し上げようがございません。

時の経過と共に社会保障番号となるものを誕生の時に付与すべきではと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚年記録については、旧台帳、被保険者名簿とオンライン上の記録との突合が必要ではないか。
国年については、市町村に納付記録があれば市町村の記録との突合が可能である限り実施すべきでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給に対し大切なものであるとの認識であった
今回のような納付記録のもれ、標準報酬の訂正等がある事等、国会で取り上げられるまで全く知らなかった。
昭和５１年代には、会計検査院の検査で年収不足を指摘されるため、算定基礎調査も全事業所実施しており、このような事態が起きとは思ったこともない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 未統合の記録があることは、基礎年金番号導入時に認識していた。が、年金請求時の照会確認で解決するものと思っていた。
2. 件数については、週刊誌、報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 基礎年金導入後も再裁定件数の多いことを考えれば何らかの統合対策を検討すべきであったのかと思う。
2. 磁気テープの収録については、基礎年金導入時に地方の記録としていたように記憶している。
3. 行政を行う側としての責任感、危機感が希薄であったようにも思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、未統合の記録があることは、基礎年金番号導入時に認識していた。が、年金請求時の本人確認で解決するものと思っていた。

2、件数については、退職後、報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、基礎年金導入後も再裁定件数の多いことを考えれば何らかの統合対策を検討すべきであったのかと思う。

2、磁気テープの収録については、基礎年金導入時に地方の事情としていたように記憶している。

3、行政を行う側としての責任感・危機感が希薄であったようにも思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に欠等があるとは、認識していませんでした。
最近の新聞、テレビ等で報道されて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和61年前後に社会保険業務のオンライン化が本格化し、年金記録がオンラインシステムにより検索可能となりましたが、しかし、事業所名から検索するシステムでは、被保険者名の五十音順に1000名分までしか表示せず、従業者の多い(多かろう)事業所の場合、五十音の初めの方で1000名に達するためほとんど用をなさない状況でした。氏名のないもの、生年月日の日付が10日、20日、30日のように10日単位となっているもの、氏名のカナ表記が常識的でない読み方のもの等もあったと思います。
高額な費用を費して オンラインへの切り替え業務がされたことと思いますが、事業所名による検索の1000名打ち切り表示には閉口しました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、改善されているのかどうか私にはわかりませんが、鳴り物入りでオンライン化が行なわれ、そのオンライン化の~~(三)~~頭目玉、であった年金記録の検索システムに重大な欠陥があったことが、少なからず記録統合業務に影響があったものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合記録の存在が一番大きいと思います。
入職当時（昭和44年）から、被保険者記号番号重複取消届の処理に明け暮れておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今日では、年金受給者数が多いため、年金相談といえば年金受給についての相談というイメージがありますが、昔は、市民の方々に「年金相談を受けてください。」と声をかける時には、複数の年金番号（年金記録）と統合してもらう意味あいで言ってたと思います。
今のように、政府・メディア上げて呼び掛けてもらうでなく、職員個々の努力では限界以前のことで、とても及ばなかったものと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金で就職に当り年金証をいっわって届けていたケース

窓口相談を担当していた昭和50年代の頃一緒に働いていた同僚を代って来訪した被保険者で記録が見当らず一度断っていただいたケースがありました。一週間位後に就職時に生年月日を半年ずらして届けたことを思い出され、その頃が判明したら発見できた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

就職されない頃に就職した人の事例だったので前例のようなことは、あり得ることだったようです。基礎年金番号が設定された現在、この運用の徹底が行われることが大切だと思います。コンピューターによる可能性が拡大された現在、情報管理の重要性と得ちくつ、積極的な再周示により解決できると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

早い時期に窓口相談の担当をしており又時の年金性は認識していました。(昭和50年代)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の時代背景の中で第一線の場としては、それなりの努力はしてきた。(国民年金記録の市町村との照合、記録作業の要望など)つもりですが、
この重要性と個々の被保険者、年金まで認識していただく広報、教育活動が足りなかった、と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 記録の空白期について、事務担当者からの相談
資格取得届出時点で厚生年金(国民年金)に加入できたのが、会社について先の長い話だ(10年)我慢のことであり会社の価値観の変化で不信感があったから)と言って拒否する人がいる。困っている

2. 御頭相談
御頭相談で直接対応した事例ですが、年金的に受給権発生に近い年金の人である。国内別に転居したが、前々の記録について相談があった。自分の記録がない。国内別に転居した前の記録はある。以外の問題ではないか

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 会社の人事と相談し、本人と話し合いをするようにすすめた。勾留・強制適用であることは承知しているとのことである。納付について[illegible]報告・連絡のため報告はなく、心配になったので尋ねたところ、退職したとの事であった。

2. 御頭相談については、事業主にとって、個人にかかし差別するようなことはあり得ない。手続きの時点で加入拒否をしたのではないか。給料の加算や保険料負担という理由があれば記録遡及ができるので検討する。
時効し、その項目し、社会保険事務所に提出しますということであったが提出なく。
加入拒否の話しの二番のことが全く記憶にないが、立ち話でみれば、そのような会事があったかも知れないと話していた

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録の未収録があること確実に知ったのは社会問題として表面化してからである。
加入の5・給受給権を証明する資料であるが、旧方式は紙台帳に手書きであり処理、訂正等多くの一刻も早く、新方式に移行し記録の完全な保管が必要

旧名寄の記録統合作業、4回実施(再次は記憶ない)実施した、本来別人な資料送付があり相当最終的に不明分が出たが類型不能として本庁送付。その後に事業処理手続きエラーの指摘の問題と(落下の重複、無効当家等)多く通知されても適用は事業所単位であり通知後は個人単位である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の紛失をなくすために名寄方式の場合現存以外の事業者は別紙として別
保管とした。(旧名寄、加入名寄的な方法)
昨年次は二重に記憶ないが旧台帳を全てマイクロ化
保存した。(オンライン以前の処分)

・保険料徴収に非常に努力のところである。昨の経済状況よりも左右上昇は
右事業所に月額遡及が来ているものがあるが、その遡及のせる手段として事業所
所のかずに遡及して、標準報酬等の訂正、遡及して資格を喪失させるような
ことは絶対にすべきでない。最大限の努力した結果が月額を下回っても
組織として、そのような措置にすべきでない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現政権、厚生労働省の方針で行って下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

諸制度は時効がありますが、年金記録には時効がありません。人生一生うち20歳から60歳の40年の記録を管理することになる[redacted]。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職務に専念いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　~~地方庁~~
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(他方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録があることを知ったのは、2007年新聞等により。
また、在職中、このようなことがあることは考えもしませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題が発生したことは、ただ〜残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚労省　社保庁　の解決策でいいのでないでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題で旧厚保険料に審査漏れがあり、審査官が社保に調査に来たことがありました。~~（詳細が判明した時と思います）~~

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は別にありません。
手書から機械へと変った時点の処理に問題があったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存する旧台帳等の記録と電算出力記録との照合が行われているそうですが、その照合を徹底する以外には良い方策を思い付きません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来年金支給の際に必要な重要な記録であり、正確な記録と本庁への適正な進達が必要であると考えていました。

基礎年金番号への未統合記録が５千万件もあることは、退職後に新聞やテレビの報道で初めて知りました。初めは信じられませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時は、事業所や市町村事務当局に対して、常に適正な被保険者記録の届け出を行うよう指導していました。また、本庁の電算原簿に収録出来なかった事故記録については、徹底した記録の補正に努めていました。したがって、このような事態になっているとは、全く予想だにしていませんでした。被保険者台帳の記号番号が二つ以上重複して払い出されていたり、氏名や生年月日の一部が誤っているものがありましたが、最終的には年金裁定時に統合されるものと思っていました。

被保険者資格取得届提出時に、年金手帳を添付出来ないものについては、住民票の抄本又は自動車免許証の写し等、氏名・生年月日を確認出来る書類の添付を義務付けていれば、これ程の事態にはならなかったのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

通常に処理を思っていた。
(記録)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多いに

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・社会保険庁で発表されている以外ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在、実施されている「ねんきん特別便の送付」をつづけていくのが良いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・私は、国民年金事務が長かったのですが、国民年金の資格関係、納付記録等、台帳管理している際、市村との突合を年二回程度は実施し、その後 統合処理も時間をかけて実施したと思っていましたので、年記録問題等についての認識はありませんでした。
・問題の存在を知った時期ですが マスコミ等で報道されるようになってからでしょうか？

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・今のところ思いあたりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脳梗塞で倒れた為、はっきりわかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

脳梗塞で倒れた為 はっきりわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務所に申出ます。自分の領収書の確認でなお加入者については第三者委員会で聞いてそれのでも迅速に実施し解決していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後の生活に欠せない若い時の積立てであり非常に大事な問題。業務であり記録管理は当然の事である
記録問題を知ったのは適正な今回の全国的な問題となった平成18年である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お客様の申立に対し、最大限の調査・確認し、年金額会の説明・案内をした。
長期間納める制度であり、3～5年に1回は本人に記録の通知をすべきだったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

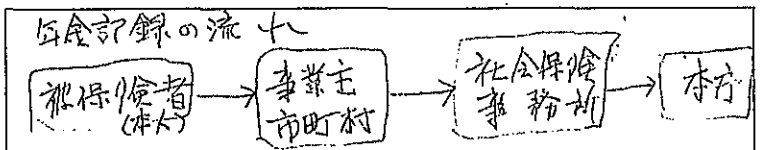
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録について
回答もない。協力もない。忘れている。
このような人が残念ながら存在するのだから
完全な解決策は困難だ
ただしが善人なら未統合記録問題は
生じない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



◎社会保険事務所では事業主等からの届出はすべて適正とみて事務処理する。誤った届出や虚偽の届出があっても確認できない。当然にウソにかかた記録はもとより資格取得のときに正しく資格の確認をしない限り今後もこの種の年金記録問題は解決しない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎国民年金記録については、市町村記録との照合を毎月、全被保険者について実施していた。
◎厚生年金記録については、算定基礎調査や総合調査を実施していた。資格取得時確認等を適切にしていた。
◎反省点としては、この記録の統合を年金記録時に実施するとして処置されたこと（[illegible]）
[illegible]
◎社会保険事務所は二次確認者である一次確認者の事業主等が誤れば正しようがない。三次確認者の本庁が監督しようがない。
どうしようもない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題をどのような方策をとればよいかというと、知識をもった優秀な人材（分限免職を受ける職員）を職員として雇用し各ブロック単位若しくは各県で調査確認（第三者委員会的調査チームを編成）を行い対応していく方法はどうだろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入者の将来を保障する唯一の生活保障制度を根幹から揺るがす大きな問題であると思っています。

こういった問題が存在することを知ったかというと、基礎年金番号に移行する前から、個々の加入者が過去の職歴を事業主に知られたくないということで、新しく働く職場でそれぞれ年金番号の払い出しを受けていることで、将来このような問題が生じるとは思っていましたが、基礎年金番号制が導入されたことによって、この問題は解決されるものと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者の将来を保障する生活保障制度ということから、過去の職歴等を加入者の方から慎重に聞き取りを行い、個々の職員が異なった対応をとらないよう事務所独自のマニュアルを作成し対応を行った。

社会保険オンライン化の時点で、もっと現場に詳しい人材でオンライン化を行うべきであったのではないか。本庁は、現場の業務に精通した人材がいない状態でいろんな決定を行っているのではないか。

社会保険庁を厚生省の外局扱いとしたこと事態が大きな問題であったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されているような方策が一番(良い方法)だと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金記録を進達しておりましたので、個人記録は整備されていると思っておりました。

年金記録の問題が報道されるようになってから「びっくり」したところです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の進達において 確実に整理されていると思っておりました。このように不突合があることを知っている社会保険庁の職員はいなかったと思います。私自身知りませんでしたから。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等で報道されているもの以外については、特に承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(——)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金においては、不在被保険者の処理・管理が問題。

厚生年金においては、転職の多い者の、厚年年金番号の多重取得者が問題。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民総背番号制の導入が一番と考えていた。

しかし、国民総背番号制の導入は、賛否両論があって、なかなか踏み切れないという。

導入できないとすれば、年金は全額税金で支給するしかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃：厚生年金担当になったが、当時から厚年番号の重複取消届が数多くあり、一人で複数の年金記録を取得しているケースはかなりあるのかと感じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定時に本人職歴を確認するので、年金記録のもれは補正されると認識していた。

電算化導入後、早目に名寄等実施すれば良かったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

企業が職員を採用する際の年齢制限をクリアする為に、生年月日を偽って届出て、採用された被保険者が居た。その後退職し、再就職する際には、正しい生年月日で届けをし、過去の偽った生年月日のことを忘れてしまっているため、宙に浮いた記録となっていることも考えられる。
(すでに統合が済んでいるかもしれないが、実際に居られた。特に昭和30年代の高度成長時期のものが多かった)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞、チラシ、年金定期便、支払通知書等に、『宙に浮いた年金記録に、あなたは過去に、氏名、生年月日を変えて届出をしていませんか?』との内容の文書を入れたらどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳から、マイクロフィルム化した際に、読み取れない文字、数字が結構あった。
(割合は不明だが、0.5%程度かな？)
しかし、年金記録は社会保険庁が、すべて管理し、整理しているもの、と思っていたが、少しは不安を感じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳の記録と、企業が持っている従業員記録の突合が必要と思ったが、当時の手作業時代の業務量と人員ではとても無理であった。
また企業側も、従業員記録(年金記録)を、長期に保存している所は少なかった。
(反省点)
現在のようなコンピューターの無かった時代では、被保険者個人台帳を、長期に保存しておくべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i.(事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、平成20年6月30日より8月20日まで、「心原性脳塞栓症(失語症)」で入院をしており、目下治療中(月1回諸検査・投薬・週一回リハビリ中)ですが、その他参考となる合併症状は、心房細動・極性心筋・糖尿病・高血圧症のとおりです。

私が、在職中年金記録について一般的に知らされてない問題については何もございません。若し、そのような事実があれば、何事かの手を打っていたことだと思っています。

(以下質問なまで同じです。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（イ）被保険者台帳方式から機械化に移行する時点で被保険者名の正しい（戸籍上）の読み方の届出の重要性。

（ロ）基礎年金番号がスタートした時点での複数の番号を取得している者に対する統合のための届出の重要性

オンラインがスタートした時点で（イ）、（ロ）共に確実に届出がされ、処理がなされないて、将来・色々の問題が生じる事を感じた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、広報誌・説明会等を通して周知が計られていたが、更にこの届書が将来の年金請求等に直結する重要な届出である事を事業主、社会保険事務担当者・被保険者本人に対して、強く理解をしてもらうための説明会等を色々な機会を捉えて、短期間に数多く行う必要があったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(イ)、被保険者台帳方式から機械化に移行する時点で被保険者名の正しい(戸籍上)の読み方の届出の重要性。

(ロ)、基礎年金番号がスタートした時点での複数の番号を取得している者に対する統合のための届出の重要性

オンラインがスタートした時点で(イ)、(ロ)共に確実に届出がされ、処理がなされないて、将来・色々の問題が生じる事を感じた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、広報誌・説明会等を通して周知が計られていたが、更にこの届書が将来の年金請求等に直結する重要な届出である事を事業主、社会保険事務担当者・被保険者本人に対して、強く理解をしてもらうための説明会等を色々な機会を捉えて、短期間に数多く行う必要があったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「入力等の的確な再確認が必要」
問題として、多量の事務量であるので、人員を増すことになる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金記録については、紙テープによる記録送達の時期があり、送達しても期限となり、回送運や必要となるものがあった。この場合の処理が不十分なものがあったのではないか。

厚生年金記録については、転職のたびに新規の番号の払出しを受け、その後に統合処理をするものが多かった。誤って取消された番号を使用すると、氏名、生年月日や基礎年金番号を入力しても判らないものが多いのではないか。また、原票方式であったため、記入欄が無くなると「年間記録」として、送達していた。この、送達・転記が十分にはされていないケースも多いのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別ら以外。
原票との記録突合しかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金を担当していたとき、厚生年度の加入状況を未納者にたずね、確認するもオンラインで氏名索引が出来ないことがあり、訂正に苦労したことがある。昭和60年頃、
厚年記録脱漏については平成２年頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年脱漏については、日常業務に余裕があるときに、担当事業所の全ての現在・過去厚生の記録確認を行い、訂正した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

多く有していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実態を把握していないので、特別な対策は考えていない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の年金受給権及び年金額計算の基礎となるものであり、的確に処理すべきものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格記録及び納付記録ともに的確に処理した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・連名式の旧台帳を集約する際、フリガナ付きで職員が一般的な読み方で対応した時期がいた。
・取得面が埋まれた際、新たな記号を発行し早急な処理を図ったことがあった。
(年金保険料を直接取消届で話合できることを安易に考えていため。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者、事業所の担当者、もちろん職員もですが長期間の記録は積上げと言う認識が不足していると思います。(P.R不足でしょうか)
この問題が起ってから現在までにそう後の被感心が当時あれば良かったなと思うこと(すでに経費はかかると思いますが)何年か(5年~10年位)のスパンで被保険者にチェックしてもらうシステムを取れば感心も出て来ると思うし自分の記録も自覚できると思うのですが…

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧被保険者記録の管理が手作業であったこともあり、判読できなかったり、用紙の劣化等による破損等が多々見受けられた。早急の対応をすべきであったと思いました。
被保険者原簿については、進達という方式で処理されていたので、このように決算の不整合記録にはならないと思いもなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取りあえず「マイクロフィルム化」ということで劣化は避けることができたと思いますが、業計簿（生年月日・氏名）にかかる元台帳が不完全なものも多く、事業所毎に一枚一枚マイクロを送って審判できるようにした。

[redacted]

年金事務官として業務に就いた時期に感じたことですが受給年齢を迎えてなると[redacted]して憤[redacted]力の低下、衰えをのあることでした。

年金手帳の記録の重要性を再度認識していただくこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-101

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-101

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳、名寄と徹底的に照合以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-101

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職した昭和53年当時までは問題は無かったと記憶しております。
原因考えられることは①オンライン記録時のミス ②本務所担当者のミス(例えば"正裕"という名を同係がショウちゃんと呼んでいた名前をショウヒロと取得届を提出した等) ③社会保険事務担当者のミス ④被保険者本人の氏名虚偽の届出 等が考えられます。
ヒント外れなことを書きました。
ここ、3年新聞、テレビ報道でありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求が本人又は家族の名前で行われる為事務処理に若干ずさんな点があったのでは と反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-102

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票②

鹿児島 46-103

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○　退職者
所属	本　庁　　○　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ⓘ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-103

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおりです.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-103

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来加入者の年金受給資格を判定するとき極めて重要な問題と認識していました。

時期については退転後二十数年経過しており かつ高令のため明確に記憶しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年被保険者証記号番号を重複取得の防止と重複取得者の統合整理に配意してきたところですが効果の程は判然としません。

「よりこの問題は基礎年金番号制度の発足により既に解決された問題と思われますので反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-104

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-104

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-104

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後（マスコミを通じて）
知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン導入（切替時）と基礎年金番号時の対応

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-105

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-105

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・地道な確認作業等を、継続する以外にないと思われます。
(被保険者の協力体制も重要と考えます。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-105

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○保険料の納付記録については、当初から市町村との不突合が生じていたため、定期的な照合作業等により補正し、記録の正確化に努めていた。

○未統合記録、入力ミス等については、オンライン切替作業時から認識していたと思うが、照合による入力補正等により、最終的には、請求前の本人との記録確認等で正常化になるのではと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○記録もれ、入力ミス等の解消に向け、チェック体制の強化、職員の問題意識の向上に努めてきたと考えています。

○オンライン切替作業が、一通りの単純な作業で終了させたように思われる。
時間的に追われていたようであったが、もう少していねいな対応が必要であったと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-106

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-106

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳をマイクロフィルム化する際、過去の記録整備の徹底を期するため、懸命の努力を払い記録について被保険者等から苦情が聞かれる状況はなかったという思いがあります。

国民年金の納付記録については、少なくとも制度発足以降、厚生年金や市町村の記録の照合と本人確認がされていたので、確実な納付(澄期)記録となっていたものと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録管理にたづさわった経験をもつ、OBの活用は、当面の方策のひとつと思います。
(厚年記録だけのお話)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-106

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険の資格得喪については、算定基礎届提出時に関係帳票に基づいて徹底した全件調査を実施していたので、適用事業所の加入記録は、個々の被保険者の雇用内容と合致しているとの自負をもっていたので、問題意識は全くなかった。

ただ、未適用事業所の調査、巡回指導等も行っていたが、やや不充分になった記憶が残っている

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の「未適用事業所」に勤務していた経験のある者に資格[illegible]と思っております。

・制度運営の基本視点が保険料収納率を至上とする状況があり、そのための「テクニック」を駆使することが優先され、「福祉施策」の概念を根本におくことを徹底できなかった点が大きいと思われ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-107

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b: 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-107

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職場にお客様があることは思いませんが一人一人が自覚して細かいことに気配りして仕事をしていくことが大切だと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-107

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直、いって、こんなに問題になることは思っていませんでした。
知ったのは、報道されるようになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国年の場合は検認等、厚年等の場合は徴収等にかけて重複していたのが反省点ではないのでしょうか。
参考になるかは別です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-108

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-108

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-108

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-109

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-109

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-109

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-110

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-110

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-110

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-111

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-111

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳や、被保険者名簿等との照合、確認を社会保険O.B等、人数をかけて行うことも良いのではと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-111

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年11月頃、テレビや新聞報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳から「さん孔」タイプ(電算機)による台帳切替え作業において、時間的にも、十分な照合、確認が、出来なかったのかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-112

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-112

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶が曖昧で正確に表現できません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が大きくて方策はわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-112

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多忙でチエックが浅かったと思います.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿方式～台帳～マイクロ～コンピュータ―等の切替時期に社保庁の適確な指示、人員の補強等が不足していた.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-113

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (j) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-113

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の相違については、電算化になる前のものが多いと思われますが、厚生年金については記録照会等がないように年間計画をたてて、各市町村の持っている記録と社保の記録を突合せを行っていた。又、毎年未納期間のある被保険者には、未納通知を出し、年金徴収等を行っていた。もし相違があればその時に申出があり、又訂正されているはずで、今言われている件数等はあまりにも多いのでないかと思います。
厚生年金については、毎年算定基礎届時に調査を行ったり、調査官を中心に事業所へ出向いて、現地調査を行って届出の訂正等があった場合は~~現地~~その場で取っていた。
届出等のもれのため不突合が発生したと思われるものもあり、全部社保が悪いのではなく事業所にも責任があると思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誕生日月の定期便を送って、確認依頼をされていることは非常に良いことだと思います。今後も続けてもらいたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-113

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、40年間それ以上の記録を正確に保管し、一生涯年金を支給を行うわけですから非常に大事だと思っています。
退職後に年金記録問題は知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は年金記録問題はなく、通常の事務処理は、記録もれ等がないようにチェックを丁寧にしていました。
社保庁だけの問題ではなく、年金制度、事務処理体制の問題と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-114

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-114

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに世間一般に知られている問題以外は知っておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統合されてない記録の氏名、年月日、事業所名等の整備を早急にすすめるべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-114

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は従来どおりの手順によって行っていたが、より一層統合もれのないよう事情聴取に努めたが、住所の把握がされてない記録の未統合は残るものと思っていました。
具体的な実態は表面化してから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合もれがあることを踏まえて、より一層年金請求時、再取得時での事情聴取に努めました。

平常業務が健保主導型(年金の記初の交付年金の傷手病給付等の設金給付等)により、年金書きの重要性等の周知が徹底に欠けたのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-115

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-115

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(同上)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-115

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1　年金記録は、特に老後の所得を確定するうえにおいて極めて重要な部分を構成するものであり、その記録は、適正、確実に本人の名のもとに収録、管理されていなければならないものと認識していました。
2　今回、年金記録問題を巻き起こした原因は数々あるようですが、私はその一つに厚生年金保険被保険者証の電算交付による記録の分散と資格取得時の届出に氏名や生年月日などと戸籍などの公的と照合する制度仕組がなかったこともあるのではないかと思います。
3　この年金記録事故が老後の生活設計に及ぼす影響については、社会保険調査官(昭和58年7月～61年9月)や年金専門官(昭和61年4月～62年9月)を命ぜられていた事、心を痛めています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1　第一線の行政機関~~等~~における対応
(1)　算定基礎届前の事業主(事務担当者)説明会での周知
(2)　社会保険委員会での周知　(3)県の広報紙での周知
2　担当職務従事則における対応
(1)　社会保険事務所の総合調査において、事業所担当者の理解を得るように努めた。
(2)　社会保険事務所年金専門官として個々の被保険者や来訪者との面談時に特に被保険者期間の脱漏、不一致がないかなど受給権の確保に努めた。
3　厚生年金保険被保険者証の電算交付への移行策として、今後とも現行の厚生年金保険制度を基本とする場合、この電算交付をさけ、さらに精度を高めるために、戸籍などの公的と届出事項を照合する(できる)制度仕組の~~制度構等~~はいかがなものでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-116

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-116

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-116

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

職員組合(労働組合)と結合していた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-117

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(○)退職者
所属	本　庁　　(○)地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-117

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞で報道された以外は存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~機、事業所においても取得、喪失等の確認を届書の一部(確認通知)行う等して必要な~~ ~~年度に確認を行うよい~~

この問題については本人の周知が一番必要と考えられるから容易に年金加入期間や標準報酬月を把握出来る様な対策が必要と思われる

再取得時に本人照合に力を入れ~~事業~~ される様説明をすること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-117

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

イ 在職中は社会保険庁において適正な年金記録が適切に保管管理を行っているものと認識していたので

ロ 新聞、テレビ等のメディアにおいて報道されて始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後約20年程経過しているので現時点における事務処理と在職中の事務処理とは異なりこうあるべきだという回答は当を得ない。

しかし旧事務処理においては事業所の担当者が一括して届出するシステムであったので完全に本人の過失とは一致しないところもあり、それが現在問題点になっている原因ではなかろうかと思っている。

本人が末梢神経の痛いのため長文はご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-118

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-118

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・人海戦術で一日も早く未納漏れの解消を図るべきと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-118

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金紙台帳の時代市町村より検認報告が提出された時、あるいは、金融機関より現金納付の領収済通知が社会保険事務所に届き、台帳に記録を記入。台帳が不明の場合仮台帳を作成していた。
何時か本台帳が出て来て解消できると思っていたのでは、又は、年金請求時に解決できると思っていた。
マスコミで報道されるようになり解決されていない記録が多く存在することを認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

仮紙台帳の解消を図る為、何数回本台帳を捜していたが長期間仮台帳のまま残っていた記録もあったと思う。
もっと真剣に解消に努力すべきだったと思う。
この記録は各人がそれぞれ担当し、他の人が記録作業のチェックをすることがなかった。チェック体制を取るべきだったのでは

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-119

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-119

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-119

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当時、いま報道されているような大きな問題はなかったが、国民の将来の生活権に対する業務を担っているということで強い責任意識をもって取り組んでいた。
・新聞、テレビ等の報道によって年金記録問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・市町村と社会保険事務所との年金記録の台帳突合を実施していた。
・厳格な年金記録の点検管理(入力、決裁区分等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-119

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-119

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・当時、いま報道されているような大きな問題はなかったが、国民の将来の生活権に対する業務を担っているということで強い責任意識をもって取り組んでいた。

・新聞、テレビ等の報道によって年金記録問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・市町村と社会保険事務所との年金記録の台帳突合を実施していた。

・厳格な年金記録の点検・管理(入力、決裁区分等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-120

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-120

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-120

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は完全に整備されていると現場の職員は皆そう思っていたから、5000万件報道以下の事例について初めて知ったし、呆然としている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中には問題意識を持っていなかったので何う対応はしていない。

庁のやっていることが、地方には知らされていなかったのがそもそもの問題発生の原因だ。地方は庁の指示どおりに業務を遂行してきているので一切責任は無い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-121

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-121

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事故内容等が不明のため考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-121

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の大きさ、大事を感じていた。在職中に進達した記録が事故リストとして返送され、その処理に大変苦労したことを思い出します。
年金記録問題については、今回報道されて初めて知った。大変残念な思いがした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真面目に保険料を納付した人に対し、しっかり説明がつく処理をしていただきたい。
パンチャーが処理した後の確認が不足していたのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-121

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事故内容等が不明のため考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-121

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の大きさ、大事を感じていた。在職中に進達した記録が事故リストとして返送され、その処理に大変苦労したことを思い出します。

年金記録問題については、今回報道されて初めて知った。大変残念な思いがした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真面目に保険料を納付した人に対し、しっかり説明がつく処理をしていただきたい。

パンチャーが処理した後の確認が不足したのではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-122

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-122

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問3)で書いたような厚生年金の場合、紙から転入して年金を請求にこられ、記録を見ると入っている所があるのに前の社会名、都道府県を聞いて他の社会保険事務所で記録照会して記録がある分は追加する為"時には昔の事で会社名もじかいたのか記憶がない当時勤務でないなど聞いてくださる。
都道府県も分からない人がいた。もしわかったら記録照会して追加記録しますのでお願いした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して1ヶ月以内なっているので自分では分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-122

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が退職してから1～2ヶ月の年金ずれます
その当時はまだ問題がなく年金記録問題は考えられなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]は1日1時間窓口で手伝っていますが、まず住所変更届が出ていない未納保険料を徴収に行くと不在が行方不明　こういう人達が年金請求に来て納めていた。転出する時市町村役所は必ず国民年金、国保にも届けをするよう指導しているが市町村の住民課がてくみそと思ってがんばろうという人が多かった
反省点については分からない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-123

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-123

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-123

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しく処理していたと認識

退職後

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録でどのような問題があるのか
わからないので反省点が思いつかない.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-124

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○ 退職者
所属	本　庁　　○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-124

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、社会保険の担当はなく国民年金の適用事務がまでした。
60年3月まで不正の内避除などは無いに等しい事もないでは、
一般的には、2年～3年に1度は全市町村の被保険者と社保台帳との合記録の突合と定期に実施しており問題はなかったと思います。
不正等の発生は、61年の改正により市町村NOから国直轄の納付方式に変ったことが原因と思われます。
最近テレビ等で騒がれる事のほとんど…

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付記録等については、当時の市町村年金担当者が一番詳しいと思います。個人々々の名前に納付の状況を明細に記入しており本人の納付意志の状況等も細く明記しているので
現状では、この方法が一番かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-124

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の勤務中は、職員全員が、解決に取り組む記録等すべてが給付に問題が起こり得ることを前提に対応して来ましたので、何ら問題がないものと自負しております。

このような事が事が起きていることは全く知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険行政に国民が信頼を失くしたことに大変残念に思っております。一刻も早く解決されることを望んでおります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-125

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-125

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-125

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の進達・事故リストの補正などの
事務処理をしてきました.
年金相談窓口において 旧台帳・番号払出簿等
から記録を見付ける事もありました
記録統合がいかに杜撰だったか非常に
驚いています.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-125

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-125

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の進達・事故リストの補正などの事務処理をしてきました。
年金相談窓口において旧台帳、番号払出簿等から記録を見付ける事もありました。
記録統合がいかに杜撰だったか非常に驚いています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-126

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-126

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(国民年金納付記録関係)
未納期間のある者について、過年度分の納付にかかる「領収済通知書」との突合が必要と思われます。
とくに、件数、金額の多かった いわゆる「特例納付分」は要注意。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-126

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(国民年金納付記録関係)
各被保険者の納付記録を正確に記録、管理することの重要性は当初から充分認識していました。
大量にのぼる記録問題が発生していることは、昨今の報道があってから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(国民年金納付記録関係)
重要性を認識し、社保の台帳の正確な記録、管理はもちろんのこと社保の台帳と市町村の名簿との突合を計画的に実施するなど正確な記録、管理に努めました。
(反省)
外部から指摘され、事が大きくなる前に現状と対策、方針等を自ら示すことができなかったのが残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-127

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-127

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて一つ一つ照合して行く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-127

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務量が多く繁忙であり丁寧な仕事が出来なかった。
又数字(徴収実績)を上げることが優先であった(平成6年頃)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談者の増加に伴い、相談窓口の充実、担当者をふやした。
職員の数をふやした方がいいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-127

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて一つ一つ照合して行く。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-127

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務量が多く繁忙でありていねいな仕事が出来なかった。又数字(徴収実績)を上げることが優先であった(平成6年頃)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談者の増加に伴い相談窓口の充実、担当者をふやした。
職員の数をふやした方がいいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-129

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-129

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

二重、三重の確認を的確に行う必要があると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-129

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題は被保険者並びにその配偶者にとって間違~~か間違い~~があってはならない問題であり二重、三重のケアーツの必要があるとの思いは常に持っていたいと思います
それでも場合によっては小さなミスもあったかもしれませんがそれでも真剣に取り組んでいたと思っております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

つつみかくさず相手の立場に立って理解を得られるよう努力することが望ましい

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-130

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-130

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-130

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を問題として認識していなかった
的確に処理されていると思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-131

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-131

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題を多く知っていない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項なし

我々はその時その時ベストを尽くし仕事をしてきた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-131

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については将来の老給権並びに年金額に影響する大きなことと認識していた。
個々の問題については承知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日々の作業でチェックする他は取れないが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-132

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-132

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン実施前は厚生移行による国年の取得年月日が的確ではなかった(本人申出、届出日)例により件数年月日訂正により未納期間が発生するケースが多々ある。

逆に、20歳到達日や厚年喪失日に何年も遡って取得年月日が設定されることにより、時効で納付できない期間であるにもかかわらず取得年月日から納付しているという認識が生じている傾向も多い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①公平上の記録もれ(未時効や永年時効の方オンライン)の解消のためには、相当な経費と時間を要することですが現有の紙媒体とオンライン記録の照合しかないのではないでしょうか。

②今実施されている未納者全員に便をすべての方に受け取る工夫は必要ではないでしょうか(未時効の保険料納付勧奨、免除勧奨等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-132.

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度は社会保険方式を採用しており、保険料を納付してはじめて受給権を確保するという、納付記録の正確性は最重要であるという基本認識を持っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

数年おきに、市町村の名簿と社会保険事務所の台帳との照合作業を実施していました。その際行方がわからくなっている被保険者台帳を「不在被保険者」として管理していましたが、これの徹底解明が足りなかった。
また、社会保険事務所の台帳の納付記録をさんふしテープで進達していたがこれの照合が完全ではなかったように思う。
被保記録の照合、点検が不充分だったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-133

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) 室長 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-133

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録問題については存じていません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題の解決方策は非常に困難かと思います
その理由として今世間は一般(メディア等も)的に社保職員のミスが原因としてしか受けれず
疲弊です。私は事業を外側の属性(年金)等も大きな原因の一つと思っております

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-133

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は記録に問題があるとは認識していなかったし存在することを知ったのは平成19年の二ュース等です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※現時点でみた場合

国民年金は市町村と事務所との関係が複雑な点が多いのでは、特に市町村に…

厚年の記録については職員のミスも一部あるかもしれないが事業所の届出(届)等等が大きな原因と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-135

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-135

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実施(検討)されていると思いますが、参考まで。

・未統合記録について

(1)オンライン上の未統合記録と原紙(被保険者名簿・台帳・申請書・台帳)等と突合修正

(2)未統合記録のすべてについて氏名索引表(一覧表)作成し再照合

未統合記録のほとんどが氏名・住所・生年月日等の誤入力・誤読等によるものと考えられる。複数の読み方が考えられる場合には、すべてのヨミガナを登載する。

例) 鹿児島 → カゴシマ, カゴジマ, カゴシマシ, カゴジマシ (ヨミ)

服部 → ハットリ, フクベ (ヨミ)

指宿 → イブスキ, ユビヤド (ヨミ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-135

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は年金受給権に係わる重要な部分であり、誤記記録、脱漏があってはならないとの認識はあった。

・年金記録問題が表面化し新聞、テレビ等で報道されるようになった頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた反省点

・年金記号番号の重複払出等の防止のため、基礎年金番号制の実施を早められなかったのか？

・被保険者、事業主、関係団体への制度周知へ向けての努力不足であった。
(長期給付であることから、一般の被保険者、事業主等の制度への認識が低かったとはいえない。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-136

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-136

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在あらゆる方法で周知を行って加入するようだし、今後は老令年金裁定請求時に十分な加入調査を行って適正に処理することが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-136

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は個々人の将来の給付に直結する重要な問題と認識により、市町村への当該突合や電算処理の時期を早めるべきであった。

新聞・テレビ等で報道されるまで、このような問題が多数存在していたとは予想だにしていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

それぞれ国民年金行政に携わってきたが、短期間で電算処理としたことが、年金記録問題を招いた結果だと思う。もう少し時間をかけてじっくりやるべきではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-137

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　○退職者
所属	本　庁　○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ○i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-137

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在籍を含む過去において、想起される問題は存在しない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に対するものではありませんが一般論として膨大な年金記録の解決に向けては本庁・地方庁・第三者委員会社労士に多大な御労力を払っておられる御様ですが方策として年金記録管理庁なるものを創設し、厚生年金・国民年金の加入記録をはじめとして各種共済組合等も含め、これを統合一元化して、年金の記録が制度間を通じて加入者毎に全て網羅可能な体制・組織づくりに注力されたいと思います。
年金記録については老後の生活設計に欠かせない重大な基盤(収入源)と認識し、行政庁・加入者本人・企業(会社等)の三者が一体となり制度の周知に努めることが肝要であると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-137

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

確かな年金受給に結びつく記録については精度の高いものでなければならないものと念頭にありました。
年金記録が手書き→記録管理適正～マイクロフィルム～コンピューター導入を経ど在籍が今日迄問題化（社）することなど思いもよらぬことであり、驚愕の念で一杯であります。
年金記録問題にあり得ぬ事と確信していた認識がありました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般論（反省？）
生涯初めての年金加入のスタートから自分の年金は自分で守るを第一に念頭におき、年金に関する資料（特に加入期間、証明、領収書）は、老後に自分を救う永久保存的重要な私的財産として管理し続けることが重要なことと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-138

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-138

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等でいろいろ報道されているが、それ以外は、判らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録誤りが多いということだが、今のところは、台帳や被保険者名簿等で突合し確認することしかないのでは、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-138

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化は、切り替え項目にそって整備を図ることとしていたが、退職後 始めてマスコミ等で記録誤りがでたことを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン上の記録ミスが、こんなに多いとは思ってもいなかった。結果としては、もっと切り替え時に正確性を徹底し、時間をかけて記録の充実を図るべきだった。
なお、記録誤りで迷惑をかけた受給者、被保険者の方々には、深くお詫びしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-139

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-139

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-139

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中の業務については重要性を認識し処理していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-140

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-140

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一年以件数を完全整理するには、期間も相当経過していること、又た保存されている資料等からしても調査は不可能と思われます。　従って、早く問題を解決するには、一定の条件に該当する者のみ処理することも已むを得ないと考える。
(例えば死亡が確認されない者、又は80才以上の者は整理対象より除く)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-140

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の複雑化と将来の年金受給者等の増加を考えた場合に記録の保存については最大限の人的要員等を配置すべきであると思っていました(特に昭和60年頃から)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録(申故リスト)に関する十分な調査と迅速な処理に努めた。

反省点

(ア) 長期間に渡る地方事務官制度の廃止。
(イ) 職員の定員(特別会計等に定員が整理されている)
(ウ) 特に昭和40年代を中心に内部事務(雇用・給与・恩給・記録保存)より保健施設面の整備に力が入っていた感がする。

以上のような点により職員の記録の整理の大切さに対する認識が欠けていた面があったと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-141

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-141

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん特別便」の回答記録を最重視した記録解明作業を最優先すべきではと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-141

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を周知したのは、退職後でありますが、在籍していた時は、未統合等、問題認識は全くなし。

マスコミ報道で年金記録問題を取りあげた時から初めて知る。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

完璧に仕事を遂行してきたと自負しているが、社保職員であったことにかんがみ、突合作業等に一助した。

従前の記録を含め、コンピュータ入力後におけるチェック体制等の不十分さが一因ではと思料される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-142

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-142

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-142

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題視していなかった。

新聞等報道されて、知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者の加入、納付状況を正確に記録するシステム化が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-142

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-142

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題視していなかった。

新聞等報道されて、知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者の加入、納付状況を正確に記録するシステム化が必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-143

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-143

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-143

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録問題は本庁で集中管理されるようになり間違いや記録もれがある等とは予想もできないことでした。
マスコミで報道されてから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

進達帳票の照会・未改リストの照会等があったとき、正確に補正して速に再進達する。
集中管理と基礎年金番号の切替えの作業手順の段階で最終的な詰めとチェックがなされたものと思われるが、最後の最後まで徹底的な追求がされたのだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-144

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-144

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の信頼回復に向け、事実の解明に最善の努力をすべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-144

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、年金週間のポスターにある芸能人が起用され、国民年金に加入していないことがメディアで報道されたことを発端に職員による「のぞき見」が発覚したことにより知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

原票方式（旧台帳）による年金記録は上部と切り取り（カード）進達していたので、進達漏れの危険性は感じていた。年間には事務リストとして地方が調査する段階でも途中（中期記録）のやり取りもあった。

地方庁としては、リストは調査し回答していた。このようなことになっている事態に驚いている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-145

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-145

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記述すべき事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を地方庁から本庁へ移管した後の当該業務の具体的処理方法は、承知しておりませんが、
① 未統合記録について、基礎年金番号又は基礎年金番号以前の年金記号番号に基づき払出者の記号番号該等で氏名、生年月日、取得年月日等を確認してみたらと思います。(照合漏がしれませんが)
② 死亡された被保険者の記録は整理されていると思いますが、未統合分との照合はなされているのでしょうか。
③ 厚生年金についての記号番号があると思いますが、これに基づき各年金事務所、各市町村で記録を保管している所があれば、照会してみたらと思います。
④ 地方庁から本庁に移管した分の原本があると思うので、それとの照合はされたのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-145

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金制度に老後保障として重要な役割を持っていると考えて（も）おりました。
① 厚生年金等については市町村を地域ごとに区分し事業所巡回の説明会を開催し、加入や年金制度の内容と説明、年金制度の重要性の周知を図ってきました。
② 国民年金については市町村の担当会議を開催し、年金制度を説明し、又各市町村にある国民年金協会の総会に出席し年金制度の説明と行い周知を図ってきました。
③ 年金記録の未統合問題については、国会等で問題になってから初めて知ったのが実状です。
本庁へ移管後に切替に伴う事故リストが多く送られてきて、補正して提出していたので事故分の整理は進んでいたと思っておりました。件数を知り、正直驚いております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点について。
① 本庁における地方庁からの年金記録の移管に対し、記録の切替業務について、いろいろな面からの問題点を充分検討されて処理されたのかどうか。
② 厚生年金保険については、以前は全事業所を対象に調査確認（適用台帳・勤務者名簿等）して実施していたが、現在は届出整理となっているようで適正な届出としては検討する必要ありと思います。
③ 国民年金については、平成16年4月以降本庁組織に業務ライン部を新設し、社会保険事務所が行っているが、今回の記録の問題でも本庁が同年4月以前の状態であれば、未統合記録問題も対応が遅い、記録の整理が進展しないのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-146

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-146

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

保険料の安かった雇用保険のみ早くから加入させ、健保、年金の加入をおくらせていた事業所が多かった。
サービス業、5人未満の事業所、漁船外にも多かった。
事業所を転々としその都度被保険者の交付をうけ数枚もっている人もいた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存事業所については再調査すべきかを思う。
全喪事業所については本人の申立を詳細に聴取すべきかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-146

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来年金を受給する場合重要なものがある。
その認識のもとコンピュータ化は何ヶ月間帳と切換要。
と入会の場合、説明をそのように行って業務課と進捗したものである。
年金記録問題については報道がうがある。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録は会の業務課と進捗したのがコンピュータに記録ができなかったものは直に事務所と照合すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-147

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-147

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申出に頼るしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-147

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

その都度解決していたので問題認識はありません。年金番号重複問題は在職中から認識していた。平成9年1月からの基礎年金番号導入により解決されていくものと思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・厚生年金加入者の場合住所管理をしていなかった(基礎年金番号導入等)

・平成オンライン切換時の照会確認にもっと力を入れるべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-148

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-148

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知られていない問題ではありませんが、厚生年金等の加入期間での旧紙台帳で昭和30年前後の被保険者加入期間が、本人の申出(請求)がないため、受給されていない者が多いと思います。

厚年、船保、共済(特に農林)、国年との関連で受給漏はあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同一人物でありながら、事業所を移るたびに新規に番号を作る被保険者が多く、重複が多く発生しました。当時は厚生年金被保険者の住所は把握していない状況もあり本人確認が難しいことがありますが、現在進めている本人確認作業を行うことが解決になります。昔からお金があれば統合作業が出来たと思っていましたので此の際お金を掛けて解決に向けて頑張って下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-148

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題は、在職中にも制度上の問題もありまして認識していた。年金相談、請求の受理を３年間担当した。番号の重複の未処理が多く、被保険者よりの職歴の経緯の判明しない部分もありましたが請求書を受理するさい、相違がないか、時間をかけて聞取りをして職歴等は本人に記入させるなど、又氏名、生年月日、職場名が同一で番号が異なる場合は本人確認して重複処理を行いました。
事務所での異なることはなく、正しく処理されています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成９年基礎年金番号を発行する以前に準備作業として時間をかけて厚年の重複、国年、共済等の加入期間の整理など精査してから基礎年金番号を発行したら、今回のような大きい問題には、ならなかったと思っています。

(反省点)

15年前に退職していますので当時を思い出しながら、回答しました。
現職の方々は、自信をもち頑張っていただきたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-149

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-149

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる方策をとり 早急に問題解決することだけである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-149

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-150

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-150

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便等について、職員及び賃金職員で対応しているが、窓口装置やスタッフを増やし早く処理すべきである。
又、職員を減らし不慣れな賃金職員での作業は膨大な件数を処理していくためには困難と思われるので、すこしでも退職した職員の協力をもらうことではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-150

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用された当時、保険関係の仕事に従事していたが、毎日が忙しく恒常的な残業[redacted]をしながらも被保険者の皆様から喜んでもらえる仕事にとても誇りを持っていたが、この問題で少なくとも世間の皆様に社会保険事務所で勤務して仕事をしたと言え方くなったのが正直な気持です。
又、その存在することを知ったのはいつ頃でしたかについては社会保険庁が膨大な記録を紙からコンピューター管理する過程で入力不可な記録(年故リスト)を社会保険事務所へ送付された頃と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を連日のようにマスコミで報道され、国民の多くが自分達の記録が誤っていると思い、相談に訪れる人で社会保険事務所の窓口、電話で仕事は麻痺状態でした。私は退職していましたが、相談がなった方には大半の方は正しく管理されているので安心して下さい。一部氏名、生年月日、又勤務した記録が誤って入力されている方がいるものでご心配な方は事務所に相談に行って欲しいと答えている。
この問題の反省点について
・自分を含めて年金への知識の薄さがあると思うので小学生の高学年から授業で教えて欲しい
・制度を維持していくうえで国民に安心した年金制度を確立して欲しい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-151

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-151

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-151

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成9年1月に基礎年金番号制度が導入され、新聞、テレビ等で広報され実施されてきたが、未統合分がある程度はあると思っていた。
但し、今回の色々な年金記録問題については、退職後の平成18年11月頃に新聞、テレビ等により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度は、統合に向けて広報活動がなされ実施されたと思うが未統合5千万件を考慮すると年金についての国民全体に対する周知広報が必要であった思う。(不足する)

又、収録されてない記録や正確に入力されてない事故は業務センターに於ける入力ミスが原因であり、入力後のチェック不足と思慮する。

今後は正確な記録管理の為に、旧台帳と統合後に年金記録に横通している社保、OB等を活用し早急な記録訂正を図るべきと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-152

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在の取り組み方法で良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１、法に基づき業々と職務に専念した。
問題は認識していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１、当時の脱退手当金は２種(すま)については
支給されていた。(被保険者期間２年以上)
適用事業所の事務担当者等から被保険者に充分な
説明がなされず単に退職時に自動的に支給申請が
されていた等現在の問題が生じたと思料される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

１．特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

１．現在の取り組み方法で良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１．法に基づき粛々と事務に当たる。
問題は認識していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１．当時の脱退手当金は、上積(好)については
支給されていた。(被保険者期間２年以上)
適用事業所の事務担当者等が被保険者に十分な
説明がなされず単に退職時に自動的に支給申請が
されていた等現在の問題が生じたと思料される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

１．特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

１．現在の取り組み方法で良いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-152

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

１．誠に恥ずかしく、職務に専念した。
問題は認識していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

１．当時の脱退手当金は、２種(女子)については
支給されていた。(被保険者期間２年以上)
適用事業所の事務担当者等が、被保険者に充分な
説明がなされず単に退職時に自動的に支給申請が
されていた等現在の問題が生じたと思料される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-153

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-153

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給に向けて早期の記録
ということを意識して・・・・

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-153

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特例なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

営業職を始めたとき 入力の方法を教わったところ 二人が同じお客をして 案会すというような ことを聞いていたので ただただ驚くばかり……

このような事例が発生したことにびっくりしています 未統合5000万件など考えられない ようなこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-154

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-154

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

関係省が総力を結集し早急に解決すべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-154

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、現状のような年金記録問題はありませんでした。

退職後、世間一般に公表された問題の存在を時点で知りました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-154

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

関係者が総力を結集し早急に解決すべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-154

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、現状のような年金記録問題はありませんでした。

退職後、世間一般に公表された時点で問題の存在を知りました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-155

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-155

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この年金記録等適正処理については、アルバイトで早急に処理できる問題ではないようです。
従って、問題発生にかかわった、全国の社保○百ヶ所1件ずつでも適正処理の作業を進めるべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-155

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、私が退職後報道関係者から公表されました。公表されたもののうち、年金記録(厚特)は、業務センターに進達後、事故分は事故リストとして配付され事務処理しておりました。この点から私は、その当時からいくらかの未統合があるのではないかと考えておりました。

その他の事故については、公表時知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題が発生したのは、退職後のことで職場での対応はありません。

また、反省点としては、業務全般、再三の点検、確認が必要であったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-156

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-156

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-156

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- この問題については退職後知った.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-157

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-157

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一挙に解決する方策はむつかしいと思いますが、オンライン導入前の記録を中心に一つずつ丹念にやっていくしかないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-157

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 紙台帳からオンライン切替時において正確に入力されていないケースがあった
- いまから60年頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 市町村紙台帳との定期的な突合
- 被保険者が県外へ転出し、転出先に納付された記録が仮台帳にて処理されたケースがあり、切替ミスにつながっているかもしれない
- 納付記録の適正管理については、紙台帳での管理方法、記録の追跡方法に厳しい部分が見られた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-158

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g) 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-158

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-158

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中は問題として認識していたとはなかったと思います

・退職後、ここ1～2年、新聞・テレビ報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-158

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-158

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中は問題として認識していたことはなかったと思います

・退職の後、ここ1~2年、新聞・テレビ報道により知った.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-159

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-159

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金記録問題については、原因が多岐にわたり或いは不明の現状では、事務処理上の完全解決は困難と思っています。
早期の政治的決着が必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-159

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録については、事故以外等の通常業務で解決しているものと認識していた。
・様々な事案の存在を知ったのは、年金移管以後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録については、チェックの徹底を心掛けた。
しかし、記録照合が徹底されなかった事が、反省として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-160

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-160

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

第三者委員会に申立てる事案で夫婦一方が死亡の場合、納付が認められるケースが見受けられるが、その当時の組合員夫婦の一方だけが納付するケースは幾らでもあり、(昭和60年以前) 未納者への納付指導でもそういった手段を用いていた。
したがって、そのことだけで認めることは、理解できない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成元年以前に当庁機構に採用される職員、途中転出の多くは社会保険事務経験者多いことから、社会保険が実施した経験者あるいはOBの指導は欠かせないと思われる。
このことから、旧社会保険庁出身やOBについて、十分な処遇を考えていただきたい。早期の問題解決のためにも……

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-160

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の記録については、昭和４０年代に市町村と社保が記録管理していた数年に一度突合を実施していた。その際に一致しない記録が見受けられたことから、将来(受給する際)問題が発生するかもとの懸念はあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村からの報告(紙台記録と年金給付)は、内容の精査を徹底した。

ただ、従来資料の収集・事実がなかったとしても、記録の訂正・追加をすることは容易に出来たかもしれない。(紙台帳への記載)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-160

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

第三者委員会に申立てる事案で夫婦一方が死亡しており納付が認められるケースが見受けられるが、その有効の確認として夫婦の一方だけが納付するケースは幾らもあり、(昭和60年以前) 未納者への納付指導でもそういった手段を用いていた。
したがって、そのことだけで認めることは、理解できない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成22年1月から当金機構に採用される職員(金庫職員の多くは、社会保険について未経験者が多いことから、社会保険が勤務した経験者あるいはOBの指導は欠かせないと思われる。
このことから、旧社会保険庁出身OBについて、十分な処遇を考えていただきたい。早期の問題解決のためにも……

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-160

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の記録については、平成14年度に市町村社会保険事務所(当時)から数百人一斉突合を実施していた。その際に一致しない記録が見受けられたことから、採用(受給する際)に問題が発生するかもとの懸念はあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村からの報告(納付記録と収納金額)は、内容の精査を徹底した。
社保庁の保険料の収納事実がなかったとしても、記録の訂正(追加)をすることは容易に出来たかもしれない。(紙台帳の記載)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-161

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 (g.)事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-161

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-161

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職した頃から、一人の人に複数の年金手帳が払い出されていたケースが見受けられ将来年金を請求する時点においては年金記録の統合処理の必要性を感じていた。
本人の過去の記録が正確でない場合や、過去に勤務していた職場の届出が正確になされていない場合(特に氏名の読み違い、生年月日の違い)等は統合に結び付けられないという問題があった。(制度創設からうたわれている年金の受給権は請求することによって生まれる。請求主義に問題があるのではないか?)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題が起こるのは、ひと昔前の一人の人が入社してから引退するまで一企業のみでなくなったという社会情勢の変化や、幾たびと改正される年金制度にも問題があったのではないか?
制度創設から年金に加入する条件として住民票の添付又は確認を行い氏名、生年月日、住所等の登録を義務付けておけば、このような記録の問題は減らせたのではないか。
平成8年からの基礎年金制度の導入により、国民一人一年金番号の付番が徹底され、住所変更管理されたことによりこのような問題は解消されたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-162

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-162

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

主に国年加入であったが当時としては、その時の方法がベストであると思っていたし、市町村と連携して一生懸命やってきたと思っており特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な被保険者記録を限られた人数で手作業により紙台帳で行っており、まったく間違いはなかったとは言いおおせないが疑いを救うためには、現在の方法もやむを得ないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-162

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳を市町村と2～3年毎に突合を行い、記録整備を行っていた。あえて問題があったとすれば短期間での電算切替（転記、突合）にもあった様に思う。（昭和60年前後）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の方法で多くの記録を長期間管理できるのか真剣に深く検討し問題点を追求しておけばと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-163

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　〈退職者〉
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-163

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-163

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録が約5千万件あることをニュースで知った時は 正直、愕然としました。
基礎年金番号制度が施行される前には、人によっては1人で数個の厚生年金番号をもっていることも聞いていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

親戚、友人、知人からそのような話を聞いた時は、社保に行って1個に整理してもらうようにアドバイスを行っていました。
年金請求等、申請主義が影響していたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-164

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-164

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○世間に知られている問題以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○「年金記録適正化実施工程表」や今後の道筋に示された方策を確実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-164

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金額の裁定は受給権者の請求に基づいて行われることになっており、年金記録についても請求の際、調査して裁定するものと思っていたので、特に問題意識はなかった。年金記録問題が報道された平成１８年頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金記録に不安や疑問を持つ方のために、記録の確認や必要な調査に素早く対応できるように、年金記録相談の体制を強化した。
受給権者からの請求を待つことなく、事前に記録を確認していただく機会を積極的に持ち、記録の適正な管理に努めるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-164

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○世間に知られている問題以外は知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○「年金記録適正化実施工程表」や今後の道筋に示された方策を確実に実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-164

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金額の裁定は受給権者の請求に基づいて行われることになっており、年金記録についても請求の際、調査して裁定するものと思っていたので、特に問題意識はなかった。年金記録問題が報道された平成１８年頃です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○年金記録に不安や疑問を持つ方のために、記録の確認や必要な調査に素早く対応できるように、年金記録相談の体制を強化した。
受給権者からの請求を待つことなく、事前に記録を確認していただく機会を積極的に持ち、記録の適正な管理に努めるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-165

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

鹿児島 46-165

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向けては、経験者(過去に業務に携ったOB)を積極的に活用してはどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-165

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

市町村の納付記録が、社保へ正確に記録されていない事を、オンライン化後の市町村との記録照合（台帳）で知った時、昭和６３年頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳照合で、市町村記録と社保記録をどちらが正しいか調査し整理した。

オンライン化後から、現在行っているような徹底的な調査そしてやればよかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-166

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-166

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-166

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成18年頃 マスコミ報道により
・裁定請求時に本人が記録も確認したうえ決定するので「もれ分」があればその時点で解消できるものと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ガバナンス、コンプライアンスの徹底
・システムの見直し

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

鹿児島 46-167

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

鹿児島 46-167

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~なし~~

保険証を詐取するために、架空の適用事業所の届出をし、また架空の名前、生年月日~~とで~~により基礎年金番号が付番されているものがある。これは永久に統合されないと考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。　　鹿児島 46-167

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 信頼回復に向け、全職員が一丸となり対応すべき問題として認識していた。が一面 オンライン化する以前の記録の保管・管理については、やむを得ない部分もあったと考える。

○ 新聞報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 相談に見えたお客様を待たせない様、ブースの拡張。ていねいな聞きとりに心掛ける様指示し、自らも接客を行った。

○ 記録の確認方法が当初明確でなかったことからお客様を混乱させたこと。事業所の名称・所在地についてある程度の情報を提供すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・当該事実は承知てない。
本当ではないと確信している。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・該当者の申出に基づく、実体調査しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、特定なし。当該件数は退職後の新聞報道等で知り、驚いている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

駐留軍従業員として雇用されるために米軍が思想調査を実施するための前提としていた。(レッドパージ)
これをするために偽名で雇用され社会保険の強制加入を拒否されていたために厚生年金の加入が実現しなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よりが事実あったとした手記等のズレ等が生じる恐れがあるため、駐留軍労働組合への今回の調査等の必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問１）の件以外に問題のあるの認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

内容では分かっていなかったので特に深く踏み込んでの理解にはなかった。送付帳お渡し以上の確認は出来なかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　退職者
所属	本　庁　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付済の証拠書類で確認すべきだと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日本銀行に振り込んだ額と社会保険事務所で受領した額を突合表で完全に一致するまで照合を行っており、年金記録は正確に記録されていると認識している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記記載のとおり、年金記録は正確に記録されていると認識しており対応はない。

ご協力有り難うございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①沖縄の厚生年金記録について
復帰後沖縄の厚生年金記録も社保庁に統合され窓口で検索出来る様になった。統合後暫くして氏名索引が出来る様になったが、氏前先頭の頭出しが不備の為重複取消しや事故リスト処理に1年以上も不便をかこっていました。
例 正常は「ヤマダタロウ　００」でも表示は「ヤマダタロウ００」で一字消えてしか検索出来なかった。改善要望を何度もした様に"ダメ"だった。なお沖縄記録は「ヤマダタロウ」は「アラヤマ」であったり「アラブスク」でしか検索出来ない場合があり要注意。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①この問題は1年以上たって予算措置がされた様で解決し、頭出しが出来る様になった。
しかし、この間に処理が困難で統合されなかった記録があるかも知れないので、「記録もし者」の申出には注意が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①この問題は一方的に社保庁が悪い様に報道されているが被保険者側にも大きな問題がある。「被保険者証」をなくした或方訂正、前職を知られない為新規とするケースが多々ある。名前を変えて転職を企てとする人もある。脱退手当金を老齢金として受け取りカラ期間になる。問題は数字にいとまがない。他方社保険業務課でも膨大な未統合記録が毎年発生したと思う。でもこれには気づかなかったと言う言い訳にはならない。この多くは復帰と同時に年金を担当したらすぐ気づいた事である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①前述の様に被保険者側のねじれ記録が多い事も問題だが、当時事務処理の迅速化に心をうばわれ、今になればもっと真しに時間をかけて対応すべきだったと後悔している。
膨大な未統合記録も宮僚連は自分の代では問題提起せず次の人へ次の人へと先送りしたのにも大きな問題があったのではと記憶している。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○どう対処すればよいか難しくて分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者の年金受給権を確保するためにも、正確に事務処理すべき事と認識していました。
・現在問題になっている事は、在籍時は知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・職員に対しては常に適正に事務処理するよう指導していた。
・年金業務の経験がなく、具体的詳細な指導ができなかったことです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職 (総務課長)	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・処理結果以外の徹底チェック

・会社側による納入告知書の額の毎月チェック

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は将来の年金の原資となる重要なものと認識していたので、そのような問題が存在することはないと信じていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の問題は解決したと信じているので、特段の対応はありません。

ご協力、有り難うございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

※国民年金の被保険者記録を紙台帳からオンライン化への切替えの際、多くの非常勤職員を採用し作業したが、チェックが不十分であったと思う。
※オンライン化の際は職員団体(組合)が反対し、職員の協力が少なかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

※紙記録が散らばっている状態では、被保険者への照会以外にないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※沖縄の場合、年金は本土復帰の際、本土法で救済される事になって作業をしていた。
又、沖縄特例についても周知し、多くの住民が喜んだと思う。

※社会保険庁の存続問題が出た頃、その時、過去組合と関係で仕事した事故などがあったんではないかと思った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※当時、所長として職員団体と話をする機会がさみで業務していた当時、まじめに出向していた上司は組合とは問題を起こしたくなく、組合のやうんに発揮ではった。

※一所長と、当時の保険課長では、保険課長へ権力集中が大きくは進まないと感じた。出向後の自庁への復帰が主で組合とは出来る問題を起こさないように行動していたように思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良く理解できません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が起こり得るとは思いませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適切に記録されているよと認識していましたので思い当ることは有りません。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときの年金記録はよいと認識しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　（退職者）
所属	本　庁　　（地方庁）
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、加入者各自の年金額算出の基礎資料となる大事な記録資料との認識。

新聞紙上等、マスコミ等に取上げられてから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金。
市町村から国へ台帳が移管された際、慎重に内容公表（勝由かけて）すべきだったと思う（照会）

（嫁いだ女性の場合結婚により性名が変更があるので。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

/

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在籍した当時は「年金記録問題」という問題はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

/

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳と現在の記録を突き合わせ、原因を究明する等地道な努力が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍のころ年金問題は知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の一員として現状について反省している。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

日々、正確に業務処理されているものと思っていたので、年金記録に問題が起こるとは全く考えていませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

発生している問題については、政治的解決が必要だと思います。

将来については、報道されているように領金通帳或いは入省の年金通帳を作成して自己の記録を確認が保存できる方法を取った方がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は質問1でお答えしたように年金記録問題が発生するとは全く考えていませんので、問題の認識はありませんでした。
また、問題の存在を知ったのは数年前の国会等のニュースを見て初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ち出し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~真相究明~~ 早急に詳細な調査し、証拠を統合し、国民の不安を解消すべきだと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入の際、重複番号のはい出しが散見されていたと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複番号の処理については、基礎届出書の提出時に処理するのではなく、発覚した時点で即処理するように指示していた。また市町村との台帳記録照合についても、もっと厚生に実施すべきだった点と思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題については、存知あげておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件、ひたすら突合努力を重ねる以外方法はないと思います。いわゆる問題の早期解決の王道は無いと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現役の頃はこのような大問題が発生するという認識はありませんでした。問題が存在することを知ったのは世間一般と同じで、平成19年6月頃です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、問題があまりに大きすぎて、対応するという認識はあまりありませんでした。

反省点と致しましては、被保険者の年金番号は終身ひとつの番号でという大原則が周知徹底されてなかった点もあげられると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	(本　庁)　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録問題はなかったです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理件数が多く、点検が不十分ではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

おもいつくものがありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

チェックの重要性

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・知り得ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在実施している「ねんきん定期便」による資格等の確認徹底が必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・この問題が公表されるまで知らなかった。
大変残念に思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・毎年ごとの資格確認の徹底が必要と
思います。(質問2と同様)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

✓

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i.)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題はない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　○退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 ⊘本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 ⓔ事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者が住所の異動や職の異動等に伴い、得喪の届出がなされていなかったのが長年積重なった結果、個々人の問題に発展していったと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記関連して、被保険者に対して制度の仕組みを周知徹底する方策を検討してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の周知をしっかり行う必要があると常々痛感していた。記録についてこれほど社会問題化するとは考えておりませんでした。記録問題の存在を知ったのは、ここ数年の新聞報道です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談月間等を通じて被保険者等への集団説明会等を開催に周知を図り努めた。
制度の周知をよりきめ細かくこうじて実施していくことが必要です。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　(退職者)
所属	本　庁　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社保庁などの様に、業務が現場化されてる事が承知しておりませんが、各社保に専担チームをつくり時間をかけて行う方法。
人と
特に不一致の項目 氏名仮名のみ生年月日等が
氏名であれば各地方独自の呼び名がつくとなると思われるので
推測される呼び名を全国で共有、また、数字であるのであれば
書き間違いやすい数字を全国で共有するのも一つの手法と思われる。
(5時間)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[回答]
私たちの将来の生活に係る年金であることはたいへん重要であると認識していた。国民年金については、昭和○年に○○市から○○市へ転居した際に国民年金手帳を紛失し、再交付を受けた。その際、年金記録問題が発生していることを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[回答]
反省点として、
基礎年金番号制度導入時に、各制度ごとの情報を各個人に提供し確認した後、加入歴を完成させるべきだったと思う。
等

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i) 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の具体的内容を知り得ず解決方策等提議いかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中は、本土と９年おくれの年金制度推進と、沖縄県民の年金受給権の確保に、昼夜一諸懸命邁進したもので、年金記録問題は生じていません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は将来の給付の原点ですから、事業主、事業所の事務担当者及び従業員の制度認識なしでは受給権確保はされません。適正届出と保険料の適正納付を促す説明会出席を呼び掛けするも、出席率低調で、結果として、現在の年金記録問題はいろんな型で現われているのではないでしょうか。社会保険庁職員がすべてにおいて悪く解されるのもいかがなものでしょうか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在ご納付いただいている年金特別便等による処理方法以外の考えは持っていない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本県においては、年金額の格差是正のためこれまで、2～3回特別措置が実施されている。このため、年金記録期間については、その際、補正しているので、年金記録問題がこれほど大きな問題となるとは考えていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２に同じ。
の回答参

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ報道等を通じて被保険者等の記録が認められない・社保庁等の対応が悪い等の声が多いが、~~第三者委員会~~現状では膨大な予算と期間がかかって解決の難しいと思うので、~~本人申請~~の期間を設定し、本人の申請した時期に会社が適用されていた事会社の上司や同僚(2人以上)の適用の確認できれば認める方向はどうか(年金業務を担当してきたものとして適正な事業を行ってきた者として~~とみなす~~、事務ミス理由で不適切といわれているので本人申請を認める早期救済ができるのではないか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

無年金者予備軍や無年金者対策が問題となっていて、年金記録問題は認識していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i)事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の年金権確保の点から重要な記録であると認識していた。在籍中は特に問題はなかったのではないか。

国会で取り上げられてから知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に問題がなかったので対応はしていないし反省もございません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　退職者
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

地方庁は本庁の指示で業務を行っておりました
一般に知られていない問題は
ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

通達されたものと戸籍を
照合するしかないと考え
ます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現時点でも 今行っている 問題は 理解 出来ません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よく わかりません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. (事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住所変更経過記録の整備

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は認識していなかった。
又、この問題はマスコミ等の報道で概要を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピューターでの年金処理の向上が必要と考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) (i. 事務所長) j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があると認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記(質問３)の認識であったため、
問題が起こるとは思わなかった。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者　　(退職者)
所属	本　庁　　地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長　*平成11年度までは課長 (f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限りの政治的な救済措置

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

。年金記録の未統合については、個々のケースで判断すべきものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

与えられた職責をはたすこと